

令和7年度
浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務

報 告 書

令和8年3月

環境省廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室
公益財団法人日本環境整備教育センター

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 報告書
目次

第1章	はじめに	
1.1	本業務の背景及び目的	1
1.2	本業務の内容	1
1.2.1	プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成	1
1.2.2	環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成	2
1.2.3	浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析	2
1.2.4	浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催	2
1.3	打合せ	3
1.4	業務体制	3
1.5	業務期間	4
第2章	Webプラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成	
2.1	目的	5
2.2	要件定義書作成のための調査検討	5
2.2.1	Webプラットフォームの要件整理	5
2.2.2	ヒアリング調査による課題抽出	8
2.3	ヒアリング結果の整理と対応	21
2.4	要件定義書	25
2.5	今後の課題	25
第3章	環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成	
3.1	目的	69
3.2	環境省版台帳システムの改修項目の抽出	69
3.2.1	社会変化に伴う環境省版台帳システムの改修項目の整理	69
3.2.2	環境省版台帳システム作成時における未対応項目の整理	70
3.2.3	ヒアリング調査の内容と結果	70
3.3	改修項目の検討結果	72
3.4	要件定義書	77
3.5	今後の課題	77
第4章	浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析	
4.1	調査の背景・目的	104
4.2	調査方法	104

4.2.1	浄化槽の保守点検、清掃料金の調査	104
4.2.2	電気料金と法定検査に係る料金の調査	104
4.3	アンケートの調査内容	105
4.3.1	業者に対する調査	105
4.3.2	市町村に対する調査	105
4.4	業者に対する調査結果	105
4.4.1	回収状況	105
4.4.2	業務内容	107
4.4.3	保守点検料金及び実施状況	110
4.4.4	清掃料金及び実施状況	121
4.4.5	保守点検及び清掃料金の地域特性	124
4.4.6	維持管理業務の合理化・効率化	128
4.5	電気料金	129
4.5.1	累積設置基数	129
4.5.2	調査対象型式の選定	130
4.5.3	処理方式毎の電気料金の計算方法	132
4.5.4	型式毎の電気料金	133
4.6	法定検査料金	139
4.7	公共浄化槽等整備推進事業実施市町村に対する調査	140
4.7.1	回収状況	140
4.7.2	回答市町村の情報	141
4.7.3	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	143
4.7.4	保守点検料金及び実施状況	151
4.7.5	清掃料金及び実施状況	158
4.7.6	維持管理業務の合理化・効率化	163
4.7.7	年間維持管理費用のまとめ	163
4.8	過年度調査との比較分析	165
4.8.1	各年度の調査概要	165
4.8.2	調査回答業者における業種の割合の推移	166
4.8.3	個人設置型浄化槽における維持管理費用の推移	167
4.8.4	公共浄化槽における維持管理費用の推移	170
4.9	維持管理費用調査のまとめと今後の課題	177
4.9.1	業者に対する調査	177
4.9.2	電気料金	177
4.9.3	公共浄化槽等整備推進事業実施市町村に対する調査	178
4.9.4	過年度調査との比較分析	178

4.9.5	維持管理費用調査に関する今後の課題	-----	179
第5章	浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催		
5.1	はじめに	-----	180
5.2	全国会議の開催	-----	180
5.2.1	開催状況	-----	180
5.2.2	議事及び配布資料	-----	180
5.2.3	質疑応答	-----	193
第6章	業務のまとめと今後の課題		
6.1	本年度業務のまとめ	-----	202
6.2	今後の課題	-----	203
参考資料			
参考資料1	(Webプラットフォーム構築、及び環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けたヒアリング調査議事要旨)	-----	204
参考資料2	(発注者及び受注者における打合せ議事録)	-----	222
参考資料3	(業者アンケート調査票)	-----	243
参考資料4	(市町村アンケート調査票)	-----	245

第1章 はじめに

1.1 本業務の背景及び目的

令和6年度末現在で未だ約780万人が汚水処理未普及となっており、その解消に向けては関係省庁が連携し、適切な役割分担の下、持続可能な汚水処理システムの構築を目指す中で、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっている。しかし、令和6年度末時点においても約329万基の単独処理浄化槽が設置されており、汚水処理未普及人口の約半数が単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題となっている。加えて、浄化槽を設置した後の維持管理についても大きな課題となっており、法定検査については、浄化槽の使用開始後3～8ヶ月以内に受検する「設置後等の水質検査」（浄化槽法第7条）と、毎年1回受検する「定期検査」（同法第11条（以下、「11条検査」という。））があるが、特に11条検査については、令和6年度末時点において全国平均の受検率が約51%（うち、合併処理浄化槽は約67%）と低水準の結果となっており、受検の徹底が課題となっている。加えて、同法第10条に基づく保守点検の実施率は約75%、清掃の実施率も約66%となっており、設置された浄化槽が適切に維持管理されていない事例が全国各地で見られている。

また、令和6年2月には、総務省行政評価局より、浄化槽行政に関する調査に基づき勧告（以下、「総務省勧告」という。）が出された。総務省勧告においては、特定既存単独処理浄化槽の判定の考え方の見直し・定量的基準の設定、清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置、浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討等について勧告がなされたところであり、それを踏まえ、同年2月には浄化槽法施行状況点検検討会が設置され、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について議論がなされた。同検討会の報告書が同年11月に公表されたところであり、その中で、浄化槽の維持管理については、都道府県等が指導に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、電子情報による報告の義務化について検討すること等、今後の取組の基本的な方向性が示されたところである。併せて、同報告書に示された基本的な方向性を受け、環境省において浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（以下、「維持管理マニュアル」という。）の作成や「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」、さらには環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「施行規則」という。）の改正を行い、対応を図ってきたところである。

このような状況を鑑み、本業務は、浄化槽の維持管理に関する効率化・高度化等に資する施策の具体的検討及び対応を行うことを目的とした。

1.2 本業務の内容

1.2.1 プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成

全国の保守点検・清掃業者から各地方公共団体に対してオンライン提供・報告される維持

管理情報を統一的に受領することができ、また各地方公共団体が当該情報にアクセス可能なWEBプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の新規構築について、プラットフォーム利用者として想定される行政担当者や保守点検・清掃業者計5団体を対象にヒアリング調査を実施してプラットフォームに対する意見・要望の収集を行い、適宜、要件定義書に反映させた。

1.2.2 環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成

令和7年3月に施行規則が改正され、11条検査の結果報告書の記載項目として「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が追加されたことや、維持管理マニュアルにより環境省版浄化槽台帳システムに搭載されていない項目が示されていることを踏まえ、既存の環境省版浄化槽台帳システムを改修して上記項目に対応できるよう、環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書を作成した。

また、当該システムの利便性向上を目途として、当該システムを導入している地方公共団体に対しヒアリング調査を実施し、得られた意見を適宜、要件定義書に反映させた。

1.2.3 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析

浄化槽の維持管理に関する費用等の実態を把握するため、全国の保守点検業者、清掃業者、公共浄化槽等整備推進事業実施市町村に対しアンケート調査を実施し、調査データの集計、解析、過年度調査結果との比較を行った。

1.2.4 浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催

本業務で行った、環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた検討案と浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果等に関する情報提供、意見交換を行うため、全国の指定検査機関、都道府県及び保健所設置市担当者等を対象とした全国会議を開催した。

- 実施計画の作成

「開催時期、開催場所等」、「会議次第、進行等」、「参加者の決定等」、「議題」、「会議資料の構成」を含む実施計画（案）を作成し、環境省担当官と打合せの上、決定した。

- 会議資料の作成

実施計画に基づき、会議資料を作成した。資料には本業務で行った「環境省版浄化槽台帳の改修の検討案について」及び「浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果」の内容を含むものとし、環境省担当官と打合せの上、決定した。

- 開催

実施計画に基づき、全国65の指定検査機関及び浄化槽行政担当者を対象とした会議を1回開催した。会議は実地開催及びWEB会議との併用で行った。

- 取りまとめ

議事録を作成するとともに、会議における意見等を踏まえ、報告書に反映させた。

1.3 打合せ

調査の進行方針、各調査の進捗状況の確認のため、環境省担当官との打合せを計 4 回実施した。また、必要に応じて調査別に打合せを実施した。

1.4 業務体制

(1) 発注者

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

(担当) 竹谷 理志 浄化槽推進室長

永浦 康史 室長補佐

中山 修一郎 指導普及係長

天目石 和彦 環境専門調査員

(2) 受注者

公益財団法人日本環境整備教育センター

東京都墨田区菊川 2 丁目 23 番 3 号 電話番号 ; 03-3635-4880

(責任者) 調査・研究グループ グループリーダー

櫛田陽明

(担当者) 調査・研究グループ 調査研究第 1 チームリーダー

武田文彦

調査役

古市昌浩

調査研究第 1 チーム 主任

山下雅大

調査研究第 1 チーム 研究員

宮城怜奈

事業企画グループ グループサブリーダー

併任企画・調整担当チームリーダー

併任調査研究グループ

濱中俊輔

【WEB プラットフォーム、及び浄化槽台帳システム要件定義書作成業務再委任先】

MR コンサルティング株式会社

東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 7 F 電話: 03-6231-0588

1.5 業務期間

業務期間：令和7年8月20日から令和8年3月27日

項目	令和7年				令和8年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成								
(1) プラットフォームの要件整理								
1) 要件整理								
2) ヒアリング調査(⇒システム利用者)								
(2) 要件定義書の作成								
1) 打合せ(請負者⇄再委任先)								
2) 要件定義書の作成(再委任先)								
(3) 実施計画(案)の作成								
1) 実施計画(案)の作成								
2. 環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成								
(1) システム改修の要件整理								
1) 要件整理								
2) ヒアリング調査(⇒システム利用者)								
(2) 要件定義書の作成								
1) 打合せ(請負者⇄再委任先)								
2) 要件定義書の作成(再委任先)								
(3) 実施計画(案)の作成								
1) 実施計画(案)の作成								
3. 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析								
(1) アンケート調査								
1) 調査票の作成								
2) 調査票の発出								
3) 調査票の回収								
4) 調査データの集計・分析								
4. 浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催								
(1) 実施計画の作成								
1) 実施計画の作成								
(2) 会議資料の作成								
1) 会議資料の作成								
(3) 全国会議の開催								
1) 事前案内、出席者取りまとめ								
2) 開催								
(4) 会議開催結果の取りまとめ								
1) 議事録の作成								
5. 打合せ								
(1) 環境省担当官との打合せ								
6. 報告書の作成								
(1) 報告書作成								

第2章 Webプラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成

2.1 目的

地方公共団体が浄化槽管理者等に対して維持管理に関する指導を行うには、保守点検・清掃業者から保守点検・清掃の実施に係る情報（以下、「維持管理情報」という。）を収集し、それらを活用することが重要である。報告・収集される維持管理情報が必要な事項を備えることについての確実性や地方公共団体における作業性を考慮すると、デジタル技術を活用した報告・収集手法が求められる。

これらのことから、全国の保守点検・清掃業者が地方公共団体に対し維持管理情報を統一的に報告することができ、また地方公共団体が当該情報にアクセス可能な Web プラットフォームの新規構築を目的として、必要とされる条件を明らかにするための調査検討を行ったのち、これを踏まえて要件定義書を作成した。

2.2 要件定義書作成のための調査検討

2.2.1 Webプラットフォームの要件整理

Webプラットフォームの構築において必要とされる条件を下記のとおり整理した。

- ① 想定される利用者数
- ② 想定される情報量
- ③ 使用する報告様式
- ④ Webプラットフォームの機能・仕様

① 想定される利用者数

Webプラットフォームの利用者は、維持管理情報を報告（プラットフォームにアップロード）する「保守点検・清掃業者」と維持管理情報を収集（プラットフォームからダウンロード）する「地方公共団体数」に分類される。それぞれの想定される最大利用者数を以下のとおり試算し、その合計は20,181団体であった。

維持管理情報を報告（プラットフォームにアップロード）する利用者

- 保守点検業者：約 12,100 団体（保守点検業総登録件数：12,129 件）
- 清掃業者：約 6,300 団体（浄化槽法第 35 条許可業者：6,306 社）

維持管理情報を収集（プラットフォームからダウンロード）する利用者

- 都道府県：40 都道府県（全市町村に対し法第 49 条第 1 項に係る権限移譲済みの 7 県を除いた都道府県）
- 市区町村：1,741 市区町村（令和 7 年 9 月時点の日本の市区町村数）

※令和 6 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果より引用

② 想定される情報量

Web プラットフォームにより報告・収集される維持管理情報の件数は、国内に設置されている浄化槽の人槽（規模）別の基数と、年間の保守点検・清掃回数から算出した。この結果を表 2.2-1 に示す。これより、最大の年間維持管理情報は、約 3480 万件と想定された。

表 2.2-1 想定される情報量

人槽（規模）	基数 （万基） ^{注1)}	保守点検		年間の清掃回数	
		保守点検回数 （回/年） ^{注2)}	報告件数 （万件/年）	清掃回数 （回/年） ^{注2)}	報告件数 （万件/年）
5～20 人槽	約 690	3	2070	1	690
21～100 人槽	約 50	4	200	1	50
101 人槽以上	約 9	26	234	26	234
小計	約 750	—	2504	—	974
合計		3480 万件/年			

注 1) 令和 6 年度浄化槽の指導普及に関する調査より引用

注 2) 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアルより引用

5～20 人槽は 5・7・10 人槽における大臣認定型の合併処理浄化槽、21～100 人槽は 21・30・50 人槽における大臣認定型の合併処理浄化槽、101 人槽以上は 100・300・500 の合併処理浄化槽の保守点検、清掃回数の最頻値とした。

③ 使用する報告様式

Web プラットフォームにおいて使用する報告様式は、環境省により公表されている浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアルに示す保守点検業者用報告様式（図 2.2-1）と清掃業者用報告様式（図 2.2-2）とし、報告様式のファイル形式は Excel ファイル(xlsx 形式)とした。

様式 (保守点検)													
報告日※1		2025/6/1											
保守点検業者名		●株式会社											
保守点検業者住所※2		●●市●●丁目2番3号											
保守点検業者電話番号		00-0000-0000											
項目	自治体独自の 浄化槽番号 (管理番号)	保守点検業者 独自の浄化槽 番号	処理の対象	方式名	処理対象 人(法人名)	浄化槽管理 者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示) ※2	浄化槽管理者住所 ※2	保守点検年月 日※1	躯体の漏水の 有無	躯体・内部設 備の著しい破 損の有無	槽周辺の環境 (臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1:単独 2:合併 3:その他	別表※3参照	記入	記入	記入	記入	記入	記入	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り
例1		AAA-AAAA1		単独処理浄化槽新構造 分譲ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●●市●●丁目1番1号	●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1		単独処理浄化槽新構造 分譲ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●●市●●丁目1番1号	●●市●●丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2		合併処理浄化槽新構造 嫌気ろ床増設ばっ気	5	株式会社	株式会社	●●市●●町大字●●番2号	●●市●●町大字●●番2号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3		合併処理浄化槽大臣認 定型その他	30	浄化太郎	浄化太郎ア パート	●●市●●町大字●●字 ●●番3号	●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5		00-0000-1000								2025/2/1	1	1	1

【備考】
◎:浄化槽番号もしくは保守点検業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する
■:毎回報告する項目
□:浄化槽番号と保守点検業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目
※1:年号は西暦とすること
※2:住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる
例:「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

別表※3

単独処理浄化槽旧構造面取型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分譲接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造連続活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分譲ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造水ろ床	合併処理浄化槽新構造減菌槽
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造水ろ床	合併処理浄化槽新構造減菌槽・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分譲接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型家庭用高度処理
合併処理浄化槽新構造連続ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型家庭用高度処理
合併処理浄化槽新構造連続ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去高度処理
合併処理浄化槽新構造面取板接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

図 2. 2-1 保守点検業者用報告様式

様式 (清掃)													
報告日※1		2025/6/1											
清掃業者名		●株式会社											
清掃業者住所※2		●●市●●丁目2番3号											
清掃業者電話番号		00-0000-0000											
項目	自治体独自の 浄化槽番号 (管理番号)	清掃業者独自の 浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象 人(法人名)	浄化槽管理 者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示) ※2	浄化槽管理者住所 ※2	清掃年月日※1	躯体の漏水の 有無	躯体・内部設 備の著しい破 損の有無	槽周辺の環境 (臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1:単独 2:合併 3:その他	別表※3参照	記入	記入	記入	記入	記入	記入	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り
例1		AAA-AAAA1		単独処理浄化槽新構造 分譲ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●●市●●丁目1番1号	●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1		単独処理浄化槽新構造 分譲ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	●●市●●丁目1番1号	●●市●●丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2		合併処理浄化槽新構造 嫌気ろ床増設ばっ気	5	株式会社	株式会社	●●市●●町大字●●番2号	●●市●●町大字●●番2号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3		合併処理浄化槽大臣認 定型その他	30	浄化太郎	浄化太郎ア パート	●●市●●町大字●●字 ●●番3号	●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5		00-0000-1000								2025/2/1	1	1	1

【備考】
◎:浄化槽番号もしくは清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する
■:毎回報告する項目
□:浄化槽番号と清掃業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目
※1:年号は西暦とすること
※2:住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる
例:「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

別表※3

単独処理浄化槽旧構造面取型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分譲接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造連続活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分譲ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造水ろ床	合併処理浄化槽新構造減菌槽
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造水ろ床	合併処理浄化槽新構造減菌槽・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分譲接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型家庭用高度処理
合併処理浄化槽新構造連続ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型家庭用高度処理
合併処理浄化槽新構造連続ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去高度処理
合併処理浄化槽新構造面取板接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

図 2. 2-2 清掃業者用報告様式

④ Web プラットフォームの機能・仕様

①～③のほかに Web プラットフォームに求められる機能・仕様などについて、以下に示す。

- メインターゲットとなる利用者は、必ずしも電子化が進んでいない地方公共団体と保守点検・清掃業者であり、プラットフォームの構成はできるだけ簡潔にする。
- PC 操作に不慣れな利用者に対しても容易に入力等が可能な UI が求められる。
- JIS X 8341-3:2016 の適用範囲は総務省の「みんなの公共サイト適用ガイドライン（2024年版）」に基づき、AA 準拠とする。
- 利用者からの費用徴収は想定していない。
- アップロードされたデータに取り込みできないようなエラーが含まれている場合、その旨を表示するエラーチェック機能を搭載する。

⇒ デジタル庁のアドレス・ベース・レジストリ（ABR）と連携することでアップロードされた住所の表記揺れを修正・正規化することが可能であり、存在しない住所や、入力・変換ミスなどの修正不可能な住所がデータに記入されていた場合、エラーメッセージを出力する機能が想定される。アドレス・ベース・レジストリは頻繁に更新されると考えられるため、自動でダウンロードする仕組みとする。

2. 2. 2 ヒアリング調査による課題抽出

(1) ヒアリング調査の対象及び内容

Web プラットフォームの詳細な仕様の決定に際し、維持管理情報の報告・収集業務における課題や要望を抽出するため、地方公共団体及び保守点検・清掃業者を対象にオンラインあるいは電話によるヒアリング調査を実施した。調査対象は、既に維持管理情報の電子データを保守点検業者から収集する仕組みを利用している地方公共団体 [A 県]、維持管理情報の電子データを地方公共団体に報告している保守点検・清掃業者 [B 社] 及び [C 社]、現段階では保守点検・清掃業者から維持管理情報の電子データを収集していない地方公共団体 [D 県] 及び [E 町] の計 5 団体とした。

ヒアリング調査は 2025 年 10 月に団体ごとに実施した。調査票は対象者に応じて(a)、(b)または(c)を使用した。ヒアリング対象と調査票の対応を表 2.2-2 に示す。

表 2.2-2 ヒアリング対象と調査票の対応

団体名	分類	維持管理情報の報告収集に関する概要	調査票
A 県	地方公共団体	保守点検業者から保守点検情報を電子データにより収集し、浄化槽台帳に反映している	(a)
B 社	保守点検業者 (専業)	複数の地方公共団体（市町村）に保守点検情報を電子データで報告している	(b)
C 社	保守点検・清掃 業者（兼業）	複数の地方公共団体（県・市町村）に保守点検、清掃情報を電子データで報告している	(b)
D 県	地方公共団体	指定検査機関より報告された検査結果から維持管理情報の電子データを浄化槽台帳に反映している	(c)
E 町	地方公共団体	指定検査機関より報告された検査結果から維持管理情報の電子データを浄化槽台帳に反映している	(c)

各調査票の内容を以下に示す。また、調査時に使用した参考資料として、図 2.2-1（保守点検業者用報告様式）及び図 2.2-2（清掃業者用報告様式）を【別添 1】として、図 2.2-3（Web プラットフォームのシステム連携イメージ（案））と図 2.2-4（画面遷移図（案））を【別添 2】として、図 2.2-5（Web プラットフォームの報告・収集・浄化槽台帳への取り込みイメージ図（案））を【別添 3】として使用した。

調査票(a)

現在の保守点検・清掃情報の収集状況についてご回答ください
<p>(1) 保守点検・清掃情報の収集は、いつから何に基づき実施されていますか。</p> <p>(2) 保守点検・清掃情報の収集はどのように実施していますか。</p> <p>(3) (2)の回答が「オンラインシステムを使用している」の場合は、使用しているオンラインシステムについて以下ご回答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、プロバイダ ・利用料金 ・システムの概要 <p>(4) 収集先の業者数、報告頻度、報告基数（件数）はどれくらいですか。</p> <p>(5) 収集している項目をご教示ください。</p> <p>(6) 進捗管理（報告期日の設定や業者へのリマインド）はどのように行われていますか。</p> <p>(7) 行政で管理している浄化槽情報と業者の浄化槽情報の紐づけは、どのように行っていますか。</p> <p>(8) 業者が報告するためのフォーマットを定めていますか。</p> <p>(9) システム上、現在使用しているフォーマットを変更することは可能ですか。</p> <p>例として、環境省が示すフォーマット（【別添 1】参照）での報告は可能でしょうか。</p>

- (10) 業者より報告された情報を浄化槽台帳に反映するまでの作業内容をご教示ください。
- (11) 業者より報告された情報に不備があった場合は、どのように修正していますか。
- (12) (9)の内容について作業時間、担当者数をご教示ください。
- (13) 現在の保守点検・清掃情報の収集方法について、課題等があればご教示ください。

調査票(b)

1. 現在の保守点検・清掃情報の報告状況についてご回答ください
<p>(1) 保守点検・清掃情報の報告はどのように実施していますか。</p> <p>(2) (1)の回答が「オンラインシステムを使用している」の場合は、使用しているオンラインシステムについて以下ご回答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、プロバイダ ・利用料金 ・システムの概要 <p>(3) 報告先の自治体数、報告頻度、報告基数（件数）はどれくらいですか。</p> <p>(4) 報告している項目をご教示ください。</p> <p>(5) 行政への報告に関する作業内容をご教示ください。</p> <p>(6) (5)の内容について、1回の報告に要する作業時間、担当者数をご教示ください。</p> <p>(7) 行政からは報告のためのフォーマットは指定されていますか。</p> <p>(8) 保守点検・清掃情報を自治体に提出する際には、社内システムから報告項目を抽出し提出していると思われませんが、報告項目や使用しているフォーマットを変更することは可能ですか。</p> <p>例として、環境省が示すフォーマット（【別添1】参照）での報告は可能でしょうか。 （自治体が認めた場合）</p> <p>(9) 現在の保守点検・清掃情報の報告方法について、課題等があればご教示ください。</p>
2. 維持管理情報の報告収集プラットフォームについてご回答ください
<p>(1) 現在、送信したメールに添付した資料（【別添2】、【別添3】参照）のようなプラットフォームを検討しています。このようなシステムが実用化され、導入された場合、保守点検・清掃情報の収集に関して現在抱えている課題の解消に繋がると考えられますか。課題の解消に繋がる、あるいは繋がらない場合、それはどのような点でしょうか。</p> <p>(2) プラットフォームについて、どのような機能があると望ましいですか。</p>

調査票(c)

保守点検・清掃情報の収集状況、保守点検・清掃情報の報告収集プラットフォームについて
ご回答ください

- (1) 保守点検・清掃情報を収集し、浄化槽台帳に反映するまでの作業内容をご教示ください。
- (2) (1)の内容について作業時間、担当者数をご教示ください。
- (3) 浄化槽台帳に保守点検・清掃情報を反映するうえで、現在抱えている課題がありましたらご教示ください。
- (4) 現在、送信したメールに添付した資料（【別添 1】～【別添 3】）のようなプラットフォームを検討しています。
このようなシステムが実用化され、導入された場合、現在抱えている課題の解消に繋がりますか。
課題の解消に繋がる場合、あるいは繋がらない場合、それはどのような点でしょうか。
- (5) プラットフォームについて、どのような機能があると望ましいですか。
- (6) 検討中のプラットフォームは、各業者にアカウントを付与し活用いただく想定です。
自治体に ID 発行権限を付与し、ID とパスワードを発行し、業者に配布する方式を考えています。
アカウントの発行や管理等について何か懸念点等ございましたら、ご教示ください。
- (7) 都道府県（または市町村）が収集する保守点検・清掃情報について、該当する市町村（または都道府県）が閲覧する機会・需要はありますか。

システム連携イメージ

更新：令和7年9月18日

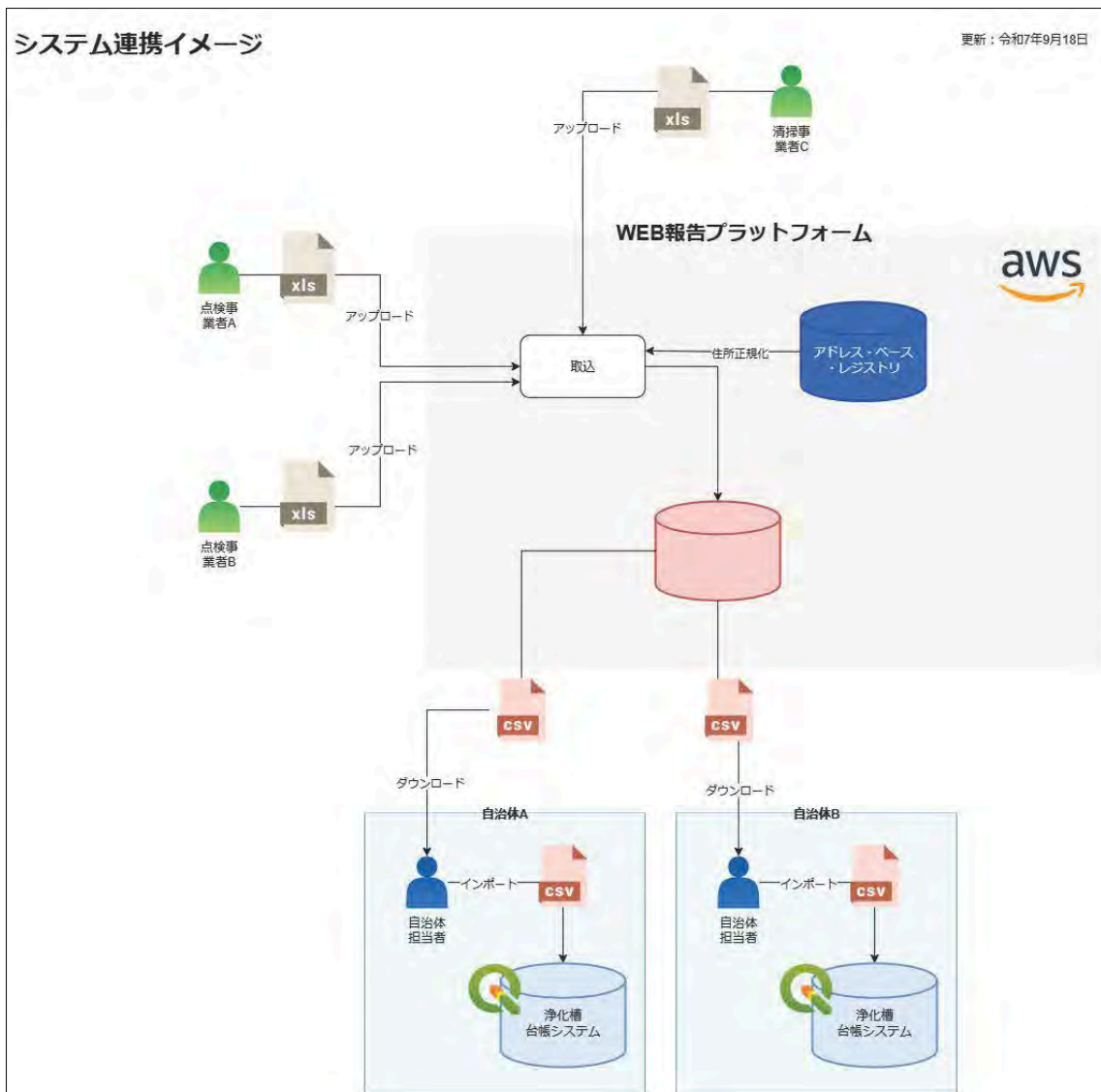


図 2. 2 - 3 Web プラットフォームのシステム連携イメージ (案)

Web報告プラットフォーム画面遷移図（案）

保守点検および清掃事業者が報告を提出するための共通Webプラットフォームです。自治体は管轄する浄化槽について事業者から報告されたデータを、浄化槽台帳システムに取込可能なCSV形式でダウンロードができます。

更新：令和7年9月18日

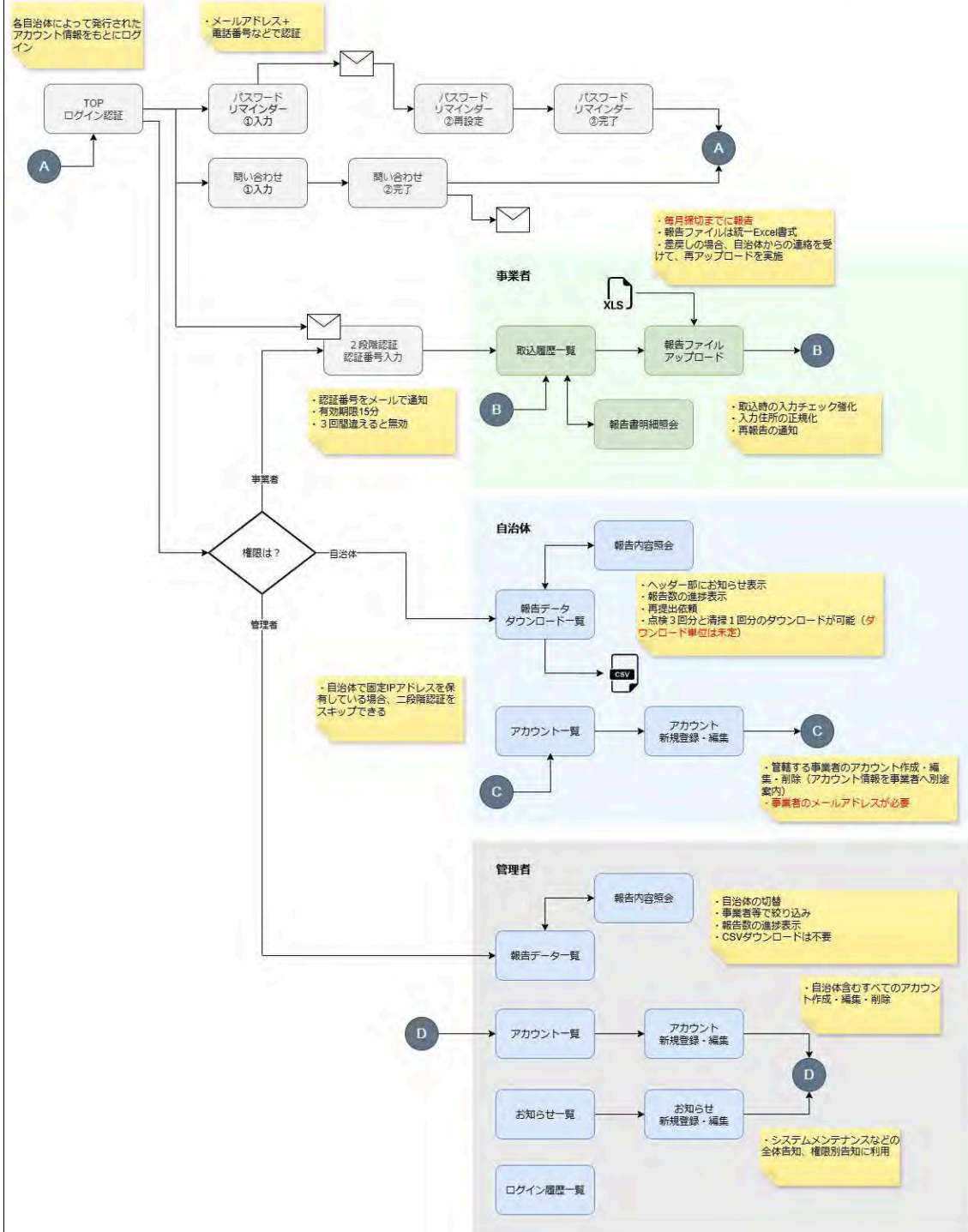


図2. 2-4 画面遷移図（案）

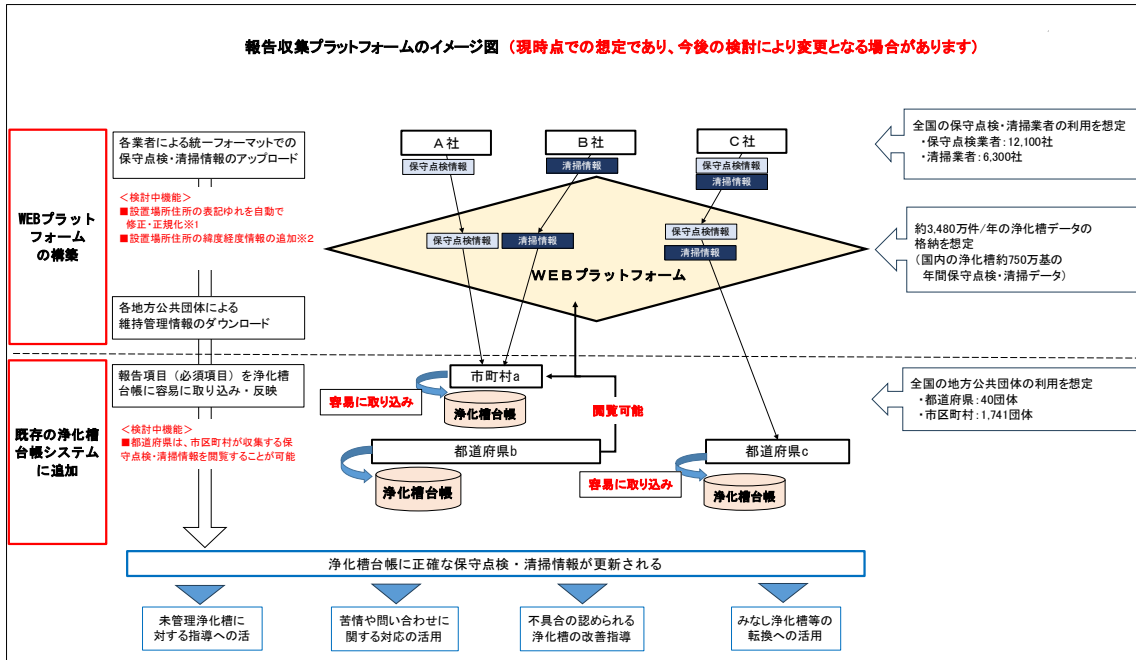


図 2. 2-5 Web プラットフォームの報告・収集・浄化槽台帳への取り込みイメージ図 (案)

(2) ヒアリング調査の結果

各団体のヒアリング結果を以下に示す。

(2)-1 A県の状況

維持管理情報のうち、保守点検情報の収集はA県が実施し、清掃情報は令和5年よりA県管下の各市町村が収集し、A県への集約は行われていない。

<維持管理情報の収集の経緯>

- 保守点検情報の収集は、平成16年から県の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づき実施している。

<収集方法、収集から浄化槽台帳反映までの流れ>

- 「電子申請・届出システム」を使用している。保守点検業者は、保守点検情報をプラットフォーム上で直接入力、もしくはExcelファイルの報告様式をアップロードする。保守点検情報は、対象浄化槽が設置されている市町村を管轄する県出先機関に報告され、A県が集約している。さらに浄化槽台帳の整備を委託している指定検査機関に送付される。
- 委託先での台帳への反映における作業時間及び担当者数は、年84日、担当者は1名である。
- 報告頻度は年1回。4月から翌年3月までのデータを1年分として報告するよう毎年度末に通知を送付し、次年度の6月末日までに提出を求めている。
- 紙媒体での報告は、電子化に対応できていないなどのやむを得ない場合に認めている。Excelファイルと紙媒体の提出割合は、報告基数としておおむね6対4である。
- 修正・再提出を求めたことは現時点でない。また、システム上での不備連絡や改修は非対応である。

<収集項目>

- 設置場所（住所）、管理者氏名、処理方式、処理対象人員、保守点検回数、浄化槽管理士氏名

<報告業者>

- 登録のある保守点検業者のうち、収集できている業者数の割合は5割強であるが、複数の出先機関に報告をしている業者があるため、業者数は重複して計上されている。

<現在の保守点検情報の収集方法における課題・要望など>

- 未提出の保守点検業者が存在するため、全実施基数の把握が困難である。
- 個人経営等の保守点検業者のデジタル移行が進まず、紙媒体の電子データへの変換が台帳管理における負担となっている。
- データ数（浄化槽基数）が膨大であるため、データ入力が増える負担となっている。

<Webプラットフォーム導入が現在抱えている課題解消に繋がるか>

- 現状、維持管理を実施している全基数の把握ができていない。個人経営等の保守点検業者のデジタル移行が進まず電子データでの報告が困難であること、未提出の保守点検業者が存在することから、Webプラットフォームを実用化することで当該課題の解決に繋がるかどうかは不明である。

<Webプラットフォームの機能における要望>

- 紙媒体のデータを電子データに自動変換する機能があると便利である。
- 報告様式の変更には、条例施行規則の改正が必要となる。

<アカウントの発行における意見>

- 年1回の利用が想定される為、IDやパスワードを紛失する可能性が高い。報告時期が重なるため、IDやパスワードの問い合わせが集中し、県への負担が増えることが懸念される。

<都道府県（市町村）が収集する情報について市町村（都道府県）が閲覧する機会・需要>

- 保守点検情報は、県へ直接報告されており、市町村の閲覧の機会や需要は少ないと考えられる。
- 清掃については、県が報告を求めている市町村もあることから、閲覧の機会や需要はある可能性がある。

（2）-2 保守点検専門のB社の状況

<維持管理情報の報告方法>

- 報告先は県内の全市町村である。報告様式のファイル形式や収集項目は各市町村により指定されている。パスワードを付したzipファイル形式でメール添付し、報告している。
- 県内に複数営業所を持つため、一括でExcelファイルに変換・抽出できる顧客管理システムを使用している。
- 報告に要する時間は、社内のデータベースから5分程度で必要な情報を抽出でき、全市町村合わせても年間8時間未満程度である。担当者は1名である。（市町村コードを振っており、提出先に応じた仕分けに時間を要しない）
- 入れ違いにより報告期日を過ぎたときは、市町村から連絡があり、期日を決めた後、改めて提出した例があるものの、報告内容についての確認等はこれまでにない。
- 報告頻度はおおむね年1回、1町のみ半年に1回である。主に年度明けの4~7月の間に報告している。

<報告項目>

- 浄化槽の処理方式、設置者名、住所、保守点検回数や実施日、清掃手配時の予定日、11条検査の実施日、処理方式や処理対象人員ごとの契約基数の総数、型式名などである。保守点検回数が多いことで日付がすべて含まれない場合は、最後の点検日から遡って所定の回数分を記入するように指定されている。
- 報告項目の追加変更がある場合、システム会社に依頼するため時間がかかるが、技術的には対応不可能ではない。

<現在の保守点検情報の報告方法における課題・要望など>

- 報告様式を全市町村で統一してほしい。

<Webプラットフォーム導入が現在抱えている課題解消に繋がるか>

- 報告様式が市町村で統一されれば、報告のための情報整理に係る作業時間は低減できると考えられるが、様式が統一されていない場合、負担は変わらないと想定される。各市町村側の方が、様式への統一に時間がかかる可能性があるものと推察される。
- 一方、保守点検・清掃情報の収集が電子化されていない市町村にとって、国からのWebプラットフォームの提供は大きなプラスになると考えられる。

<Webプラットフォームの機能における要望>

- 報告内容には個人情報が含まれることから情報漏洩対策が必要と考えられる。
- 個人経営の保守点検・清掃業者向けに、スマートフォン等を使用して現地で保守点検・清掃情報を入力することが可能となる機能があれば電子化に寄与すると考えられる。

(2)-3 保守点検・清掃兼業のC社の状況

<保守点検・清掃情報の報告方法>

- 保守点検契約実績一覧と清掃実績基数の報告を6市町に、各市町より依頼を受けている浄化槽台帳整備に係る報告を4市町に対し行っている。
- 保守点検・清掃情報は社内で使用している管理システムから報告項目を抽出し、パスワードを付したExcelファイルをメールに添付、もしくはファックスを使用して報告している。各市町から指定された報告様式を使用するが、指定されていない場合は、C社独自の報告様式を使用し提出する場合もある。また、維持管理の業登録や許可はあるものの、業務実績のない地方公共団体に対しては、電話やメールで業務実績を回答する場合もある。
- 報告に要する時間は、保守点検・清掃実績基数の報告(6市町対象)は、業務の合間に1名で1週間程度の作業量である。浄化槽台帳整備に関わる報告(4市町対象)は、基数のみの報告は保守点検・清掃実績基数のデータを元に、1市町につき1~2時間の作業を1名で行っている。基数に加えて保守点検情報における

実績、契約者・管理者など詳細を報告する場合、1市町につき2名で1週間程度作業している。清掃情報は担当が異なるため、作業量等は把握していない

<報告項目>

- 保守点検：市町により異なるが、設置住所、設置場所名、管理者住所、管理者名、保守点検実施日、保守点検業者名、浄化槽の年度内休止・廃止情報である。
- 清掃：清掃実施日、清掃業者名、一市にのみ住所、管理者氏名、引き抜き量を毎月報告している。
- 報告項目の追加変更は、現在データとしてまとめている項目であれば、技術的には対応可能である。それ以外の項目のうち例えば、浄化槽番号について、地方公共団体が管理する番号を新規に付す場合は各浄化槽情報の抽出、手作業での突合が発生する。加えて、データは管理システムから直接取得していないため、すぐに追加変更に対応するのは難しい。また、保守点検と清掃の情報を管理するシステムが異なるため、様式の変更に対応不可能な項目があり、これらのシステムは外部発注のため対応が難しい。

<現在の保守点検・清掃情報の報告方法における課題・要望など>

- 個人名や住所、水質の情報など個人のデータを外部に提出することになるため、セキュリティ面が懸念される。
- 報告様式が市町間で統一されていない。送信先が複数であると作業が煩雑となる。
- 地方公共団体から浄化槽台帳についてのヒアリングは報告開始時にのみ行われたが、それ以降は意見を伝える機会は設けられていない。

<Webプラットフォーム導入が現在抱えている課題解消に繋がるか>

- 想定されるメリットとして、様式が統一されるのであれば、作業が簡略化し効率化に繋がると考えられる。
- 想定されるデメリットとして Web プラットフォーム用の報告様式とは別に、従来の報告様式も併用して提出となる場合、作業量が増加し負担となる。

<Webプラットフォームの機能における要望>

- 保守点検・清掃業者が過去の実績を検索、閲覧できる機能。
- 保守点検・清掃業者から地方公共団体へ情報を提供する一方通行のシステムではなく、地方公共団体から保守点検・清掃業者に以下のような情報提供が可能な、相互にメリットのあるシステムであってほしい。
 - 各浄化槽のメーカー、型番、処理方式がマスタ化されダウンロードできる機能。
 - 各浄化槽の保守点検方法、維持管理要領書の掲載機能。
 - 自地域の浄化槽における新設・休廃止情報等を検索、閲覧できる機能。

(2)-4 D県の状況

<維持管理情報の収集から浄化槽台帳反映までの流れ>

- 指定検査機関から検査を受けた浄化槽の保守点検・清掃情報の電子データを収集し、台帳に反映している。

<保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に反映するうえで、想定される課題>

- 保守点検・清掃情報を紙媒体で記録・保管している業者への対応方法。
- 地方公共団体と保守点検・清掃業者の所有する浄化槽番号の紐づけ、浄化槽管理者が契約業者を変更した場合の紐づけ方法。
- 現行システムは CSV ファイルを介して出力等を行う為、報告に関わる事務負担がある。
- システム上の情報と報告者からの情報の相異により、突合時に齟齬が生じることがある。
- 浄化槽台帳に記載のない浄化槽の保守点検・清掃情報が報告された場合、浄化槽台帳に登録できないことが想定される。

<Web プラットフォーム導入が現在抱えている課題解消に繋がるか>

- 情報管理の電子化が進んでいない業者は、Web プラットフォームを導入しても紙媒体を使用し続けると考えられる。
- 報告される項目と各地方公共団体が定める様式の項目に違いがある場合、業者側に作業負担を求めると利用してもらえず、地方公共団体側も事務負担が増え対応しきれない。業者と地方公共団体のバランスが上手くいかないと導入しても利用されない可能性がある。

<Web プラットフォームの機能における要望>

- 報告状況が適宜分かる機能。
- 報告のあった期間を限定しダウンロード、アップロード可能な機能。
- 直近1年間で清掃が行われていない浄化槽の検索機能。
- 業者が、CSV ファイルを作成することなく、Web プラットフォームに直接入力する機能。
- 地方公共団体と業者で把握している情報が一致しない報告の抽出機能
- 地方公共団体アカウントにおいて、二段階認証は不要としてほしい。
- パスワードの定期的な変更は、都度問い合わせ対応が想定されるので、不要としてほしい。

<アカウントの発行における意見>

- 保守点検は都道府県の許可、清掃は市町村の許可であることから、管理主体が異なるため、統一的な運用が可能かどうか懸念される。

<都道府県（市町村）が収集する情報について市町村（都道府県）が閲覧する機会・需要>

- 閲覧権利の付与は、法の権限を担保した上で判断するべきと考える。また、一律で閲覧する場合には、法整備は必要と考える。
- 市町村に入る悪臭の苦情は、生活排水由来の場合、単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かで対応が変わる為、需要はあると考える。

(2)-5 E町の状況

<維持管理情報の収集から浄化槽台帳反映までの流れ>

- 指定検査機関より法定検査の結果を Excel ファイルで収集し、総合判定が不適正の浄化槽について、所見、保守点検業者名、清掃業者名、年間契約回数、実施日を入力している。
- 保守点検・清掃業者からの網羅的な維持管理情報の収集は、これまで行っていない。
- 作業時間はその都度対応で1~2日、担当者は1名（他業務も兼任）である。

<保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に反映するうえで、想定される課題>

- 入力項目・入力基数が増えると、人手不足が懸念される。

<Webプラットフォーム導入が現在抱えている課題解消に繋がるか>

- システムが導入されたとしても、人手不足が必ずしも改善されるとは思わないが、指導を行う際のデータとしては活用可能と思われる。
- 一部の市町村において浄化槽台帳の電子化が遅れており、まずは県内の全市町村が統一的に電子データでの維持管理情報を収集できる体制を構築しなければ、維持管理業者へ電子データによる報告の働きかけはできない。

<Webプラットフォームの機能における要望>

- 浄化槽台帳に一括登録した段階で誤った情報があった場合に、エラー表示があるとよい。

<アカウントの発行における意見>

- 保守点検は都道府県の許可、清掃は市町村の許可であることから、管理主体が異なるため、統一的な運用が可能かどうか懸念される。

<都道府県（市町村）が収集する情報について市町村（都道府県）が閲覧する機会・需要>

- 浄化槽台帳の整備は都道府県から市町村へ権限移譲されており、現状、県が各市町村の浄化槽台帳を閲覧する状況は想定し難い。また、市町村の浄化槽台帳も統一的に電子化されなければ、県との相互活用も進まないのではないかと考えられる。

2. 3 ヒアリング結果の整理と対応

ヒアリングで挙げた意見・要望について、Webプラットフォームに搭載する機能と仕様ごとに分類し、それらに対する対応を汎用性や費用対効果に基づき検討し、表 2.3-1 に示すとおり決定した。なお、表 2.3-1 において、「事業者」は保守点検・清掃業者を指す。

表 2. 3-1 Web プラットフォームに搭載する機能・仕様にかかる意見・要望等と対応

機能・仕様	意見・要望	対応
ログイン認証・報告時の自治体選択（事業者アカウントの発行）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検業は都道府県の許可、清掃業は市町村の許可であることから、管理主体が異なるため、統一的な運用が可能かどうか懸念される。[D 県][E 町] ● 複数の地方公共団体にまたがって報告する事業者も多く、地方公共団体はどのようにアカウントを管理するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 1 事業者が 1 アカウントでの運用とする。 ➢ 事業者は、ログイン後に報告対象となる地方公共団体を選択する画面を追加する。
ログイン認証（セキュリティの担保）	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報（氏名、住所、水質情報など）の漏洩に対するセキュリティ管理の徹底を要望する。[B 社][C 社] 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 報告者のログイン認証は二段階認証とする。
ログイン認証（アカウント・パスワードの管理）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体アカウントにおいて、二段階認証は不要としてほしい。[D 県] ● パスワードの定期的な変更は、問い合わせの対応が想定される。[D 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方公共団体アカウントのログイン認証は、1 回の認証を想定している。 ➢ パスワードの定期的な更新は、現時点で想定していない。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告頻度が少ない場合、事業者が ID やパスワードを紛失する可能性が高い。報告時期に、ID やパスワードの問い合わせが集中し、地方公共団体への負担が増えることが懸念される。[A 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者 ID パスワード紛失におけるリマインド機能を搭載する。 ➢ 「管理者」による対応が想定される。
自治体アカウントの発行単位と閲覧アカウント	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検情報は、県へ直接報告されており、市町村の閲覧の機会や需要は少ないと考えられる。[A 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必ずしも統一的な要望はないものの、清掃情報など市町村が収集し都道府県の台帳に反映させる項

<p>(関連する地方公共団体間での相互閲覧機能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃情報は都道府県と市町村相互に閲覧の機会や需要はあると考えられる。【A 県】 ● 市町村に入る悪臭の苦情は、生活排水由来の場合、単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かで対応が変わる為、市町村が都道府県の浄化槽台帳を閲覧する需要はあると考えられる。【D 県】 ● 閲覧権利の付与は、法の権限を担保した上で判断するべきと考える。また、一律で閲覧する場合には、法整備は必要と考える。【D 県】 ● 浄化槽台帳の整備が市町村へ権限移譲されている場合、県が各市町村の浄化槽台帳を閲覧する状況は想定し難い。【E 町】 	<p>目も存在することと、個々の閲覧権限を設定する場合は細かい権限制御による工数増加が想定されることから。県は市区町村、市は管轄区のアカウントの閲覧権限を有する仕様で統一とする。</p>
<p>報告データ (使用する報告様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保守点検について、報告様式の変更には、条例施行規則の改正が必要となる場合もある。【A 県】 ● 報告様式が統一化されていない。または送信先が複数であるため作業が煩雑となる。報告様式が統一されるのであれば、作業が簡略化し効率化に繋がる。【B 社】【C 社】 ● 管理していない項目を報告項目として指定された場合、社内システムで対応できなければ手作業での報告となる。社内システムを外部発注している場合、項目変更に対応できない場合もある。【B 社】【C 社】 ● Web プラットフォーム用の報告様式とは別に、従来の報告様式も併用して提出となる場合、作業量が増加し負担となる。【C 社】 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 報告様式は図 2.2-1, 2.2-2 に示す Excel ファイル (xlsx 形式) とする。 ➤ Web プラットフォーム導入により副次的に報告様式・送付先の統一化が図られると考えられる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告される項目と各地方公共団体が定める様式の項目に違いがある場合、業者側に作業負担を求めると利用してもらえず、地方公共団体側も事務負担が増え対応しきれない。業者と地方公共団体のバランスが上手くいかないと導入しても活用されない可能性がある。[D 県] 	
報告データのアップロード (エラー表示機能)	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳に一括登録した段階で誤った情報があった場合に、エラー表示があるとよい。[E 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が異なる報告様式をアップロード、必須項目未入力、入力形式が異なる場合、ABRの変換でエラーとなった場合にエラー表示する機能を搭載する。
報告・収集済みデータの検査機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が過去の実績を検索、閲覧できる機能。[C 社] ● 任意の項目、期間を指定し該当を抽出できる機能。(例：直近1年間で清掃未実施浄化槽の検索機能) [D 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者、地方公共団体に報告様式に含まれる全項目をマイページ上で検索、閲覧、CSV出力できる機能を搭載する。 ➤ 保存期間は頻度が年1回の地方公共団体もあることから、3年とする。
その他 (浄化槽台帳への取り込み負担の軽減)	<ul style="list-style-type: none"> ● データ数(浄化槽基数)が膨大であるため、データ入力負担となっている。[A 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ CSVファイルへの変換機能により、環境省版浄化槽台帳への取り込み機能を搭載する。(本機能は、環境省版浄化槽台帳の機能となる)。
その他 (紙媒体から電子データへの変換機能)	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙媒体のデータを電子データに自動変換する機能。[A 県] ● 保守点検・清掃情報を紙媒体で記録・保管している事業者への対応。[D 県] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該機能については、将来的な課題として整理する

<p>その他 (進捗管理機能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者からの報告状況が適宜把握できる機能。[D 県] ● 未提出の事業者が存在すると全維持管理実施基数の把握が困難であることから、それらを解消する機能。[A 県] 	<p>➤ 事業者数、浄化槽件数のマスターデータが必要となる。重複する報告を Web プラットフォーム上で判断する機能の搭載が必要となる。これらのことから当該機能については将来的な課題として整理する。</p>
<p>トップ・お知らせ (マイページに情報提供機能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者から地方公共団体へ情報を提供する一方通行のシステムではなく、地方公共団体から事業者に以下のような情報提供が可能なシステムがあるとよい。(下記例) <ul style="list-style-type: none"> •各浄化槽のメーカー、型番、処理方式がマスタ化されダウンロードできる機能。 •浄化槽の保守点検方法、維持管理要領書の掲載。 •自地域の浄化槽における新設・休廃止情報等を検索、閲覧できる機能。[C 社] 	<p>➤ 事業者へのお知らせ機能は搭載するものの、具体的な情報提供の内容についての検討は、将来的な課題として整理する。</p>
<p>その他 (報告手法の多様化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者がファイル形式での報告様式を作成することなく、タブレットやスマートフォンを用いて Web プラットフォームに直接入力する機能。[B 社][D 県] 	<p>➤ 当該機能については、将来的な課題として整理する。</p>
<p>その他 (台帳システムの浄化槽台帳との紐付け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽台帳に記載のない浄化槽の保守点検・清掃情報が報告された場合、浄化槽台帳に登録できないことが想定される。地方公共団体と業者で把握している情報が一致しない報告の抽出機能があるとよい。[D 県] 	<p>➤ 当該機能については、将来的な課題として整理する。</p>

2. 4 要件定義書

2. 2及び2. 3を踏まえ、Webプラットフォーム開発に向けた要件定義書を作成した。要件定義書を26頁から68頁に示す。

2. 5 今後の課題

ヒアリング調査で収集したWebプラットフォームに対する意見、要望（表2.3-1）のうち、要件定義書に含まれない項目は、将来的な対応課題とし、今後の検討事項として整理した。以下の内容が挙げられる。

<Webプラットフォームの機能における課題>

- 紙媒体の保守点検・清掃情報を電子データに自動変換する機能。
- 事業者からの報告状況が適宜把握できる機能。
- 未提出の事業者が存在すると全維持管理実施基数の把握が困難であることから、それらを解消する機能。
- 事者から地方公共団体へ情報を提供する一方通行のシステムではなく、地方公共団体から事業者以下のような情報提供が可能なシステム。（下記例）
 - ・各浄化槽のメーカー、型番、処理方式がマスタ化されダウンロードできる機能
 - ・浄化槽の保守点検方法、維持管理要領書の掲載。
 - ・自地域の浄化槽における新設・休廃止情報等を検索、閲覧できる機能。
- 事業者がファイル形式での報告様式を作成することなく、タブレットやスマートフォンを用いてWebプラットフォームに直接入力する機能。
- 浄化槽台帳に記載のない浄化槽の保守点検・清掃情報が報告された場合、浄化槽台帳に登録できないことが想定される。地方公共団体と業者で把握している情報が一致しない報告の抽出機能。

<Webプラットフォームの活用における課題>

- 情報管理の電子化が進んでいない保守点検・清掃業者にとって、Webプラットフォームは必ずしも電子化移行に寄与するものではない。
- 一部の市町村において浄化槽台帳の電子化が遅れており、まずは県内の全市町村が統一的に電子データでの維持管理情報を収集できる体制を構築しなければ、維持管理業者へ電子データによる報告の働きかけはできない。また、都道府県と市町村との浄化槽台帳情報の相互利用も進まない。

はじめに

地方公共団体が浄化槽管理者等に対して適切な維持管理指導を行うためには、保守点検業者および清掃業者から、保守点検・清掃の実施状況に関する維持管理情報を的確に収集することが必要です。

これらの情報を確実かつ効率的に収集し、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、デジタル技術を活用した情報収集手法の導入が求められています。

本要件定義書は、全国の保守点検業者および清掃業者からオンラインで提供される維持管理情報を、各地方公共団体が统一的に受領し、活用できるWEBプラットフォームを新たに構築するにあたり、必要な要件を整理することを目的として作成するものです。

改定履歴

バージョン	改定日	改定内容
ver.1.0.0	2026/xx/xx	新規作成

非機能要件

1. セキュリティ要件

1-1. 基本方針

本システムは、不正アクセス、情報漏えいおよびデータ改ざん等の脅威に対し、業務上必要な水準のセキュリティを確保することを目的として対策を講じるものとする。

1-2. 認証・認可に関する要件

- ・ 本システムは、利用者を識別するための認証機能を有すること
- ・ 利用者IDおよびパスワードによる認証を行うこと
- ・ パスワードは、適切な方式によりハッシュ化して保存すること
- ・ 利用者の権限に応じて、利用可能な機能を制御すること
- ・ 管理者権限を有する利用者の操作は、他の利用者と明確に区別すること

1.3 不正入力対策に関する要件

- ・ 本システムは、外部から入力されるすべてのデータについて、
- ・ サーバー側で妥当性検証を行うこと
- ・ SQL文の生成にあたっては、プレースホルダを使用すること
- ・ SQLインジェクション等のインジェクション攻撃を防止する対策を実施すること
- ・ クロスサイトスクリプティング（XSS）対策を実施すること
- ・ クロスサイトリクエストフォージェリ（CSRF）対策を実施すること
- ・ ファイルアップロード機能を有する場合は、拡張子およびファイル形式の検証を行うこと

1.4 通信およびデータ保護に関する要件

- ・ 本システムにおける通信は、暗号化された通信方式を使用すること
- ・ 個人情報および機密情報は、第三者に閲覧されないよう適切に保護すること
- ・ 機密性の高い情報は、必要に応じて暗号化して保存すること
- ・ アクセス権限を有しない利用者が、機密情報にアクセスできないよう制御すること

1.5 ログ管理に関する要件

- ・ 利用者のログインおよび重要な操作について、ログを記録すること。
- ・ 管理者による操作は、必要に応じて追跡可能であること。

3

非機能要件

1.6 可用性および耐障害性に関する要件

- ・ 本システムは、想定される負荷および不正アクセスを考慮した構成とすること
- ・ 異常なリクエストを検知した場合、適切に処理または遮断できること
- ・ 障害発生時においても、業務への影響を最小限に抑えること

1.7 バックアップおよび復旧に関する要件

- ・ 本システムは、障害または誤操作等に備え、必要なデータのバックアップを取得すること。
- ・ バックアップデータを用いて、必要に応じてデータの復旧が可能であること。

1.8 運用・管理に関するセキュリティ要件

- ・ 不要な機能、アカウント、通信ポートは使用しないこと
- ・ OS、ミドルウェア、フレームワークについては、既知の脆弱性に対する対策を考慮すること
- ・ セキュリティ上の問題が発生した場合に、速やかに対応できる体制とすること

4

非機能要件

2. アクセシビリティ要件

2.1 基本方針

- ・本システムは、高齢者および障害のある利用者を含むすべての利用者が円滑に利用できるよう、アクセシビリティに配慮した設計とする。

2.2 準拠基準

- ・本システムは、JIS X 8341-3:2016の等級AAに準拠すること

2.3 実装および運用に関する要件

- ・画面表示および操作性について、JIS X 8341-3:2016に定められた達成基準を満たすこと。
- ・画像、リンク、入力項目等について、利用者が内容を理解できるよう配慮すること。
- ・キーボード操作による利用が可能であること。
- ・利用者に過度な負担を与えない画面構成とすること。

非機能要件

3. データ管理要件

3.1 データ保存期間

- ・本システムに保存する業務データの保存期間は、原則として3年間とする。
- ・保存期間経過後のデータは、適切な方法により削除またはアーカイブすること。
- ・保存期間および保存方法については、インフラ構成および運用コストを踏まえ、必要に応じて見直すことがある。

4. システム構成・基盤要件

4.1 提供方式

- ・本システムは、Amazon Web Services (AWS) を利用したクラウド環境に構築すること。
- ・クラウドサービスの利用にあたっては、関係法令および発注者の情報セキュリティ方針に従うこと。

4.2 環境区分

- ・本システムは、本番環境、検証環境に分けること。
- ・各環境は、目的に応じて適切に分離すること。

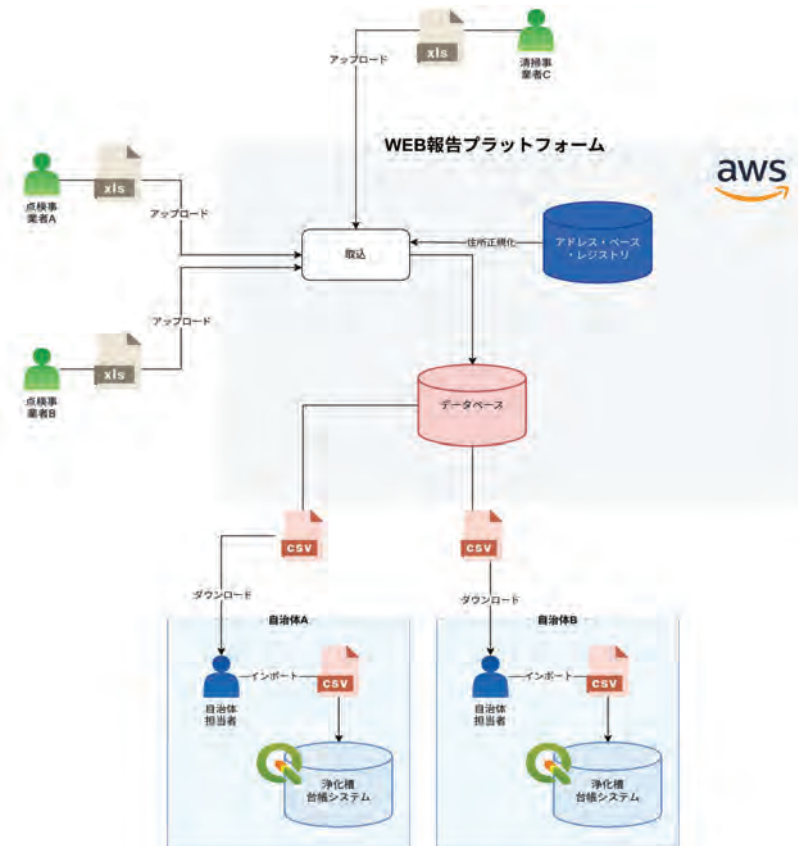
4.3 構成方針

- ・本システムは、可用性、拡張性、保守性およびセキュリティを考慮した構成とすること
- ・AWS上で利用する具体的なサービスおよび構成方式は、要件を満たす範囲で設計時に決定すること。

4.4 運用・監視

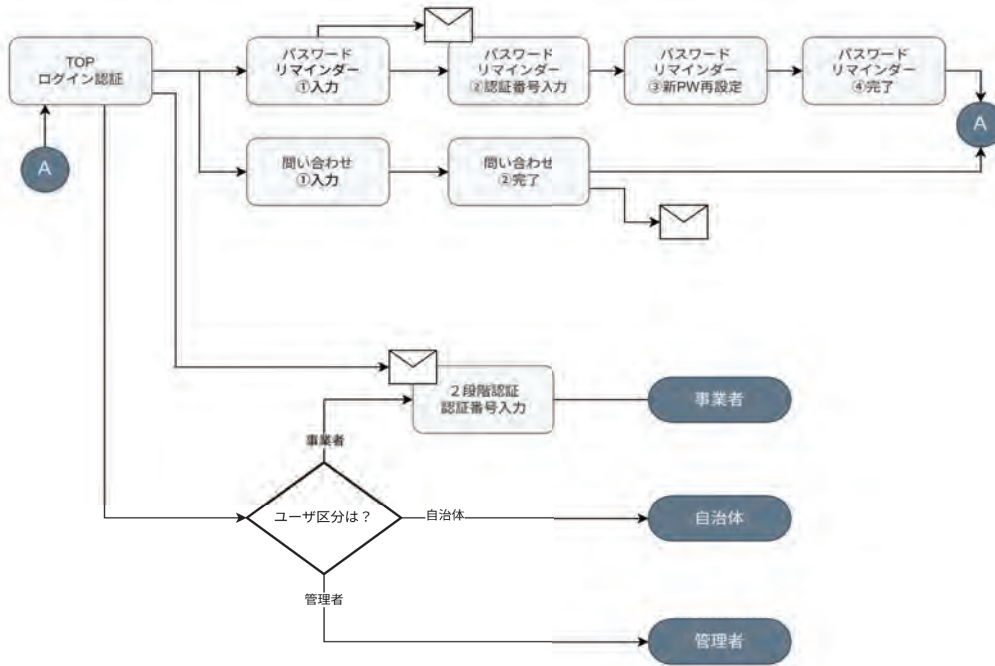
- ・本システムは、稼働状況および障害を把握できるよう、監視を実施できること。
- ・監視、障害対応、保守作業の実施範囲は、運用体制に従うこと。

システム連携図



画面遷移図

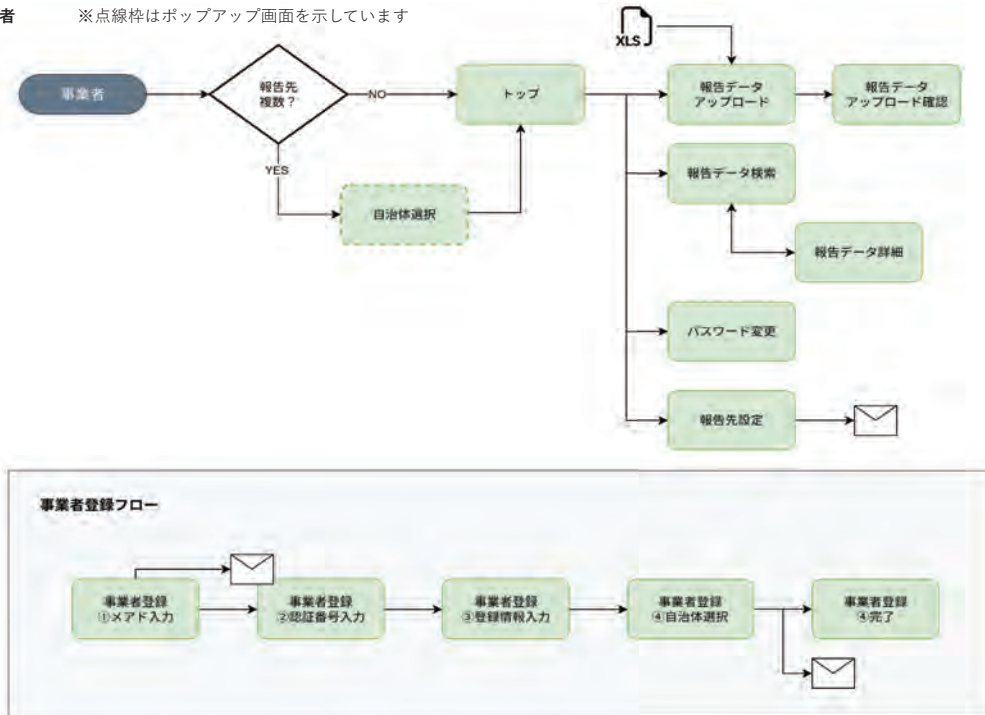
全体図



9

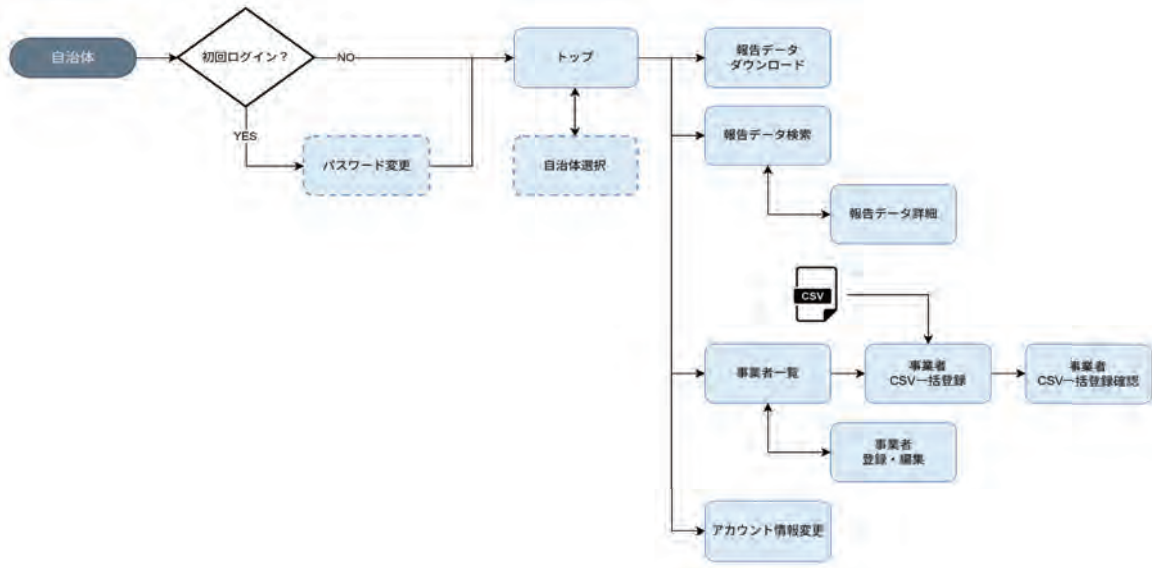
画面遷移図

事業者 ※点線枠はポップアップ画面を示しています



画面遷移図

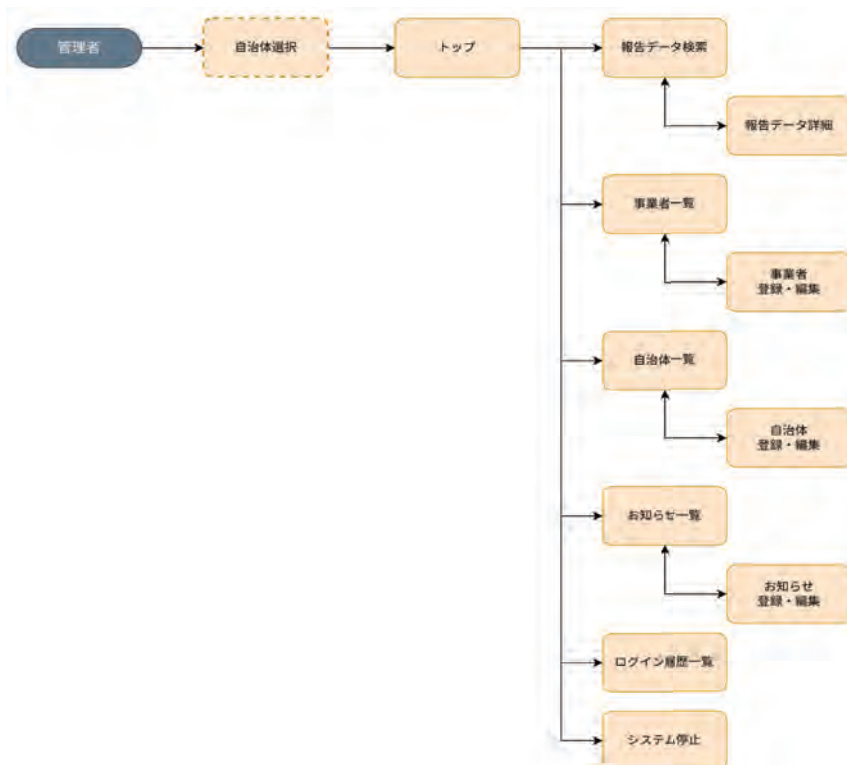
自治体



11

画面遷移図

管理者



12
31

データ定義

ユーザマスタ ユーザID ユーザ区分 ログインID 自治体コード ユーザ表示名 電話番号 メールアドレス パスワード パスワード最終変更日時 認証ロック日時 IPアドレス 承認日時 無効フラグ	報告先マスタ ユーザID 報告先自治体コード ステータス（承認待ち/承認済み/却下） 初期値フラグ 承認ユーザID 承認日時 無効フラグ	自治体親子判定マスタ 親ユーザID（自治体） 子ユーザID（自治体）	ログイン履歴データ ID ログインID 都道府県コード ログイン日時
お知らせデータ ID 表示対象区分 タイトル お知らせ内容 表示期間From 表示期間To 重要フラグ	保守点検報告データ ID 浄化槽番号（管理番号） 業者独自の浄化槽番号 処理の対象 方式名 処理対象人員 浄化槽管理者氏名（法人名） 施設名称 設置場所（住居表示） 浄化槽管理者住所 保守点検日 躯体の漏水の有無 躯体・内部設備の著しい破損の有無 槽周辺の環境（臭気の有無） 緯度 経度 予備項目1 予備項目2 予備項目3 予備項目4 予備項目5	清掃報告データ ID 浄化槽番号（管理番号） 業者独自の浄化槽番号 処理の対象 方式名 処理対象人員 浄化槽管理者氏名（法人名） 施設名称 設置場所（住居表示） 浄化槽管理者住所 保守点検日 躯体の漏水の有無 躯体・内部設備の著しい破損の有無 槽周辺の環境（臭気の有無） 緯度 経度 予備項目1 予備項目2 予備項目3 予備項目4 予備項目5	ログイン管理データ ログインID ログイン日時
			ダウンロード履歴データ ID ユーザID データ区分（報告 or 警告） 自治体コード 報告年月 ダウンロード日時
			住所変換警告データ ID 報告データ種別（保守点検 or 清掃） 報告データID 浄化槽番号 登録ユーザID 報告年月 自治体コード 変換エラー住所

システム機能一覧

対象	No. 機能名	説明	
共通	1	ヘッダー・フッター・メニュー	ユーザ区分（事業者・自治体・管理者）に応じてヘッダーのメニューを制御します。
	2	ログイン認証	アカウント管理にて作成した認証情報に基づいて認証します。
	3	パスワードリマインダー	ユーザ区分（事業者・自治体・管理者）ごとにURLは個別にします。
	4	トップ・お知らせ表示	アカウントに紐づく電話番号で認証して、二段階認証を経てパスワードを再設定します。
	5	問い合わせフォーム	ログイン後に遷移する画面です。指定された対象ユーザに対してお知らせを表示したり、報告件数のサマリーを表示します。
事業者	6	事業者登録申請	問い合わせフォームから所定の宛先へメールを送ります。認証前から設置します。
	7	自治体選択	メール認証を経て、自身の報告先となる自治体（複数あり）に対して事業者登録申請を行います。
	8	報告データ検索	報告先となる自治体を選択します。複数の報告先がある場合のみ表示します。
	9	報告データ詳細	アップロードした情報を検索できます。結果を一覧表示します。
	10	報告データアップロード	アップロードした報告データの詳細情報を照会します。
	11	パスワード変更	Excelの入力内容をデータベースに取り込みます。アドレスベースレジストリを活用して、住所情報の正規化と緯度・経度情報の登録を行います。
	12	報告先設定	登録情報を確認したり、パスワードを変更できます。
自治体	13	自治体選択	報告先となる自治体を追加申請したり、解除できます。
	14	報告データ検索	操作対象の自治体を選択します。ログイン中の自治体アカウントを親として、子の関係にある自治体の中から選択できます。
	15	報告データ詳細	選択中の自治体に関する報告データを検索し、一覧表示する。
	16	報告データダウンロード	事業者向けの同画面と同じです。
	17	事業者管理	報告年月ごとに選択中の自治体に関する報告データをダウンロードします。ダウンロードするCSVファイルの様式は、浄化槽台帳システムで取り込める形式です。
	18	アカウント情報変更	申請があがった事業者に対して、承認を行います。ログインロックを解除したり、無効化したりします。

システム機能一覧

対象	No.	機能名	説明
管理者	19	対象自治体選択	操作対象の自治体を選択します。管理者はすべての自治体から選択できます。
	20	事業者アカウント管理	自治体向けの同画面と同じです。
	21	自治体アカウント管理	自治体向けアカウントの登録・編集・削除を行います。アカウントの単位は個人ではなく支所単位です。
	22	報告データダウンロード	自治体向けの同画面と同じです。
	23	報告データ検索	自治体向けの同画面と同じです。
	24	報告データ詳細	事業者向けの同画面と同じです。
	25	お知らせ管理	自治体向け・事業者向けにお知らせを告知できる。
	26	ログイン履歴一覧	全ユーザのログイン履歴を検索・一覧できます。
	27	システム停止	緊急時やメンテナンスの際に、強制的にシステムを停止させてメンテナンス表示に切り替えられます。

15

1. 【共通】ヘッダー・フッター・メニュー

画面イメージ<ログイン認証>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

<ログイン前>

[ロゴ]
[画面タイトル]
お問い合わせ 操作ガイド

<ログイン後>

[ロゴ]	[自治体名]
[画面タイトル]	
お問い合わせ 操作ガイド	

16

1. 【共通】ヘッダー・フッター・メニュー

ユーザ区分ごとのメニュー構成

<事業者>

保守点検報告	清掃報告	報告データ検索	設定
			報告先設定 パスワード変更

<自治体>

保守点検報告DL	清掃報告DL	報告データ検索	管理 ●
			事業者管理 ● アカウント情報変更

<管理者>

保守点検報告DL	清掃報告DL	報告データ検索	ログイン履歴	管理
				お知らせ管理 事業者管理 自治体管理 システム停止

17

1. 【共通】ヘッダー・フッター・メニュー

概要

システム共通で利用されるヘッダー・フッターおよびメニューの表示制御に関する機能です。

利用者の区分に応じて表示されるメニューや操作権限を制御し、事業者・自治体・管理者それぞれに必要な機能のみを提供します。

機能説明

- ログイン前はメニューや対象切替ボタン、選択中の自治体情報は非表示とし、ログイン後に表示します。
- ログイン後のメニュー構成は、ユーザ区分（事業者・自治体・管理者）に応じて切り替えて表示します。それぞれの区分で表示されるメニューは、上記のメニュー構成の通りです。
- 対象切替ボタンは、それぞれ次の条件で非表示になります。管理者は常に表示されます。
事業者： 複数の報告先を持たない事業者アカウントの場合
自治体： 他の自治体の閲覧権限を持たない自治体アカウントの場合
(自治体包含判定マスタにおいて子の自治体アカウントが存在しない場合)
- 対象切替ボタン押下で、自治体選択ポップアップ画面を表示します。
この機能により、操作対象の自治体を切り替えて操作することができます。
- 自治体アカウントでは、事業者からの承認依頼が存在する場合、メニュー上に通知アイコンを表示します。

関連データ

- ユーザマスタ
- ログイン履歴データ
- 自治体親子判定マスタ

18

34

2. 【共通】 ログイン認証

画面イメージ<ログイン認証>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

ログイン認証

入力されたログインIDまたはパスワードが正しくありません。

ログインID

パスワード

[パスワードを忘れた方はこちらへ](#)

19

2. 【共通】 ログイン認証

画面イメージ<二段階認証>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

二段階認証

アカウントに登録されたメールアドレスに対してメールで認証コードを送信しました。
メール本文に記載の認証コード6桁を入力して認証ボタンを押してください。

20

35

2. 【共通】ログイン認証

概要

アカウント管理にて作成した認証情報に基づいて認証します。
事業者ユーザの場合は、メール到達で認証コード入力による二要素認証を行います。
行政サービス向けの共通認証システムGビズIDは利用しない想定です。

機能説明

- ・ アカウントは、事業者の営業所または自治体の支所単位に1つ発行します。
- ・ 管理者アカウントは、あらかじめ設定されたIPアドレス以外からはログイン不可とします。
- ・ 自治体アカウントや自治体によって作成された事業者アカウントの初回ログイン時には、あらかじめ通知したログインIDと仮パスワードで認証します。このとき初回ログインと同時にパスワード変更を強制します。
- ・ アカウント管理にて作成したログインIDとパスワード情報に基づいて認証します。
アカウント管理において無効化されたアカウントはログインできません。
- ・ 規定回数以上の連続で失敗した場合、自動的にロックして一定時間ログインできなくします。
- ・ ログインID、パスワード項目の必須入力チェックを行います。
- ・ ログインボタン押下で、認証処理を実行します。
失敗時： ログインIDまたはパスワードが正しくありません。
成功時： 認証コード通知メール（文例は後述）をアカウントに紐づくメールアドレスへ送信します。
ただし、ユーザ区分が「自治体」で、かつアクセス元IPアドレスが登録されたものと一致している場合、二要素認証をスキップします。
- ・ 複数の報告先が登録されている事業者アカウントで、デフォルトの報告先の設定がない場合、ログイン後に報告先選択画面をポップアップ表示します。複数の報告先がない場合、またはデフォルトの報告先が設定されている場合はトップ画面に遷移します。
- ・ 自治体アカウントの場合、自身が所属する自治体を選択した状態でトップ画面に遷移します。
- ・ ログイン成功時、ログイン履歴データにデータを登録します。
- ・ 同一アカウントによる二重ログインを検知した場合は、二段階認証の前に警告メッセージを表示します。
強制ログインを選択した場合は、前者の同一アカウントのセッションを切断してログアウト状態にします。

関連データ

- ・ ユーザマスタ
- ・ ログイン履歴データ

課題事項

- ・ 送信先の宛先固定メールアドレス、二要素認証メール内容

21

2. 【共通】ログイン認証

認証コード通知メールの文例

差出人： ○○○○○○<noreply@xxxx.or.jp>

件名： 【浄化槽維持管理情報報告】二要素認証コードのお知らせ

本文：

※本メールは、送信専用メールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えいたしかねますのでご了承ください。

このメールは、浄化槽維持管理情報報告システムの二要素認証のために送信されています。
下記の認証番号6桁を、表示中の認証番号入力画面に入力してください。

認証番号：123456

※この認証番号は15分間後に無効となります。
※本メールに心当たりがない場合は、破棄してください。

○○○○
お問い合わせ： support@xxxx.or.jp

22

3. 【共通】パスワードリマインダー

画面イメージ<パスワードリマインダー>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

パスワードを忘れた方へ

登録されたメールアドレスを入力してください。
パスワード再設定のため認証メールを送信します。

入力されたメールアドレス・電話番号は登録されていません。

メールアドレス

電話番号 (ハイフンなし)

23

3. 【共通】パスワードリマインダー

画面イメージ<二段階認証>

二段階認証

アカウントに登録されたメールアドレスに対してメールで認証番号を送信しました。
メール本文に記載の認証番号6桁を入力して認証ボタンを押してください。

24
37

3. 【共通】パスワードリマインダー

画面イメージ<パスワード再設定>

パスワード再設定

新しいパスワードを2度入力してください。

パスワードに英数記号混合8桁以上で入力してください。

パスワード (英数記号混合で8桁以上)

パスワード (再入力)

25

3. 【共通】パスワードリマインダー

概要

本機能は、利用者がパスワードを失念した場合に、登録済みのメールアドレスおよび電話番号による本人確認を行い、認証番号を用いて安全にパスワード再設定を行うための機能です。

機能説明

- ・ 登録されたメールアドレスおよび電話番号を入力することで、マスタと照合して本人確認を行います。
- ・ 入力された情報が登録情報と一致しない場合、エラーメッセージを表示します。
- ・ 本人確認が完了した場合、登録済みメールアドレス宛に数字6桁の認証番号を送信します。
- ・ 認証番号入力画面に遷移し、利用者は受信した認証番号を入力して認証を行います。
- ・ 認証番号が一致しない場合、エラーメッセージを表示し、再入力を促します。
- ・ 3回失敗するとエラー表示後、認証番号を再送信するボタンを表示します。
- ・ 認証が成功した場合、新しいパスワードの入力画面に遷移します。
- ・ 新しいパスワードは、英数字混在かつ8桁数以上であることをチェックします。
- ・ 再入力されたパスワードと一致しない場合、エラーメッセージを表示します。
- ・ 条件を満たした場合、ユーザマスタのパスワードを更新し、ログイン可能な状態に更新します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ

26

4. 【共通】 トップ・お知らせ表示

画面イメージ<トップ>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

お知らせ

2026年04月16日
2026年03月10日
2026年01月01日

重要 [件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト…](#)
[件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト…](#)
[件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト、件名サンプルテキスト…](#)

[もっと見る](#)

ダッシュボード

報告件数 (過去1年) 最終ログイン：2026年5月11日 12:34

報告年月	保守点検報告	清掃報告	
2026年05月	9,999 件	9,999 件	
2026年04月	9,999 件	9,999 件	事業者の登録申請 9件
2026年03月	9,999 件	9,999 件	
2026年02月	9,999 件	9,999 件	
2026年01月	9,999 件	9,999 件	
2025年12月	9,999 件	9,999 件	
2025年10月	9,999 件	9,999 件	
2025年09月	9,999 件	9,999 件	
2025年08月	9,999 件	9,999 件	
2025年07月	9,999 件	9,999 件	
2025年06月	9,999 件	9,999 件	
2025年05月	9,999 件	9,999 件	

27

4. 【共通】 トップ・お知らせ表示

画面イメージ<トップ>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

お知らせ

2026年03月10日

重要 **G.W.期間中におけるご利用について**

添付ファイル [sample.pdf](#)

お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト
お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト、お知らせ内容サンプルテキスト

ダッシュボード

28

39

4. 【共通】 トップ・お知らせ表示

概要

本画面は、ログイン後に表示されるトップ画面として、システムからのお知らせおよび報告状況の概要を表示します。
お知らせの表示内容は、ユーザ区分によって変化します。

機能説明

- ・ ログイン後にトップ画面として表示され、お知らせおよびダッシュボード情報を表示します。
- ・ お知らせ一覧には、配信日および件名を表示し、重要なお知らせには「重要」ラベルを表示します。
- ・ お知らせの件名をクリックすると、内容をポップアップ画面で表示します。
- ・ ポップアップ画面では、お知らせの全文をスクロール可能な形式で表示します。
添付ファイルがある場合は、ファイルをダウンロードできます。
- ・ 「もっと見る」リンクをクリックすると、お知らせ表示エリアを拡張し、すべてのお知らせを表示します。
- ・ ダッシュボードには、過去1年分の報告件数を年月別に表示します。
報告件数は、保守点検報告および清掃報告の件数をそれぞれ表示します。
- ・ 自治体アカウントの場合のみ、下記の件数を表示し、それぞれ許可・承認するための画面へのリンクにします。
事業者の登録申請数 … 事業者一覧画面
- ・ 画面右下に最終ログイン日時を表示します。
- ・ ログアウトボタンを押下することで、システムからログアウトします。

関連データ

- ・ ユーザマスタ
- ・ お知らせデータ
- ・ ログイン履歴データ
- ・ 報告先マスタ

課題事項

- ・ パスワードに使用できる文字や桁数

29

5. 【共通】 問い合わせフォーム

画面イメージ<お問い合わせ>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

お問い合わせ

下記のフォームにお問い合わせ内容を入力して送信ボタンを押してください。

お名前*	<input type="text" value="山田 太郎"/>
メールアドレス*	<input type="text" value="xxxxxxxx@xxxxxxxx.com"/>
連絡先電話番号*	<input type="text" value="0112223333"/> (ハイフンなし)
お問い合わせ内容*	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、 お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、お問い合わせ内容テキスト、</p></div>

5. 【共通】問い合わせフォーム

概要

本画面は、利用者からの問い合わせを受け付けるための入力フォームを提供し、必要事項を入力の上送信することで、運営側へ問い合わせ内容をメールで通知します。

機能説明

- ・ 本画面では、利用者が問い合わせ内容を入力し、システム運営者へメールを送信することができます。
- ・ ログイン認証後に遷移した場合は、アカウント情報をもとに、氏名・メールアドレス・連絡先電話番号を初期値として自動セットします。
- ・ 氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、問い合わせ内容は必須入力項目とします。
- ・ 連絡先電話番号は、ハイフンなしで入力します。
- ・ 入力内容に不備がある場合は、エラーメッセージを表示し、送信を行いません。
- ・ 送信ボタン押下時に確認ダイアログを表示し、確認後に問い合わせ内容を送信して、完了画面に遷移します。
- ・ 問い合わせ内容は、あらかじめ設定された宛先メールアドレスに送信します。
- ・ 問い合わせの受領確認として、利用者にもメールを送信します。
- ・ 戻るボタンを押下すると、直前の画面に遷移します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ

課題事項

- ・ 送信先の宛先固定メールアドレス
- ・ 受領通知メール、問い合わせメールの内容

31

6. 【事業者】事業者登録申請

画面イメージ<事業者登録申請①>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

事業者登録申請<メール認証>

事業者登録を行います。受信できる有効なメールアドレスを入力して「次へ」ボタンを押してください。

メールアドレス	<input type="text" value="xxxxx@xxxxx.xxx"/>
メールアドレス (再入力)	<input type="text" value="xxxxx@xxxxx.xxx"/>

二段階認証

アカウントに登録されたメールアドレスに対してメールで認証コードを送信しました。
メール本文に記載の認証コード 6 桁を入力して認証ボタンを押してください。

32

41

6. 【事業者】事業者登録申請

画面イメージ<事業者登録申請②>

事業者登録申請<事業者情報>

次の必要情報を入力して「次へ」ボタンを押してください。

事業者名*	<input type="text" value="●●●●株式会社"/>	
ログインID*	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>	(英数字およびハイフン)
電話番号*	<input type="text" value="0112223333"/>	(ハイフンなし)
パスワード*	<input type="password" value="*****"/>	(英数記号混合で8桁以上)
	<input type="password" value="*****"/>	

33

6. 【事業者】事業者登録申請

画面イメージ<事業者登録申請③>

事業者登録申請<自治体選択>

報告先として登録申請を行う自治体を選択してください。報告先が複数ある事業者はすべての自治体を選択してください。

申請候補 (未申請)

<input type="text" value="北海道札幌市"/>	×
<input type="text" value="北海道旭川市"/>	×
<input type="text" value="北海道千歳市"/>	×

34
42

6.【事業者】事業者登録申請

概要

本機能は、自治体から案内（はがき等）を受けた事業者が専用URLにアクセスし、メール認証および二段階認証を経て事業者情報を登録し、あわせて複数の報告先自治体へ利用申請を行うための機能です。

機能説明

- ・ 本機能は、案内通知を受けた事業者が専用URLから新規登録を行うための機能です。
- ▼メール認証
- ・ 最初に有効なメールアドレスを入力し、確認用メールアドレスと一致する場合のみ次へ進めます。
 - ・ メールアドレスは、メール形式が不正な場合はエラーメッセージを表示し、次へ進めません。
 - ・ メールアドレスが既に登録済みの場合はエラーメッセージを表示し、次へ進めません。
 - ・ 入力されたメールアドレス宛に認証コード（6桁）を送信します。
- ▼二段階認証
- ・ 認証コードは6桁の数字を入力し認証を行います。
 - ・ 認証コードが一致しない場合はエラーメッセージを表示し、再入力を促します。
 - ・ 認証コードの入力を3回誤った場合は当該認証を無効とし、メール認証からやり直します。
 - ・ 認証コードには有効期限を設け、有効期限切れの場合はエラーメッセージを表示して再送手続きへ誘導します。
 - ・ 認証成功後、事業者情報入力画面へ遷移します。
- ▼事業者情報入力
- ・ 入力項目は「事業者名」「ログインID」「電話番号（ハイフンなし）」「パスワード」「パスワード（再入力）」とします。
 - ・ 事業者名は必須入力とし、未入力の場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ ログインIDは必須入力とし、使用可能な文字種および最大文字数を超える場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ ログインIDはシステム内で一意である必要があり、重複する場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ 電話番号は必須入力とし、数字以外またはハイフンが含まれる場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ パスワードは英数字記号混在かつ8桁以上で入力する必要があり、条件を満たさない場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ パスワードとパスワード（再入力）が一致しない場合はエラーメッセージを表示します。
 - ・ 次へボタン押下時に入力チェックを行い、エラーがある場合は登録処理を行いません。
 - ・ 事業者情報登録完了後、報告先自治体の選択・申請画面へ遷移します。

35

6.【事業者】事業者登録申請

▼報告先選択

- ・ 報告先として登録申請を行う自治体を選択します。
- ・ 報告先が複数ある事業者は、該当するすべての自治体を選択します。
- ・ 報告先自治体は複数選択可能とし、選択がない場合はエラーメッセージを表示して申請を行いません。
- ・ 「+報告先の自治体を追加」ボタン押下により、自治体検索・選択ポップアップ画面へ遷移して行います。
※自治体検索・選択ポップアップ画面は、事業者向けの報告先設定画面と同じとします。
- ・ 選択した自治体は「申請候補（未申請）」一覧に表示します。
- ・ 一覧の「×」押下により、申請候補から削除できます。
- ・ 申請候補が1件もない場合は、「申請する」ボタンを押下できません。
- ・ 申請するボタン押下時は確認ダイアログを表示し、確認後に選択した各自治体へ利用申請を行います。
確認後、選択された各自治体に対し利用申請データを登録します。
- ・ 申請完了後、事業者へ申請受付完了メールを送信し、完了画面へ遷移します。
- ・ 各自治体側で承認されるまで、当該自治体への報告機能は利用できません。
- ・ 同一自治体に対して重複申請はできません。
- ・ 既に承認済みまたは申請中の自治体、および無効化された自治体は選択できないよう制御します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ
- ・ 報告先マスタ

課題事項

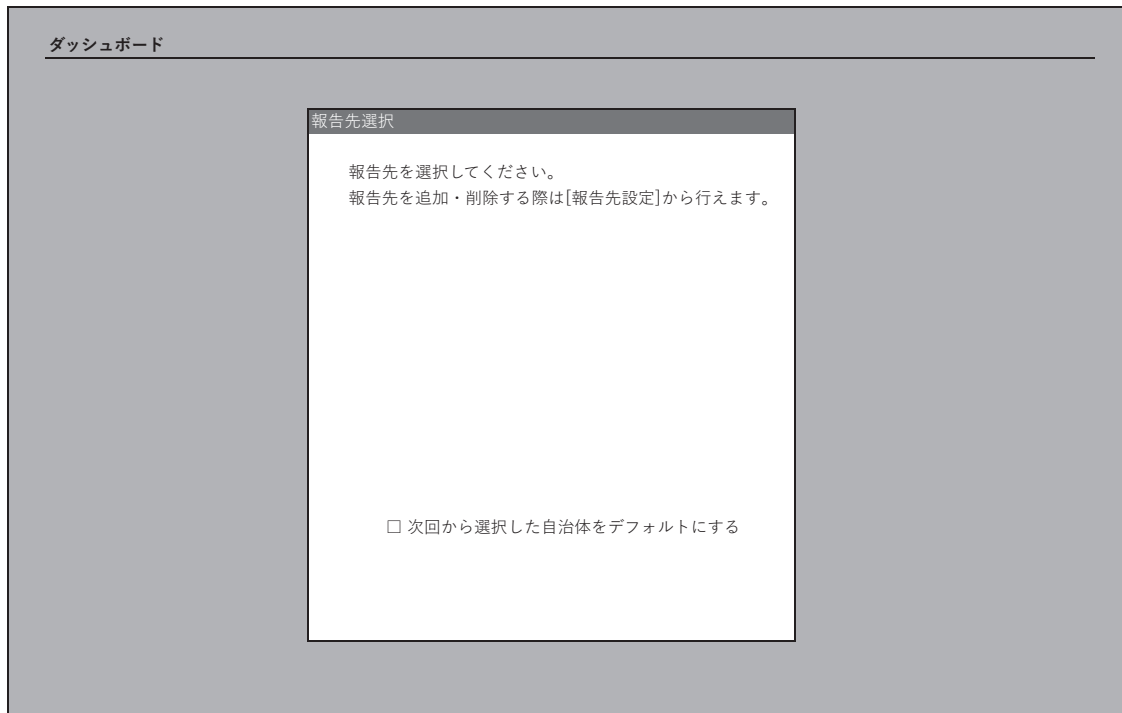
36

43

7.【事業者】自治体選択

画面イメージ<トップ>>報告先選択>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。



37

7.【事業者】自治体選択

概要

本画面は、事業者が報告データの操作対象となる自治体（報告先）を選択するための画面であり、複数の報告先を持つ場合に、ログイン後トップ画面の表示前に操作対象を確定させます。

機能説明

- ・ 本画面は、複数の報告先自治体を持つ事業者ユーザがログインした場合に表示されます。
- ・ 報告先自治体が1件のみの場合は、本画面を表示せず、トップ画面へ遷移します。
- ・ 画面には、当該事業者に紐づく報告先自治体の一覧をボタン形式で表示します。
- ・ 報告先自治体を選択するまで、決定ボタンは無効状態とします。
報告先自治体を選択すると、決定ボタンが有効化されます。
- ・ 決定ボタン押下により、選択した自治体を操作対象として確定し、トップ画面へ遷移します。
- ・ 自治体を切り替える場合は、警告ダイアログを表示し、現在の操作がリセットされる旨をお知らせします。
- ・ 「次回から選択した自治体をデフォルトにする」にチェックした場合、次回ログイン時は本画面をスキップします。
- ・ デフォルト設定が存在しない場合は、ログインのたびにトップ画面表示前に本画面を表示します。
- ・ キャンセルボタンは、対象切替ボタンを押下した場合のみ表示します。（選択中の自治体がある場合のみ表示）
- ・ 報告先自治体の追加や削除は、報告先設定画面から行います。

38

44

8.【事業者】報告データ検索

画面イメージ<報告データ検索>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

報告データ検索

キーワード

報告日 ~

処理の対象 すべて 単独 合併 その他 対象 保守点検 清掃

実施日 ~

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

ID	管理番号	独自浄化槽番号	処理方式	設置住所	管理者名	実施日	報告日
99	90001	123	単独	北海道札幌市中央区…	山田 太郎	2025/1/10	2025/2/24
98	90002	456	単独	北海道札幌市中央区…	山田 太郎	2025/1/9	2025/2/22
97	70010		合併	北海道札幌市中央区…	山田 花子	2025/1/8	2025/2/21
96	70011		合併	北海道札幌市中央区…	山田 花子	2025/1/7	2025/2/19
95	88100	5010	その他	北海道札幌市中央区…	山田 次郎	2025/1/6	2025/2/18
94	88200	5020	その他	北海道札幌市中央区…	山田 三郎	2025/1/5	2025/2/5

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

39

8.【事業者】報告データ検索

概要

本画面は、事業者によってアップロードされ、システムに保存されている保守点検報告および清掃報告のデータを対象に一覧形式で確認するための画面です。なお、浄化槽番号のみで報告されたデータについては、省略された浄化槽情報で検索できません。

機能説明

- ・ 本画面では、自身（事業者）がアップロードした保守点検報告および清掃報告のデータを対象に検索を行います。
- ・ 検索対象となるデータは、選択中の自治体の報告データとします。
- ・ キーワード検索では、浄化槽番号（管理番号・事業者独自の浄化槽番号）、設置住所、管理者名を対象に前後部分一致検索します。
- ・ 浄化槽番号のみで報告されたデータについては、設置住所や管理者名など省略された浄化槽情報では検索できません。
- ・ 報告日および実施日は、開始日から終了日までの期間を指定して検索します。
- ・ 処理の対象は、「すべて」「単独」「合併」「その他」から選択して検索します。
- ・ 対象区分は、「保守点検」または「清掃」を選択して絞り込み検索を行います。
- ・ 一覧に表示する項目は下記の通りとし、画面イメージ内で項目名がリンクとなっている項目は昇順・降順を切り替えて並び替えができます。ID, 管理番号, 独自浄化槽番号, 処理方式, 設置住所, 管理者名, 実施日, 報告日
- ・ 検索結果がシステムで定めた上限件数を超えた場合は、エラーメッセージを表示し、検索条件の見直しを促します。
- ・ 一覧の行をクリックすると、該当する報告データの詳細画面へ遷移します。
- ・ 検索結果が複数ページにわたる場合は、ページング機能によりページ切替を行います。
- ・ 検索結果件数および表示件数を画面上に表示します。

関連データ

- ・ 保守点検報告データ
- ・ 清掃点検報告データ

課題事項

40

45

9.【事業者】報告データ詳細

画面イメージ<報告データ詳細>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

報告データ詳細			
報告先	北海道札幌市		
報告事業者			
〇〇株式会社	北海道札幌市厚別区厚別東…	TEL: 0112223333	
報告対象浄化槽			
浄化槽番号（管理番号）	9999999	業者独自の浄化槽番号	999
処理の対象	1: 単独	方式名	単独処理浄化槽旧構造その他
処理対象人員	5	浄化槽管理者氏名（法人名）	山田 太郎
施設名称	●●●営業所	浄化槽管理者住所	北海道札幌市中央区南●条西●丁目20-2-2010
設置場所（住居表示）	北海道札幌市中央区南●東●丁目●●●●		
報告事項			
保守点検日	2026年2月2日（月）	報告日	2026年2月4日（水）
躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境（臭気の有無）	
1: 無し	1: 無し	2: 有り	

41

9.【事業者】報告データ詳細

概要

本画面は、検索一覧画面から選択された報告データの詳細内容を表示する画面です。
表示内容は、事業者・自治体・管理者ですべて共通です。

機能説明

- ・ 本画面は、報告データ検索一覧画面から遷移し、選択された報告データの詳細内容を表示します。
- ・ 本画面は、事業者、自治体、管理者のすべてのユーザ区分で共通して利用です。
- ・ 報告先として、当該報告データの提出先となる自治体名を表示します。
- ・ 報告事業者として、事業者名、所在地、連絡先電話番号を表示します。
- ・ 報告対象となる浄化槽情報として、管理番号、事業者独自の浄化槽番号、処理方式、処理対象人員を表示します。
- ・ 浄化槽管理者情報として、管理者名（法人名）および管理者住所を表示します。
- ・ 施設情報として、施設名称および設置場所（住所表示）を表示します。
- ・ 報告事項として、保守点検日または清掃実施日、報告日を表示します。
- ・ 保守点検または清掃に関する各確認項目の結果を、判定内容とともに表示します。
- ・ 戻るボタン押下で、元の一覧画面に戻ります。

関連データ

- ・ 保守点検報告データ
- ・ 清掃点検報告データ

42

46

10. 【事業者】 報告データアップロード

画面イメージ<報告データアップロード>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

保守点検報告データアップロード

所定の保守点検報告用の様式ファイルを、下のドラッグエリアにドラッグ&ドロップしてアップロードしてください。
報告用の様式はこちらからダウンロードできます。

報告先自治体名 北海道札幌市

最終報告日時 2025年12月24日 12:34

こちらに報告データの書式ファイルをドラッグしてください

43

10. 【事業者】 報告データアップロード

画面イメージ<報告データアップロード確認 (エラー時)>

保守点検報告データアップロード確認

入力エラーがあるため、取込できません。内容をご確認の上、データを修正してから再度お試しください。

報告先自治体名 北海道札幌市 対象データ件数 1,111件

- 行目：浄化槽番号が未入力です。
- 行目：浄化槽番号が未入力です。
- 行目：浄化槽番号の形式が正しくありません。
- 行目：浄化槽番号の形式が正しくありません。
- 行目：住所が正しくありません。
- 行目：住所が正しくありません。

警告があります。内容を確認の上、問題がなければ実行ボタンを押してください。

- 行目：入力された住所が実在しない恐れがあります。(北海道札幌市東北区…)
- 行目：入力された住所が実在しない恐れがあります。(北海道札幌市東区…)
- 行目：入力された住所が実在しない恐れがあります。(北海道石狩市北区…)

44

47

10. 【事業者】 報告データアップロード

画面イメージ<報告データアップロード確認 (正常時) >

保守点検報告データアップロード確認

次のデータを取り込みます。問題がないか確認の上、実行ボタンを押してください。

報告先自治体名 **北海道札幌市** 対象データ件数 **1,111件**

報告日 **2026年2月22日**

業者名 **●●●●株式会社**

保守点検業者住所 **●●県●●市●●丁目●●●●**

保守点検業者住所 **0112223333**

10. 【事業者】 報告データアップロード

各様式の記載例

(保守点検記載例)

報告日※1	2025/6/1
保守点検業者名	●株式会社
保守点検業者住所※2	●●県●●市●●丁目●●番●●号
保守点検業者電話番号	00-0000-0000

項目	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	保守点検業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人名	浄化槽管理員氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理業者住所	保守点検年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の腐し・破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択 1:単独 2:合併 3:その他	別表※3参照	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択 1:無し 2:有り	以下より選択 1:無し 2:有り	以下より選択 1:無し 2:有り
例1		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっか	5	浄化太郎	浄化太郎	●●県●●市●●丁目1番1号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっか	5	浄化太郎	浄化太郎	●●県●●市●●丁目1番1号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2	2	合併処理浄化槽新構造 連流型処理槽ばっか	5	●●●●	●●●●営業所	●●県●●市●●町大字●●番●●号	●●県●●市●●町大字●●番●●号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3	3	合併処理浄化槽大規模 更新その他	30	浄化太郎	浄化太郎ア パート	●●県●●市●●町大字●●番●●号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5	00-0000-1000									2025/2/1	1	1	1

【備考】
 ◎:浄化槽番号もしくは保守点検業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する
 ■:毎回報告する項目
 □:浄化槽番号と保守点検業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目
 ※1:年号は西暦とすること
 ※2:住所は住居系(住基ネット)の記載に合わせること
 例:「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

浄化槽コードとして「自治体独自の浄化槽番号」が共有されている場合は省略することが可能

(清掃記載例)

報告日※1	2025/6/1
清掃業者名	●株式会社
清掃業者住所※2	●●県●●市●●丁目●●番●●号
清掃業者電話番号	00-0000-0000

項目	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	清掃業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人名	浄化槽管理員氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理業者住所	清掃年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の腐し・破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択 1:単独 2:合併 3:その他	別表※3参照	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択 1:無し 2:有り	以下より選択 1:無し 2:有り	以下より選択 1:無し 2:有り
例1		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっか	5	浄化太郎	浄化太郎	●●県●●市●●丁目1番1号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造 分離ばっか	5	浄化太郎	浄化太郎	●●県●●市●●丁目1番1号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2	2	合併処理浄化槽新構造 連流型処理槽ばっか	5	●●●●	●●●●営業所	●●県●●市●●町大字●●番●●号	●●県●●市●●町大字●●番●●号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3	3	合併処理浄化槽大規模 更新その他	30	浄化太郎	浄化太郎ア パート	●●県●●市●●町大字●●番●●号	●●県●●市●●丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5	00-0000-1000									2025/2/1	1	1	1

【備考】
 ◎:浄化槽番号もしくは清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する
 ■:毎回報告する項目
 □:浄化槽番号と清掃業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目
 ※1:年号は西暦とすること
 ※2:住所は住居系(住基ネット)の記載に合わせること
 例:「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

浄化槽コードとして「自治体独自の浄化槽番号」が共有されている場合は省略することが可能

10.【事業者】報告データアップロード

概要

所定様式（保守点検／清掃）の報告データをアップロードし、取込前にエラー／警告を確認した上で登録します。
アドレスベースレジストリで緯度経度を取得し、警告履歴は保存しておき、自治体が報告データと一緒にダウンロード可能にします。

機能説明

▼アップロード画面

- ・ 本画面では、所定様式（保守点検報告／清掃報告）の書式ファイルをアップロードします。
- ・ 清掃報告の場合は、画面タイトルのみ「清掃報告データアップロード」とし、画面構成・操作は保守点検と同一とします。
- ・ 報告用の様式ファイルは、画面上のリンク（「こちら」）からダウンロードできます。
- ・ 報告先自治体名として、選択中の自治体を表示します。
- ・ 最後にアップロードした日時（最終アップロード日時）を併記して表示します。
- ・ ドラッグ&ドロップ領域にファイルをドロップすることでアップロードを開始します。
- ・ ファイルをアップロードすると、自動的にアップロード確認画面へ遷移します。
- ・ アップロードされたファイル本体は、取込処理完了後に破棄します（ファイルとしてはシステムで保持しません）。
- ・ 「戻る」ボタン押下で、前画面へ戻ります。

10.【事業者】報告データアップロード

▼アップロード確認画面

- ・ 本画面では、アップロードした報告データの取込可否を判定し、結果（エラー／警告）を表示します。
- ・ 報告先自治体名および対象データ件数を表示します。
- ・ データの重複判定は行わず、同一内容とみなされるデータであっても受け付けます。
- ・ 次の条件に該当する場合はエラーとして扱い、取込を行えない旨を表示します。
様式が異なる、必須項目が未入力、不正な形式での入力
- ・ エラーが存在する場合は、エラー一覧を表示し、取込（実行）ボタンは非表示とします。
- ・ エラーが存在する場合は、データを修正して再度アップロードするようメッセージで案内します。
- ・ 浄化槽番号（管理番号）が入力されているデータについては、浄化槽に関する入力項目を省略したデータとして受け付けます。
そのように登録されたデータは、浄化槽マスタによる補完入力ができないため、省略された項目の値では検索できません。
- ・ 住所情報に対してアドレスベースレジストリ（ABR）を用いて緯度経度を取得し、取得結果を登録データに保持します。
- ・ ABRで変換エラーとなった場合は警告として扱い、警告一覧に表示します。
警告が存在しても取込（実行）ボタンを表示し、取込を可能とします。
- ・ ABR変換に関する警告履歴は登録データに記録し、自治体が報告データをダウンロードした際に確認できるようにします。
- ・ 取込対象データの代表情報として、報告日、業者名、業者住所、業者電話（表示項目は画面定義に従う）を表示します。
このとき報告日は様式の入力値ではなく、取込を実行した当日を報告日とします。
- ・ 「実行」ボタン押下で、取込処理を実行します。
- ・ 取込データは、保守点検報告データまたは清掃点検報告データとして区分して保存します。
- ・ 取込データには予備項目（5列）を用意し、入力がある場合はあわせて登録します（各項目は最大30文字）。
- ・ 「戻る」ボタン押下で、アップロード画面へ戻ります。

関連データ

- ・ 保守点検報告データ
- ・ 清掃点検報告データ
- ・ 報告先マスタ
- ・ 住所変換警告データ

11. 【事業者】パスワード変更

画面イメージ<パスワード変更>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

登録情報	
メールアドレス	XXXXXXXX@XXXXXXXXXX.XXX
事業者名	●●●●株式会社■●●●営業所
ログインID	XXXXXXXXXX
電話番号	0112223333
パスワード変更	
パスワード	***** (英数記号混合で8桁以上)
パスワード (再入力)	*****

49

11. 【事業者】パスワード変更

概要

本画面は、事業者ユーザが自身の登録情報を確認し、パスワードの変更を行うための画面です。
アカウント情報は変更できません。

機能説明

- ・ 本画面は事業者ユーザが利用でき、自身のアカウント登録情報の確認およびパスワード変更を行います。
- ・ 登録情報として、メールアドレス、事業者名、ログインID、電話番号を表示します。
- ・ 登録情報に表示される各項目は参照専用とし、利用者による変更はできません。
- ・ パスワード変更では、新しいパスワードおよび再入力用パスワードを入力します。
- ・ パスワードは、英数字記号混在かつ8桁以上の形式で入力する必要があります。
- ・ 新しいパスワードと再入力用パスワードが一致しない場合は、エラーメッセージを表示します。
- ・ 入力内容に不備がある場合は、保存処理を行いません。
- ・ 保存ボタンを押下すると、入力内容を確認のうえユーザマスタのパスワードを更新します。
パスワードは、ハッシュ暗号化して変更日時とあわせて保存します。
- ・ パスワードの更新が完了した場合は、変更完了を画面に表示します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ

12. 【事業者】 報告先設定

画面イメージ<報告先設定>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

報告先設定

報告先の自治体を追加申請したり、削除することができます。

申請候補（未申請）

北海道札幌市	×
北海道旭川市	×
北海道千歳市	×

承認待ち

北海道小樽市	
--------	--

承認済み

北海道恵庭市	×
--------	---

51

12. 【事業者】 報告先設定

画面イメージ<自治体選択>

報告先設定

報告先選択

報告先として追加したい自治体を選択してください。

都道府県	北海道 ▼
絞り込み	札幌 区

52

51

12. 【事業者】報告先設定

概要

本画面は、事業者が報告データの提出先となる自治体を追加申請または削除するための設定画面です。
また申請後、承認待ちの状態も確認できます。

機能説明

- ・ 本画面は事業者ユーザが利用でき、報告先となる自治体の追加申請および削除を行います。
- ・ 報告先自治体は、「申請候補（未申請）」「承認待ち」「承認済み」の区分で一覧表示します。
- ・ 「申請候補（未申請）」に表示されている自治体は、申請前であれば削除（取消）することができます。
- ・ 申請するボタンを押下すると、確認ダイアログを表示し、確認後に報告先自治体の追加申請を行います。
- ・ 追加申請完了後は、申請対象の自治体を「承認待ち」として表示します。
- ・ 追加申請時には、申請先自治体に対して申請受付完了メールを送信します。
- ・ 「承認待ち」に表示されている自治体は、事業者側から削除（取消）することはできません。
- ・ 「承認済み」に表示されている自治体は、報告先として有効な自治体として扱います。
- ・ 承認済みの自治体は、削除操作により報告先から除外することができます。除外は自治体側からも行えます。
- ・ 報告先自治体の追加は、報告先（自治体）選択画面から行います。
- ・ 報告先選択画面では、都道府県および市区町村名による絞り込み検索を行い、追加対象の自治体を選択します。自治体アカウントが無効になっている場合は表示されますが、選択不可とします。
- ・ キーワードによる絞り込みでは、自治体名の前後部分一致検索が行えます。複数ワードを空白で区切ってAND検索ができます。このとき検索結果がシステムで定めた上限件数を越えた場合は、エラーメッセージを表示し、検索条件の見直しを促します。
- ・ 追加対象として選択可能な自治体は、システムで定めた範囲に限定して表示します。

関連データ

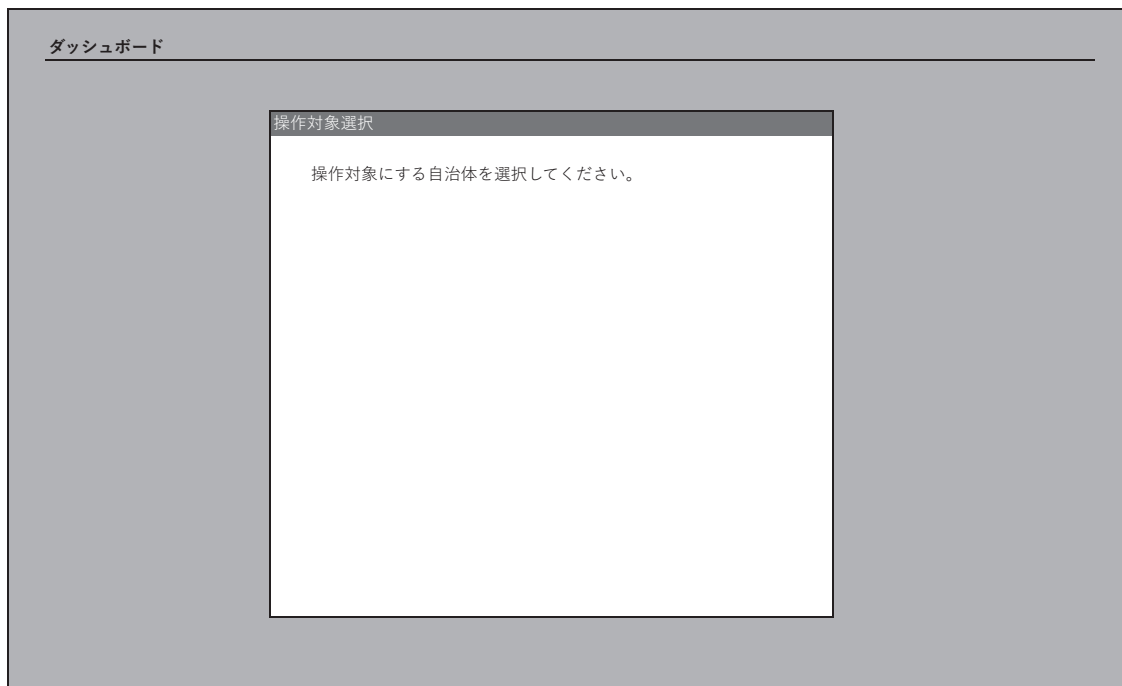
- ・ 報告先マスタ

53

13. 【自治体】自治体選択

画面イメージ<トップ>報告先選択<

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。



54

52

13. 【自治体】自治体選択

概要

本画面は、自治体ユーザが操作対象とする自治体を選択するための画面で、ヘッダーの切替ボタンで表示できます。
自アカウントを親として子の自治体が存在する場合に、子の自治体に操作対象を切り替えて報告データの閲覧や検索を行います。

機能説明

- ・ 本画面は自治体ユーザが利用でき、操作対象とする自治体を選択します。
- ・ 自アカウントを親として子の自治体が存在する場合に、子の自治体に操作対象を切り替えて報告データの閲覧や検索を行います。
例えば、札幌市は市内の行政地区である中央区や北区のデータの閲覧を行う権限を持つものとします。
閲覧権限は申請等は不要とし、包含判定マスタに則って自動的に付与されるものとします。
- ・ ログイン時は、自所属の自治体を操作対象の初期値として設定します。
- ・ 画面には、操作対象として選択可能な自治体をボタン形式で一覧表示します。
自治体アカウントが無効になっている場合は表示されませんが、選択不可とします。
- ・ 現在選択中の自治体は、選択状態が分かる表示とします。
- ・ 操作対象の自治体を選択するまで、決定ボタンは無効状態とします。
- ・ 自治体を選択すると、決定ボタンが有効化されます。
- ・ 決定ボタン押下により、選択した自治体を操作対象として確定し、トップ画面へ遷移します。
- ・ 自治体を切り替える場合は、警告ダイアログを表示し、現在の操作がリセットされる旨をお知らせします。
- ・ キャンセルボタンは、対象切替ボタンを押下した場合のみ表示します。（選択中の自治体がある場合のみ表示）

関連データ

- ・ 自治体親子判定マスタ

55

14. 【自治体】報告データ検索

画面イメージ<【自治体】報告データ検索>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

報告データ検索

キーワード

報告日 ~

処理の対象 すべて 単独 合併 その他 対象 保守点検 清掃

実施日 ~

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

ID	報告事業者名	浄化槽番号	処理方式	設置住所	管理者名	実施日	報告日
99	事業者E	90001	単独	北海道札幌市中央区...	山田 太郎	2025/1/10	2025/2/24
98	事業者E	90002	単独	北海道札幌市中央区...	山田 太郎	2025/1/9	2025/2/22
97	事業者A	70010	合併	北海道札幌市中央区...	山田 花子	2025/1/8	2025/2/21
96	事業者A	70011	合併	北海道札幌市中央区...	山田 花子	2025/1/7	2025/2/19
95	事業者C	88100	その他	北海道札幌市中央区...	山田 次郎	2025/1/6	2025/2/18
94	事業者C	88200	その他	北海道札幌市中央区...	山田 三郎	2025/1/5	2025/2/5

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

56

53

14. 【自治体】報告データ検索

概要

本画面は、自治体ユーザが、選択中の自治体を対象として、事業者から提出された保守点検報告および清掃報告のデータを検索し、一覧形式で確認するための画面です。

機能説明

- ・ 本画面では、事業者から提出され、システムに保存されている保守点検報告および清掃報告のデータを対象に検索を行います。
- ・ 検索対象となるデータは、選択中の自治体に提出された報告データとします。
- ・ キーワード検索では、浄化槽番号（管理番号・浄化槽番号）、報告事業者名、設置住所、管理者名を対象に前後部分一致検索を行います。
- ・ 浄化槽番号のみで報告されたデータについては、設置住所や管理者名など省略された浄化槽情報では検索できません。
- ・ 報告日および実施日は、開始日から終了日までの期間を指定して検索します。
- ・ 処理の対象は、「すべて」「単独」「合併」「その他」から選択して検索します。
- ・ 対象区分は、「保守点検」または「清掃」を選択して絞り込み検索を行います。
- ・ 一覧に表示する項目は下記の通りとします。
ID, 報告事業者名, 浄化槽番号, 処理方式, 設置住所, 管理者名, 実施日, 報告日
報告事業者名は事業者の一覧画面にはありません。（独自浄化槽番号と異なります）
- ・ 一覧において、画面イメージ内で項目名がリンクとなっている項目は、昇順・降順を切り替えて並び替えができません。
- ・ 検索結果がシステムで定めた上限件数を超えた場合は、エラーメッセージを表示し、検索条件の見直しを促します。
- ・ 一覧の行をクリックすると、該当する報告データの詳細画面へ遷移します。
- ・ 検索結果が複数ページにわたる場合は、ページング機能によりページ切替を行います。
- ・ 検索結果件数および表示件数を画面上に表示します。

関連データ

- ・ 保守点検報告データ
- ・ 清掃点検報告データ

課題事項

57

16. 【自治体】報告データダウンロード

画面イメージ<報告データダウンロード>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

保守点検報告データダウンロード

報告データを月ごとにダウンロードできます。最新月のデータは毎月上旬に反映されます。
ダウンロードしたファイルは、浄化槽台帳システムに取り込めます。

対象自治体名 北海道札幌市

対象年度

報告年月	浄化槽数	事業者数	ダウンロード	操作	警告
2026年2月	365件	22件	-	-	-
2026年1月	685件	88件	未		
2025年12月	791件	99件	済		
2025年11月	1,111件	111件	済		
2025年10月	999件	99件	済		
2025年9月	318件	23件	済	-	

58

54

16. 【自治体】 報告データダウンロード

概要

本画面は、管理者および自治体ユーザが、選択中の自治体に提出された保守点検報告または清掃報告の月次データをCSV形式でダウンロードするための画面です。CSVファイルの様式は、浄化槽台帳システムで取込可能な様式です。

機能説明

- ・ 本画面は管理者ユーザおよび自治体ユーザが利用でき、報告データの月次ダウンロードを行います。
- ・ ダウンロード対象は、選択中の操作対象自治体に提出された報告データとします。
- ・ 閲覧権限を持つ親の自治体であれば、子関係にある自治体アカウントのダウンロード可能です。
- ・ 保守点検報告および清掃報告データは、それぞれ専用のダウンロード画面から出力します。
- ・ 対象年度はプルダウンから選択し、初期値は当年度とします。
- ・ 対象年度に該当する報告年月を一覧表示し、報告年月の降順で表示します。
- ・ 最新月のデータは、翌月上旬にダウンロード可能となります。
- ・ 各月ごとに、浄化槽数および事業者数を表示します。
- ・ ダウンロードボタン押下により、対象月の報告データをCSV形式で出力します。
- ・ CSVファイルの様式は、浄化槽台帳システムで取込可能な様式とします。
- ・ ダウンロードの実行状況（未/済）を一覧上に表示します。
- ・ 取込時に住所変換の警告が検出された月については、一覧上に警告表示を行います。
- ・ 住所変換の警告が存在する月については、警告データボタンを表示し、警告情報をダウンロードできるようにします。
- ・ 警告データは、当該月の報告データに紐づく住所変換の警告情報を出力します。
- ・ ダウンロード実行履歴は、ダウンロード履歴データに記録します。

関連データ

- ・ 保守点検報告データ
- ・ 清掃報告データ
- ・ 住所変換警告データ
- ・ ダウンロード履歴データ

課題事項

- ・ 報告データCSVの様式、警告データの様式

59

17. 【自治体】 事業者管理

画面イメージ<事業者一覧>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

事業者一覧

キーワード

承認待ちのみ表示 ロック中のみ表示

全99件中 99件表示 < 前へ 1 2 3 4 5 次へ >

ID▲	事業者名	ログインID	ロック状態	承認状況	承認日時	更新日時
1	●●●株式会社	80080012	ロック中	承認済み	2026/01/12 12:34	2026/01/12 12:34
2	○○○株式会社	99999991		承認待ち		2025/03/02 11:22
3	株式会社△△△	99999992		承認済み	2025/10/12 22:34	2025/10/12 22:34
4	株式会社□□□	99999993		承認待ち		2025/04/21 12:00

全99件中 99件表示 < 前へ 1 2 3 4 5 次へ >

60

17. 【自治体】事業者管理

画面イメージ<事業者新規登録>

事業者アカウント新規登録			
ID	自動採番		
報告先自治体	北海道札幌市		
ログインID*	XXXXXXXXXX	事業者名*	●●●●株式会社
メールアドレス*	XXXXX@XXXXX.XXX	電話番号*	0112223333 (ハイフンなし)
仮パスワード*	*****	(英数記号混合で8桁以上)	
無効化	<input type="checkbox"/> 無効にする		

61

17. 【自治体】事業者管理

画面イメージ<事業者編集>

事業者アカウント編集			
ID	22		
報告先自治体	北海道札幌市	承認待ち	申請日時：2025/12/12 12:34
		承認済み	承認日時：2025/12/13 15:43
ログインID	XXXXXXXXXX	アカウント名	●●●●株式会社
メールアドレス	XXXXX@XXXXX.XXX	電話番号	0112223333
パスワード	変更不可	最終変更日時	2025/3/14 22:11
ロック状態	未ロック (正常)		
		ロック中	ロック日時：2026/1/23 12:34
無効化	<input type="checkbox"/> 無効にする		

62

17. 【自治体】事業者管理

画面イメージ<事業者CSV一括登録>

事業者アカウントCSV一括登録

ダウンロードしたCSV書式を使って一括登録を行います。
ファイルを下のエリアにドラップすると確認画面に自動で遷移します。

こちらに書式ファイルをドラッグしてください

63

17. 【自治体】事業者管理

画面イメージ<事業者CSV一括登録確認（エラー時）>

事業者アカウントCSV一括登録確認

入力エラーがあるため、取込できません。内容をご確認の上、データを修正してから再度お試しください。

報告先自治体名	北海道札幌市	対象データ件数	11件	エラー件数	2件
---------	--------	---------	-----	-------	----

- 行目：電話番号が未入力です。
- 行目：電話番号が未入力です。
- 行目：メールアドレスの形式が正しくありません。
- 行目：入力されたIDは存在しません。新規に登録する場合は空欄にしてください。

64

57

17. 【自治体】事業者管理

画面イメージ<事業者CSV一括登録確認（正常時）>

事業者アカウントCSV一括登録確認

次のデータを取り込みます。問題がないかご確認の上、実行ボタンを押してください。

報告先自治体名 北海道札幌市

対象データ件数 11件（登録 6件 更新 5件 警告 2件）

警告があります。内容を確認の上、問題がなければ実行ボタンを押してください。

- 行目：登録しようとしている事業者名がすでに存在しています。（株式会社XXXXX）
- 行目：登録しようとしている事業者名がすでに存在しています。（株式会社ZZZZZ）

65

17. 【自治体】事業者管理

概要

本機能は、自治体が自身を報告先とする事業者アカウントを検索・参照し、事業者からの登録申請を承認したり、ログインロックの解除および無効化の管理を行うためのマスタメンテナンス機能です。

事業者アカウントは事業者からの申請に基づいて作成される想定ですが、自治体アカウントが事業者によって作成することもできます。自治体は、自身を報告先として申請している事業者のみ閲覧・管理できます。他自治体の事業者に関する情報は編集できません。

機能説明

▼事業者一覧

- ・ 本画面では、事業者アカウントの一覧を表示し、検索・絞り込みを行います。
- ・ 本画面で参照できる事業者情報は、自身の自治体を報告先とする事業者情報のみとします。
- ・ キーワード検索では、事業者名、ログインIDを対象に検索します。
- ・ 「承認待ちのみ表示」にチェックした場合、承認状況が承認待ちの事業者のみを表示します。
- ・ 「ロック中のみ表示」にチェックした場合、ロック状態がロック中の事業者のみを表示します。
- ・ 「検索」ボタン押下により、入力条件で一覧を再表示します。
- ・ 「リセット」ボタン押下により、検索条件を初期化します。
- ・ 一覧に表示する項目は下記の通りとします。
ID, 事業者名, ログインID, ロック状態, 承認状況, 承認日時, 更新日時
- ・ 一覧において、画面イメージ内で項目名がリンクとなっている項目は、昇順・降順を切り替えて並び替えができます。
- ・ 一覧の行をクリックすると、該当する事業者の編集（詳細）画面へ遷移します。
- ・ 承認状況が「承認待ち」の事業者は、自所属の自治体に対して事業者登録申請があるときに表示されます。
- ・ 無効化されている事業者は、一覧上で無効化した事業者として判別できる表示とします。
- ・ 「CSV出力」ボタン押下により、一覧の内容をCSV出力します。
ここで出力されたCSVファイルは一括登録の取込形式と同じです。
- ・ 「一括登録」ボタンおよび「新規登録」ボタンは、閲覧権限で他の自治体を見ている場合は非表示とします。
- ・ 「一括登録」ボタン押下により、一括登録画面に遷移します。
- ・ 「新規登録」ボタン押下により、新規登録画面に遷移します。
- ・ 検索結果が複数ページにわたる場合は、ページング機能によりページ切替を行います。
- ・ 検索結果件数および表示件数を画面上に表示します。

66

17. 【自治体】事業者管理

▼事業者アカウントCSV一括登録

- ・ 本画面では、CSVファイルを使用して事業者アカウントの一括登録を行います。同機能では、CSVファイルに入力されたデータで新規登録や上書き更新（無効化を含む）が行えます。
- ・ 事業者一覧画面でダウンロードした所定のCSV様式を使用して登録を行います。CSV様式はExcelで編集したり、保存ができるものとします。
- ・ ID項目が空欄の行は新規追加登録、存在するIDの記載がある場合は上書き更新を行います。存在しないIDが入力された場合はエラーにします。
- ・ CSVファイルを指定エリアへドラッグ&ドロップすることでアップロードします。
- ・ CSVファイルアップロード後、自動的に確認画面へ遷移します。
- ・ 報告先自治体はログイン中の自身の自治体を対象とします。
- ・ CSV以外の拡張子のファイルは取込不可とします。
- ・ 「戻る」ボタン押下により事業者一覧画面へ遷移します。

▼事業者アカウントCSV一括登録確認

- ・ 本画面では、アップロードしCSVファイルの取込可否を判定し、結果（エラー／警告）を表示します。
- ・ 次の条件に該当する場合はエラーとして扱い、取込を行えない旨を表示します。
様式が異なる、必須項目が未入力、不正な形式での入力、IDが存在しない
エラーチェックは新規登録画面と同等のチェックを行います。
- ・ エラーが存在する場合は、エラー一覧を表示し、取込（実行）ボタンは非表示とします。
- ・ エラーが存在する場合は、データを修正して再度アップロードするようメッセージで案内します。
- ・ 登録において、すでに同じ事業者名が別のIDで存在していた場合は、警告一覧にその旨を表示します。警告が存在しても「実行」ボタンを表示し、取込を可能とします。
- ・ 確認画面では、対象データ件数を表示します。
エラーがない場合は、登録件数および上書き更新件数を表示します。エラー時はエラーがあった行数をエラー件数として表示します。
警告がある場合は、その件数も表示します。
- ・ 内容確認後、「実行」ボタン押下によりユーザマスタへの一括登録処理を実行します。
- ・ 登録処理完了後は事業者一覧画面へ遷移します。
- ・ 「戻る」ボタン押下によりアップロード画面へ遷移します。

17. 【自治体】事業者管理

▼事業者アカウント新規登録

- ・ 本画面では、事業者アカウントの新規登録を行います。
- ・ 「ID」は自動採番とし、入力不可とします。
- ・ 「報告先自治体」はログイン中の自身の自治体を表示し、変更不可とします。
- ・ 「ログインID」は必須入力とし、既存のログインIDとの重複登録は不可とします。
- ・ 「事業者名」は必須入力とします。
同じ事業者名が見つかった場合は、同じ事業者のアカウントが重複して登録されないよう次の警告メッセージを表示します。
「入力された事業者名と同じ名前で登録が見つかりました。アカウントを追加してもよろしいですか。」
- ・ 「メールアドレス」は必須入力とし、メール形式チェックを行います。また重複登録のチェックも行います。
- ・ 「電話番号」は必須入力で、ハイフンなしで入力するものとします。
電話番号は、パスワード再発行時の本人確認情報として利用します。
- ・ 「仮パスワード」は必須入力とし、英数字記号混合で8桁以上とします。
- ・ 仮パスワードは、この画面で作成された事業者アカウントの初回ログイン時に変更を求める仕様とします。
- ・ 「無効にする」にチェックした場合、登録と同時に当該自治体に対して無効状態とします。
- ・ 入力内容に不備がある場合は、エラーメッセージを表示し保存不可とします。
- ・ 「保存」ボタン押下によりユーザマスタに登録処理を実行します。
- ・ 登録完了後は事業者一覧画面へ遷移します。
- ・ 「戻る」ボタン押下により、事業者一覧画面へ遷移します。

17. 【自治体】事業者管理

▼事業者アカウント編集

- ・ 本画面では、事業者アカウントの詳細を表示し、申請の承認/却下および状態管理を行います。
- ・ 「ID」は表示のみとし、編集時は変更不可とします。
- ・ 「報告先自治体」は表示のみとし、編集時は変更不可とします。
- ・ 申請状態が「承認待ち」の場合、申請日時を表示します。
- ・ 承認後は、表示が承認済みに切り替わり、承認日時を表示します。
- ・ 閲覧権限で他の自治体を見ている場合は「承認」ボタンや「却下」ボタンを非表示にします。
- ・ 「承認」ボタン押下により申請を承認します。
- ・ 「却下」ボタン押下により申請を却下します。
- ・ 承認/却下の結果は、結果通知メール（承認 or 却下）を送信します。
- ・ 以下の項目は、他の自治体と共有されている情報のため、編集不可とします。
ログインID、メールアドレス、アカウント名、電話番号
- ・ 「パスワード」は本画面では変更不可とし、最終変更日時のみ表示します。
- ・ ロック状態が「ロック中」の場合、ロック中の表示およびロック日時を表示し、「解除」ボタン押下でロックを解除します。
ロック状態が「未ロック（正常）」の場合は、未ロックとして表示します。
ただし、自所属以外の自治体を操作対象としている場合は「解除」ボタンを非表示にします。
- ・ 「無効にする」にチェックした場合、事業者アカウントを無効化します。
事業者が他県等でも同一事業者として存在する場合、無効化は自身の自治体に対してのみ無効となる扱いとします。
- ・ 「保存」ボタン押下により、変更可能項目（例：ロック解除、無効化等）の内容を保存します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ
- ・ 報告先マスタ

69

18. 【自治体】アカウント情報変更

画面イメージ<アカウント情報変更>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

アカウント情報変更	
ログインID	JWP010006
自治体名	北海道札幌市
メールアドレス	xxxxxxx@xxxxxxxxxxx.xxx
表示名	北海道札幌市
電話番号	0112223333
IPアドレス	11.11.11.11, 22.22.22.22
パスワード	***** (英数記号混合で8桁以上)

70

60

18. 【自治体】アカウント情報変更

概要

本画面は、自治体ユーザが自身のアカウント情報を確認および変更するための画面であり、ログインIDおよび自治体名は変更不可ですが連絡先情報やパスワード等の認証情報を更新できます。

機能説明

- ・ 本画面は自治体ユーザが利用でき、自身のアカウント情報の確認および変更を行います。
- ・ ログインIDおよび自治体名は参照専用とし、利用者による変更はできません。
- ・ メールアドレスおよび電話番号は、入力内容を更新することができます。
- ・ IPアドレス項目では、二段階認証をスキップさせる判定に使う接続元IPアドレスを追加したり、変更することができます。アクセス元のIPアドレスが複数ある場合は、カンマ区切りで入力します。
- ・ パスワード変更では、新しいパスワードおよび再入力用パスワードを入力します。
- ・ パスワードは、英数字記号混在かつ8桁以上の形式で入力する必要があります。
- ・ 新しいパスワードと再入力用パスワードが一致しない場合は、エラーメッセージを表示します。
- ・ 入力内容に不備がある場合は、保存処理を行いません。
- ・ 保存ボタンを押下すると、入力内容を確認のうえユーザマスタのパスワードを更新します。パスワードは、ハッシュ暗号化して変更日時とあわせて保存します。
- ・ パスワードの更新が完了した場合は、変更完了を画面に表示します。

関連データ

- ・ ユーザマスタ

課題事項

- ・ パスワードの入力可能な文字種と桁数

19. 【管理者】対象自治体選択

画面イメージ<トップ>自治体選択<

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

ダッシュボード

操作対象選択

操作対象にする自治体を選択してください。

都道府県 北海道 ▼

絞り込み 札幌 区

19. 【管理者】対象自治体選択

概要

本画面は、管理者ユーザが操作対象とする自治体を選択するための画面です。
全国の自治体を対象に検索・絞り込みを行い、対象自治体を切り替えて各種管理機能进行操作できます。

機能説明

- ・ 本画面は管理者ユーザのみが利用でき、操作対象とする自治体を選択します。
- ・ 管理者は、全国すべての自治体を操作対象として選択することができます。
- ・ 操作対象の自治体は、都道府県および市区町村名による絞り込み検索により検索します。
- ・ 検索結果は、操作対象として選択可能な自治体をボタン形式で一覧表示します。
自治体アカウントが無効になっている場合は表示されますが、選択不可とします。
- ・ 検索結果件数が多い場合は、100件以下となるよう絞り込み検索を行います。
- ・ 操作対象の自治体を選択するまで、決定ボタンは無効状態とします。
自治体を選択すると、決定ボタンが有効化されます。
- ・ 決定ボタン押下により、選択した自治体を操作対象として確定し、トップ画面へ遷移します。
- ・ 自治体を切り替える場合は、警告ダイアログを表示し、現在の操作がリセットされる旨をお知らせします。
- ・ 現在選択中の自治体は、選択状態が分かる表示とします。

関連データ

- ・ 閲覧許可マスタ

73

21. 【管理者】自治体アカウント管理

画面イメージ<自治体一覧>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

自治体一覧

キーワード

都道府県 ロック中のみ表示

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

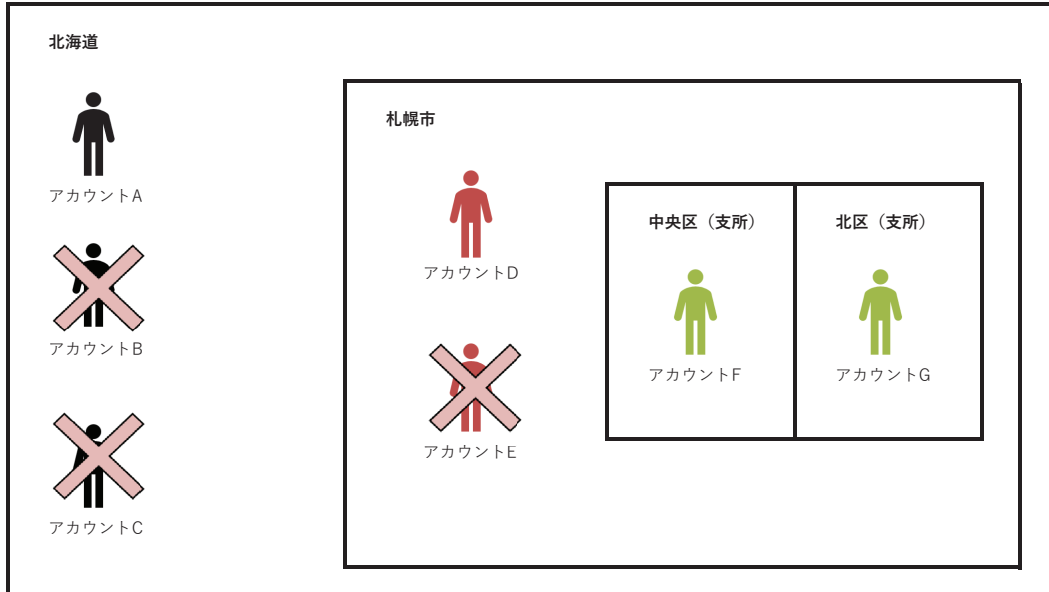
ID▲	自治体名	ログインID	表示名	電話番号	ロック状態	更新日時
1	北海道札幌市	80080012	北海道札幌市	0112223333	ロック中	2026/01/12 12:34
2	北海道恵庭市	99999991	北海道恵庭市	0112223333		2025/03/02 11:22
3	北海道千歳市	99999992	北海道千歳市	08077778888		2025/10/12 22:34
4	東京都中央区	12222223	東京都中央区	0344445555		2025/04/21 12:00

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

74

21. 【管理者】自治体アカウント管理

自治体アカウントの発行単位と閲覧可否について



75

21. 【管理者】自治体アカウント管理

画面イメージ<自治体編集>

自治体アカウント編集			
ID	22		
自治体	北海道札幌市		
ログインID	JWP010006	表示名	北海道札幌市北区
メールアドレス	xxxxx@xxxxx.xxx	電話番号	0112223333 (ハイフンなし)
パスワード	変更不可 最終変更日時：2025/3/14 22:11		
ロック状態	未ロック (正常)		
	ロック中 ロック日時：2026/1/23 12:34		
IPアドレス	11.11.11.11,22.22.22.22		
無効化	<input type="checkbox"/> 無効にする		

76

21. 【管理者】自治体アカウント管理

概要

本機能は、管理者が自治体アカウントを検索・参照し、表示名や連絡先、接続元IP等の情報更新、ロック解除および無効化の管理を行うためのマスタメンテナンス機能です。

自治体の初期登録を画面から行うことはない前提のため、新規登録画面は設けません。

機能説明

- ・ 本機能は管理者ユーザのみが利用でき、自治体アカウント情報の検索、編集および管理を行います。

▼一覧画面

- ・ 自治体一覧画面では、キーワードおよび都道府県により自治体を検索します。
- ・ キーワード検索では、自治体名、表示名、ログインIDを対象に検索します。
- ・ 都道府県を選択して対象自治体を絞り込み検索します。
- ・ 「ロック中のみ表示」にチェックした場合、ロック中の自治体のみを一覧表示します。
- ・ 一覧には、ID、自治体名、ログインID、表示名、電話番号、ロック状態、更新日時を表示します。
- ・ 一覧において、画面イメージ内で項目名がリンクとなっている項目は、昇順・降順を切り替えて並び替えができます。
- ・ 一覧の行をクリックすると、自治体アカウント編集画面へ遷移します。
- ・ CSV出力ボタン押下により、一覧結果をCSV形式で出力します。
- ・ 自治体の追加登録は、システムで定めた保守範囲内で対応します。

▼編集画面

- ・ 自治体アカウント編集画面では、IDおよび自治体名は参照専用とし、編集できません。
- ・ 自治体アカウント編集画面では、ログインIDは参照専用とし、編集できません。
- ・ ログインIDは、プレフィックス3桁と全国地方公共団体コード（数字6桁）を組み合わせた体系とします。
- ・ ログインID、表示名、メールアドレス、電話番号、接続元IPアドレスは入力内容を更新することができます。
- ・ IPアドレス項目では、二段階認証をスキップさせる判定に使う接続元IPアドレスを追加したり、変更することができます。アクセス元のIPアドレスが複数ある場合は、カンマ区切りで入力します。
- ・ 電話番号は、ハイフンなしで入力します。
- ・ パスワードは管理者画面から変更できないものとして扱います。
- ・ ロック状態がロック中の場合は、ロック中表示およびロック日時を表示します。ロック中の場合に解除ボタンを押下すると、ロック状態を解除します。
- ・ 無効にするにチェックした場合は、当該自治体アカウントを無効化します。
- ・ 保存ボタン押下により、入力内容でユーザマスタを更新します。
- ・ 戻るボタン押下により、一覧画面へ遷移します。

77

21. 【管理者】自治体アカウント管理

関連データ

- ・ ユーザマスタ

課題事項

- ・ 選択した自治体の子に該当する自治体を一覧で確認できるべきか要検討

78

25. 【管理者】お知らせ管理

画面イメージ<お知らせ一覧>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

お知らせ一覧

キーワード

対象 表示中のみ表示

全99件中 99件表示 < 前へ 1 2 3 4 5 次へ >

ID	対象	表示	タイトル	表示期間	操作
1	事業者	表示中 重要	XXXXXXXXXXXXXXXXXX...	2026/2/12~2026/3/31	削除
2	すべて		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	2026/1/4~2026/1/13	削除
3	自治体	表示中	XXXXXXXXXXXXXXXX	2026/1/1~	削除
4	自治体		XXXXXXXXXXXXXXXX	2023/12/2~2024/1/1	削除

全99件中 99件表示 < 前へ 1 2 3 4 5 次へ >

79

25. 【管理者】お知らせ管理

画面イメージ<お知らせ新規登録・編集>

お知らせ編集

ID

対象* すべて 事業者 自治体

表示期間*

重要アイコン 重要アイコンをつける

添付ファイル

タイトル*

お知らせ内容*

80

25. 【管理者】お知らせ管理

概要

本機能は、管理者が事業者および自治体ユーザに対して表示するお知らせを登録・編集・削除するための機能であり、表示対象や表示期間を指定して利用者にお知らせできます。お知らせ一覧画面、お知らせ登録・編集画面の2つで構成されます。

機能説明

- ・ 本機能は管理者ユーザのみが利用でき、お知らせの登録、編集および削除を行います。
- ・ お知らせ一覧画面では、ID、対象、表示状態、タイトル、表示期間を一覧表示します。
- ・ キーワード検索では、タイトルおよびお知らせ内容を対象に検索します。
- ・ 対象は、「すべて」「事業者」「自治体」から選択し、初期値は未選択とします。
- ・ 「表示中のみ表示」にチェックした場合、現在表示中のお知らせのみを一覧表示します。
- ・ 一覧において、画面イメージ内で項目名がリンクとなっている項目は、昇順・降順を切り替えて並び替えができます。
- ・ 一覧の削除操作により、確認ダイアログ表示後に対象のお知らせを削除します。
- ・ 新規登録時のIDは自動採番し、編集時は変更できません。
- ・ 表示期間は開始日および終了日を指定し、終了日を未指定とした場合は期限なしとして扱います。
- ・ 重要アイコンを設定した場合、利用者画面で重要表示を行います。
- ・ 添付ファイルを登録することができます。添付可能なファイルサイズ上限は3MB以内とします。添付可能なファイル形式はpdf, doc, docx, xls, xlsx, jpg, jpeg, png, gif, ppt, pptx とします。
- ・ 対象、表示期間From、タイトルおよびお知らせ内容は必須入力項目とします。
- ・ 保存ボタン押下により、入力内容をお知らせデータに登録または更新します。
- ・ 戻るボタン押下により、一覧画面へ遷移します。

関連データ

- ・ お知らせデータ

課題事項

- ・ 添付可能なファイル形式

26. 【管理者】ログイン履歴一覧

画面イメージ<ログイン履歴一覧>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

ログイン履歴一覧

キーワード

ログイン日 ~

ユーザー区分 すべて 事業者 自治体 管理者

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

ログイン日時▼	ユーザー区分	ログインID	ユーザー名
2026/2/11 16:34	事業者	TEST0001	●●●株式会社
2026/2/11 14:42	自治体	100100	北海道札幌市
2026/2/11 12:55	自治体	100215	北海道恵庭市
2026/2/11 11:23	自治体	300151	東京都港区

全99件中 99件表示 <前へ 1 2 3 4 5 次へ>

26. 【管理者】ログイン履歴一覧

概要

本画面は、管理者ユーザがシステムを利用する全ユーザのログイン履歴を検索・一覧表示するための画面であり、不正利用の確認や運用状況が把握できます。

機能説明

- ・ 本画面は管理者ユーザのみが利用でき、他のユーザ区分からはアクセスできません。
- ・ システムを利用する全ユーザのログイン履歴データを検索対象とします。
- ・ キーワード検索では、ログインIDおよびユーザー名を対象に前後部分一致検索を行います。
- ・ ログイン日は、開始日から終了日までの期間を指定して検索します。ログイン日は当日が初期値です。
- ・ ユーザー区分は、「すべて」「事業者」「自治体」「管理者」から選択して検索します。
- ・ 検索結果は一覧形式で表示し、ログイン日時、ユーザー区分、ログインID、ユーザー名を表示します。
- ・ 一覧の項目名がリンクとなっている項目は、昇順・降順を切り替えて並び替えができます。
- ・ 一覧の行をクリックしても、詳細画面への遷移は行いません。
- ・ 検索結果が複数ページにわたる場合は、ページング機能によりページ切替を行います。
- ・ 検索結果件数および表示件数を画面上に表示します。

関連データ

- ・ ログイン履歴データ
- ・ ユーザマスタ

83

27. 【管理者】システム停止

画面イメージ<システム停止>

※各リンクボタンの操作による遷移先は画面遷移図にてご確認ください。

システム停止

現在の状態 稼働中 **停止中**

パスワード

84
67

27. 【管理者】システム停止

概要

本画面は、管理者がシステムを一時的に停止または再開するための画面であり、緊急対応やメンテナンス時に利用者の操作を制限し、安全にシステム状態を切り替えます。切替時にはログイン者のパスワード入力が必要です。

機能説明

- ・ 本画面は管理者ユーザのみが利用でき、システムの稼働状態を確認および変更することができます。
- ・ 画面上に現在のシステム状態として、「稼働中」または「停止中」を表示します。
- ・ 管理者は、ログイン中の自身のパスワードを入力することで、システム停止または再開を実行できます。
- ・ 「システム停止実行」ボタンを押下すると、システムの状態を「停止中」に切り替えます。
- ・ システムが停止中の場合は、同一画面の操作により「システム起動実行」として再開操作を行います。
- ・ システム停止中は、利用者向け画面を停止中表示に切り替え、通常の操作を行えない状態にします。
- ・ システム状態の切り替え結果は、画面上の表示に即時反映されます。

関連データ

- ・ ユーザマスタ

補足資料. 参考リンク

環境省 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/management/r07/manual_1.pdf

デジタル庁 アドレス・ベース・レジストリ

https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address

第3章 環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成

3.1 目的

浄化槽の整備状況、使用状況及び維持管理状況を正しく把握し、行政指導などを円滑に行うためには、電子化された浄化槽台帳システムを整備し、活用することが求められる。これを支援するため、環境省では「環境省版浄化槽台帳システム（以下、「環境省版台帳システム」という。）」を作成し、令和3年より地方公共団体に配布している。この環境省版台帳システムは、LGWAN のみの運用、CSV ファイルによるデータの入出力、及び地方公共団体独自のカスタマイズを可能とするなどの特長を有する。

その後、令和7年3月に環境省関係浄化槽法施行規則（以下、「施行規則」という。）が改正され、11条検査の結果報告書の記載項目として「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が追加された。さらに、令和7年3月に公表された浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（以下、「維持管理マニュアル」という。）により、環境省版台帳システムに搭載されていない項目が示されることとなった。これらの変化に対応できるよう、また利用者の利便性向上を目途として、既存の環境省版台帳システムの改修に向けた要件定義書を作成する。

3.2 環境省版台帳システムの改修項目の抽出

環境省版台帳システムの改修に際して、3.1で述べた改修を要する項目に加えて改修すべき項目がないか、同システム作成時に将来的な対応とした項目、ならびに同システムの利用者により改修が望まれている項目などについて調査を行った。これらの結果を以下に示す。

3.2.1 社会変化に伴う環境省版台帳システムの改修項目の整理

3.1で述べた令和7年度における施行規則改正及び維持管理マニュアルにおいて、環境省版台帳システムの改修に関する内容を整理し、表3.2-1に示した。

また、第2章において述べた Web プラットフォームにより収集した維持管理情報を円滑に環境省版台帳システムに反映するため、当該プラットフォームとの連携機能の追加が求められ、これも同表に併せて示した。表3.2-1に示した項目は、同システム改修において対応必須の内容と位置付けた。

表 3.2-1 社会変化に伴う改修項目

番号	内容
a-1	指定検査機関からの 11 条検査の検査報告書における「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の入力欄の追加

a-2	特定既存単独処理浄化槽の判定項目の入力欄の追加
a-3	維持管理マニュアルに提示している報告様式に含まれる項目の入力欄の追加
a-4	特定既存単独処理浄化槽の指導等に活用できる現場画像の掲載機能
a-5	利用者の作業負荷軽減に向けたアドレスマッチング機能
a-6	維持管理マニュアルに則り、周知啓発や指導等の対象となる浄化槽の管理者に対する指導等様式の自動出力機能
a-7	Windows 及び構成ソフトウェアのバージョンアップ対応に関する検討
a-8	Web プラットフォームとの連携機能

3. 2. 2 環境省版台帳システム作成時における未対応項目の整理

令和2年度の環境省版台帳システムの作成時において、将来的な対応とされた項目を整理し、表 3.2-2 に示した。これらを本年度の改修における搭載機能の候補と位置付け、その改修の必要性について、3. 2. 3 にて後述するヒアリング調査により確認した。

表 3.2-2 環境省版台帳システム作成時における未対応項目

番号	内容
b-1	保守点検記録票の水質項目の入力欄の追加
b-2	住所入力効率向上（例：小字までを選択できるプルダウンメニューなど）
b-3	自動化されたアドレスマッチング機能の実装。（例：地番情報から緯度経度情報を取得、設置場所を文字入力すると地図上に自動スポット、地図上のスポットから設置場所（住居表示）を読み込み、台帳に反映など） （※表 3.2-1 a-5 と同意である）
b-4	写真等の画像を保存・管理する機能 （※表 3.2-1 a-4 と同意である）
b-5	自動バックアップ機能
b-6	データの一括入力を行う際のエラーチェック機能（キー項目となる番号の誤りをチェックする機能）
b-7	検索結果一覧をコピーし、Excel ファイル等に貼り付けるためのクリップボード機能

3. 2. 3 ヒアリング調査の内容と結果

(1) ヒアリング対象者及び調査内容

表 3.2-1 の改修に加え、表 3.2-2 に示した項目の改修の必要性を評価するとともに、他に利用者が望む改修項目を明らかにするため、環境省版台帳システムを利用している地方公

共同体に対しヒアリング調査を実施した。さらに、この調査では改修後の環境省版台帳システムを導入する際の課題についても、ヒアリングを行った。本調査は、D 県及び E 町における浄化槽台帳の作成・管理に携わる担当者を対象に、2025 年 10 月に団体ごとに実施した。調査における質問を以下に示す。

【質問】

- I. 環境省版台帳システムをカスタマイズして使用していますか。過去にカスタマイズをした場合、その内容についてご教示ください。
- II. 環境省版台帳システムについて、次のとおり改修を予定または検討している項目があります。特に改修を希望される項目、また下記のほかに改修を希望される項目についてご教示ください。
 - <改修する項目> 表 3.2-1 の内容
 - <改修を検討している項目> 表 3.2-2 の内容
- III. 環境省版台帳システムが最新版に改修された場合、その導入に当たりどのような課題が想定されるでしょうか。

(2) ヒアリング調査の結果

ヒアリング対象における環境省版台帳システムのカスタマイズの実績及び実務における特徴について、表 3.2-3 に示した。

表 3.2-3 環境省版台帳システムに関するヒアリング調査対象

	カスタマイズの実績	実務における特徴
D 県	特定の項目の検索機能の追加、検索結果のソート機能の追加、任意項目の活用	県内の出先機関が台帳作成・管理業務を担っており、県が取りまとめている
E 町	これまでにカスタマイズはなし	台帳作成・管理業務は職員 1 名で担当している（他業務と併任）

ヒアリング調査より、環境省版台帳システムに追加搭載を希望する機能として挙げた項目を表 3.2-4 に示した。なお、ヒアリング結果の詳細は参考資料 1 に示す。

表 3.2-4 環境省版台帳システムに搭載を希望する機能として挙げた項目

番号	内容
c-1	「空き家情報」の入力欄があるとよい
c-2	保守点検・清掃依頼について、管理者と代行者を区別できる入力欄があるとよい
c-3	使用開始届に契約した保守点検業者名を記載する可能性があることから、「使用開始

	の報告」に保守点検業者情報の入力欄があるとよい
c-4	「使用開始の報告」で入力した「設置場所（住居表示）」が検索項目にあるとよい
c-5	<ul style="list-style-type: none"> ・オフライン運用でのアドレスマッチング機能があるとよい ・地番から自動的に緯度経度を得る機能があるとよい （※表 3.2-1 a-5、及び表 3.2-2 b-3 と同意である）
c-6	環境省による統計調査などに対応した項目、及び回答データを自動抽出する機能が追加されるとよい
c-7	検索結果の表示項目を任意に設定できるよう、システム上でカスタマイズできる機能があるとよい
c-8	入力した情報が別のタブに関連または重複する情報を入力する際、入力済みの情報と関連付けて限定的に候補が表示される機能があるとよい（例：欄Aで都道府県を選択すると、欄Bでは該当する市町村のみが表示されるなど）
c-9	住所入力の欄に、字名が一覧表示される機能があるとよい 住所入力の際に、記入欄に頭文字を入れると欄の下に予測候補が出て、選択すると大字や字を含む町域名が自動で入力される機能があるとよい （※表 3.2-2 b-2 と同意である）
c-10	検索条件の保存機能があるとよい
c-11	浄化槽番号を自動で採番する機能があるとよい
c-12	入力した浄化槽情報に誤りがあった場合、項目ごとに入力内容を削除するのではなく、浄化槽自体を一括削除できる機能があるとよい
c-13	自動バックアップ機能があるとよい （※表 3.2-2 b-5 と同意である）
c-14	外字を含むデータの出力時にエラーが発生しない仕様がよい（文字化けとならない機能）
c-15	GIS マップの背景（建物図）の更新機能があるとよい
c-16	<ul style="list-style-type: none"> ・画面が見切れた場合のスクロール機能があるとよい ・浄化槽台帳画面が全体表示できない現象が解消されるとよい
c-17	「設置届出書」テーブルにおいて、「設置届出書による届出」と「建築確認を伴う届出」を区別できる機能があるとよい
c-18	指導記録から検索結果を出力時にエラーが発生するケースがある（地方公共団体独自で実施したカスタマイズが影響している可能性がある）

3. 3 改修項目の検討結果

3. 2において抽出された改修する項目及び改修を検討する項目について、その必要性、汎用性、費用対効果、及びカスタマイズの有無による影響などを評価し、改修するか否かを

検討して、決定した。各検討事項の分類と対応方法を表 3.3-1 に示す。また、ヒアリングにより得られた改修後の環境省版台帳システムの導入における課題とその対応について、表 3.3-2 に示す。

表 3.3-1 各検討事項の分類と対応方法

分類	番号	内容	対応方法
① 入力項目・検索項目の追加	a-1	11 条検査の検査報告書における「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の入力欄	法定検査タブに「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」、「上記判定の理由」の入力欄を追加する。
	a-2	特定既存単独処理浄化槽の判定項目の入力欄	その他タブに「井戸が近接している」、「条例による単独処理浄化槽に対する規制、生活排水の排出に対する規制等」、「苦情の報告」、「苦情の報告_報告日」、「保守点検の回数」、「保守点検の回数_入力日」、「清掃の回数」、「清掃の回数_入力日」の入力欄を追加する。
	a-3	維持管理マニュアルに提示している報告様式に含まれる項目の入力欄	保守点検タブに「躯体の漏水の有無(保守点検)」、「躯体・内部設備の著しい破損の有無(保守点検)」、「槽周辺の環境(臭気の有無)(保守点検)」清掃タブに「躯体の漏水の有無(清掃)」、「躯体・内部設備の著しい破損の有無(清掃)」、「槽周辺の環境(臭気の有無)(清掃)」の入力欄を追加する。
	b-1	保守点検記録票に水質項目の入力欄	保守点検タブに「放流水の透視度(保守点検)」の入力欄を追加する。
	c-1	「空き家情報」の入力欄	その他タブに「空き家」の入力欄を追加する。
	c-2	保守点検・清掃依頼について、管理者と代行者を区別できる機能	任意項目の増設により対応する。
	c-3	使用開始届に契約した保守点検業者名の記載欄があることから、「使用開始の報告」に保守点検業者の情報	使用開始の報告タブに「保守点検業者名称(使用開始届)」、「保守点検業者住所(使用開始届)」、「保守点検業者登録番号(使用開始届)」の入力欄を追加する。

		の入力欄	る。
	c-4	「使用開始の報告」で入力した「設置場所(住居表示)」の検索機能	検索項目として追加する。
② 現場画像 管理	a-4, b-4	写真等の画像を保存・管理する機能	浄化槽等の画像データを浄化槽番号ごとに保管できる機能を追加する。
③ アドレス マッチン グ	a-5, b-3	アドレスマッチング機能	アドレス・ベース・レジストリを用いた緯度経度取得機能を追加する。 マスターデータの取り込みにより、オフラインでの運用に対応する。
	c-5	オフライン運用でのアドレスマッチング	
	c-5	地番情報から緯度経度情報の取得機能	
④ 指導文書 出力	a-6	維持管理マニュアルに則り、周知啓発や指導等の対象となる浄化槽の管理者に対する指導等様式の自動出力機能	指導様式を雛形とした出力機能を搭載する。 指導対象浄化槽を絞り込むため、必要な検索項目を追加する。
⑤ 氏名・住 所の転記	c-8	入力した情報が別のタブに関連または重複する情報を入力する際、入力済みの情報と関連付けて限定的に候補が表示される機能(例: 欄 A で都道府県を選択すると、欄 B では該当する市町村のみが表示されるなど)	【浄化槽台帳登録】の【設置届出書】 【使用開始の報告】の住所や氏名情報をコピーできる機能を搭載する。
⑥ 浄化槽情 報の一括 削除	c-12	入力した浄化槽情報に誤りがあった場合、項目ごとに入力内容を削除するのではなく、浄化槽自体を一括で削除できる機能	改修対象として機能を追加する。
⑦ バックア ップ機能	b-5, c-13	自動バックアップ機能	改修対象として機能を追加する。
⑧ データ出	c-14	外字を含むデータの出力時にエラーが発生しない仕様	改修対象として機能を追加する。

力時のエラーチェック		(文字化けとならない機能)	
⑨ 検索結果一覧のコピー	b-7	検索結果一覧をコピーして、Excel ファイル等に貼り付けるためのクリップボード機能	改修対象として機能を追加する。
⑩ 表示不具合の改善	c-16	<ul style="list-style-type: none"> 画面が見切れた場合のスクロール機能 浄化槽台帳画面が全体表示できない現象の解消 	画面表示について調査を行い、特に見切れにより支障となる箇所を優先して改修する。
⑪ バージョンアップ対応	a-7	Windows11 及び各構成ソフトウェアのバージョンアップに関する検討	必要に応じて左記のバージョンアップに対応させる。
⑫ Web 報告プラットフォーム対応	a-8	Web プラットフォームを使用した報告事項を環境省版台帳システムに容易に取り込むための機能	機能を追加する。
⑬ データ一括入力時のエラーチェック機能	b-6	データの一括入力を行う際のエラーチェック機能（キー項目となる番号の誤りをチェックする機能）	現行の環境省版浄化槽台帳システム作成時において、浄化槽番号が地方公共団体と事業者とで共有化された場合の基本情報等更新時のエラーチェック機能として想定していたが、過年度のヒアリング調査より浄化槽番号の共有化は進んでおらず、当該機能の活用機会も少ないと考えられたことから、将来的な改修対象とする。
⑭ 統計調査関連	c-6	環境省による統計調査等に対応する項目及び回答データの自動抽出機能	一部の統計調査に対しては回答データの自動抽出に対応しており、それ以外の調査に対する対応は大規模改修となることから、将来的な改修対象とする。
⑮ 検索項目	c-7	検索結果の表示項目を任意に設定できるようシステム	大規模改修となることから、将来的な改修対象とする。

のカスタマイズ		上でカスタマイズできる機能	
⑩ 入力・検索の効率化	b-2	住所入力の効率向上	大規模改修となることから将来的な改修対象とする。
	c-9	住所入力の欄に字名が一覧表示される機能 住所入力の際、記入欄に頭文字を入れると欄の下に予測変換が出て選択すると大字や字を含む町域名が自動で入力される機能	
	c-10	検索条件の保存機能	
⑪ 自動採番機能	c-11	浄化槽番号を自動で採番する機能	自動採番機能を使用するか否かを選択する機能の設置は大規模改修につながることであり、将来的な改修対象とする。
⑫ GIS表示	c-15	GIS マップの背景（建物図）の更新機能の追加	個別に対応可能であることから改修の対象外とする。
⑬ その他	c-17	「設置届出書」テーブルにおいて、「設置届出書による届出」と「建築確認を伴う届出」を区別できる機能	項目名の変更となり、これは他の項目等に影響を及ぼす可能性があり、大規模改修となることから、マニュアルへの記載などの対応とする。
⑭ その他	c-18	指導記録から検索結果を出力する際におけるエラー表示の対応	再現できず、カスタマイズの影響と判断されたため、改修の対象外とする

表 3.3-2 改修後の環境省版台帳システムの導入における課題とその対応

項目	対応方法
スタンドアロンでも改修内容が更新される仕組みであるとよい	更手順は、改修後の状況次第であるが、テーブルの構造が変わることから、入力済みデータを全て CSV ファイルとして出力し、環境省版台帳システムの改修プログラムをインストールした後、再度データを取り込む方法が想定される。
推奨スペックであっても、カスタマイズにより環境省版浄化槽台帳システムの動作が重くなる	環境省版台帳システムの整備導入マニュアルにおいてはカスタマイズなしでの推奨環境を表示しており、カスタマイズ後の

	推奨環境は、カスタマイズを担当した業者に確認するなどの対応が想定される。
現行のオフライン運用が継続されるとよい	オフラインでの運用予定である。
最新の OS が必要な場合は導入できない可能性がある	サポートが終了した OS への適合は困難と考えられる。

3. 4 要件定義書

3. 3の結果を踏まえ、環境省版台帳システムの改修に向けた要件定義書（変更画面仕様書）を作成した。要件定義書を78頁から103頁に示す。

3. 5 今後の課題

ヒアリング調査で収集した環境省版台帳システムに対する要望（表3.2-4）のうち、今年度業務で改修の対象としなかった項目は、今後の改修における課題となる。これらを整理して以下に示す。

<環境省版台帳システムにかかる今後の改修における課題>

- データの一括入力を行う際のエラーチェック機能
- 環境省による統計調査等に対応する項目及び回答データの自動抽出機能
- 検索結果の表示項目を任意に設定できるよう変更する機能
- 住所入力の効率向上（例：住所入力の欄に字名が一覧表示される機能、住所入力の際、記入欄に頭文字を入れると大字や字を含む町域名が自動で入力される機能）
- 検索条件の保存機能
- 浄化槽番号を自動で採番する機能

<環境省版台帳システムの管理における課題>

- 保守点検・清掃情報を紙媒体で記録・保管している事業者からの情報収集及び浄化槽台帳への反映手法についての検討
- 事業者番号と事業者の紐づけや、浄化槽管理者が契約事業者を変更した場合の紐づけ手法についての検討
- 報告に関わる事務負担の軽減（CSVファイル出力など）についての検討
- 浄化槽を住所単位での管理に限界（区画整理事業による地番変更、同一住所に2つの浄化槽が登録、届出上の住所と管理者側の住所認識とのズレなど）があることから、各浄化槽の緯度経度情報での管理、あるいは届出時点で浄化槽に番号を付し、管理者と共有するといった運用の見直しについての検討

システム改修範囲

項番	改修内容	作業概要説明
1	入力項目・検索項目の追加	既存の浄化槽台帳の登録画面、照会画面および検索画面に、指定された入力項目および検索条件項目を追加します。またデータ入出力の様式も追加項目にあわせて変更します。
2	現場画像管理	浄化槽ごとに現場の写真画像を保存・参照するための機能を追加します。
3	アドレスマッチング	アドレスベースレジストリを用いて住所情報から緯度経度を取得し、取得した緯度経度を台帳の緯度・経度項目へ自動設定します。
4	指導文書出力	指定された指導文書テンプレートに、台帳に保存された項目値および入力テキストを差し込み、文書ファイルとして出力します。
5	氏名・住所の転記	他のタブで入力された使命や住所の情報を表示中の同項目へ複写します。
6	浄化槽情報の一括削除	浄化槽基本情報および関連する複数テーブルのデータを、指定した浄化槽単位で一括削除する機能を追加します。
7	自動バックアップと復元	台帳システム終了時に、データベースデータを指定ディレクトリへ自動バックアップします。
8	データ出力時のエラーチェック	データ出力時に変換不能な文字が存在する場合でも、出力処理を中断せずにファイルを生成します。
9	検索結果一覧のコピー	検索結果をクリップボードにコピーしてExcel等に貼り付けられるようにします。
10	表示不具合の改善	別表2に記載の対象画面について、画面表示領域を拡張し、項目が見切れないように表示を改善します。
11	バージョンアップ対応	Windowsおよび構成ソフトウェア（QGIS等）のバージョン変更後も本システムが動作するよう、必要な改修および動作確認を実施します。
12	Web報告プラットフォーム対応	Web報告プラットフォームから出力された報告データ（CSV形式ファイル）を取り込むための機能を追加します。

1

1. 入力項目・検索項目の追加

概要

特定既存単独処理浄化槽に関する項目、維持管理業者から収集する情報に関する項目、指導文書出力に関する項目を管理できるよう浄化槽台帳に入力項目に加え、予備の任意項目も5項目追加します。ここで追加した項目は、一括入力およびデータ出力機能においても同様に追加します。また、追加する入力項目に対応する検索も行えるようにあわせて検索条件項目に加ええます。

変更内容

1-1. 入力項目の追加

浄化槽台帳登録画面に対して次の入力項目を、また浄化槽台帳参照画面に対して次の表示項目をそれぞれ追加します。

No	タブ名	項目名	形式	補足	保存先
届出情報等登録画面					
1	その他	空き家	radio	空き家である、空き家でない	浄化槽基本
		井戸が近接している	radio	有、無	
		条例による単独処理浄化槽に対する規制、生活排水の排出に対する規制等	radio	有、無	
		苦情の報告	checkbox	悪臭、騒音、振動	
		苦情の報告_報告日	date		
		保守点検の回数	radio	問題なし、不足	
		保守点検の回数_入力日	date		
		清掃の回数	radio	問題なし、不足	
		清掃の回数_入力日	date		
		任意項目11	textbox		
		任意項目12	textbox		
		任意項目13	textbox		
		任意項目14	textbox		
		任意項目15	textbox		
		2	使用開始の報告	保守点検業者名（使用開始）	
保守点検業者住所（使用開始）	textbox				
保守点検業者登録番号（使用開始）	textbox				

2

1. 入力項目・検索項目の追加

No	タブ名	項目名	形式	補足	保存先
維持管理情報登録画面					
3	保守点検	躯体の漏水の有無（保守点検）	radio	有、無	保守点検
		躯体・内部設備の著しい破損の有無（〃）	radio	有、無	
		槽周辺の環境（臭気の有無）（〃）	radio	有、無	
		放流水の透視度（〃）	数値型		
4	清掃	躯体の漏水の有無（清掃）	radio	有、無	清掃
		躯体・内部設備の著しい破損の有無（〃）	radio	有、無	
		槽周辺の環境（臭気の有無）（〃）	radio	有、無	
5	法定検査	特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無	radio	有、無	法定点検
		上記判定の理由	参照※1		

課題事項

- 出力フォーマットおよび一括入力フォーマットの変更後のレイアウト

1. 入力項目・検索項目の追加

※1 特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無のコード表

コード	選択値
001	槽の水平、浮上又は沈下破損又は変形等の状況（水平、浮上又は沈下又は破損又は変形の状況）
002	漏水の状況
031	内部 内部設備の固定状況（ポンプ設備の固定状況）
032	内部設備の固定状況（接触材等の固定及び保持状況）
033	内部設備の固定状況（ばっ気装置の固定状況）
034	内部設備の固定状況（汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況）
035	内部設備の固定状況（逆洗装置及び洗浄装置の固定状況）
036	内部設備の固定状況（消毒設備の固定状況）
037	内部設備の固定状況（越流せきの固定状況）
038	内部設備の固定状況（隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況）
039	内部設備の固定状況（その他の内部設備の固定状況）
040	設置に係るその他の状況（流入管渠及び放流管渠の設置状況）
051	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況（消毒槽の汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況）
052	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況（放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況）
060	水の流れ方に係るその他の状況（汚泥の流出状況）
071	水質に係る項目（残留塩素濃度）
072	水質 水質に係る項目（透視度）
073	水質に係る項目（BOD）
080	悪臭の発生状況（悪臭の発生状況）
090	害虫の発生状況（か、はえ等の発生状況）
100	騒音の発生状況（騒音の発生状況）
110	条例 110 条例）
120	井戸の状況（周辺の井戸の有無）

1. 入力項目・検索項目の追加

浄化槽台帳登録画面

変更後画面イメージ

- 「届出情報等登録」の「その他」タブに項目を追加

The screenshot shows the '浄化槽台帳登録' (Septic Tank Register) application window. The 'その他' (Others) tab is selected. A red box highlights the '届出情報等登録' (Registration Information) section, which includes fields for '浄化槽台帳登録番号' (Septic Tank Register Number), '浄化槽台帳登録日' (Septic Tank Register Date), and '浄化槽台帳登録場所' (Septic Tank Register Location).

5

1. 入力項目・検索項目の追加

- 「届出情報等登録」の「使用開始の報告」タブに項目を追加

The screenshot shows the '浄化槽台帳登録' (Septic Tank Register) application window. The '使用開始の報告' (Usage Start Report) tab is selected. A red box highlights the '使用開始の報告' (Usage Start Report) section, which includes fields for '浄化槽台帳登録番号' (Septic Tank Register Number), '浄化槽台帳登録日' (Septic Tank Register Date), and '浄化槽台帳登録場所' (Septic Tank Register Location).

1. 入力項目・検索項目の追加

3. 「維持管理情報登録」の「保守点検」情報に項目を追加

維持管理情報登録

浄化槽ID(管理番号) 103223-72804

自治体独自の浄化槽番号 103223-484910

指定検査機関の浄化槽番号 0072-00000

浄化槽製造番号 00

保守点検

法定検査

清掃

番号 2

保守点検票番号

保守点検業者名

保守点検年月日

保守点検の記録票

保守点検記録票番号

保守点検業者独自の浄化槽番号

貯槽の漏水の有無(保守点検) 有 無

貯槽・内部設備の腐し・破損の有無(保守点検) 有 無

槽周辺の環境(臭気の有無)(保守点検) 有 無

排水水の流速(保守点検) 0.00

履歴削除 登録 閉じる

7

1. 入力項目・検索項目の追加

4. 「維持管理情報登録」の「清掃」情報に項目を追加

維持管理情報登録

浄化槽ID(管理番号) 103223-72804

自治体独自の浄化槽番号 103223-484910

指定検査機関の浄化槽番号 0072-00000

浄化槽製造番号 00

保守点検

法定検査

清掃

番号 2

清掃票番号

清掃業者名

清掃年月日

清掃の記録票

清掃汚泥量 0.00

清掃記録票番号

清掃業者独自の浄化槽番号

貯槽の漏水の有無(清掃) 有 無

貯槽・内部設備の腐し・破損の有無(清掃) 有 無

槽周辺の環境(臭気の有無)(清掃) 有 無

履歴削除 登録 閉じる

1. 入力項目・検索項目の追加

5. 「維持管理情報登録」の「法定検査」情報に項目を追加

維持管理情報登録

浄化槽ID(管理番号) 02020-700004
自治体独自の浄化槽番号 19020-00000
指定検査機関の浄化槽番号 0070-00000
浄化槽製造番号 00

番号 2

法定検査管理番号
検査種別
検査日
BOD 0.0
検査結果
<不適合の場合>その原因
特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無 有 無
特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの判定の理由

保存記録 法定検査 清掃

履歴削除 登録 閉じる

9

1. 入力項目・検索項目の追加

5. 「維持管理情報登録」の「法定検査」情報に項目を追加（「判定の理由」の選択画面）

判定の理由

選択	値	備考内容
<input type="checkbox"/>	001	槽の水平、浮上又は沈下破損又は変形等の状況(水平、浮上又は沈下又は破損又は変形の状況)
<input type="checkbox"/>	002	漏水の状況(漏水、溢流の状況)
<input type="checkbox"/>	031	内部設備の固定状況(ポンプ設備の固定状況)
<input type="checkbox"/>	032	内部設備の固定状況(接触材等の固定及び保持状況)
<input checked="" type="checkbox"/>	033	内部設備の固定状況(ばっ気装置の固定状況)
<input type="checkbox"/>	034	内部設備の固定状況(汚泥移送装置及び汚泥移送装置の固定状況)
<input type="checkbox"/>	035	内部設備の固定状況(逆流装置及び洗浄装置の固定状況)
<input type="checkbox"/>	036	内部設備の固定状況(消毒設備の固定状況)
<input type="checkbox"/>	037	内部設備の固定状況(起流せきの固定状況)
<input type="checkbox"/>	038	内部設備の固定状況(隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況)
<input type="checkbox"/>	039	内部設備の固定状況(その他の内部設備の固定状況)
<input type="checkbox"/>	040	設置に係るその他の状況(流入管渠及び放流管渠の設置状況)
<input type="checkbox"/>	051	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況(消毒槽の汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況)
<input type="checkbox"/>	050	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況(放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況)
<input type="checkbox"/>	060	水の流れ方に係るその他の状況(汚泥の流出状況)
<input type="checkbox"/>	071	水質に係る項目(残留塩素濃度)
<input type="checkbox"/>	072	水質に係る項目(透視度)

履歴削除 OK 閉じる

1. 入力項目・検索項目の追加

浄化槽台帳参照画面

変更後画面イメージ

- 「届出情報等登録」の「その他」タブに項目を追加

保守点検履歴番号	保守点検業者名	保守点検年月日	保守点検の記録票	保守点検記録票番号	保守点検業者独自の浄化槽番号	船体の漏水の有無 (保守点検後の害(水)取扱いの有無 (4)環境 (高)
6355	高検査者B	2010/02/13	記録票	番号135	141保守点検-781445	

11

1. 入力項目・検索項目の追加

- 「使用開始の報告」タブに追加する項目

保守点検	記録	法定検査	工事	監視監視	届出登録	浄化槽履歴
保守点検履歴番号	保守点検業者名	保守点検年月日	保守点検の記録票	保守点検記録票番号	保守点検業者独自の浄化槽番号	船体の漏水の有無 (保守点検後の害(水)取扱いの有無 (4)環境 (高)
6355	高検査者B	2010/02/13	記録票	番号135	141保守点検-781445	

12
83

1. 入力項目・検索項目の追加

3. 「維持管理情報登録」の「保守点検」情報に追加する項目

浄化槽管理

浄化槽特定 設置届出書 使用開始の報告 廃止届出書 廃止・再開 その他 浄化槽画像

浄化槽ID(浄化槽番号) 829220-729004 検度(観測ターフ)

自治体独自の浄化槽番号(管理番号) 188220-404516 経度(観測ターフ)

指定検査機関独自の浄化槽番号 3075-582810 調査検度

平面直角座標(X) 5000.000

平面直角座標(Y) 5000.000

位置取得日時 2021/07/28 10:47:00

検度経度補正率‰ 4

地図P(ペーシ数) 18

浄化槽製造番号 08

保守点検 清掃 法定検査 工事 維持点検 届出書類 浄化槽履歴

番号	保守点検担当者	保守点検年月日	保守点検の記録票	保守点検記録番号	保守点検報告自治体の浄化槽番号	形体の番水の有無(保守点検)	形体・内部設備の審み・取壊の有無(保守点検)	検定済の環境(臭気の有無)(保守点検)
1	系統番号0	2010/02/13	記録票	番号115	141保守点検-701445			

出力 閉じる

13

1. 入力項目・検索項目の追加

4. 「維持管理情報登録」の「清掃」情報に追加する項目

浄化槽管理

浄化槽特定 設置届出書 使用開始の報告 廃止届出書 廃止・再開 その他 浄化槽画像

浄化槽ID(浄化槽番号) 829220-729004 検度(観測ターフ)

自治体独自の浄化槽番号(管理番号) 188220-404516 経度(観測ターフ)

指定検査機関独自の浄化槽番号 3075-582810 調査検度

平面直角座標(X) 5000.000

平面直角座標(Y) 5000.000

位置取得日時 2021/07/28 10:47:00

検度経度補正率‰ 4

地図P(ペーシ数) 18

浄化槽製造番号 08

保守点検 清掃 法定検査 工事 維持点検 届出書類 浄化槽履歴

清掃履歴番号	清掃担当者	清掃年月日	清掃の記録票	清掃の検度	清掃記録番号	清掃報告自治体の浄化槽番号	形体の番水の有無(清掃)	形体・内部設備の審み・取壊の有無(清掃)	検定済の環境(臭気の有無)(清掃)
1(252)	清掃番号0	2010/03/13	清掃記録	10.00	清掃記録	140清掃-064495			

出力 閉じる

14
84

1. 入力項目・検索項目の追加

5. 「維持管理情報登録」の「法定検査」情報に追加する項目

15

1. 入力項目・検索項目の追加

1-2. 検索項目の追加

1-1で追加した入力に対応する項目、および浄化槽の設置住所や指導文書発出の履歴情報から検索できるように次の項目を追加します。

No	検索条件設定タブ	項目名	備考	保存先	
1	浄化槽	設置場所 (住居表示)		基本情報	
2	簡易	空き家			
		井戸が近接している			
		条例による単独処理浄化槽に対する規制、生活排水の排出に対する規制等			
		苦情の報告	※指導文書の検索で使用		
		苦情の報告_報告日の範囲	※指導文書の検索で使用 (年月日～年月日)		
3	保守点検	保守点検の回数	※指導文書の検索で使用		保守点検
		保守点検の回数_入力日の範囲	※指導文書の検索で使用 (年月日～年月日)		
4	清掃	清掃の回数	※指導文書の検索で使用	清掃	
		清掃の回数_入力日の範囲	※指導文書の検索で使用 (年月日～年月日)		
5	保守点検	躯体の漏水の有無 (保守点検)	※指導文書の検索で使用		
		躯体・内部設備の著しい破損の有無 (保守点検)	※指導文書の検索で使用		
		槽周辺の環境 (臭気の有無) (保守点検)	※指導文書の検索で使用		
		放流水の透視度 (保守点検)	※指導文書の検索で使用		
6	清掃	躯体の漏水の有無 (清掃)	※指導文書の検索で使用	清掃	
		躯体・内部設備の著しい破損の有無 (清掃)	※指導文書の検索で使用		
		槽周辺の環境 (臭気の有無) (清掃)	※指導文書の検索で使用		
7	法定検査	特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無	※指導文書の検索で使用	法定検査	
		判定の理由	※指導文書の検索で使用		
8	指導監督	指導文書発出履歴	※指導文書の検索で使用	指導監督	
		指導文書発送年月日の範囲	※指導文書の検索で使用 (年月日～年月日)		

1. 入力項目・検索項目の追加

台帳検索画面

変更後画面イメージ

- 「浄化槽」タブに項目を追加

台帳検索

施設 浄化槽 探寸点検 運轉 法定検査 工事 排糞設備

指定検査機関 (探寸検査保留が効く場) 一致 施設 浄化槽形式名 一致 使用開始予定年月日 含む 日付 日付
 保健康所 一致 施設 浄化槽メーカー 一致 使用開始年月日 含む 日付 日付
 浄化槽設置開始日 (受検日) 含む 日付 日付 方式名 一致 施設 休止年月日 含む 日付 日付
 浄化槽管理者氏名 (法人名) 含む 施設 処理対象人員 範囲 使用開始年月日 含む 日付 日付
 浄化槽管理者住所 含む 施設 高工予定年月日 含む 日付 日付 廃止年月日 含む 日付 日付
 浄化槽管理電話番号 一致 施設 浄化槽設置日 (工事完了年月日) 含む 日付 日付 最終受検日(年月日) 含む 日付 日付
 施設名称(表示用) 含む 施設 浄化槽状況 一致 施設 補助対象区分外の区分 一致 施設
 建築物用途 一致 施設 更新日時 含む 日付 日付
 更新費 含む

対象台帳【検索条件】※CSV出力

全チェック 検索結果 102 件

グループワーク データ出力 複数条件設定 検索結果をグラフ 検索

チェック	浄化槽ID (浄化槽番号)	自治体独自の浄化槽番号 (管理番号)	指定検査機関独自の浄化槽番号	浄化槽製造番号	処理水BOD	設置者氏名	設置者電話番号	設置者住所	設置場所の地名地番	使用者氏名
<input type="checkbox"/>	247223-592097	100223-779600	7824-759124	169	20	浄化三部				使用者太郎
<input type="checkbox"/>	881223-662867	101223-511121	8014-36679	172	20	浄化五部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	175223-840184	140223-359172	6484-346053	193	20	浄化太部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	821223-660805	148223-863483	6241-14306	163	20	浄化太部				浄化二部
<input type="checkbox"/>	329223-729304	158223-494519	3073-582830	85	20	浄化三部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	87223-216946	169223-434838	4033-879355	181	20	浄化次部				浄化五部
<input type="checkbox"/>	391223-830575	172223-483610	1012-231544	149	20	浄化四部				使用者太郎
<input type="checkbox"/>	191223-378591	17223-454391	671-780233	168	20	浄化太部				浄化五部
<input type="checkbox"/>	893223-848394	173223-624264	8961-439442	155	20	浄化四部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	960223-394360	181223-484866	7064-909609	54	20	浄化四部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	605223-667031	186223-434968	3511-271540	29	20	浄化次部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	87223-636413	192223-172332	914-746414	200	20	浄化五部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	403223-801480	207223-689727	4304-632061	197	20	浄化三部				浄化五部

対象台帳【チェック】 対象台帳【選択実行】※チェックは関係ありません

検索出力 地図 台帳参照 修正 指図書 閉じる

17

1. 入力項目・検索項目の追加

- 「簡易」タブに項目を追加

台帳検索

施設 浄化槽 探寸点検 運轉 法定検査 工事 自検設備

浄化槽特定
 自治体独自の浄化槽番号
 指定検査機関独自の浄化槽番号
 検査結果
 処理水BOD
 処理1水BOD

施設
 施設名称
 施設住所
 施設電話番号
 施設設置日(年月日)

名称
 使用者氏名
 設置者住所
 設置者電話番号

検索条件
 空欄で検索 空欄でなし
 全項目検索 簡易
 全項目検索(浄化槽ID) 簡易
 全項目検索(浄化槽ID) 簡易
 検索日時 含む 日付 日付

対象台帳【検索条件】※CSV出力

全チェック 検索結果 102 件

グループワーク データ出力 複数条件設定 検索結果をグラフ 検索

チェック	浄化槽ID (浄化槽番号)	自治体独自の浄化槽番号 (管理番号)	指定検査機関独自の浄化槽番号	浄化槽製造番号	処理水BOD	設置者氏名	設置者電話番号	設置者住所	設置場所の地名地番	使用者氏名
<input type="checkbox"/>	247223-592097	100223-779600	7824-759124	169	20	浄化三部				使用者太郎
<input type="checkbox"/>	881223-662867	101223-511121	8014-36679	172	20	浄化五部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	175223-840184	140223-359172	6484-346053	193	20	浄化太部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	821223-660805	148223-863483	6241-14306	163	20	浄化太部				浄化二部
<input type="checkbox"/>	329223-729304	155223-494519	3073-582830	85	20	浄化三部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	87223-216946	169223-434838	4033-879355	181	20	浄化次部				浄化五部
<input type="checkbox"/>	391223-830575	172223-483610	1012-231544	149	20	浄化四部				使用者太郎
<input type="checkbox"/>	191223-378591	17223-454391	671-780233	168	20	浄化太部				浄化五部
<input type="checkbox"/>	893223-848394	173223-624264	8961-439442	155	20	浄化四部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	960223-394360	181223-484866	7064-909609	54	20	浄化四部				浄化三部
<input type="checkbox"/>	605223-667031	186223-434968	3511-271540	29	20	浄化次部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	87223-636413	192223-172332	914-746414	200	20	浄化五部				浄化四部
<input type="checkbox"/>	403223-801480	207223-689727	4304-632061	197	20	浄化三部				浄化五部

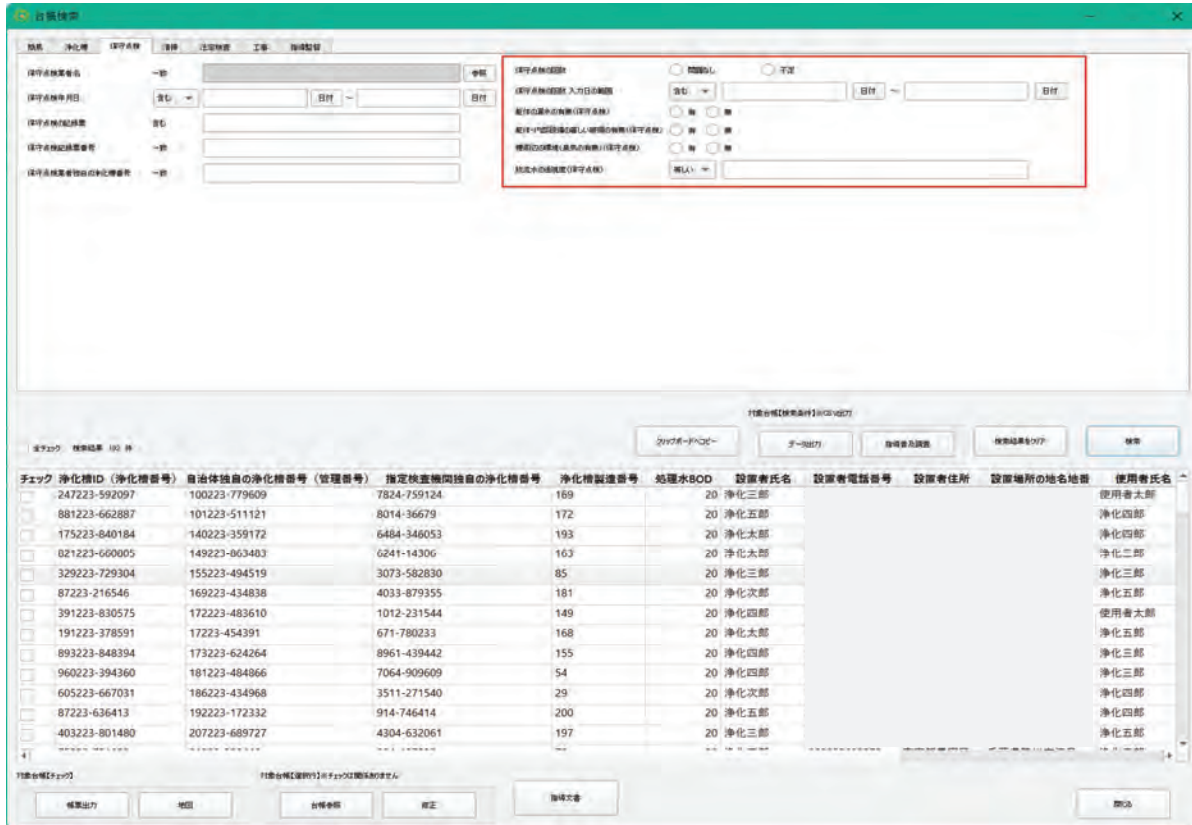
対象台帳【チェック】 対象台帳【選択実行】※チェックは関係ありません

検索出力 地図 台帳参照 修正 指図書 閉じる

18
86

1. 入力項目・検索項目の追加

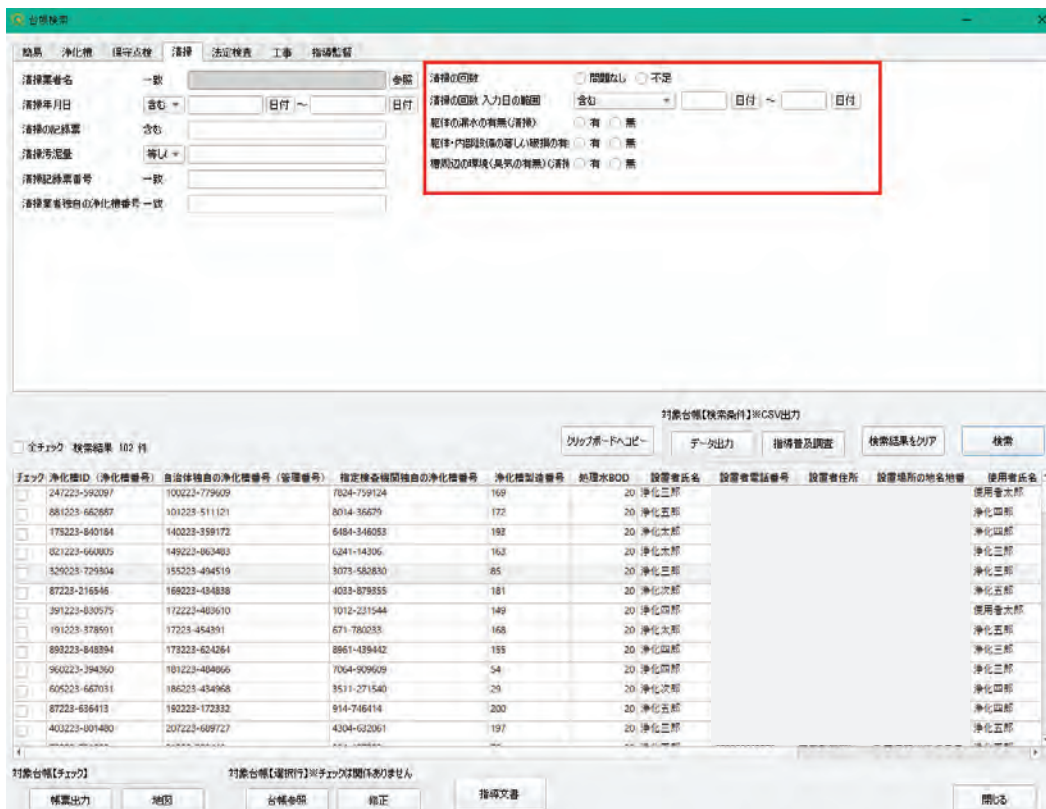
3. 「保守点検」タブに項目を追加



19

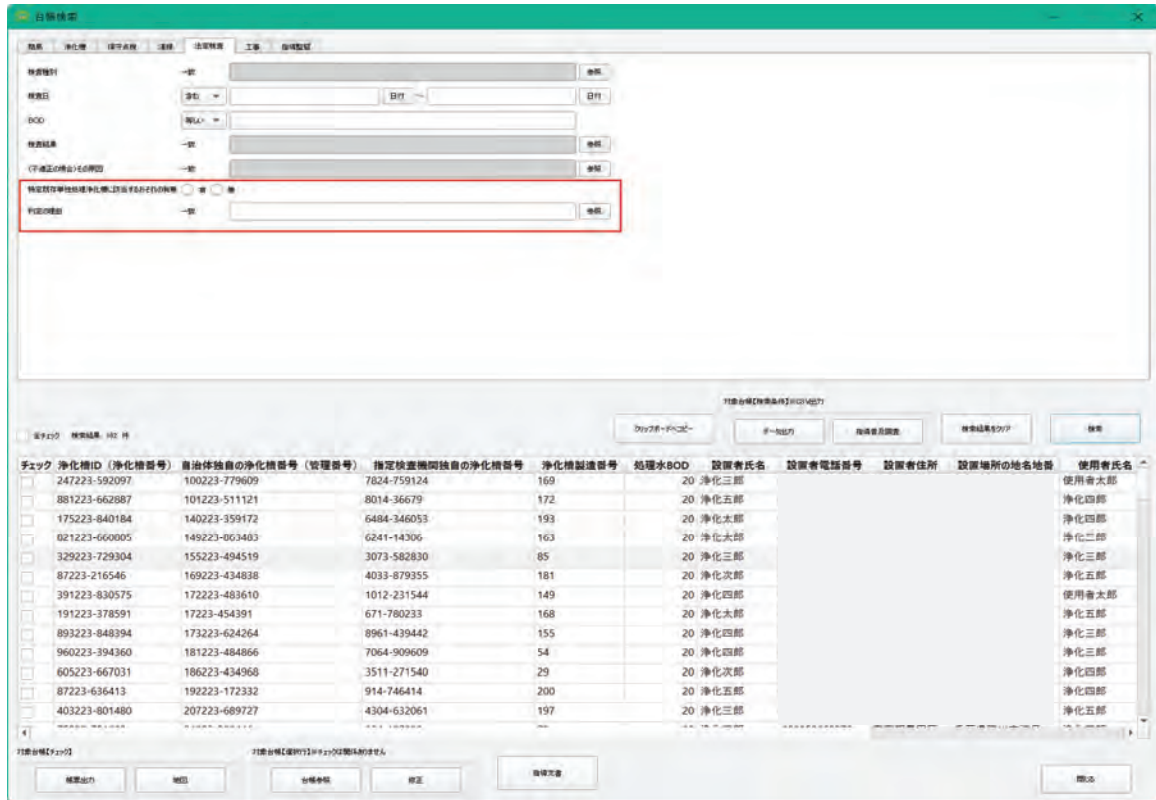
1. 入力項目・検索項目の追加

4. 「清掃」タブに項目を追加



1. 入力項目・検索項目の追加

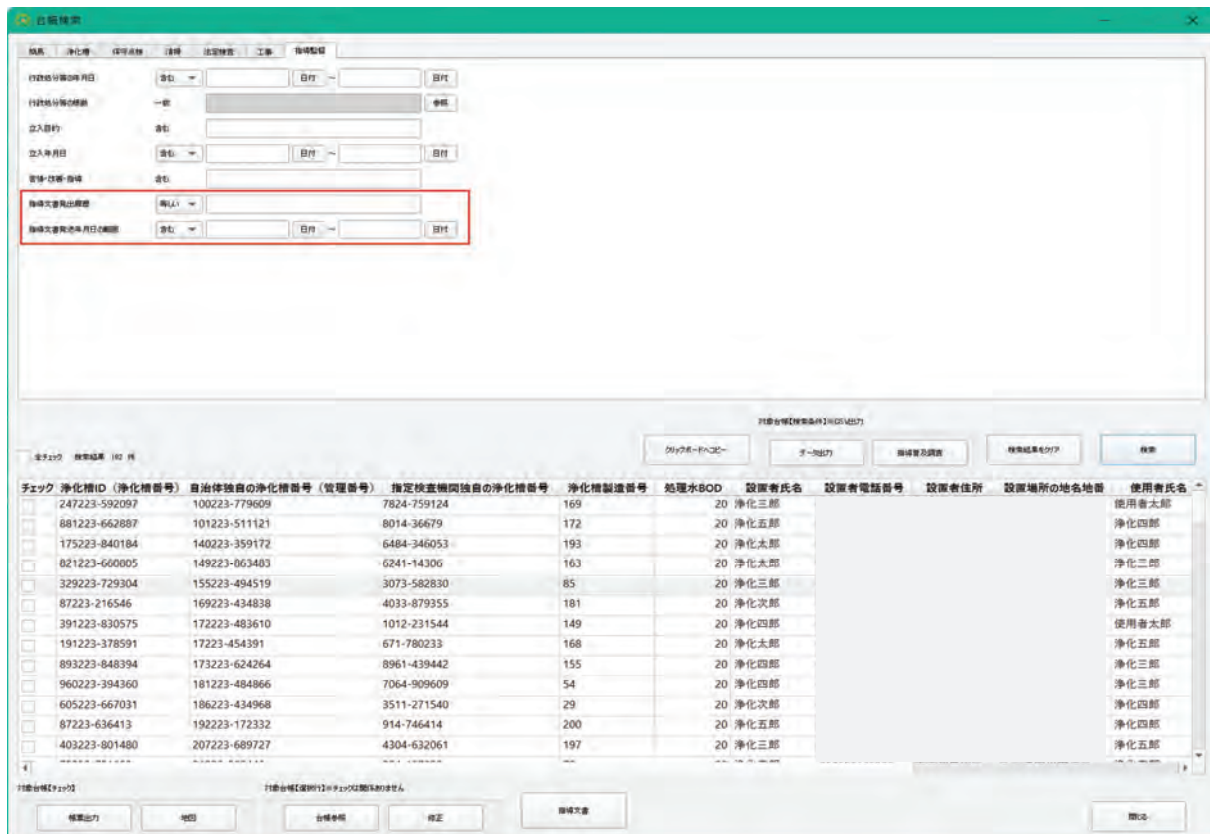
5. 「法定検査」タブに項目を追加



21

1. 入力項目・検索項目の追加

6. 「指導監督」タブに項目を追加



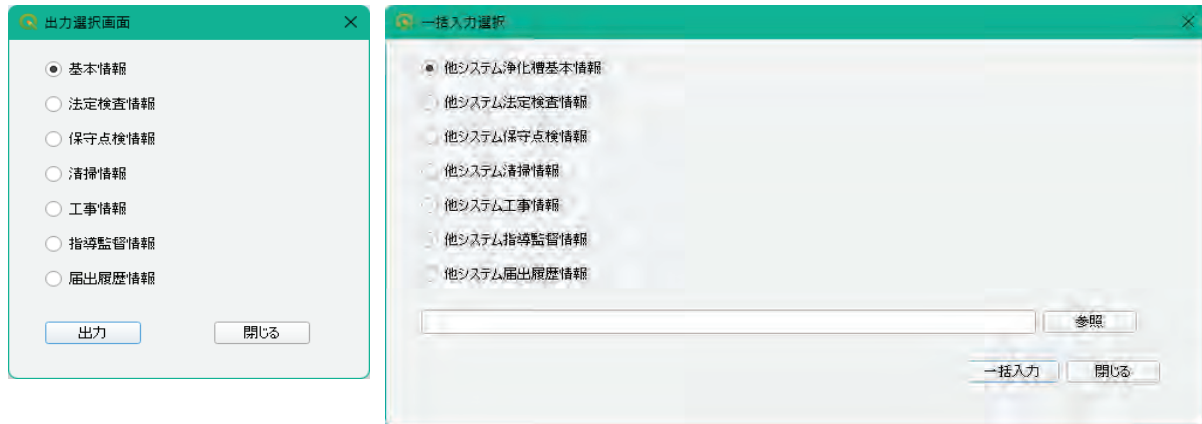
22
88

1. 入力項目・検索項目の追加

1-3. データ入力・データ出力

1-1. で追加した入力項目については「データ入力」「データ出力」ボタンから選択する各入出力ファイルの様式にも追加します。

画面イメージ



課題事項

- 出力フォーマットおよび入力フォーマットの変更後のレイアウト

23

2. 現場画像管理

概要

浄化槽ごとに現場の写真画像を保存・参照するための機能を新たに追加します。
現場写真を台帳システムに登録し、照会画面で一覧・拡大表示します。

変更内容

▼浄化槽登録画面

- 「浄化槽画像タブ」を新規に追加します。
- 対象浄化槽に紐づく現場画像を最大10件まで登録・参照できる機能を追加します。
- 登録済み画像はサムネイル形式で一覧表示し、選択した画像を拡大表示領域に表示します。
- 「別画面で拡大」ボタン押下で、別画面に画像を拡大表示します。
- 「前へ」「次へ」ボタン押下で、画像1～10の選択状態を前後に移動します。
- 各画像について、ファイル名、タイトル、撮影日、備考を管理できるようにします。
- 画像はドラッグ&ドロップまたはファイル選択により登録できるようにします。
下部エリアで選択中の画像1～10に対して登録します。
このとき、ドラッグした際の画像の実ファイル名を「ファイル名」に自動セットします。
- 登録可能な拡張子は「jpeg」「jpg」「png」のみとします。
HEICの変換機能は搭載せず、保存不可の旨をマニュアルに記載します。
- 1画像あたりのファイルサイズは1MB以下とし、1MBを超過する場合はエラーメッセージを表示します。
- 登録ボタン押下時に、他の項目と合わせて画像ファイルを保存します。
- ここで登録された画像データは自動バックアップの対象外とします。

▼浄化槽参照画面

- 登録画面同様「浄化槽画像タブ」を新規に追加します。
- 登録画面で登録した画像ファイル（最大10件）の情報を参照します。
- 登録済み画像はサムネイル形式で一覧表示し、選択した画像を拡大表示領域に表示します。
- 「別画面で拡大」ボタン押下で、別画面に画像を拡大表示します。
- 「前へ」「次へ」ボタン押下で、画像1～10の選択状態を前後に移動します。

24

89

2. 現場画像管理

変更後画面イメージ

前へ: 前の画像へ戻る(※1)
 別画面で拡大: 別の画面で画像のみを表示(※2)
 次へ: 次の画像へ進む(※2)
 ※1: 次または、前の画像がなければ、ボタンが無効
 ※2: 未登録の場合、ボタンが無効

選択された画像の必要な情報が入力可能

1個ずつのファイルをドロップしたときに、選択された画像番号に反映される

クリックで画像表示が選択状態となり、画像表示エリアに拡大表示

画像番号が選択された場合、背景色が変わる

25

2. 現場画像管理

変更後画面イメージ

クリックで画像表示が選択状態となり、画像表示エリアに拡大表示

保守点検	清掃	法定検査	工事	巡回点検	巡回検査履歴	浄化槽履歴
保守点検履歴番号	保守点検業者名	保守点検年月日	保守点検の記録書	保守点検記録書番号	保守点検業者自由の浄化槽番号	巡回の有無 (保守点検履歴の無い状態の有無) (1:有り 0:無し)
16555	高橋建設	2019/02/13	記録書	番号135	141保守点検: 781445	

26
90

3. アドレスマッチング

概要

デジタル庁が提供するアドレスベースレジストリを利用して、選択された住所情報から緯度経度を取得して値をセットする機能を追加します。既存の値が上書きされないよう編集をロックすることができます。
アドレスベースレジストリの住所データは、所定のURLから担当者が個別にダウンロードして最新に保つ運用とします。

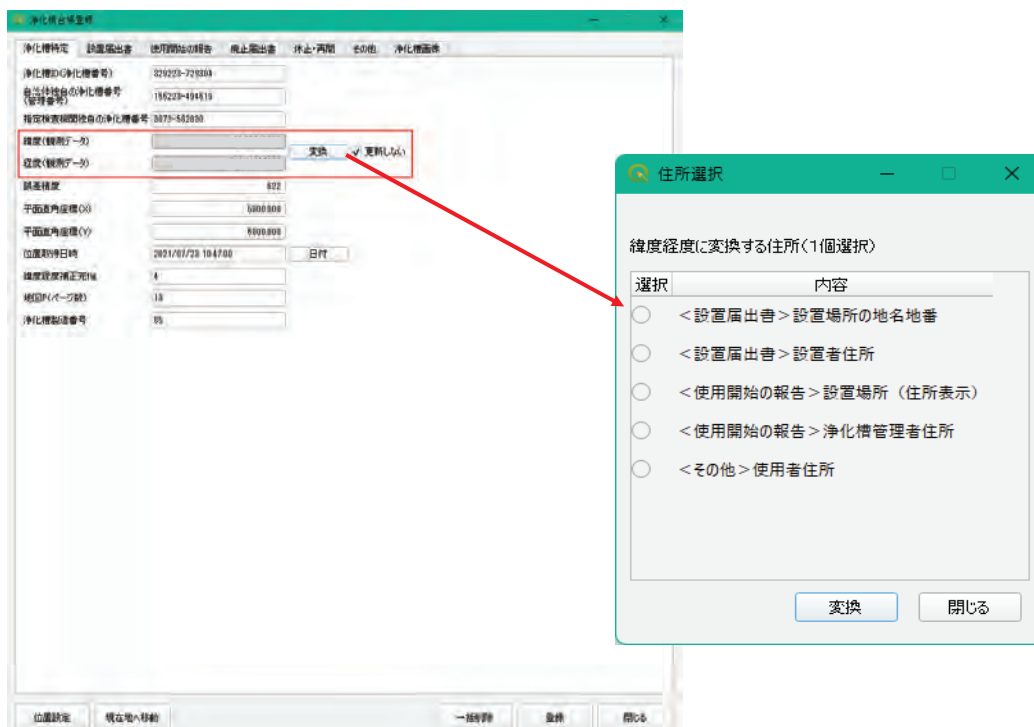
変更内容

- ・ アドレスベースレジストリにより住所情報から緯度経度情報へ変換できる機能を追加します。
- ・ 「変換」ボタン押下時に住所選択画面を表示します。
- ・ 変換対象の住所は次のいずれかから1件選択できる仕様とします。
 - 設置届出書の地名地番
 - 設置届出書の設置者住所
 - 使用開始の報告の設置場所（住居表示）
 - 使用開始の報告の浄化槽管理者住所
 - その他の使用者住所
- ・ 選択した住所をもとに緯度経度へ変換し、緯度（観測データ）および経度（観測データ）へ自動入力します。
- ・ 「更新しない」にチェックがある場合は、既存の緯度経度を上書きしない仕様とします。
- ・ 変換に失敗した場合はエラーメッセージを表示し、緯度経度は更新しません。
- ・ 変換後は位置取得日時を自動更新します。
- ・ アドレスベースレジストリの住所データは、所定のURLから担当者が個別にダウンロードして最新を保つ運用とします。都道府県別のファイルをダウンロードして、所定のディレクトリ位置に置いてもらいます。

27

3. アドレスマッチング

変更後画面イメージ



28

91

4. 指導文書出力

概要

本機能は、浄化槽台帳検索により抽出した指導対象データをもとに、様式を選択して指導文書をWord形式で出力する機能です。自治体独自の情報（都道府県名、知事名、担当部署名等）は入力した内容を様式内へ自動で埋め込みます。また、過去の出力履歴を管理し、同一浄化槽に対する過年度の指導文書発出履歴を参照できる仕組みを備えます。

変更内容

▼台帳検索画面

- ・ 「指導文書」ボタンを検索結果一覧の下に追加します。
- ・ 「指導文書」ボタン押下により、指導文書出力指示画面へ遷移します。ただし、1件もチェックが付いていない場合はボタンは非活性となり押せません。
- ・ 台帳検索画面にて複数条件（テーブル横断検索を含む）で指導対象となる浄化槽データを抽出します。
- ・ 抽出した結果一覧のチェックボックスで、指導文書を出力する対象を複数選択できます。

▼指導文書出力指示画面

- ・ 本機能では、台帳検索で抽出した浄化槽情報から指導対象を選択し、指導文書をWord形式（.docx）で出力します。
- ・ 選択可能な様式は、令和7年3月[浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル]に示している様式18種類とします。
- ・ 指導文書出力指示画面にて、出力する様式を選択します。選択した様式が左側の表示エリアに表示されます。このとき埋込項目の入力情報等は表示されません。
- ・ 右下のエリアでは、様式内の項目に反映する埋込情報を入力します。入力項目は選択した様式により変化します。この入力値は出力時に保存するため、次回開いた際には前回の入力値が初期値として表示されます。
- ・ プレビュー表示ボタン押下で、指導文書出力プレビュー画面へ遷移します。

29

4. 指導文書出力

▼指導文書出力プレビュー画面

- ・ 本機能では、指導文書出力指示画面で入力した項目を、Word文書に埋め込んだ形で印刷プレビュー画面を表示します。
- ・ 発出する前に様式に入力すべき情報には、次の①～④の4つの区分があり、自動で埋め込む項目や出力後に手動で入力する項目があります。
 - ① 浄化槽台帳に含まれる浄化槽独自の項目（所在地、用途、浄化管理者の住所及び氏名、等）
⇒ 浄化槽台帳内の情報を自動挿入します。
 - ② 浄化槽台帳に入力欄を設け、担当者が入力する項目項目（知事名、担当部署連絡先、等）
⇒ 指示画面にて入力することで挿入します。入力がない場合は空欄にします。
 - ③ 条件に応じて、○追加、もしくは☑に変更する箇所
⇒ 選択した条件に応じて、○や☑を挿入します。
 - ④ Wordに出力後に手入力する項目
- ・ 様式ごとに埋め込む情報の詳細は、「別表1. 指導文書の項目一覧」に記載の通りとします。
- ・ 出力ボタン押下で、印刷ダイアログを表示します。このとき、次回開いた際の初期値が表示されるように、指導文書出力指示画面で入力した項目の値をデータベースに記録します。また同一浄化槽に対し過去に出力した指導文書の年月日や文書番号を参照できるよう、出力履歴として指導監督データの「苦情・改善・指導」項目に、出力した様式番号や出力日を記録します。

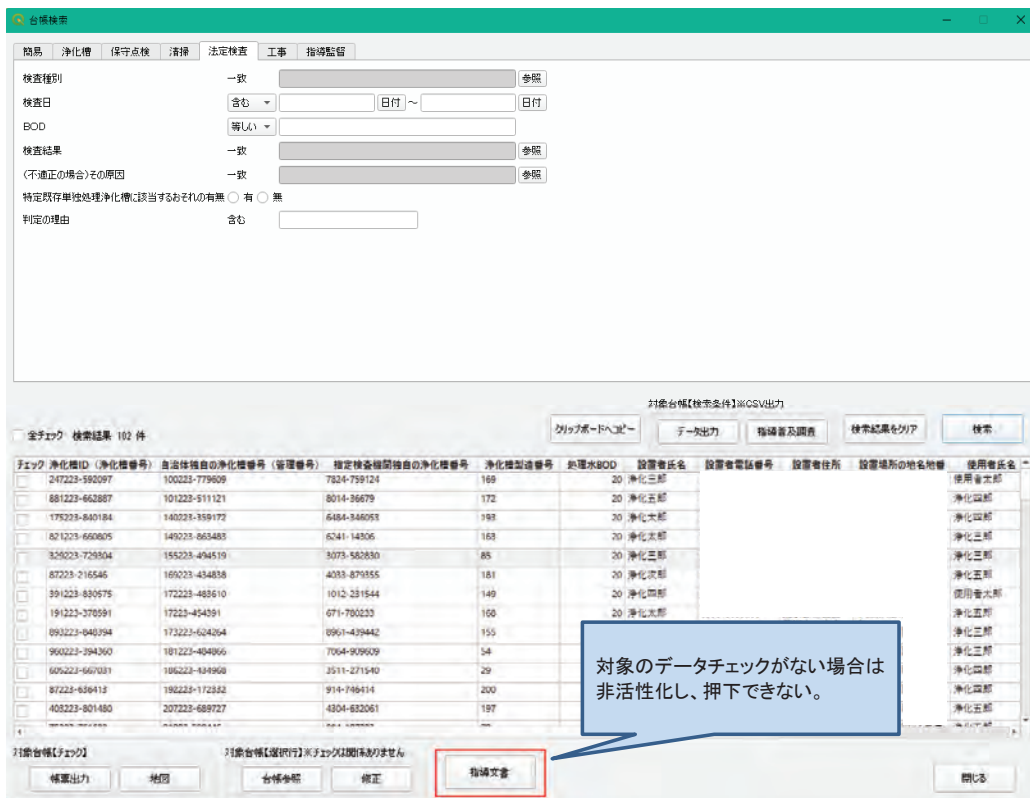
30

92

4. 指導文書出力

変更後画面イメージ

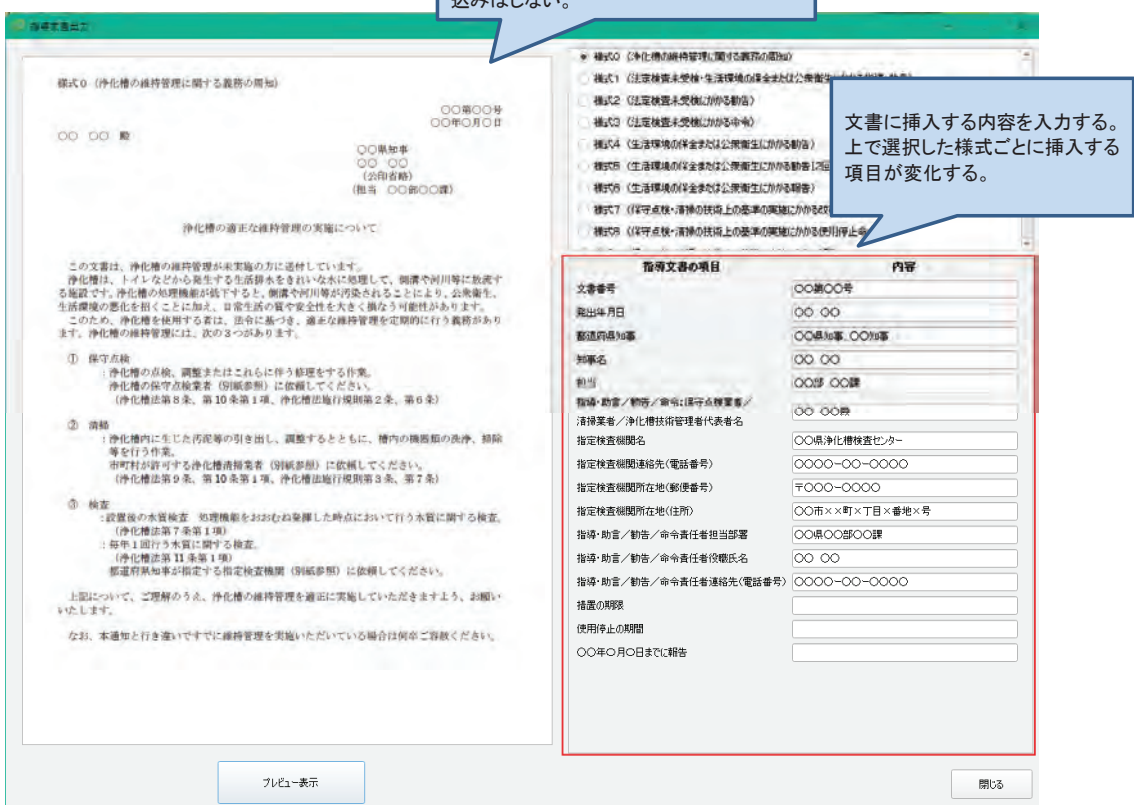
1. 台帳選択画面に「指導文書」ボタンを追加



31

4. 指導文書出力

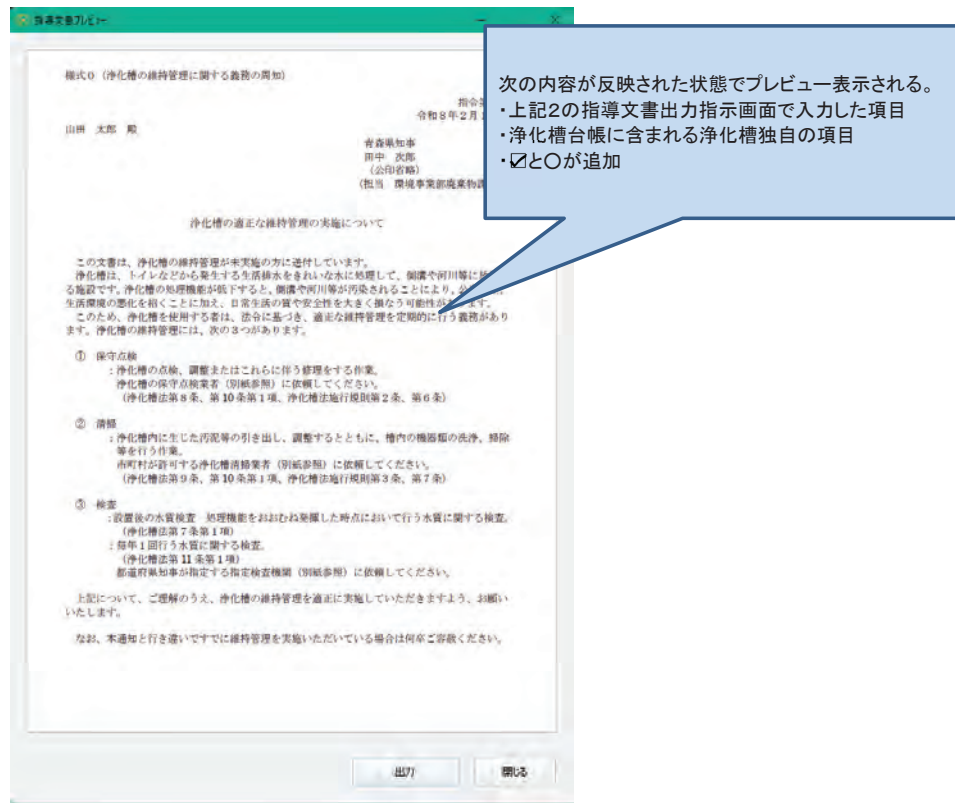
2. 指導文書出力指示画面を追加



32
93

4. 指導文書出力

3. 指導文書出力プレビュー画面を追加



33

4. 指導文書出力

4. 指導文書発出の履歴データの参照

浄化槽参照

浄化槽特定 | 設置届出書 | 使用開始の報告 | 廃止届出書 | 休止・再開 | その他

浄化槽ID(浄化槽番号) 898223-848394 緯度(観測データ) 浄化槽製造番号 165
 自治体独自の浄化槽番号(管理番号) 178223-824264 経度(観測データ)
 指定検査機関独自の浄化槽番号 8961-439442 誤差精度 648
 平面直角座標(X) 5000.000
 平面直角座標(Y) 5000.000
 位置取得日時 2021/07/28 10:47:00
 緯度経度補正完了レ 8
 地図P(ページ数) 165

保守点検 | 清掃 | 法定検査 | 工事 | 指導監督 | 届出書履歴 | 浄化槽履歴

指導監督管理番号	行政処分等の年月日	行政処分等の根拠	立入目的	立入年月日	善情・改善・指導
19125	2010/08/28	浄化槽法第53条(保...	立入目的89	2010/07/28	改善99。

出力した際に、指導文書データとして記録する

34
94

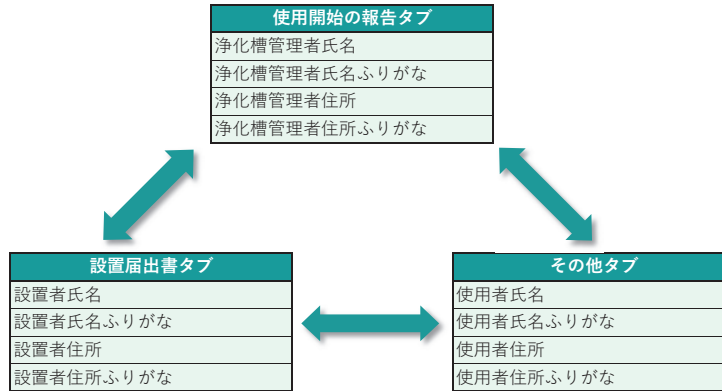
5. 氏名・住所の転記

概要

浄化槽台帳登録画面の「設置届出書」「使用開始の報告」「その他」の住所や氏名情報を任意でコピーできる機能の追加します。

変更内容

- ・ 浄化槽台帳登録画面の次の3つのタブに、コピー元のタブ名を記した転記ボタンを追加し、3つのタブ内に入力された氏名や住所およびそのふりがなを相互に転記できるようにします。
- ・ 転記ボタン押下で、コピー元から値を取得して、表示中の画面項目にそれぞれ反映します。



35

5. 氏名・住所の転記

変更後画面イメージ

1. 「設置届出書」タブに複数の住所情報コピーボタンを追加

浄化槽台帳登録

設置届出書

設置者氏名(法人は法人名) 浄化三部

設置者氏名ふりがな しんせきぶ

設置者住所 東京都中央区

転記

ボタン押下、でキャプションに記載しているタブ名にある氏名や住所、ふりがなから、ボタン左の項目に転記する。

36
95

5. 氏名・住所の転記

2. 「使用開始の報告」タブに複数の住所情報コピーボタンを追加

37

5. 氏名・住所の転記

3. 「その他」タブに複数の住所情報コピーボタンを追加

38
96

6. 浄化槽情報の一括削除

概要

浄化槽台帳登録画面において、入力した浄化槽情報をまとめて削除する機能を追加します。
一度削除した浄化槽情報は復元できません。

変更内容

- ・ 浄化槽台帳登録画面のフッターエリアに一括削除ボタンを追加します。
- ・ 一括削除ボタン押下時、確認ダイアログを表示して、最終確認をします。
- ・ 確認ダイアログのOKボタン押下で、浄化槽台帳登録画面で登録される次のすべての保存テーブルからデータを物理削除します。
 - t_jokaso (浄化槽データ)
 - t_jokaso_kensa (浄化槽検査データ)
 - t_jokaso_koji (浄化槽工事データ)
 - t_jokaso_rireki (浄化槽履歴データ)
 - t_jokaso_seiso (浄化槽清掃データ)
 - t_jokaso_shido (浄化槽指導データ)
 - t_jokaso_tenken (浄化槽点検データ)
 - t_jokaso_todoke (浄化槽届出データ)
- ・ 一旦削除したデータは復元不可とします。

課題事項

- ・ 削除対象テーブルの再確認

39

6. 浄化槽情報の一括削除

変更後画面イメージ

浄化槽台帳登録

浄化槽特定	設置開始日	15840000の開始	廃止開始日	休業・再開	子情報	浄化槽画像
浄化槽ID(浄化槽番号)	02928	729064				
自治体ID(浄化槽番号)	150028	181519				
指定設置施設ID(浄化槽番号)	3078	58288				
種類(選択)	55	55(00)	選択			更新(Alt)
設置(選択)	150	43(00)				
状態情報		000				
平均流量(㎥)		0000				
平均流量(%)		0000				
設置取得日時	2017/07/28	10:4:00			日付	
浄化槽構造形式	4					
種類(大・小)	10					
浄化槽種別	85					

一括削除

一括削除ボタンを追加。ボタン押下で確認ダイアログを表示する。

7. 自動バックアップと復元

概要

システム終了時に浄化槽台帳システムのデータベースのバックアップを取得します。データは所定のディレクトリに出力します。またバックアップデータの復元のためのバッチプログラムを作成します。

変更内容

- ・ 右上の×ボタンでシステムを終了する際に、バックアップ処理を起動します。
- ・ バックアップの対象はデータベースの情報とし、2の現場写真の画像ファイルは対象外とします。
- ・ バックアップは1日あたり1つのみとし、同日に複数回バックアップが起動した場合は、最新のデータで上書きします。
- ・ バックアップファイルは所定のディレクトリ位置に出力します。(変更不可)
- ・ 一定期間経過したバックアップファイルは自動削除します。
- ・ バックアップからデータ復元する場合は、復元バッチプログラムを起動して行います。復元方法はマニュアルに記載します。

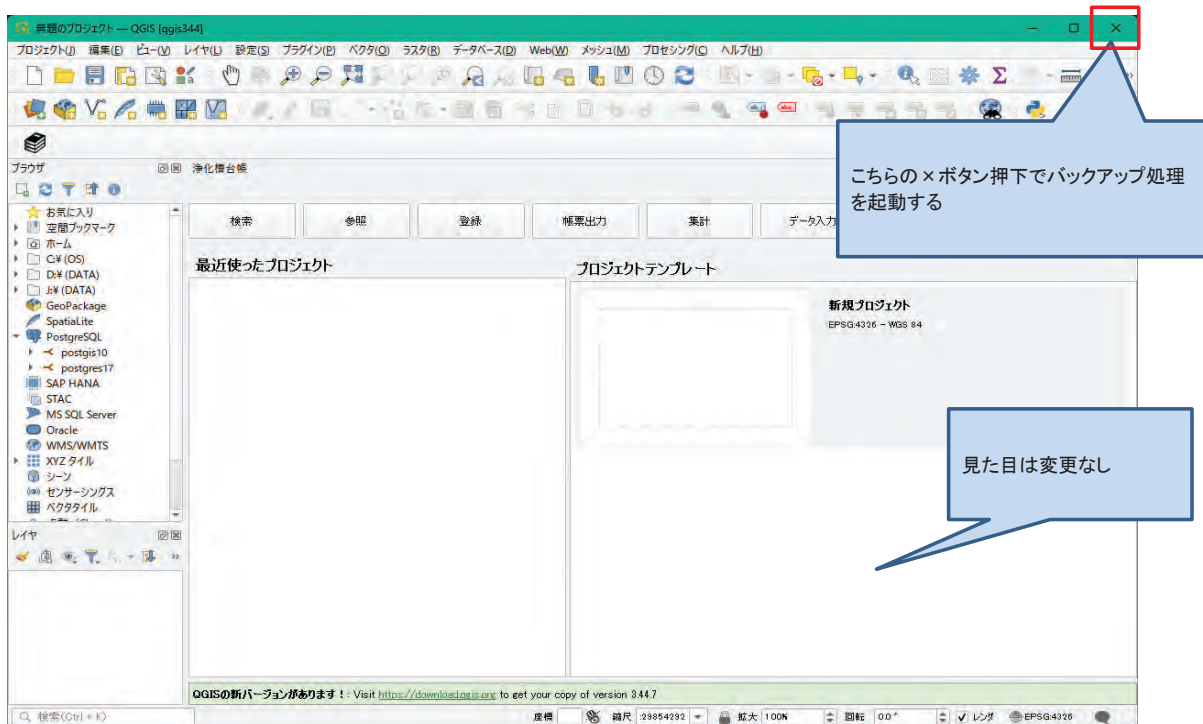
課題事項

- ・ バックアップデータの保存期間
- ・ 復元バッチプログラムの起動方法や

41

7. 自動バックアップと復元

画面イメージ



42
98

8. データ出力時のエラーチェック

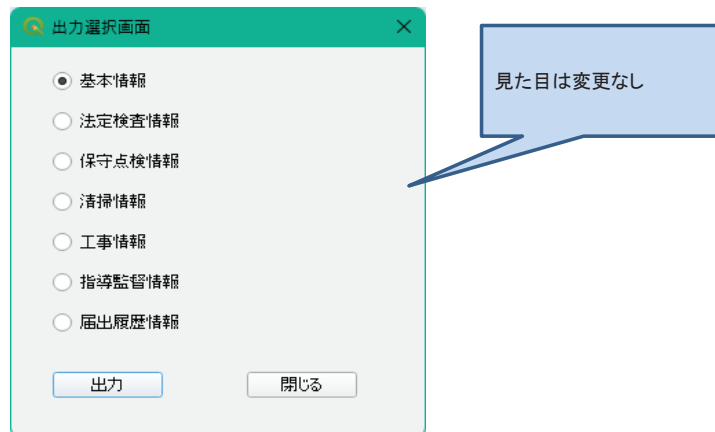
概要

「データ出力」メニューから出力した際に、不正な文字が含まれた場合にエラーとなり、途中で出力が停止してしまう問題を解消します。出力時に不正な文字を検出した場合は「？」文字に置き換えてファイル出力が停止しないように機能を改修します。

機能説明

- データ出力処理において、JIS X 0208の第一基準の文字セットに該当しない文字を検出した場合は、該当文字を「？」に置換してから出力します。
- 同処理において「？」文字への置換が行われた場合、出力完了時のメッセージに変換が行われた旨を警告表示してお知らせします。

画面イメージ



43

9. 検索結果一覧のコピー

概要

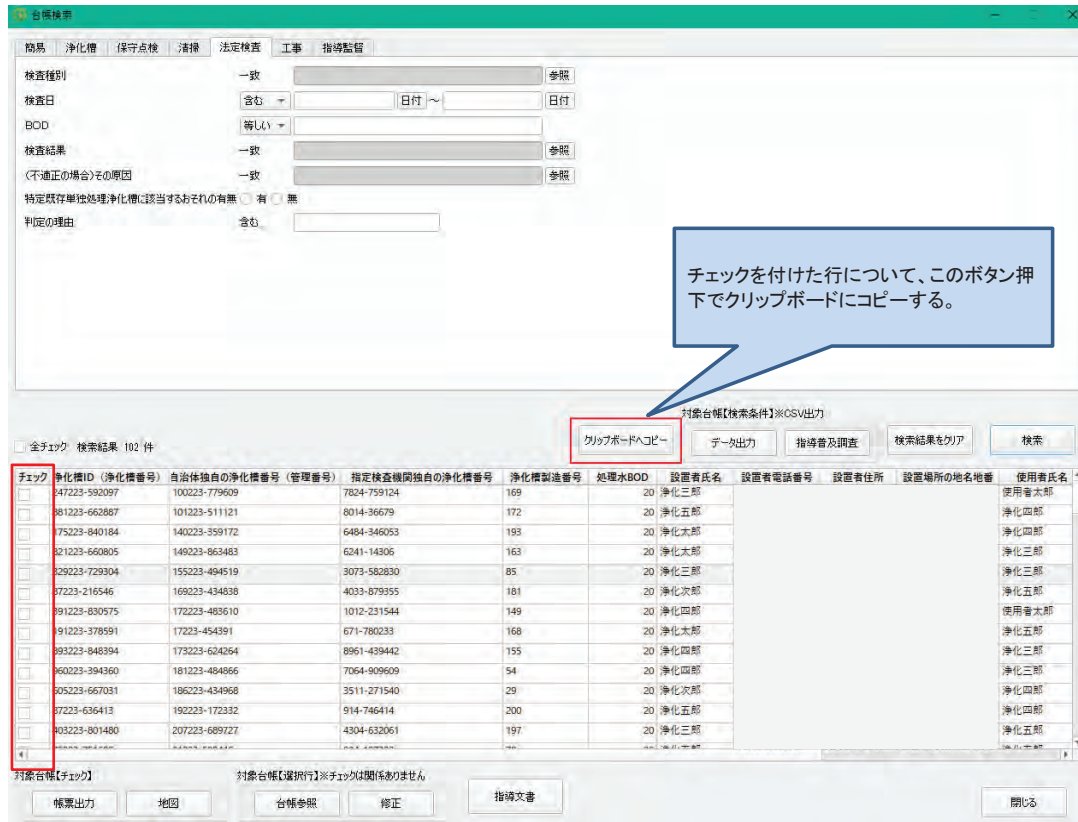
台帳検索画面において検索した結果の一覧から、選択した行の情報をExcelに貼り付け可能な形式でクリップボードにコピーします。

変更内容

- 台帳検索画面の検索結果一覧の上部エリアに「クリップボードにコピー」ボタンを追加します。
- 一覧のチェックが1件もない場合、同ボタンは非活性とします。
- 一覧の最左列にあるチェックボックスにチェックを入れた状態で、同ボタンを押すとクリップボードにチェックを付けた行の情報がコピーされます。
- コピーされる情報は、一覧のすべての項目のテキスト情報です。Excelに貼り付けることができるようタブ区切りでコピーします。

9. 検索結果一覧のコピー

変更後画面イメージ



45

10. 表示不具合の改善

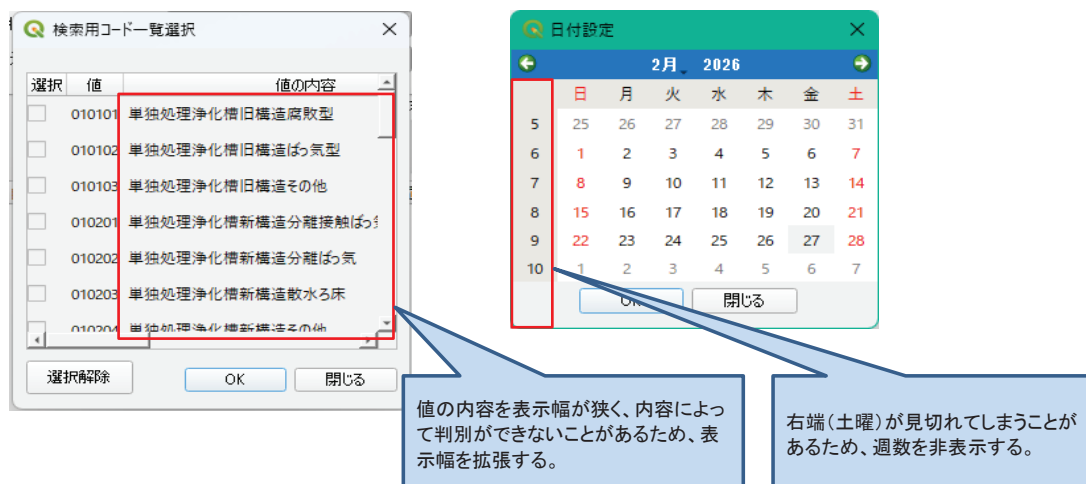
概要

表示が見切れるダイアログ画面や日付選択カレンダーの表示上の不具合を解消します。

変更内容

- ・ 「別表 2. 画面が見切れるダイアログ」記載の画面について、値の内容が可能な限り判別できるよう表示サイズを調整します。
- ・ 表示環境の表示解像度やフォントサイズによって、右端（土曜）が見切れてしまうことがあるため、左側の週数を消します。

変更前（現在）画面イメージ



46

11. バージョンアップ対応

概要

Windows及び構成ソフトウェアのバージョンアップに対応します。

修正内容

- ・ 利用者の利便性に配慮し、当該台帳システムの改修業務契約時点における最新版にWindows及び構成ソフトウェアをバージョンアップします。
- ・ 上記のバージョンアップ後、問題なく動作することを確認します。

47

12. Web報告プラットフォーム対応

概要

Web報告プラットフォームから出力された保守点検および清掃の報告データ（CSV形式ファイル）を浄化槽台帳登録画面の「データ入力」から取り込みます。

変更内容

- ・ Web報告プラットフォームから出力された保守点検情報および清掃情報のCSVデータを浄化槽台帳へ取り込み機能を追加します。
- ・ 浄化槽台帳登録画面の「データ入力」から本機能を利用できます。
- ・ Web報告プラットフォームのデータ取込区分として「保守点検情報」および「清掃情報」を選択できます。
- ・ 取り込むCSVファイルは「参照」ボタンから選択し、同ファイルの内容を「一括入力」ボタン押下により浄化槽台帳へ登録します。
- ・ CSVファイルはWeb報告プラットフォームから出力された形式のもののみ取り込み可能とします。
- ・ 取り込み処理ではCSVデータを解析し、対象となる浄化槽台帳へ保守点検または清掃情報を登録します。
- ・ 浄化槽番号（管理番号）項目の値が台帳システムのデータベースに存在する場合にのみ取り込みます。
浄化槽番号（管理番号）項目の値が空欄の場合は、独自番号や設置場所（住居表示）、管理者氏名等で該当する浄化槽データを探し、候補を表示します。
※取り込みによる浄化槽情報の更新範囲については次フェーズにて取り決めます。
- ・ CSVファイルの形式不備や必須項目不足等がある場合はエラーとして取り込みを行いません。
行数別にエラー内容を表示して、取込ファイルの値を修正する等してから再度取り込んでもらいます。
- ・ 取り込み処理完了後は結果を画面に表示します。

課題事項

- ・ Web報告プラットフォームの取込形式
- ・ 浄化槽台帳に登録がない浄化槽に対する報告データや重複データなどの取り扱い
- ・ 浄化槽台帳情報の上書き内容と条件（同じ浄化槽が存在していた場合）

48

別表 2. 画面が見切れるダイアログ

※赤色セルの画面が対象です。

検索	台帳検索	浄化槽	方式名	参照	検索用コード一覧選択	図1
				方式名	参照	参照
		基本様式	(不正正の場合)その原因	参照	参照	参照
		指図監督	行政処分等の指図	参照	参照	参照
		対象台帳(選択行)	修正	維持管理情報登録 指図監督情報登録	法定検査	(不正正の場合)その原因
				指図監督情報登録	行政処分等の指図	参照
			届出区分	参照	参照	参照
登録	新規登録しますか?	はい	届出情報登録	設置届出書	参照	参照
				建築物用途	参照	参照
					参照	参照

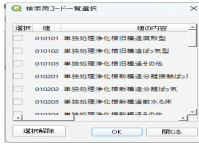


図1



図2



図3



図4



図5

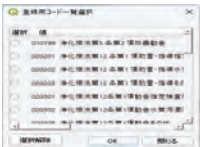


図6



図7



図8



図9

第4章 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析

4.1 調査の背景・目的

公共用水域等の水質保全を図り、生活環境の保全に資するためには、浄化槽を整備し、浄化槽の維持管理を適正に行うことが必要である。その維持管理に係る費用については、浄化槽が設置されている地理的状況、地域における維持管理に係る業者の偏在等によりばらつきが生じることが推測される。

そこで、浄化槽の維持管理に関する費用等（保守点検、清掃、法定検査、電力使用等に伴う費用）の実態を把握し、浄化槽の維持管理の適正化や効率化等の推進に資するための基礎資料を得ることを目的として本調査を実施した。

4.2 調査方法

4.2.1 浄化槽の保守点検、清掃料金の調査

全国の保守点検業者と清掃業者、保守点検・清掃兼業者（以下、「業者」）ならびに、公共浄化槽等整備推進事業を実施している市町村（以下、「市町村」）を対象に、令和6年度における維持管理費用等についてアンケート調査を実施した。

調査期間は令和7年11月21日（金）～令和8年1月9日（金）とした。調査対象は、調査対象者の回答に対する負担を軽減し回答数を増やすため、また「令和5年度浄化槽の法定検査及び維持管理の実態把握に関する調査検討業務」（以下、「令和5年度調査」）では51人槽以上の回答が少ないことを鑑み、50人槽までを対象とすることとした。

■調査対象人槽

5人槽～50人槽

■調査・分析項目

①保守点検・清掃の料金と回数

【変更前】1基当たり1年間、人槽・処理方式ごと⇒【変更後】1基当たり1年間、人槽ごととし、各業者・市町村における代表的な金額・回数を回答する

②機器交換費用と交換頻度

本調査では実施せず

なお、本調査における保守点検料金、清掃料金、及び後述の電気料金と法定検査料金は、10%税込み価格とした。

4.2.2 電気料金と法定検査に係る料金の調査

(1) 電気料金の調査方法

全国浄化槽推進市町村協議会（以下、「全浄協」）に登録されている5、7、10人槽の浄化槽について、ブロワの消費電力量を調査した。窒素及び磷除去型高度処理浄化槽、膜分離活

性汚泥方式については、ブロワ以外の機器による電力消費があるため、それらの消費電力量についても同様に調査した。なお、電気料金は、調査した消費電力量と電気料金の単価の積から算出した。

(2) 法定検査料金の調査方法

「令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査結果（環境省、2025年3月）」より、検査料金の人槽区分別分布状況から検査料金の平均値を引用した。

4.3 アンケートの調査内容

4.3.1 業者に対する調査

(A) 保守点検専業、(B) 清掃専業、(C) 保守点検・清掃兼業の各業者を対象としたアンケート項目と回答の対象となる業者の一覧を表4.3-1に示す。

表 4.3-1 維持管理業者に対するアンケート調査項目

質 問 項 目	調査票 頁数	A 保守点検業	B 清掃業	C 保守点検 清掃兼業
(1) 貴社の情報	p.1	○	○	○
(2) 貴社の業務内容	p.2	○	○	○
(3) 保守点検の実施状況及び料金	p.3	○	×	○
(4) 清掃の実施状況及び料金	p.4	×	○	○
(5) 維持管理業務の合理化・効率化の取組	p.4	○	○	○
(6) 浄化槽の維持管理の効率向上等に向けた意見	p.4	○	○	○

4.3.2 市町村に対する調査

市町村を対象としたアンケート項目の一覧を表4.3-2に示す。

表 4.3-2 市町村に対するアンケート調査項目

項目	頁数
(1) 記入方法の説明(共通事項)	p.1
(2) 貴市町村の情報	p.1~2
(3) 市の負担範囲及び月額の使用料	p.2~4
(4) 保守点検料金及び実施状況	p.5~6
(5) 清掃の実施状況および料金	p.7~8
(6) 維持管理業務の合理化・効率化の取組	p.8
(7) 浄化槽の維持管理の更なる向上や適正化・効率化等に向けた意見等	p.8

4.4 業者に対する調査結果

4.4.1 回収状況

アンケート調査にあたり、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会（以下、「全浄連」）に調査の協力依頼を行った。その後、公益財団法人 日本環境整備教育センターより各都道府県

の全浄連会員団体に対し、保守点検業者、清掃業者、保守点検・清掃兼業者の計40社を対象に、電子化したアンケート調査票を電子メールで配布するよう依頼した。配布社数は47都道府県×40社/都道府県=1,880社を想定していたが、福島県と鹿児島県から40社を超える回答が得られたため、1,908社となった。得られた回答数は689社であり回収率は36.1%であった。各都道府県の回収状況と回答のあった維持管理業者の業種を整理し、表4.4-1に示す。

表 4.4-1 アンケートの回収状況

	保守点検業(社)	清掃業(社)	兼業(社)	計(社)	依頼数(社)	回収率(%)
北海道	4	0	14	18	40	45.0
青森県	0	0	0	0	40	0.0
岩手県	1	0	15	16	40	40.0
宮城県	3	2	11	16	40	40.0
秋田県	4	0	14	18	40	45.0
山形県	0	0	7	7	40	17.5
福島県	20	7	25	52	52	100.0
茨城県	10	1	10	21	40	52.5
栃木県	1	0	2	3	40	7.5
群馬県	5	1	12	18	40	45.0
埼玉県	5	1	4	10	40	25.0
千葉県	2	0	7	9	40	22.5
東京都	9	1	0	10	40	25.0
神奈川県	3	0	1	4	40	10.0
新潟県	3	0	20	23	40	57.5
富山県	12	0	12	24	40	60.0
石川県	16	2	9	27	40	67.5
福井県	1	2	6	9	40	22.5
山梨県	2	0	5	7	40	17.5
長野県	10	0	16	26	40	65.0
岐阜県	4	1	31	36	40	90.0
静岡県	3	0	13	16	40	40.0
愛知県	8	1	10	19	40	47.5
三重県	3	0	6	9	40	22.5
滋賀県	2	0	13	15	40	37.5
京都府	1	0	5	6	40	15.0
大阪府	4	2	11	17	40	42.5
兵庫県	0	0	3	3	40	7.5
奈良県	7	1	8	16	40	40.0
和歌山県	12	0	1	13	40	32.5
鳥取県	2	0	6	8	40	20.0
島根県	0	0	7	7	40	17.5
岡山県	0	0	0	0	40	0.0
広島県	1	0	13	14	40	35.0
山口県	2	0	12	14	40	35.0
徳島県	8	1	15	24	40	60.0
香川県	8	0	9	17	40	42.5
愛媛県	15	8	10	33	40	82.5
高知県	2	0	3	5	40	12.5
福岡県	0	0	0	0	40	0.0
佐賀県	0	0	7	7	40	17.5
長崎県	1	0	9	10	40	25.0
熊本県	1	1	7	9	40	22.5
大分県	0	0	17	17	40	42.5
宮崎県	0	0	0	0	40	0.0
鹿児島県	2	0	54	56	56	100.0
沖縄県	0	0	0	0	40	0.0
合計	197	32	460	689	1908	36.1

4.4.2 業務内容

(1) 業種

業務内容としては、保守点検専業 197 社 (28.6%)、清掃専業 32 社 (4.6%)、保守点検及び清掃兼業が 460 社 (66.8%) であった。その割合を図 4.4-1 に示す。これらの比率は令和 5 年度調査 (それぞれ 26.5%、2.9%、70.0%) と類似していた。

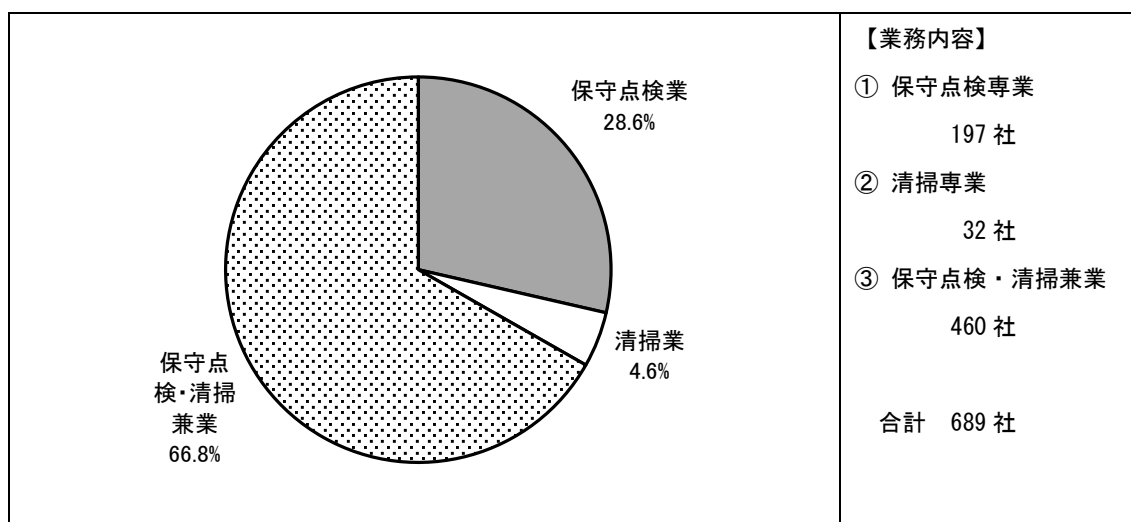


図 4.4-1 業務内容の割合

(2) 経営形態

回答のあった 634 社のうち、経営形態として個人あるいは法人のいずれかについてまとめた結果を図 4.4-2 に示す。法人が 616 社 (97.2%)、個人が 18 社 (2.8%) であり、ほとんどが法人であった。

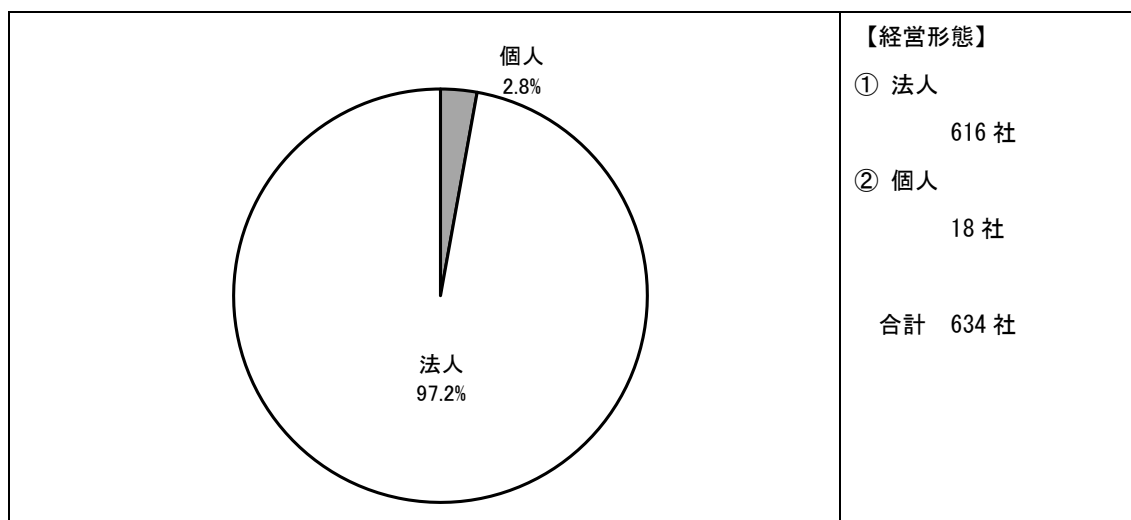


図 4.4-2 経営形態の割合

(3) 設立年数

設立年数ごとの回答の割合を図 4.4-3 に示す。回答 650 社のうち、最も多かった回答は 51～60 年 (29.1%) であり、次いで 41～50 年 (25.8%) が多かった。

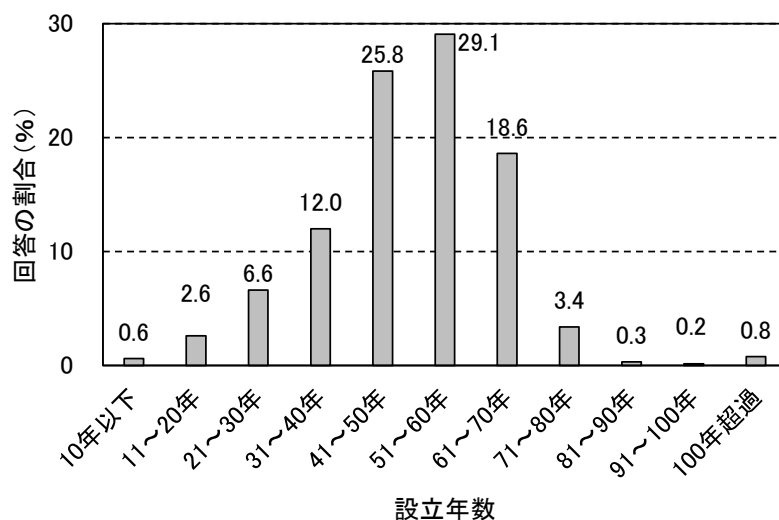


図 4.4-3 設立年数の割合

(4) 浄化槽管理者（使用者）との維持管理契約の形態

浄化槽管理者との契約形態について集計した結果を図 4.4-4～図 4.4-6 に示す。なお、複数回答可としているため、業者数と回答数は一致せず、各回答の割合の合計が 100%を超える場合がある。

「保守点検専業」の業者(図 4.4-4)において、回答のあった 195 社のうち 138 社(70.8%)が保守点検の業務のみの契約を行っており、65 社(33.3%)では保守点検に加えて法定検査の申し込みを代行していた。その他(17 社、8.7%)の主な回答は、保守点検、清掃、法定検査の一括契約であった。

「清掃専業」の業者(図 4.4-5)において、回答のあった 31 社のうち 24 社(77.4%)が清掃業務のみの契約を行っており、清掃の業務に加えて法定検査の申し込みを代行している業者はなかった。その他(9 社、29.0%)の主な回答は、「協同組合の保守点検と清掃の一括契約」であった。

「保守点検・清掃兼業」の業者(図 4.4-6)は、回答のあった 455 社のうち 305 社(67.0%)で保守点検と清掃の一括契約を行っていると回答していた。次いで 126 社(27.7%)で保守点検と清掃の一括契約に加えて、法定検査の申し込みを代行する契約を行っていると回答が多かった。その他(19 社、4.2%)の主な回答は「顧客や物件により契約方法が異なる」であった。

○ 業種が「保守点検専業」(195社)

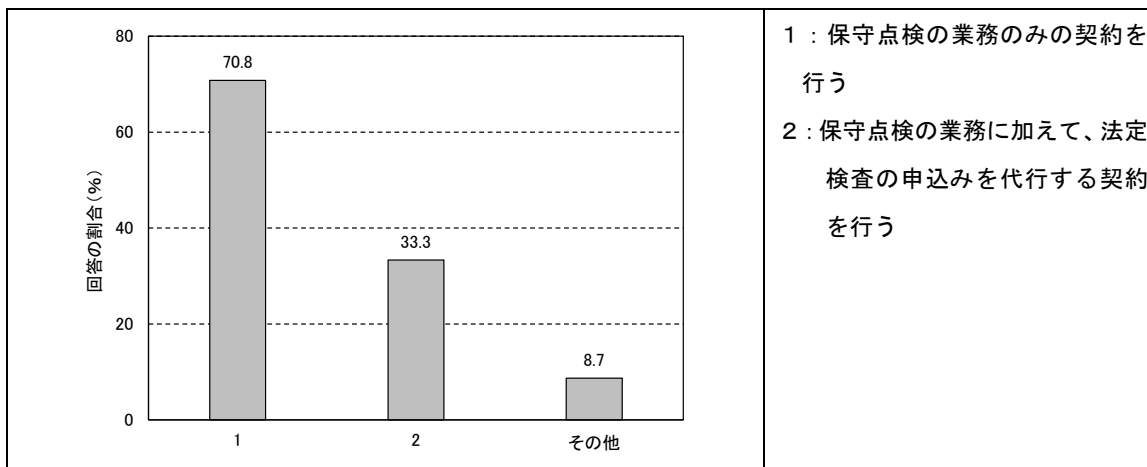


図 4.4-4 浄化槽管理者との契約形態 (保守点検専業)

○ 業種が「清掃専業」(31社)

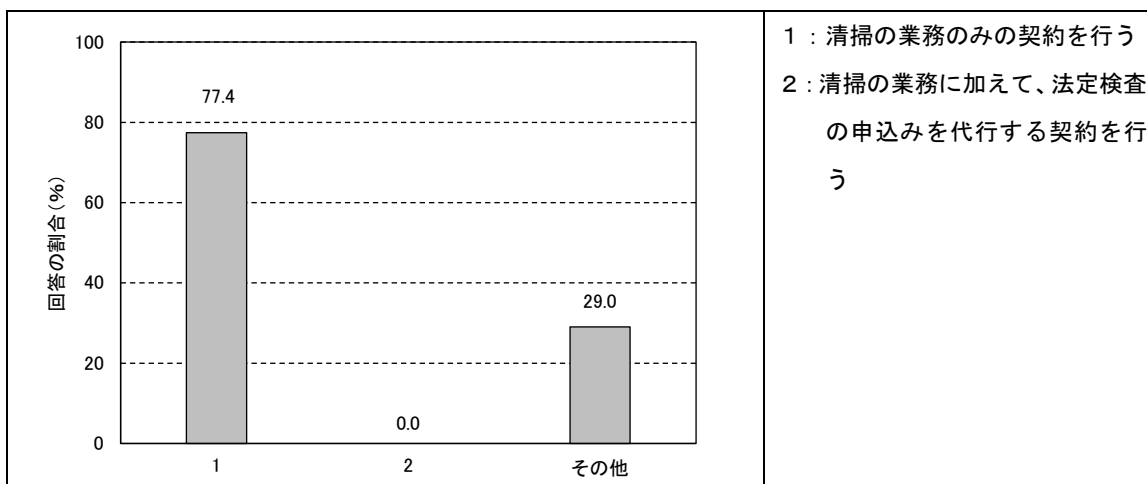


図 4.4-5 浄化槽管理者との契約形態 (清掃専業)

○ 業種が「保守点検・清掃兼業」(455社)

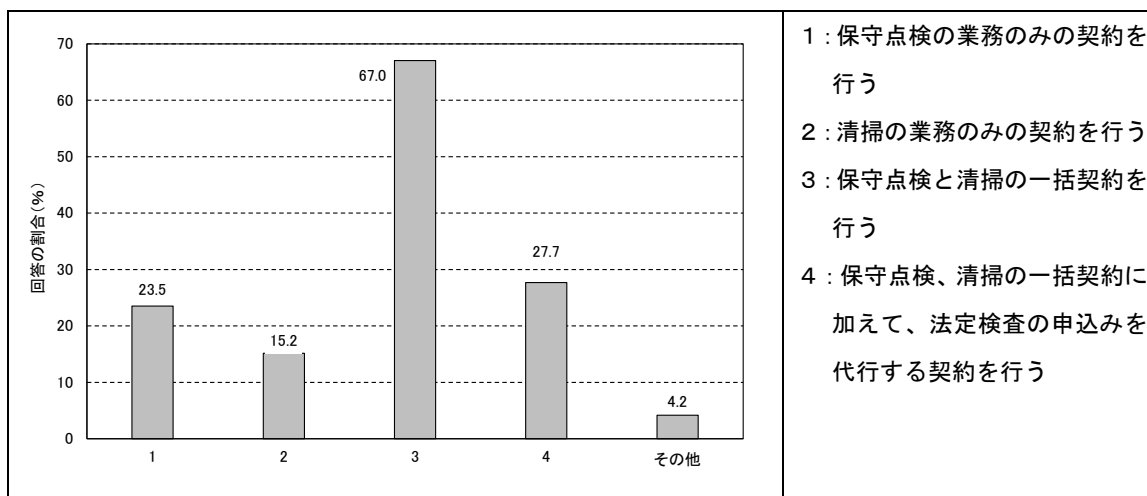


図 4.4-6 浄化槽管理者との契約形態 (保守点検・清掃兼業)

(5) 契約期間

浄化槽管理者との契約形態について集計した結果を図 4.4-7 に示す。回答数は、保守点検専業、清掃専業、保守点検・清掃兼業でそれぞれ 198 社、29 社、459 社であった。いずれの業者においても契約期間は単年度かつ自動更新するケースが多かった。

複数年契約と回答した業者のうち、契約の期間は 3 年が 12 社と最も多かった。

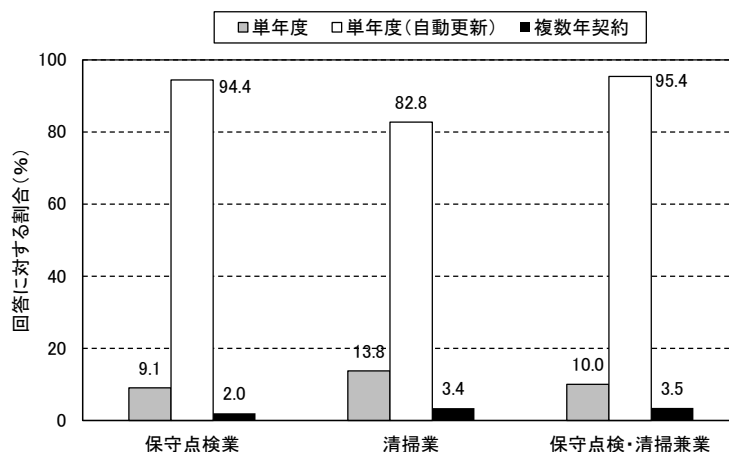


図 4.4-7 浄化槽管理者との契約期間

4.4.3 保守点検料金及び実施状況

(1) 年間保守点検料金

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽における 5 人槽、7 人槽及び 10 人槽の 1 年間の保守点検料金 (円/年) について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表 4.4-2 に示す。さらに、これらの料金の分布状況を図 4.4-8 及び図 4.4-9 に示す。

単独処理浄化槽において各人槽の年間保守点検料金の平均値は、5 人槽で 13,957 円/年、7 人槽で 14,276 円/年、10 人槽で 14,965 円/年であった。合併処理浄化槽において年間保守点検料金の平均値は、5 人槽で 18,029 円/年、7 人槽で 18,757 円/年、10 人槽で 20,003 円/年であった。単独、合併いずれも人槽の増加に伴い平均値が上昇する傾向が認められた。

表 4.4-2 単独・合併処理浄化槽における年間保守点検料金

■ 単独処理浄化槽

	保守点検料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	13,957	1,100	48,000	5,710	591
7人槽	14,276	1,100	50,000	5,982	586
10人槽	14,965	1,100	52,000	6,591	587

■ 合併処理浄化槽

	保守点検料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	18,029	1,760	96,000	8,108	614
7人槽	18,757	1,760	96,000	8,667	608
10人槽	20,003	2,100	104,060	9,671	606

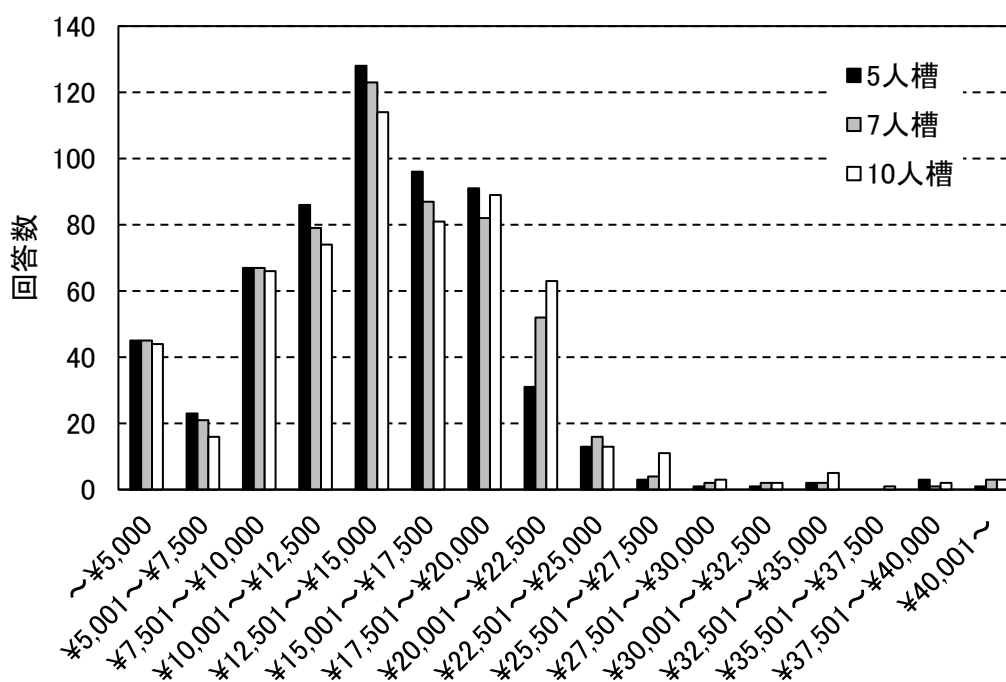


図 4.4-8 単独処理浄化槽における年間保守点検料金の分布

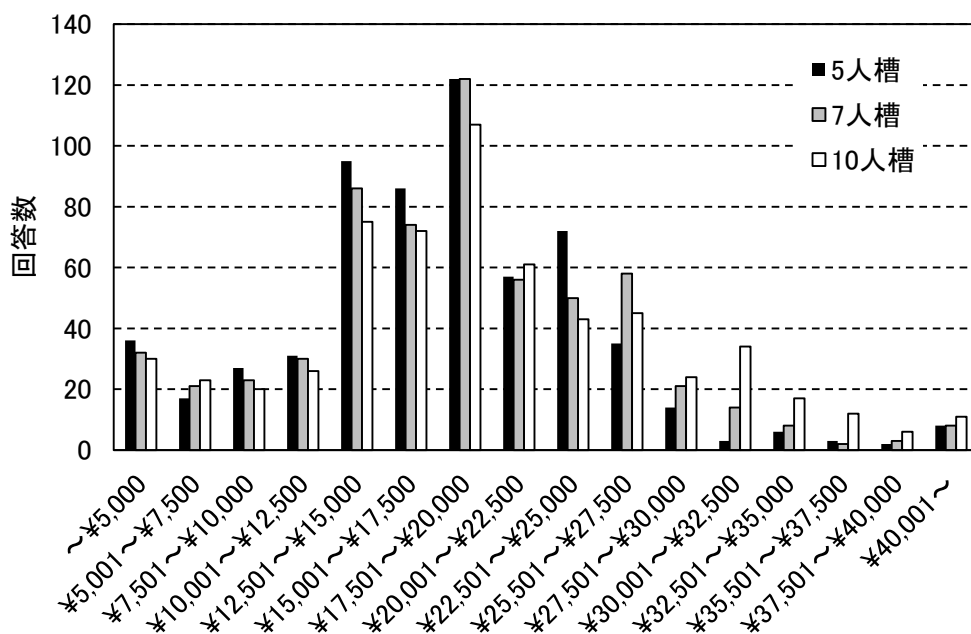


図 4. 4-9 合併処理浄化槽における年間保守点検料金の分布

(2) 年間保守点検回数

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽における5人槽、7人槽及び10人槽の年間保守点検回数(回/年)について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表 4.4-3 に示す。5人槽、7人槽及び10人槽いずれも年間保守点検回数の平均値は単独では4.3回/年、合併では4.4回/年であった。

5~10人槽の回答を全て統合した場合における年間保守点検回数の分布状況について、単独は図 4.4-10、合併は図 4.4-11 に示す。総回答数は単独では1,750社、合併では1,800社であり、総回答数に占める各点検回数の回答の割合(%)で整理した。単独、合併いずれも3回/年と4回/年が多い傾向にあった。また、6回/年と12回/年にも少数分布している傾向にあった。

表 4.4-3 単独・合併処理浄化槽における年間保守点検回数

■単独処理浄化槽

	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4.3	1	12	2.0	586
7人槽	4.3	1	12	2.0	582
10人槽	4.3	1	12	2.0	582

■合併処理浄化槽

	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4.4	1	12	2.2	604
7人槽	4.4	1	12	2.1	599
10人槽	4.4	1	12	2.1	597

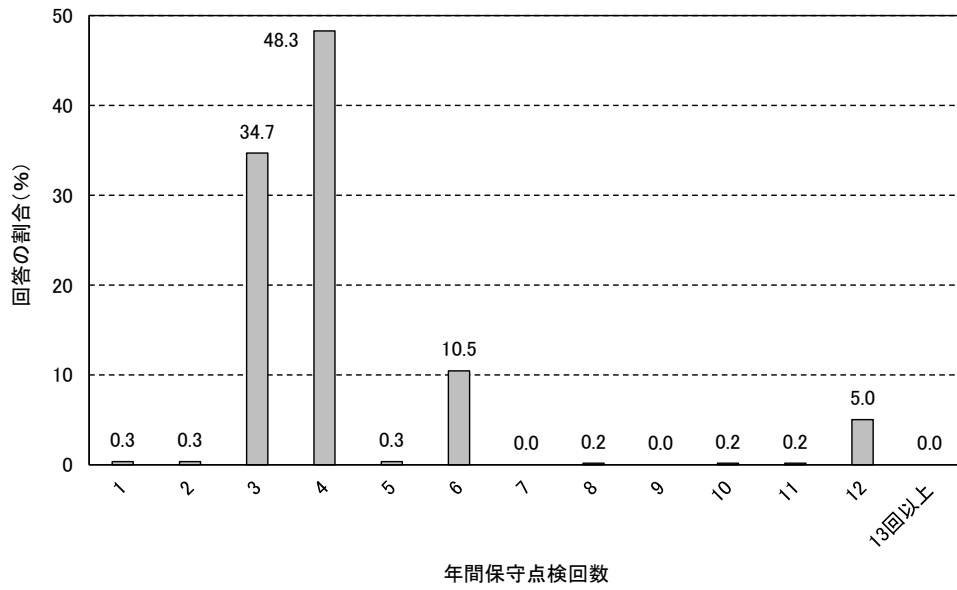


図 4.4-10 単独処理浄化槽における年間保守点検回数の分布

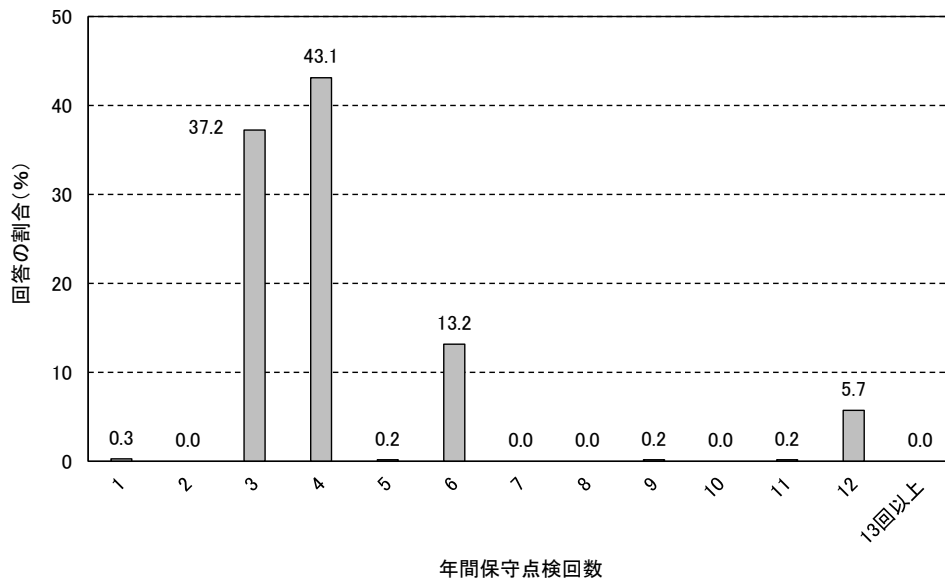


図 4.4-11 合併処理浄化槽における年間保守点検回数の分布

(3) 1回当たりの保守点検料金

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽における5人槽、7人槽及び10人槽の1回当たりの保守点検料金(円/回)について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表4.4-4に示す。さらに、これらの料金の分布状況を図4.4-12及び図4.4-13に示す。

単独処理浄化槽において各人槽の1回当たりの保守点検料金の平均値は、5人槽で3,620円、7人槽で3,695円、10人槽で3,826円であった。合併処理浄化槽において1回当たりの保守点検料金の平均値は、5人槽で4,547円、7人槽で4,713円、10人槽で4,950円であった。単独、合併いずれも人槽の増加に伴い平均値が上昇する傾向が認められた。

表4.4-4 単独・合併処理浄化槽における1回当たりの保守点検料金

■単独処理浄化槽

	保守点検料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	3,620	202	27,500	1,944	580
7人槽	3,695	202	30,800	2,074	575
10人槽	3,826	202	19,800	1,889	576

■合併処理浄化槽

	保守点検料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4,547	208	26,400	2,325	597
7人槽	4,713	208	30,800	2,501	592
10人槽	4,950	208	29,700	2,592	589

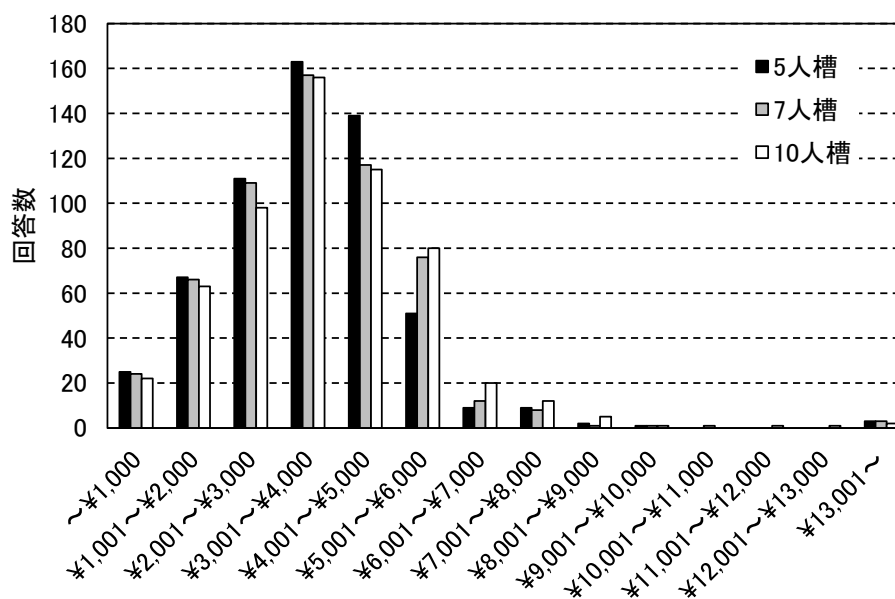


図4.4-12 単独処理浄化槽における1回当たりの保守点検料金の分布

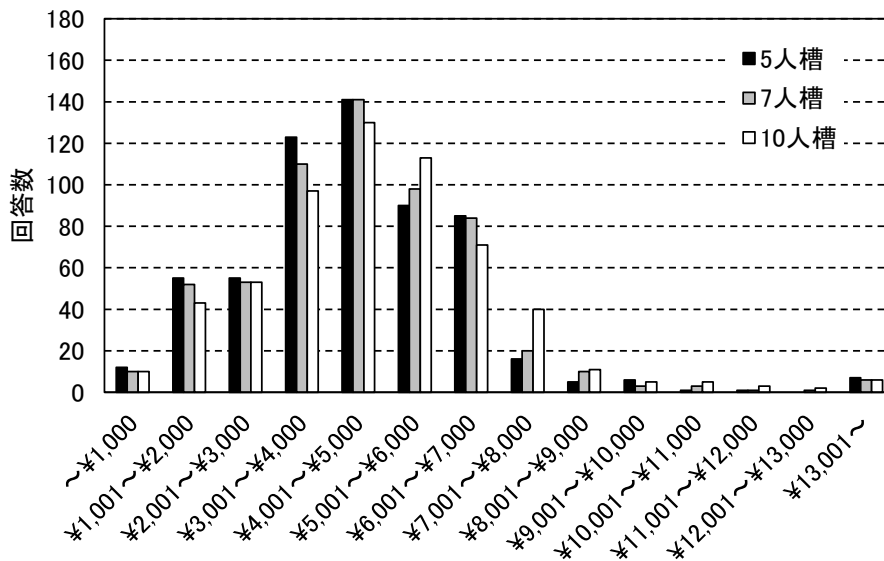


図 4.4-13 合併処理浄化槽における 1 回当たりの保守点検料金の分布

(4) 保守点検料金の設定の考え方

保守点検料金の設定の考え方について、回答のあった 638 社の結果を図 4.4-14 に示す。当設問は最も当てはまる項目をひとつ回答する形式であったが、複数の回答があったことから各選択肢における総回答社数に占める回答の割合 (%) で整理した。

最も割合が大きかったのは「年間保守点検回数によらず、1 回あたりの保守点検料金は一定としている」(57.8%) であり、次いで「年間保守点検料金は年間保守点検回数によらず一定としている」(22.3%) が多かった。その他の主な回答は、「浄化槽の処理方式や人槽によって料金設定」、「浄化槽設置場所、点検項目、時間指定、郵便配送の有無などに応じて設定」、「一括払いと分割払いで料金設定を分ける」、「地域によって料金を変更」であった。

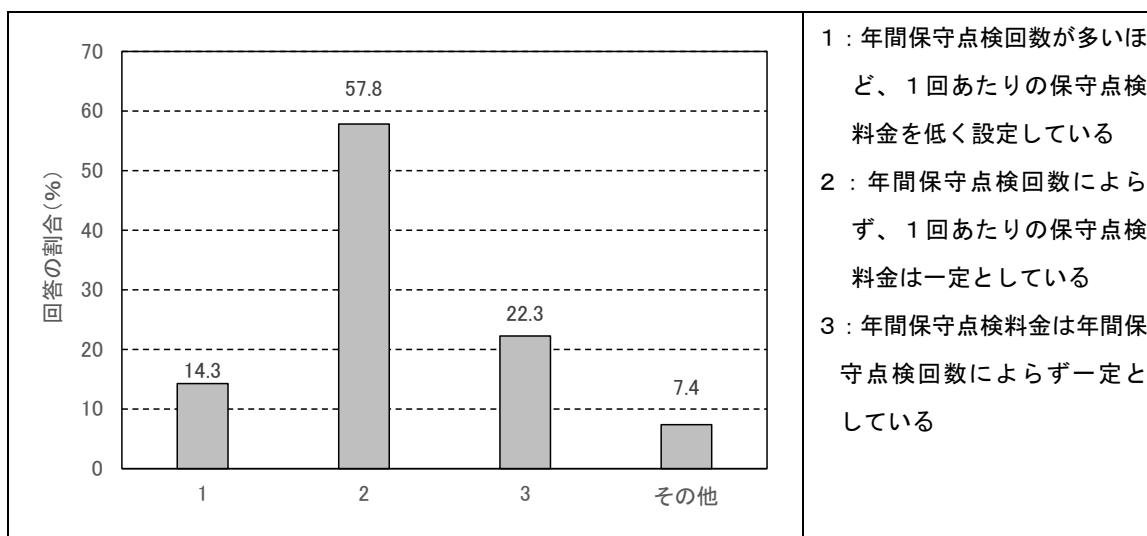


図 4.4-14 保守点検料金の設定の考え方

また、保守点検回数について、法令に基づく必要最低限の回数（（5～10人槽の場合、単独：年間2～4回（処理方式に応じて異なる）、合併：年間3回）を超えて実施しているか否かについて、回答のあった642社の結果を図4.4-15に示す。当設問は最も当てはまる項目をひとつ回答する形式であったが、複数の回答があったことから各選択肢における総回答者数に占める回答の割合（%）で整理した。法令に基づく必要最低限の保守点検回数を越えて実施している割合は50.8%であった。その主な理由は、「薬剤補充」、「水質の安定」、「都道府県の指導要領等に準ずるため」等であった。

法令に基づく回数を越えて実施している場合、管理者に対し、法令に基づく必要最低限の保守点検回数を超えて保守点検を実施することの必要性、また保守点検の作業内容について説明しているか否かについて、回答のあった324社の結果を図4.4-16に示す。当設問は最も当てはまる項目をひとつ回答する形式であったが、複数の回答があったことから各選択肢における総回答者数に占める回答の割合（%）で整理した。「説明している」は84.0%、「説明していない」は16.7%であり、説明していない主な理由として「質問があれば説明している」、「都道府県内の指導要領等に基づいている為」等があった。

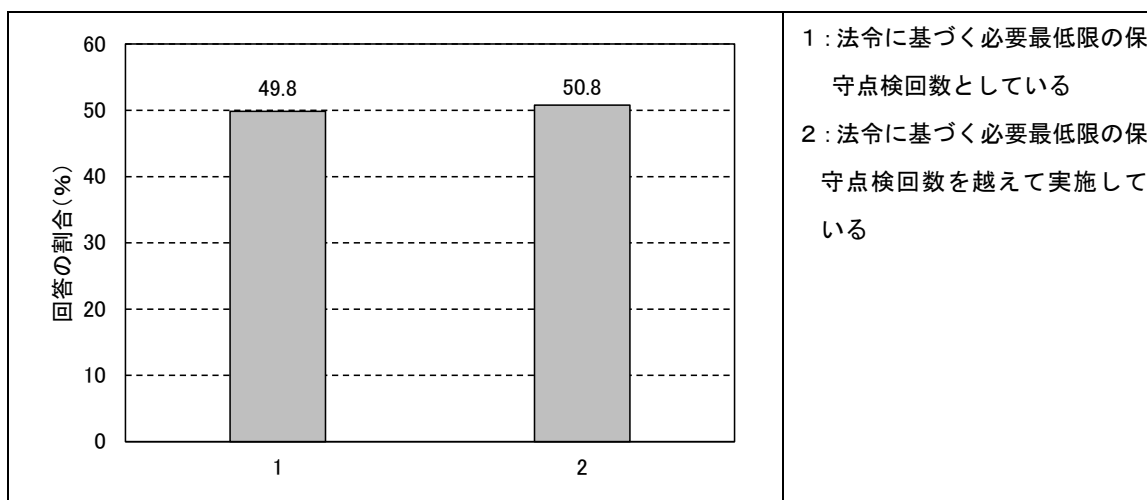


図 4.4-15 保守点検における点検回数の設定

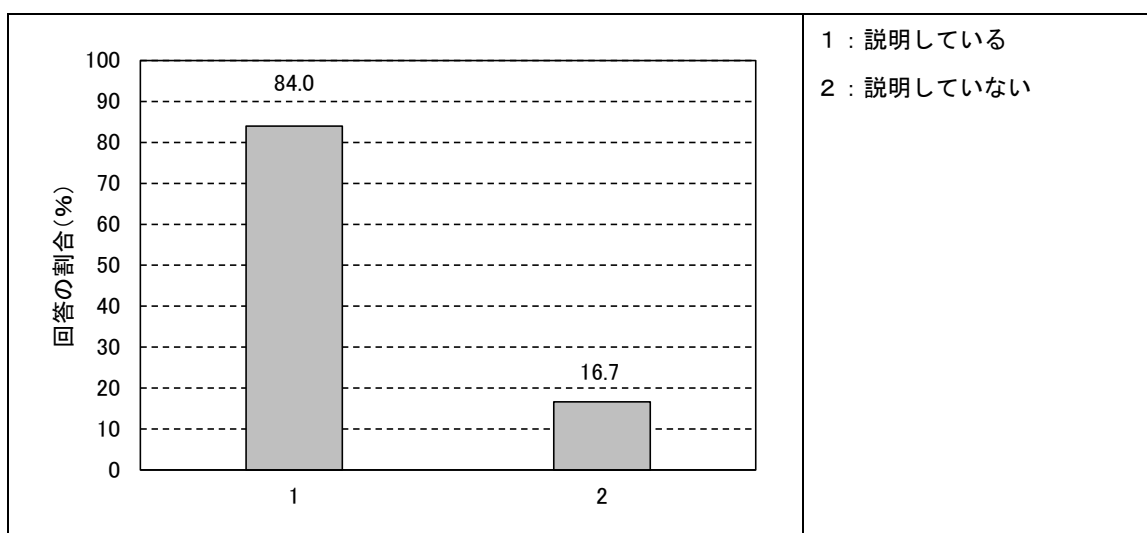


図 4.4-16 法令に基づく必要最低限の保守点検回数を越えて実施している場合の管理者への説明の有無

(5) 消毒剤の料金

表 4.4-2 で示した年間保守点検料金において消毒剤の料金が含まれているか否か、回答のあった 642 社の結果を図 4.4-17 に示す。含まれていると回答したのは 91.1% (585 社) であり、保守点検料金には消毒剤料金を含むことが多いと示された。

年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の年間消毒剤料金について表 4.4-5 に示す。単独では人槽により約 3,000~4,000 円/年、合併では約 5,000~7,000 円/年であることが分かった。

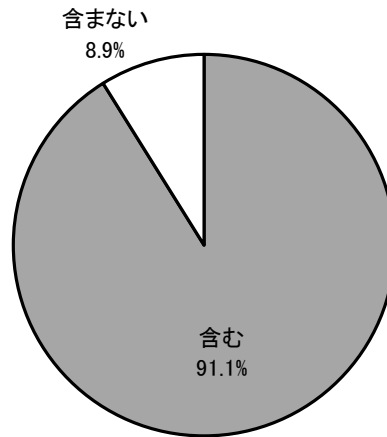


図 4.4-17 年間保守点検料金における消毒剤料金の反映の有無

表 4.4-5 単独・合併処理浄化槽における年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の年間消毒剤料金

■単独処理浄化槽

	消毒剤料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	2,901	500	22,990	3,269	48
7人槽	3,276	500	22,990	3,367	48
10人槽	3,935	500	26,620	4,125	48

■合併処理浄化槽

	消毒剤料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	5,126	500	29,960	4,350	50
7人槽	5,887	500	34,570	5,075	50
10人槽	6,835	500	34,570	5,504	50

(6) 5人槽の保守点検料金に対する7人槽及び10人槽の年間保守点検料金の比

各業者が人槽別にどの程度料金を変化させているか解析するため、5人槽の年間保守点検料金に対する7人槽及び10人槽の年間保守点検料金の比を算出した。その分布を単独処理浄化槽については図4.4-18に、合併処理浄化槽については図4.4-19に示す。

7人槽の保守点検料金が5人槽の保守点検料金と同額として回答した業者は、単独処理浄化槽では72.4% (423社)、合併処理浄化槽では67.6% (407社)、10人槽の保守点検料金が5人槽の保守点検料金と同額と回答した業者は、単独処理浄化槽では63.0% (367社)、合併処理浄化槽では58.0% (349社)であった。これより、多くの業者が5~10人槽において保守点検料金を変化させていないことが明らかとなった。

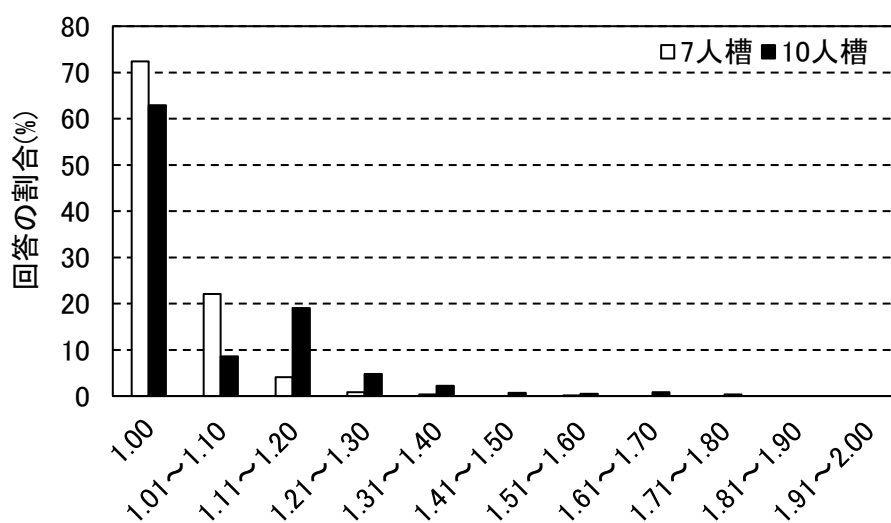


図 4.4-18 単独処理浄化槽 7人槽及び10人槽 年間保守点検料金の比 (対5人槽)

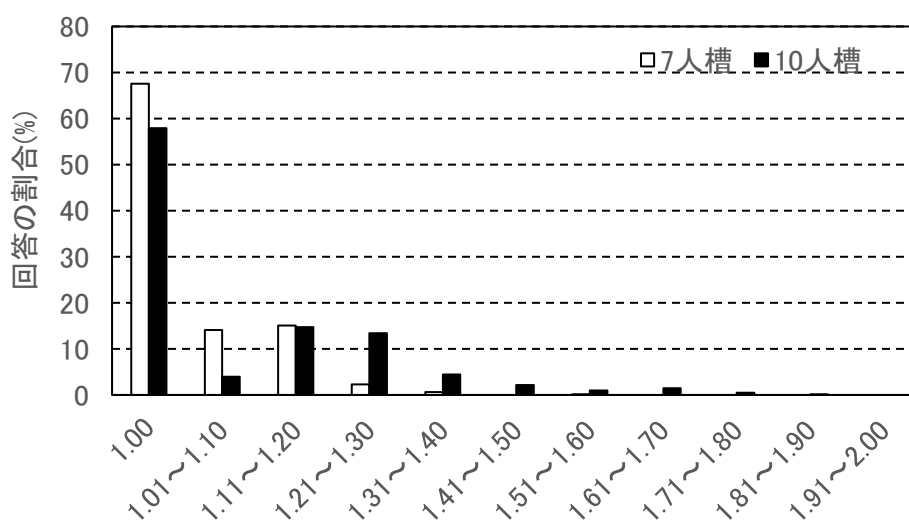


図 4.4-19 合併処理浄化槽 7人槽及び10人槽 年間保守点検料金の比 (対5人槽)

(7) 保守点検回数別の保守点検料金

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の回答を年間の保守点検回数で分類し、年間保守点検料金及び1回当たりの保守点検料金について、回数の区分毎(3、4、6、12回/年)に平均値、最小値、最大値、標準偏差、データ数を算出した結果を表4.4-6及び表4.4-7に示す。

回数が多いほど1回当たりの保守点検料金は下がるが、年間保守点検料金は上昇する傾向が示された。

表 4.4-6 単独処理浄化槽における保守点検回数別の年間保守点検料金、1回当たりの保守点検料金

■5人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	12,154	1,100	39,600	5,116	4,051	367	13,200	1,705	205
4	14,459	1,650	39,380	5,330	3,615	413	9,845	1,332	278
6	15,669	1,210	34,800	6,020	2,612	202	5,800	1,003	61
12	18,318	2,500	48,000	8,438	1,526	208	4,000	703	27

■7人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	12,305	1,100	42,300	5,301	4,102	367	14,100	1,767	199
4	14,785	1,650	42,790	5,642	3,696	413	10,698	1,410	280
6	16,178	1,210	34,800	6,166	2,696	202	5,800	1,028	61
12	19,028	2,500	50,000	8,674	1,586	208	4,167	723	26

■10人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	12,760	1,100	49,100	5,801	4,253	367	16,367	1,934	200
4	15,542	1,980	48,510	6,396	3,886	495	12,128	1,599	280
6	17,160	1,210	34,800	6,409	2,860	202	5,800	1,068	61
12	20,136	2,500	52,000	9,087	1,678	208	4,333	757	26

表 4.4-7 合併処理浄化槽における保守点検回数別の年間保守点検料金、1回当たりの保守点検料金

■5人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	15,320	3,300	40,700	6,142	5,107	1,100	13,567	2,047	223
4	17,945	2,500	62,920	7,646	4,486	625	15,730	1,911	258
6	22,446	1,760	42,900	6,831	3,741	293	7,150	1,138	78
12	24,935	2,500	96,000	15,367	2,078	208	8,000	1,281	33

■7人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	15,672	3,300	44,550	6,477	5,224	1,100	14,850	2,159	221
4	18,513	2,750	78,650	8,086	4,628	688	19,663	2,022	256
6	24,081	1,760	49,060	7,610	4,013	293	8,177	1,268	78
12	27,097	2,500	96,000	15,412	2,258	208	8,000	1,284	32

■10人槽

回数	年間保守点検料金(円/年)				1回当たりの保守点検料金(円/回)				回答数
	平均	最小	最大	標準偏差	平均	最小	最大	標準偏差	
3	16,234	3,300	49,500	7,204	5,411	1,100	16,500	2,401	217
4	19,858	2,750	104,060	10,014	4,965	688	26,015	2,504	256
6	26,627	2,100	61,270	8,940	4,438	350	10,212	1,490	81
12	27,877	2,500	61,000	9,969	2,323	208	5,083	831	31

4.4.4 清掃料金及び実施状況

(1) 年間清掃料金

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽における5人槽、7人槽及び10人槽の年間清掃料金(円/年)について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表4.4-8に示す。さらに、これらの料金の分布状況を図4.4-20及び図4.4-21に示す。なお、これ以降、本節の集計結果に全ばっ気型は含まれていない。

単独処理浄化槽において各人槽の年間清掃料金の平均値は、5人槽で20,139円/年、7人槽で22,973円/年、10人槽で27,862円/年であった。合併処理浄化槽において年間清掃料金の平均値は、5人槽で26,074円/年、7人槽で32,829円/年、10人槽で43,698円/年であった。単独、合併いずれも人槽の増加に伴い平均値が上昇する傾向が認められた。

表 4.4-8 単独・合併処理浄化槽における年間清掃料金

■単独処理浄化槽

	清掃料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	20,139	3,850	77,000	7,448	428
7人槽	22,973	3,850	77,000	8,378	430
10人槽	27,862	3,850	105,600	11,099	428

■合併処理浄化槽

	清掃料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	26,074	3,850	83,160	10,411	434
7人槽	32,829	3,850	118,800	13,514	431
10人槽	43,698	3,850	163,320	19,450	427

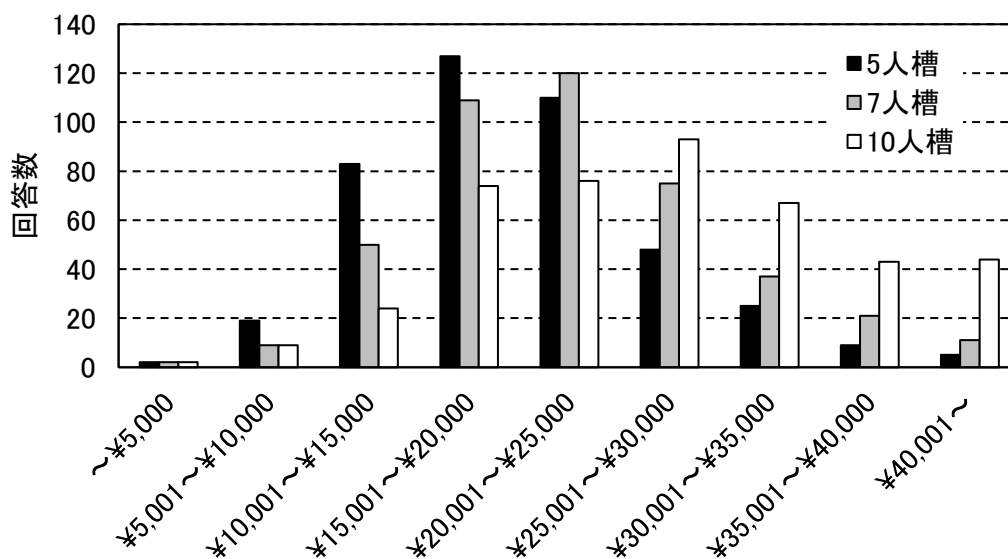


図 4.4-20 単独処理浄化槽における年間清掃料金の分布

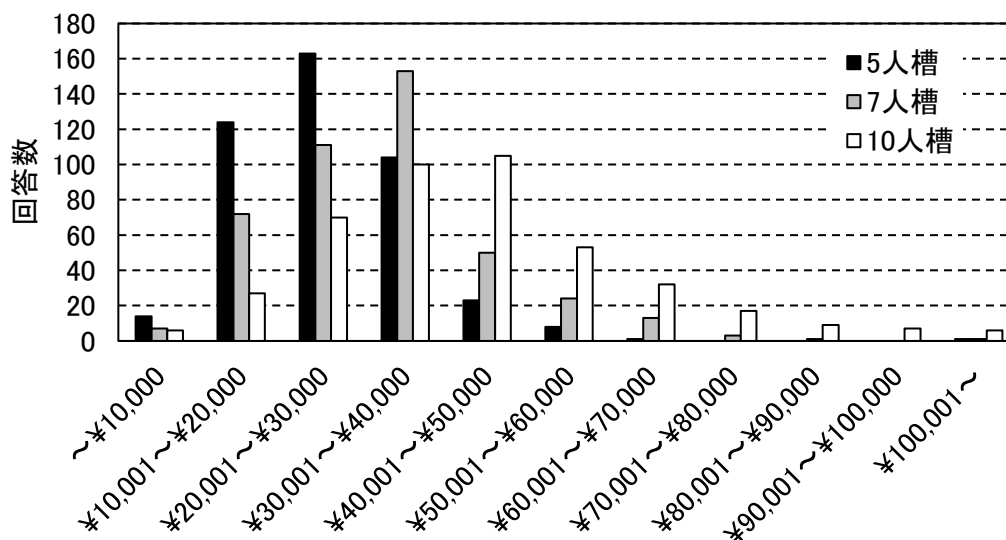


図 4.4-21 合併処理浄化槽における年間清掃料金の分布

(2) 年間清掃回数

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽における 5 人槽、7 人槽及び 10 人槽の年間清掃回数 (回/年) について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表 4.4-9 に示す。単独・合併処理浄化槽いずれも、5 人槽、7 人槽及び 10 人槽いずれも年間清掃回数の平均値は 1.0 回/年であった。

表 4.4-9 単独・合併処理浄化槽における年間清掃回数

■ 単独処理浄化槽

	清掃回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	1.0	0.33	2.0	0.15	445
7人槽	1.0	0.33	2.0	0.14	447
10人槽	1.0	0.33	2.0	0.14	448

■ 合併処理浄化槽

	清掃回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	1.0	0.28	2.0	0.10	456
7人槽	1.0	0.35	2.0	0.09	454
10人槽	1.0	0.30	2.0	0.09	452

(3) 5人槽の年間清掃料金に対する7人槽及び10人槽の年間清掃料金の比較

各業者が人槽別にどの程度料金を変化させているか解析するため、5人槽の年間清掃料金に対する7人槽及び10人槽の年間清掃料金の比を算出した。その分布を単独処理浄化槽については図4.4-22に、合併処理浄化槽については図4.4-23に示す。

単独処理浄化槽において7人槽、10人槽の回答数はそれぞれ427件、421件であり、合併処理浄化槽においてはそれぞれ433件、428件であった。単独において回答の割合が最も大きかったのは、7人槽では1.11~1.20で37.0%、10人槽では1.31~1.40で27.3%であった。合併において回答の割合が最も大きかったのは、7人槽では1.31~1.40で22.9%、10人槽では1.91~2.00で11.4%であり、1.31から2.10にかけて、幅広い分布がみられた。

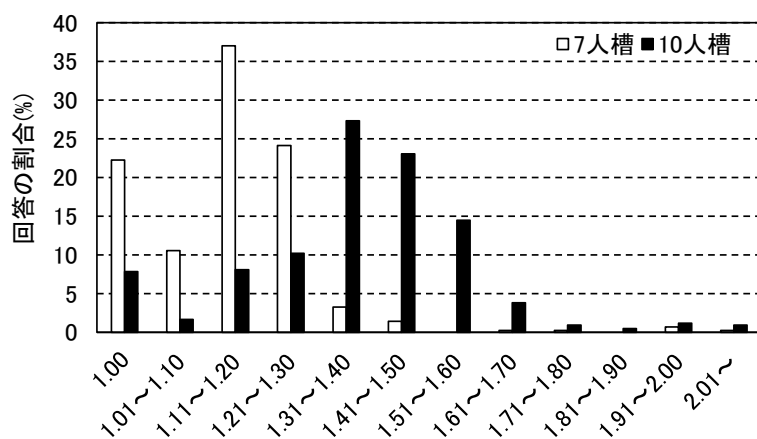


図 4.4-22 単独処理浄化槽 7人槽及び10人槽 年間清掃料金の比 (対5人槽)

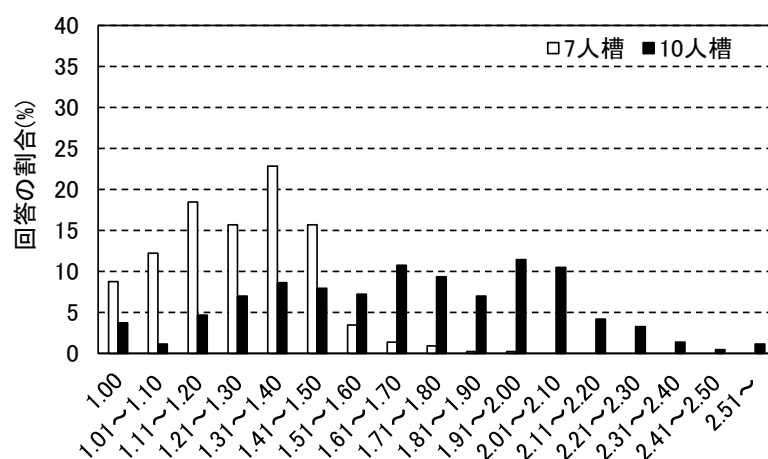


図 4.4-23 合併処理浄化槽 7人槽及び10人槽 年間清掃料金の比 (対5人槽)

4.4.5 保守点検及び清掃料金の地域特性

5、7、10人槽の単独及び合併処理浄化槽の保守点検及び清掃料金の地域特性を検討するため、47都道府県を以下に示す6地域に分類（表4.4-10）し、各地域の年間保守点検料金及び清掃料金の平均値、及びその合計額を算出した。それらの結果と全国（全回答）の平均値とを表4.4-11及び図4.4-24～図4.4-29に示す。

表 4.4-10 地域の分類

北海道・東北	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
関東・甲信越	茨城 新潟	栃木 山梨	群馬 長野	埼玉	千葉	東京	神奈川
東海・北陸	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国・四国	鳥取 愛媛	島根 高知	岡山	広島	山口	徳島	香川
九州	福岡 沖縄	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島

表 4.4-11 地域別の年間保守点検及び清掃料金

		5人槽			7人槽			10人槽		
		保守点検	清掃	合計	保守点検	清掃	合計	保守点検	清掃	合計
単独 処理 浄化 槽	北海道・東北	15,505	17,302	32,807	15,922	20,200	36,122	16,616	24,025	40,641
		102	79	-	102	80	-	105	82	-
	関東・甲信越	14,272	19,430	33,702	14,440	22,837	37,277	15,220	28,917	44,137
		109	70	-	107	70	-	106	69	-
	東海・北陸	12,756	23,680	36,436	12,858	26,313	39,171	13,084	33,881	46,965
		128	85	-	129	86	-	128	85	-
	近畿	13,256	22,117	35,373	13,483	25,924	39,407	14,284	29,973	44,257
		58	36	-	57	36	-	56	36	-
	中国・四国	13,386	22,193	35,579	13,953	25,377	39,330	14,811	29,975	44,786
		106	73	-	104	73	-	104	72	-
	九州	14,669	17,218	31,887	15,145	19,003	34,148	16,042	21,936	37,978
		88	85	-	88	85	-	88	84	-
	全国	13,957	20,139	34,096	14,277	22,973	37,250	14,965	27,862	42,827
		591	428	-	587	430	-	587	428	-
合併 処理 浄化 槽	北海道・東北	20,230	23,137	43,367	21,248	29,640	50,888	21,813	39,361	61,175
		111	86	-	110	85	-	110	83	-
	関東・甲信越	17,616	26,162	43,778	18,007	33,576	51,583	19,343	45,392	64,734
		116	70	-	113	69	-	114	68	-
	東海・北陸	16,451	31,033	47,484	16,691	37,667	54,358	17,045	49,498	66,543
		128	82	-	129	82	-	128	82	-
	近畿	15,640	29,805	45,445	16,053	36,760	52,813	17,024	47,402	64,427
		61	36	-	61	36	-	59	36	-
	中国・四国	18,331	27,653	45,984	19,047	35,463	54,510	20,672	47,472	68,144
		109	74	-	106	73	-	106	73	-
	九州	19,358	21,288	40,646	21,131	26,886	48,016	24,044	36,175	60,218
		89	86	-	89	86	-	89	85	-
	全国	18,029	26,074	44,102	18,757	32,829	51,585	20,003	43,699	63,702
		614	434	-	608	431	-	606	427	-

注：上段は年間料金（平均）、下段は回答数

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽について、いずれの人槽においても、とくに清掃料金の地域によるばらつきが認められた。保守点検料金と清掃料金はそれぞれ高い、または低い地域が異なっており、二つの料金の合計額は個々の料金より地域差が緩和される傾向がみられ、地域間で大幅な差はなかったと考えられた。

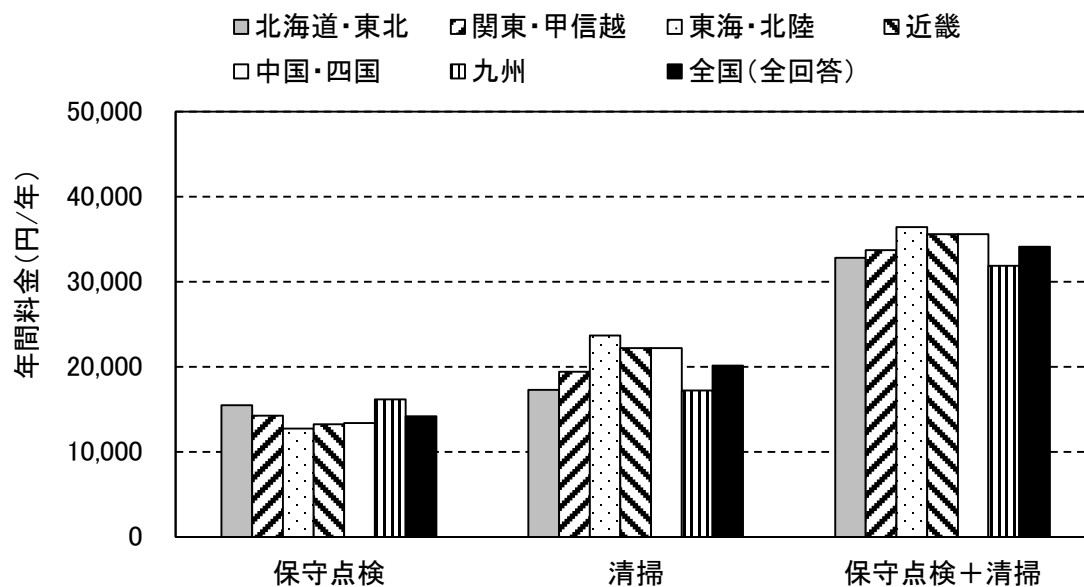


図 4.4-24 5人槽の単独処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

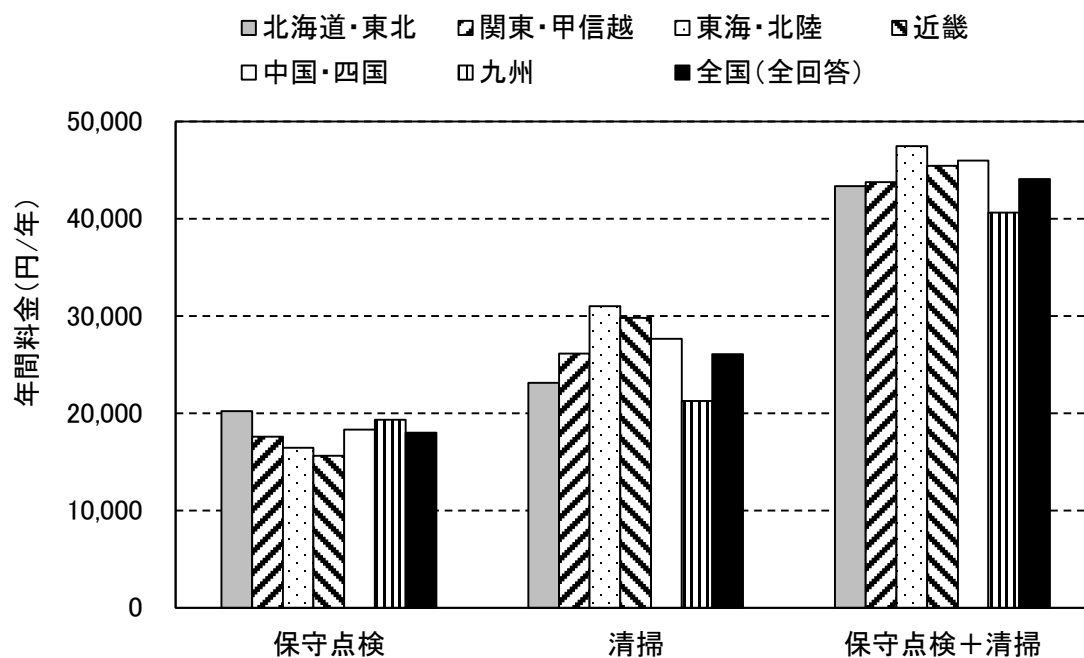


図 4.4-25 5人槽の合併処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

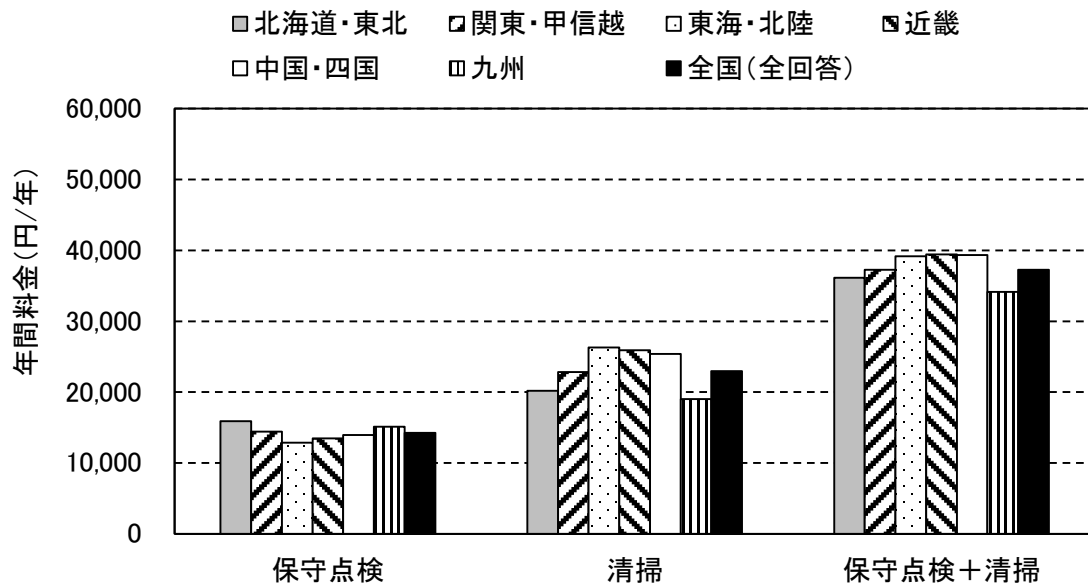


図 4. 4-26 7人槽の単独処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

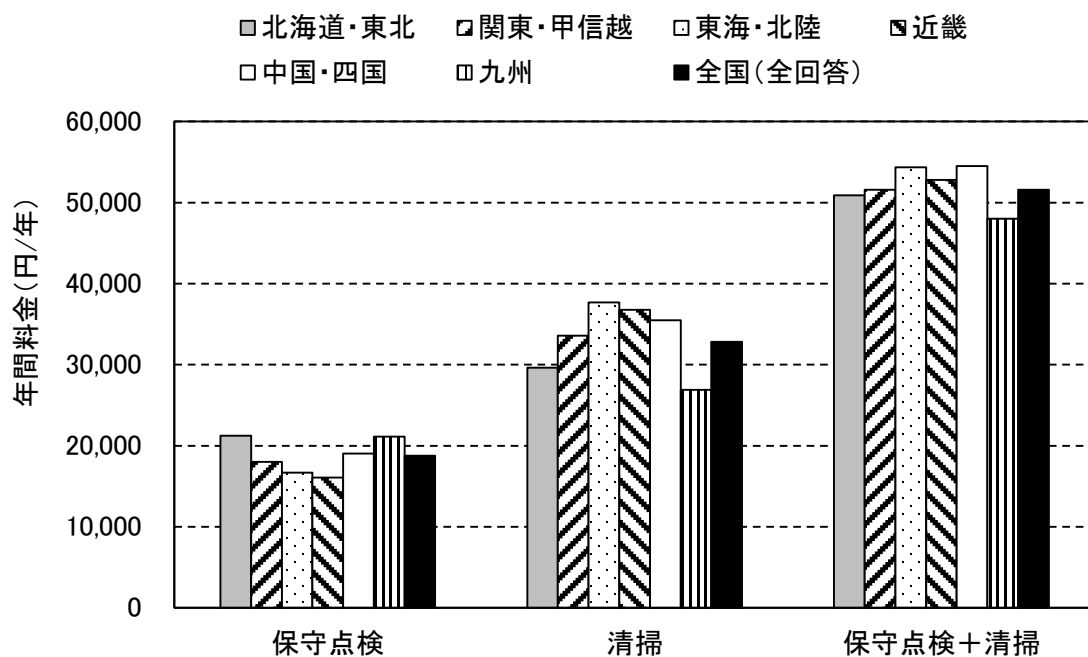


図 4. 4-27 7人槽の合併処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

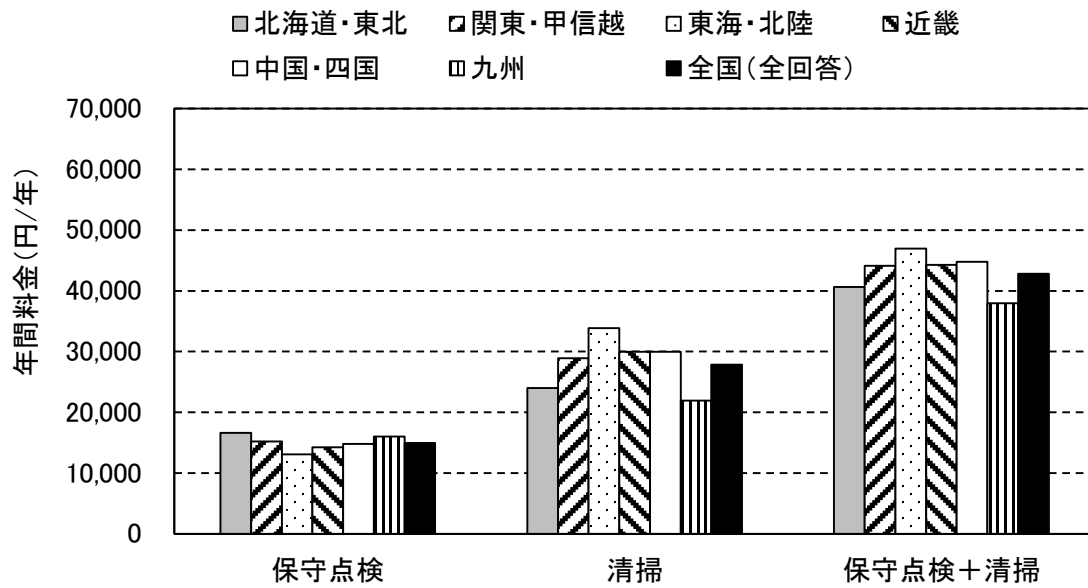


図 4.4-28 10人槽の単独処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

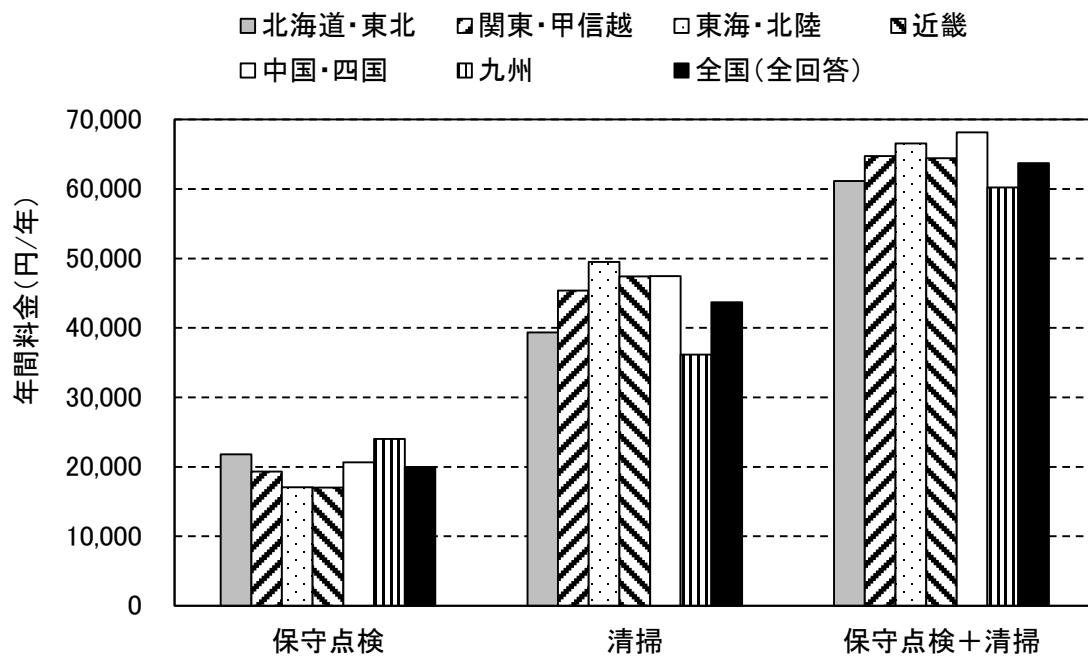


図 4.4-29 10人槽の単独処理浄化槽における地域別の年間保守点検及び清掃料金

4.4.6 維持管理業務の合理化・効率化

(1) 維持管理業務の合理化・効率化の取組

回答のあった 574 社について、維持管理業務の合理化・効率化の取組内容を集計した結果を図 4.4-30 に示す。本設問は複数回答可であるため、回答社数に占める回答の割合 (%) で示した。

多く行われていた取組は「業務のデジタル化（記録票等（台帳含む）の電子化、オンライン活用）」(52.8%) 及び「業務の集約化・合理化」(52.4%) であった。その他の主な内容は、「デジタル化の準備又は検討中」であった。

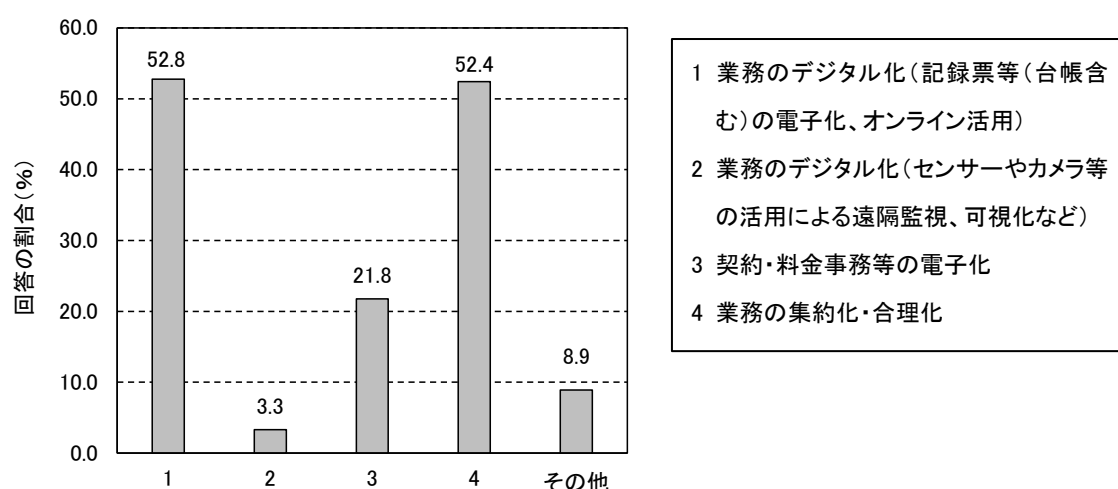


図 4.4-30 維持管理業務の合理化・効率化の取組内容

(2) 維持管理の更なる向上、合理化・効率化等に関する自由意見

浄化槽維持管理の更なる向上、合理化・効率化に向けて、自由記述で得られた主な意見、業者の主な課題、自治体への要望は以下のとおりである。なお、ここでは上記(1)の設問に示した取組をすでに進めている業者と、取組前の業者の回答が含まれるため、図 4.4-30 の選択肢と一部重複する。

- ・自治体から管理者への維持管理の重要性の周知、及び維持管理が適切でない管理者への行政指導。
- ・業者あるいは自治体はデジタル化を推進し、業務の効率化を図る。
- ・遠隔監視システム導入により、業者の業務効率化や人手不足の解消を図る。
- ・人材育成や技術継承を支える環境整備（維持管理に関する研修会の実施等）。

4.5 電気料金

4.5.1 累積設置基数

調査対象型式として全浄協に登録されている浄化槽（令和7年12月時点）を処理方式別に分類し、全国における累積設置基数の多い型式を選定した。それらの内訳をグラフ化して図4.5-1、図4.5-2に示す。図中、原則として基数の多い上位10型式を示し、11番目以降はまとめて「その他」とした。グラフに表示した3桁の番号は全浄協における登録番号を表す。なお、本節における設置基数とは平成5年度から令和6年度までの間、全浄協に回収された登録浄化槽管理票の件数を集計したものであるため、実際の設置基数とは異なる場合がある。また、補助対象外の浄化槽はこの集計には含まれない。

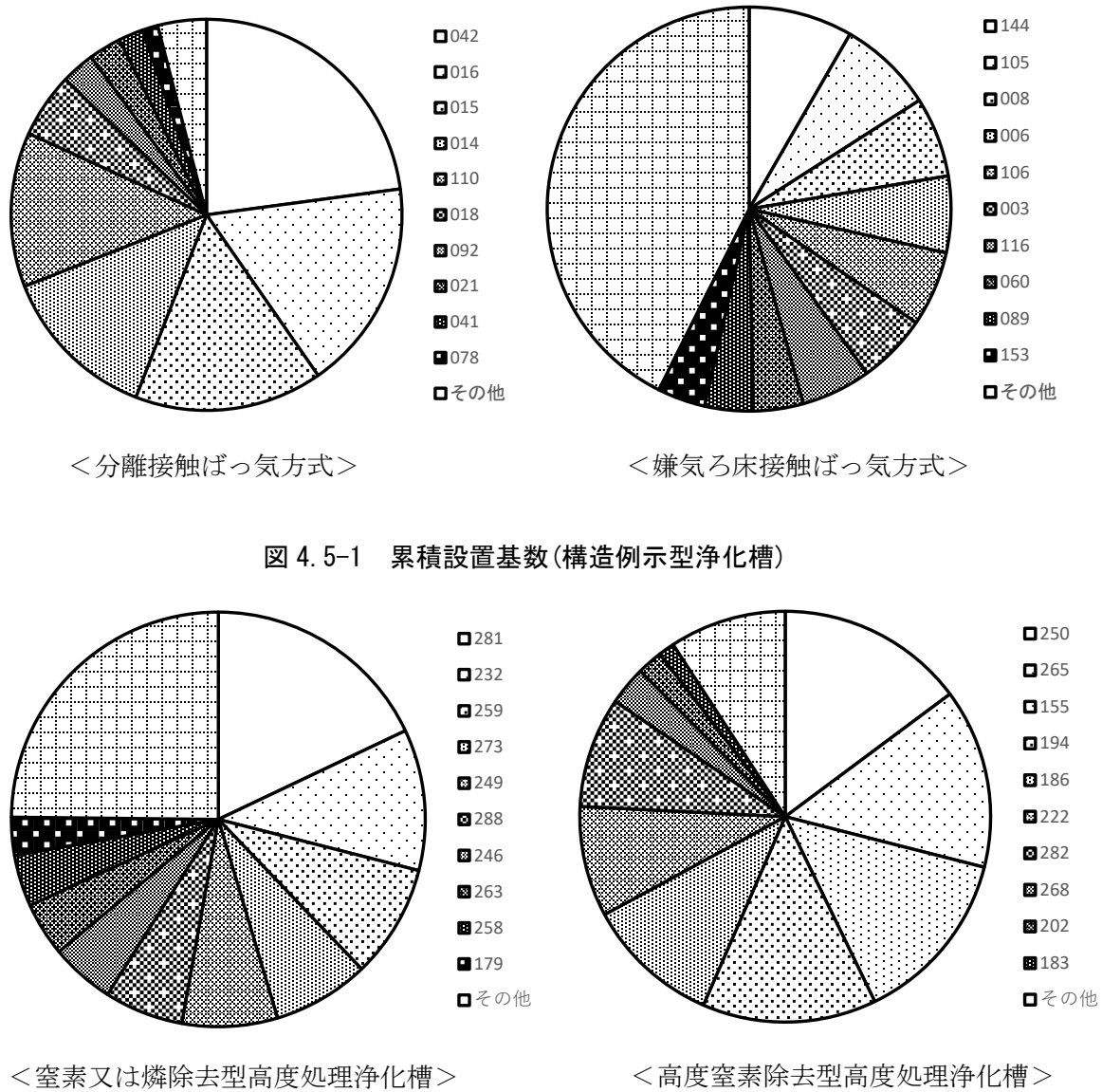
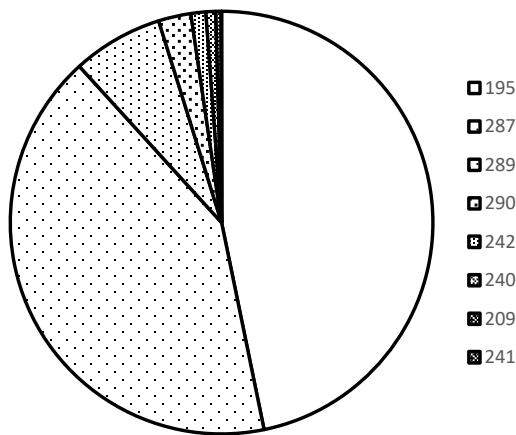
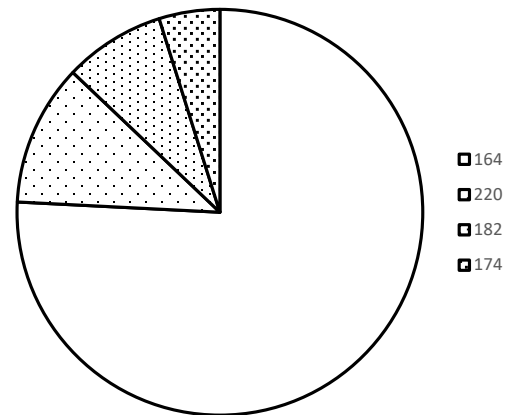


図 4.5-1 累積設置基数 (構造例示型浄化槽)

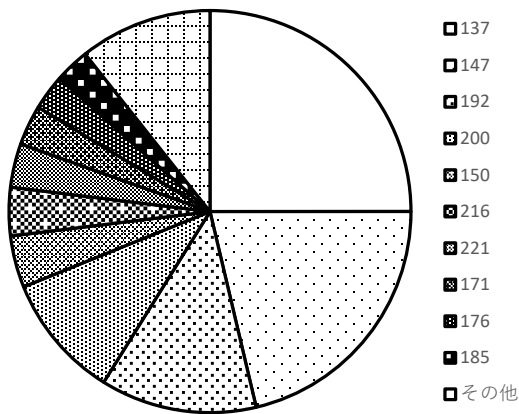
図 4.5-2 累積設置基数 (性能評価型浄化槽) (1)



<窒素及びリン除去型高度処理浄化槽>



<BOD 除去型高度処理浄化槽>



<その他の性能評価型浄化槽>

図 4.5-2 累積設置基数(性能評価型浄化槽)(2)

4.5.2 調査対象型式の選定

調査対象とする型式の選定方法は以下のいずれかである。

- ①累積設置基数が一番多い型式から順に選び、当該処理方式の総設置基数に占める割合が50%を超えるまでのものとする。
- ②型式の種類が10種未満（窒素及びリン除去型高度処理浄化槽、BOD 除去型高度処理浄化槽が該当）の場合、累積設置基数が一番多い型式から順に選び、総型式数の50%を超えるまでの型式数とする。

この選別方法及び図 4.5-1、図 4.5-2 の内容に基づき、各処理方式の調査対象型式の選定を行った。

【構造例示型浄化槽（分離接触ばっ気方式）】

当該処理方式の総設置基数は 4,475 基である。このうち[042]が 22.9%、[016]が 17.5%、[015]が 15.6%を占めており、計 56.0%となっている。この 3 型式を調査対象型式とした。

【構造例示型浄化槽（嫌気ろ床接触ばっ気方式）】

当該処理方式の総設置基数は 482,163 基である。このうち[144]が 8.3%、[105]が 7.6%、[008]が 6.4%、[006]が 6.1%、[106]が 6.0%、[003]が 5.6%、[116]が 5.6%、[060]が 4.0%、[089]が 3.9%を占めており、計 53.5%となっている。この 9 型式を調査対象型式とした。

【窒素又は磷除去型高度処理浄化槽】

当該処理方式の総設置基数は 823,821 基である。このうち[281]が 18.0%、[232]が 11.0%、[259]が 8.9%、[273]が 7.6%、[249]が 7.4%を占めており、計 52.8%となっている。この 5 型式を調査対象型式とした。

【高度窒素除去型高度処理浄化槽】

当該処理方式の総設置基数は 42,934 基である。このうち[250]が 14.8%、[265]が 14.1%、[155]が 13.9%、[194]が 13.7%を占めており、計 56.5%となっている。この 4 型式を調査対象型式とした。

【窒素及び磷除去型高度処理浄化槽】

当該処理方式の総設置基数は 3,285 基である。当該処理方式の登録浄化槽は 8 種であることから、総型式数の 50%を超える 5 型式、すなわち[195]、[287]、[289]、[290]、[242]を調査対象型式とした。

【BOD 除去型高度処理浄化槽】

当該処理方式の総設置基数は 62 基である。当該処理方式の登録浄化槽は 4 種であることから、総型式数の 50%を超える 3 型式、すなわち[164]、[220]、[182]を調査対象型式とした。

【その他の性能評価型浄化槽】

当該処理方式の総設置基数は 580,339 基である。このうち[137]が 25.0%、[147]が 21.3%、[192]が 12.6%を占めており、計 58.9%となっている。この 3 型式を調査対象型式とした。

本調査の対象として選定した型式の一覧を表 4.5-1 に示す。

表 4.5-1 電気料金の調査対象型式一覧

<構造例示型浄化槽>

<性能評価型浄化槽>

	調査対象型式			調査対象型式	
	登録番号	型式名		登録番号	型式名
分離接触ばっ気方式	015	KSB-C	窒素又は磷除去型高度処理浄化槽	232	CE
	016	KSR(Ⅱ)		249	浄化王
	042	CG		259	CF
嫌気ろ床接触ばっ気方式	003	LP		273	KZ
	006	UCZ		281	CA
	008	KGK2-C	155	MCB2	
	060	CXⅢ	194	CRN	
	089	KGN3	250	浄化王x	
	105	HS-P	265	CEN	
	106	MCH-N	195	CRX	
	116	SGSⅡ	242	VRXP	
144	CXP	287	CRXⅡ		
高度窒素除去型高度処理浄化槽			289	XF	
			290	FDP	
			164	KM	
			182	TMG	
窒素及び磷除去型高度処理浄化槽			220	MB	
			137	KGR2	
			147	CS	
BOD除去型高度処理浄化槽			192	NSR	
その他の性能評価型浄化槽					

4.5.3 処理方式毎の電気料金の計算方法

電気料金の算出に際しては、令和7年12月時点での東京電力の単価を使用した。従量電灯Bの第1段階料金(29.80円/kWh)と第2段階料金(36.40円/kWh)の単純平均33.10円/kWhを電気料金の単価とした。また、50Hzと60Hzで消費電力が異なる場合には、50Hzに対応した消費電力を採用した。

調査対象に選定した各型式のブロワは、仕様変更に伴って消費電力が変化する可能性がある。したがって、同一の型式であっても、ブロワの消費電力は登録浄化槽の登録更新時期(設置時期)により変化する可能性がある。本調査では、全浄協の登録更新回数毎に区別し、ブロワの吐出風量(L/分)、定格消費電力(W)及び消費電力量(kWh/月)を整理した。各ブロワの定格消費電力(W)に24(時間)と30(日)を乗じ、1ヶ月当たりの消費電力を算出し、これに単価として採用した33.10円/kWhを乗じ、1ヶ月当たりの電気料金(円/月)を算出した。平均電気料金(円/月)は、各登録期間における電気料金(円/月)の平均値であり、各型式の電気料金の代表値として用いることとした。また、別途電力消費がある機器等を備えた型式は、それらの電気料金もブロワと同様に算出して加算した。

各処理方式の代表的な電気料金(円/月)は、各調査対象型式の設置基数と平均電気料金に基づき、以下の式により求めた。

$$\text{電気料金} = \frac{\text{型式1の設置基数} \times \text{型式1の平均電気料金} + \dots + \text{型式nの設置基数} \times \text{型式nの平均電気料金}}{\text{型式1} \sim \text{nの総設置基数}}$$

なお、後述の表 4.5-3～表 4.5-11 における「ブロワの分類」の「用途」及び「種類」の内容は表 4.5-2 に示すとおりである。

表 4.5-2 ブロワの分類

No.	用途	種類
1	散気用(散気、逆洗兼用)	電磁式ダイヤフラム
2	逆洗用(散気用とは別)	ロータリー
3	循環用	電磁式ピストン
4	流量調整用	
5	放流用	
6	その他	

4.5.4 型式毎の電気料金

(1) 構造例示型浄化槽

分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式における調査対象型式の平均電気料金等をそれぞれ表 4.5-3、表 4.5-4 に示す。

表 4.5-3 分離接触ばっ気方式の平均電気料金

登録番号	042					016			015			
	0	1	2	3	4	0	1	0	1			
登録更新回数	0	1	2	3	4	0	1	0	1			
ブロワの分類	用途	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	種類	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	
吐出風量(L/分)	5人	80	110	120	120	60	100	80	100	100	80	100
	7人	120	130	120	120	60	100	80	100	100	80	100
	10人	150	160	160	160	80	120	120	110	120	120	110
定格消費電力(W)	5人	100	100	104	104	52	120	50	101	120	50	101
	7人	150	150	104	104	52	120	50	101	120	50	101
	10人	200	200	144	144	74	150	130	125	150	130	125
消費電力量(kWh/月)	5人	72.0	72.0	74.9	74.9	37.4	86.4	36.0	72.7	86.4	36.0	72.7
	7人	108.0	108.0	74.9	74.9	37.4	86.4	36.0	72.7	86.4	36.0	72.7
	10人	144.0	144.0	103.7	103.7	53.3	108.0	93.6	90.0	108.0	93.6	90.0
電気料金(円/月)	5人	2,383	2,383	2,479	2,479	1,239	2,860	1,192	2,407	2,860	1,192	2,407
	7人	3,575	3,575	2,479	2,479	1,239	2,860	1,192	2,407	2,860	1,192	2,407
	10人	4,766	4,766	3,432	3,432	1,764	3,575	3,098	2,979	3,575	3,098	2,979
平均電気料金(円/月)	5人	2,193					2,153			2,153		
	7人	2,669					2,153			2,153		
	10人	3,632					3,217			3,217		

表 4.5-4 嫌気ろ床接触ばっ気方式の平均電気料金 (1)

登録番号		003					006		008		
登録更新回数		0	1	2	3	4	0	1	0	1	2
ブロウの分類	用途	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	種類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	7人	80	80	80	80	80	80	80	84	84	84
	10人	-	100	100	100	100	120	120	105	105	105
定格消費電力(W)	5人	59	55	55	47	47	58	58	60	51	51
	7人	97	89	89	86	54	69	63	86	71	71
	10人	-	99	99	91	84	120	120	105	115	115
消費電力量(kWh/月)	5人	42.5	39.6	39.6	33.8	33.8	41.8	41.8	43.2	36.7	36.7
	7人	69.8	64.1	64.1	61.9	38.9	49.7	45.4	61.9	51.1	51.1
	10人	-	71.3	71.3	65.5	60.5	86.4	86.4	75.6	82.8	82.8
電気料金(円/月)	5人	1,406	1,311	1,311	1,120	1,120	1,382	1,382	1,430	1,215	1,215
	7人	2,312	2,121	2,121	2,050	1,287	1,644	1,501	2,050	1,692	1,692
	10人	-	2,359	2,359	2,169	2,002	2,860	2,860	2,502	2,741	2,741
平均電気料金(円/月)	5人	1,254					1,386		1,287		
	7人	1,978					1,573		1,811		
	10人	2,222					2,868		2,661		

登録番号		060				080				105			
登録更新回数		0	1	2		0	1			0	1	2	3
ブロウの分類	用途	1	1	1		1	1			1	1	1	1
	種類	1	1	1,3		1	1			1	3	3	3
吐出風量(L/分)	5人	56	60	60 ~ 70		60	60			60	-	60	60
	7人	76	80	80		78 ~ 80	78 ~ 80			80	80	80	80
	10人	100	100	100 ~ 110		110 ~ 120	110 ~ 120			120	-	120	120
定格消費電力(W)	5人	55	52	52 ~ 64		53 ~ 61	53 ~ 61			64	-	64	39
	7人	80	75	75 ~ 86		81 ~ 98	81 ~ 98			69	86	86	57
	10人	110	105	100 ~ 120		125 ~ 130	125 ~ 130			120	-	130	130
消費電力量(kWh/月)	5人	39.6	37.4	37.4 ~ 46.1		38.2 ~ 43.9	38.2 ~ 43.9			46.1	-	46.1	28.1
	7人	57.6	54.0	54.0 ~ 61.9		58.3 ~ 70.6	58.3 ~ 70.6			49.7	61.9	61.9	41.0
	10人	79.2	75.6	72.0 ~ 86.4		90.0 ~ 93.6	90.0 ~ 93.6			86.4	-	93.6	93.6
電気料金(円/月)	5人	1,311	1,239	1,239 ~ 1,525		1,263 ~ 1,454	1,263 ~ 1,454			1,525	-	1,525	929
	7人	1,907	1,787	1,787 ~ 2,050		1,930 ~ 2,336	1,930 ~ 2,336			1,644	2,050	2,050	1,358
	10人	2,622	2,502	2,383 ~ 2,860		2,979 ~ 3,098	2,979 ~ 3,098			2,860	-	3,098	3,098
平均電気料金(円/月)	5人	1,329				1,358				1,376			
	7人	1,883				2,133				1,830			
	10人	2,592				3,039				3,039			

登録番号		106					116
登録更新回数		0	1	2	3		0,1,2
ブロウの分類	用途	1	1	1	1		1
	種類	1	1	1	1		1
吐出風量(L/分)	5人	60	60	60	60	60	60
	7人	80	80	80	80	80	80
	10人	100	100	101	100	100	100
定格消費電力(W)	5人	60	60	52	35	59	52
	7人	70	70	74	56	80	80
	10人	109	109	101	95	105	120
消費電力量(kWh/月)	5人	43	43	37	25	42	37.4
	7人	50	50	53	40	58	57.6
	10人	78	78	73	68	76	86.4
電気料金(円/月)	5人	1,430	1,430	1,239	834	1,406	1,239
	7人	1,668	1,668	1,764	1,335	1,907	1,907
	10人	2,598	2,598	2,407	2,264	2,502	2,860
平均電気料金(円/月)	5人	1,268					1,239
	7人	1,668					1,907
	10人	2,474					2,860

表 4.5-4 嫌気ろ床接触ばっ気方式の平均電気料金 (2)

登録番号		144					
登録更新回数		0	1	2	3	4	5
ブロワの分類	用途	1	1	1	1	1	1
	種類	1,3	1,3	1,3	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	60 ~ 77	60 ~ 77	60 ~ 77	60	60 ~ 77	60
	7人	80 ~ 90	80 ~ 90	80 ~ 90	80	80 ~ 90	80
	10人	-	-	110 ~ 120	100 ~ 110	110 ~ 120	100
定格消費電力(W)	5人	52 ~ 64	52 ~ 64	52 ~ 64	32 ~ 59	39	32 ~ 35
	7人	75 ~ 86	75 ~ 86	75 ~ 86	39 ~ 59	57 ~ 58	48 ~ 51
	10人	-	-	115	57 ~ 80	115	68
消費電力量(kWh/月)	5人	37.4 ~ 46.1	37.4 ~ 46.1	37.4 ~ 46.1	23.0 ~ 42.5	28.1	23.0 ~ 25.2
	7人	54.0 ~ 61.9	54.0 ~ 61.9	54.0 ~ 61.9	28.1 ~ 42.5	41.0 ~ 41.8	34.6 ~ 36.7
	10人	-	-	82.8	41.0 ~ 57.6	82.8	49.0
電気料金(円/月)	5人	1,239 ~ 1,525	1,239 ~ 1,525	1,239 ~ 1,525	763 ~ 1,406	929	763 ~ 834
	7人	1,787 ~ 2,050	1,787 ~ 2,050	1,787 ~ 2,050	929 ~ 1,406	1,363 ~ 1,386	1,144 ~ 1,215
	10人	-	-	2,741	1,358 ~ 1,907	2,741	1,621
平均電気料金(円/月)	5人	1,181					
	7人	1,580					
	10人	2,073					

(2) 性能評価型浄化槽

窒素又は燐除去型高度処理浄化槽、高度窒素除去型高度処理浄化槽、窒素及び燐除去型高度処理浄化槽、BOD 除去型高度処理浄化槽、その他の性能評価型浄化槽における調査対象型式のブロワと付帯設備の平均電気料金等をそれぞれ表 4.5-5～表 4.5-11 に示す。

表 4.5-5 窒素又は燐除去型高度処理浄化槽の電気料金 (1)

登録番号		232			249			
登録更新回数		0	1	2	0	1	2	3
ブロワの分類	用途	1,3,5	1,3,5	1,3,5	1,3,5	1,3,5	1,3,5	1,3,5
	種類	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	60	60	60	60	60	60	60
	7人	80	80	80	80	80	80	80
	10人	80	80	80	100	100	100	100
定格消費電力(W)	5人	47	47	45	39	39	39	39
	7人	54	54	53	58	58	58	58
	10人	54	54	53	95	101	101	101
消費電力量(kWh/月)	5人	33.8	33.8	32.4	28.1	28.1	28.1	28.1
	7人	38.9	38.9	38.2	41.8	41.8	41.8	41.8
	10人	38.9	38.9	38.2	68.4	72.7	72.7	72.7
電気料金(円/月)	5人	1,120	1,120	1,072	929	929	929	929
	7人	1,287	1,287	1,263	1,382	1,382	1,382	1,382
	10人	1,287	1,287	1,263	2,264	2,407	2,407	2,407
平均電気料金(円/月)	5人	1,104			929			
	7人	1,279			1,382			
	10人	1,279			2,371			

表 4.5-5 窒素又は磷除去型高度処理浄化槽の電気料金(2)

登録番号		259	273		281
登録更新回数		0,1	0	1	0,1,2
プロワの分類	用途	1,3,4,6	1,3,6	1,3,6	1,3,5,6
	種類	1	1	1,3	1
吐出風量(L/分)	5人	70	60	60	60
	7人	100	80	80	90
	10人	140	120	120	110
定格消費電力(W)	5人	50	35	35	39
	7人	70	51	48	55
	10人	98	97	97	75
消費電力量(kWh/月)	5人	36.0	25.2	25.2	28.1
	7人	50.4	36.7	34.6	39.6
	10人	70.6	69.8	69.8	54.0
電気料金(円/月)	5人	1,192	834	834	929
	7人	1,668	1,215	1,144	1,311
	10人	2,336	2,312	2,312	1,787
平均電気料金(円/月)	5人	1,192	834		929
	7人	1,668	1,180		1,311
	10人	2,336	2,312		1,787

表 4.5-6 高度窒素除去型高度処理浄化槽の電気料金

登録番号		155									
登録更新回数		0		1		2		3		4	5
プロワの分類	用途	1	3	1	3	1	3	1	3	1	1
	種類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	60	15	60	15	60	15	60	15	60	60
	7人	80	15	80	15	60	15	80	15	80	80
	10人	100	15	100	15	100	15	100	15	100	100
定格消費電力(W)	5人	53	13	53	13	37	13	39	13	39	39
	7人	75	13	75	13	37	13	58	13	58	58
	10人	105	13	105	13	90	13	79	13	79	79
消費電力量(kWh/月)	5人	38.2	9.4	38.2	9.4	26.6	9.4	28.1	9.4	28.1	28.1
	7人	54.0	9.4	54.0	9.4	26.6	9.4	41.8	9.4	41.8	41.8
	10人	75.6	9.4	75.6	9.4	64.8	9.4	56.9	9.4	56.9	56.9
電気料金(円/月)	5人	1,263	310	1,263	310	882	310	929	310	929	929
	7人	1,787	310	1,787	310	882	310	1,382	310	1,382	1,382
	10人	2,502	310	2,502	310	2,145	310	1,883	310	1,883	1,883
平均電気料金(円/月)	5人	1,239									
	7人	1,640									
	10人	2,340									

登録番号		194						250	265			
登録更新回数		0		1		2		0,1,2,3,4	0	1	2	3
プロワの分類	用途	1	2,3	1	2,3	1	2,3	1,3,5	1,3	1,3	1,3	1,3
	種類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	80	40	80	30	80	31	70	60	60	60	60
	7人	80	40	80	30	80	31	90	80	80	80	80
	10人	80	40	80	30	80	31	120	100	100	100	100
定格消費電力(W)	5人	86	41	75	23	55	18	46	33	33	33	33
	7人	86	41	75	23	55	18	66	53	49	49	49
	10人	86	41	75	23	55	18	101	80	69	69	69
消費電力量(kWh/月)	5人	62	30	54	17	40	13	33	24	24	24	24
	7人	62	30	54	17	40	13	48	38	35	35	35
	10人	62	30	54	17	40	13	73	58	50	50	50
電気料金(円/月)	5人	2,050	977	1,787	548	1,311	429	1,096	786	786	786	786
	7人	2,050	977	1,787	548	1,311	429	1,573	1,263	1,168	1,168	1,168
	10人	2,050	977	1,787	548	1,311	429	2,407	1,907	1,644	1,644	1,644
平均電気料金(円/月)	5人	2,367						1,096	786			
	7人	2,367						1,573	1,192			
	10人	2,367						2,407	1,710			

表 4.5-7 窒素及び燐除去型高度処理浄化槽の電気料金(ブロー)

登録番号		195											
登録更新回数		0			1			2			3		
ブローの種類	用途	1,3 ^{※1}	4	2 ^{※1}	1,3 ^{※2}	4	2 ^{※2}	1,3	4	2 ^{※3}	1,3	4	2 ^{※3}
	種類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	80	40	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2
	7人	80	40	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2
	10人	80	40	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2	80	30	80×2
定格消費電力(W)	5人	86	41	86×2	75	23	81×2	55	18	59×2	55	18	59×2
	7人	86	41	86×2	75	23	81×2	55	18	59×2	55	18	59×2
	10人	86	41	86×2	75	23	81×2	55	18	59×2	55	18	59×2
消費電力量(kWh/月)	5人	61.5	29.3	0.9	53.6	16.4	0.8	38.2	12.5	0.6	38.2	12.5	0.6
	7人	61.5	29.3	0.9	53.6	16.4	0.8	38.2	12.5	0.6	38.2	12.5	0.6
	10人	61.5	29.3	0.9	53.6	16.4	0.8	38.2	12.5	0.6	38.2	12.5	0.6
電気料金(円/月)	5人	2,035	970	28	1,775	544	26	1,265	414	20	1,265	414	20
	7人	2,035	970	28	1,775	544	26	1,265	414	20	1,265	414	20
	10人	2,035	970	28	1,775	544	26	1,265	414	20	1,265	414	20
平均電気料金(円/月)	5人	2,194											
	7人	2,194											
	10人	2,194											

※1: 逆洗時は2台同時稼働(80L/分×2、86W×2、5分間×2回/日)。

※2: 逆洗時は2台同時稼働(80L/分×2、81W×2、5分間×2回/日)。

※3: 逆洗時は2台同時稼働(80L/分×2、59W×2、5分間×2回/日)。

登録番号		242				287	289	290
登録更新回数		0		1		0,1	0,1	0,1
ブローの種類	用途	1	4	1	4	1,3	1,3,5	1,3,5
	種類	1	1	1	1	1	1	1
吐出風量(L/分)	5人	80	20	80	20	60	60	60
	7人	80	20	80	20	90	80	80
	10人	100	20	100	20	110	100	100
定格消費電力(W)	5人	71	15	56	14	45	35	35
	7人	71	15	56	14	58	51	51
	10人	120	15	101	14	80	95	95
消費電力量(kWh/月)	5人	51.1	10.8	40.3	10.1	32.4	25.2	25.2
	7人	51.1	10.8	40.3	10.1	41.8	36.7	36.7
	10人	86.4	10.8	72.7	10.1	57.6	68.4	68.4
電気料金(円/月)	5人	1,692	357	1,335	334	1,072	834	834
	7人	1,692	357	1,335	334	1,382	1,215	1,215
	10人	2,860	357	2,407	334	1,907	2,264	2,264
平均電気料金(円/月)	5人	1,859				1,072	834	834
	7人	1,859				1,382	1,215	1,215
	10人	2,979				1,907	2,264	2,264

表 4.5-8 窒素及び燐除去型高度処理浄化槽の電気料金(燐除去装置)

		最大電圧(V)	電流値(mA)	電力(W)	消費電力量(kWh/月)	電気料金(円/月)	電気料金(円/年)
195	5人槽	15	601	9	6.5	215	2,578
240	7人槽	15	841	12.6	9.1	301	3,608
242	10人槽	15	1,202	18	13.0	430	5,156
287	5人槽	26	680	17	12.5	413	4,959
	7人槽	26	950	24	17.4	577	6,928
	10人槽	26	1,360	35	25.0	826	9,918
289 ^{※1}	5人槽	12	458	5.5	0.08	3	33
290 ^{※1}	7人槽	12	458	5.5	0.12	4	46
	10人槽	12	458	5.5	0.17	5	66

※1: 燐除去装置の稼働時間は0.5時間/日(5人槽)、0.7時間/日(7人槽)、1時間/日(10人槽)である。

表 4.5-9 BOD 除去型高度処理浄化槽の電気料金(ブロワ)

登録番号		164 ^{※1}		182	220	
登録更新回数		0,1,2		0,1	0	
ブロワの分類	用途	1	4&6	1,4,6	1,4,6	
	種類	3	3	1	1	
吐出風量(L/分)	5人	120	40	80×2	150	
	7人	140	40	80×2	200	
	10人	160	40	80×2	350	
定格消費電力(W)	5人	138	47	80×2	125	~ 180
	7人	95+64	47	80×2	210	~ 230
	10人	95+95	47	80×2	335	~ 465
消費電力量(kWh/月)	5人	99.4	33.8	115	90.0	~ 129.6
	7人	114.5	33.8	115	151.2	~ 165.6
	10人	136.8	33.8	115	241.2	~ 334.8
電気料金(円/月)	5人	3,289	1,120	3,813	2,979	~ 4,290
	7人	3,789	1,120	3,813	5,005	~ 5,481
	10人	4,528	1,120	3,813	7,984	~ 11,082
平均電気料金(円/月)	5人	4,409		3,813	3,634	
	7人	4,909		3,813	5,243	
	10人	5,648		3,813	9,533	

※1: 吸引ポンプにより別途電力消費がある。

表 4.5-10 BOD 除去型高度処理浄化槽の電気料金(吸引ポンプ)

	全揚程(m)	全流量		人槽	吸引水量(m ³ /日)	稼働時間(時間/日)	電力(W)	消費電力量(kWh/月)	電気料金(円/月)	電気料金(円/年)
		(L/分)	(m ³ /日)							
164	2	10.3	14.8	5	1.0	1.6	60	2.9	96	1,157
				7	1.4	2.3		4.1	135	1,620
				10	2.0	3.2		5.8	193	2,314
	3	5.4	7.8	5	1.0	3.1	60	5.6	184	2,207
				7	1.4	4.3		7.8	257	3,089
				10	2.0	6.2		11.1	368	4,413

表 4.5-11 その他の性能評価型浄化槽の電気料金

登録番号		137					147					192	
登録更新回数		0	1	2	0		1		2		0	1	
ブロワの分類	用途	1	1	1	1	2 ^{※1}	1	2 ^{※1}	1,3	2 ^{※2}	1	1,3,4	
	種類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3,1(10人槽)	
吐出風量(L/分)	5人	80	80	80	40	80	40	80	40	80	80	80	
	7人	80	80	80	40	80	40	80	40	80	80	80	
	10人	80	80	80	40	80	40	80	40	80	-	100	
定格消費電力(W)	5人	71	71	69	45	85	45	97	41	86	86	86	
	7人	71	71	69	45	85	45	97	41	86	86	86	
	10人	71	71	69	45	85	45	97	41	86	-	116	
消費電力量(kWh/月)	5人	51.1	51.1	49.7	32.3	0.2	32.3	0.2	29.3	0.4	61.9	61.9	
	7人	51.1	51.1	49.7	32.3	0.2	32.3	0.2	29.3	0.4	61.9	61.9	
	10人	51.1	51.1	49.7	32.3	0.2	32.3	0.2	29.3	0.4	-	83.5	
電気料金(円/月)	5人	1,692	1,692	1,644	1,069	7	1,069	8	970	14	2,050	2,050	
	7人	1,692	1,692	1,644	1,069	7	1,069	8	970	14	2,050	2,050	
	10人	1,692	1,692	1,644	1,069	7	1,069	8	970	14	-	2,765	
平均電気料金(円/月)	5人	1,676				1,046					2,050		
	7人	1,676				1,046					2,050		
	10人	1,676				1,046					2,765		

※1: 5分/日のみ稼働

※2: 稼働は5分間×2回/日

(3) 処理方式別の電気料金

表 4.5-3～表 4.5-11 で整理した平均電気料金、各調査対象型式の設置基数、各処理方式の総設置基数に基づき、4.5.3 で示した電気料金の計算式から①処理方式別、②構造例示型、③性能評価型、④合併処理浄化槽（全ての処理方式におけるデータから算出）の電気料金を算出した。その結果を表 4.5-12 に示す。いずれの処理方式においても、人槽の増加に伴い電気料金が上昇する傾向が認められた。また、処理方式別の電気料金を比較すると、5,7 人槽では窒素又は磷除去型高度処理浄化槽、10 人槽ではその他の性能評価型浄化槽の電気料金が最も低額であった。

平成 21 年度における消費電力基準の制定以降、新規に登録あるいは登録更新した型式は、省電力タイプのブロワを採用し、消費電力が低下傾向にある。その一方で平成 21 年度以前に登録期限を迎えた型式では省電力ブロワを採用していない。本結果において窒素又は磷除去型高度処理浄化槽で電気料金が低い要因として、調査対象としたすべての型式で省電力タイプのブロワを導入していること、また BOD 除去型高度処理浄化槽で電気料金が高い要因は省電力タイプのブロワを導入していないことによると考えられた。これらの金額の高低の傾向は、令和 5 年度調査と同様であった。

表 4.5-12 処理方式別の電気料金

	電気料金(円/月)			電気料金(円/年)		
	5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽
合併処理浄化槽	1,253	1,530	2,031	15,041	18,357	24,373
構造例示型浄化槽	1,301	1,797	2,630	15,612	21,561	31,564
分離接触ばっ気方式	2,169	2,364	3,387	26,033	28,371	40,643
嫌気ろ床接触ばっ気方式	1,293	1,791	2,623	15,511	21,495	31,476
性能評価型浄化槽						
窒素又は磷除去型高度処理浄化槽	996	1,355	1,931	11,952	16,265	23,167
高度窒素除去型高度処理浄化槽	1,376	1,697	2,210	16,516	20,362	26,525
窒素及び磷除去型高度処理浄化槽	1,868	2,144	2,645	22,412	25,734	31,740
BOD除去型高度処理浄化槽	4,378	5,012	6,176	52,537	60,143	74,118
その他の性能評価型浄化槽	1,529	1,529	1,681	18,346	18,346	20,177

4.6 法定検査料金

「令和 6 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」より、5～50 人槽の合併処理浄化槽について 11 条検査における検査料金を引用した。表 4.6-1 に人槽別の検査料金を示す。

表 4.6-1 合併処理浄化槽における 11 条検査料金（「令和 6 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」より引用）

人槽	平均検査料金(円)
5 ～ 10	5,147
11 ～ 20	6,087
21 ～ 50	8,487

4.7 公共浄化槽等整備推進事業実施市町村に対する調査

4.7.1 回収状況

「令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査結果 15. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況」を参考に、令和6年度時点で公共浄化槽等整備推進事業を実施している市町村を選別した。この市町村のうち、269の全浄協会員市町村に対し、全浄協を介して調査票を配布し、維持管理費用に関するアンケート調査を行った。

その結果、158市町村より回答が得られ、回収率は58.7%であった。各都道府県の回収状況を整理した結果を表4.7-1に示す。

表 4.7-1 アンケートの回収状況

	調査対象市町村	回答市町村	回収率(%)
北海道	6	0	0.0
青森県	5	2	40.0
岩手県	13	9	69.2
宮城県	8	7	87.5
秋田県	3	2	66.7
山形県	11	8	72.7
福島県	10	7	70.0
茨城県	4	3	75.0
栃木県	3	3	100.0
群馬県	16	7	43.8
埼玉県	13	7	53.8
千葉県	2	1	50.0
東京都	4	1	25.0
神奈川県	2	1	50.0
新潟県	7	6	85.7
富山県	3	0	0.0
石川県	7	3	42.9
福井県	4	2	50.0
山梨県	7	4	57.1
長野県	12	4	33.3
岐阜県	3	3	100.0
静岡県	2	1	50.0
愛知県	1	1	100.0
三重県	7	7	100.0
滋賀県	0	0	-
京都府	6	5	83.3
大阪府	4	4	100.0
兵庫県	3	3	100.0
奈良県	3	0	0.0
和歌山県	3	3	100.0
鳥取県	5	3	60.0
島根県	12	9	75.0
岡山県	7	4	57.1
広島県	6	4	66.7
山口県	3	2	66.7
徳島県	2	2	100.0
香川県	1	1	100.0
愛媛県	7	5	71.4
高知県	2	0	0.0
福岡県	5	3	60.0
佐賀県	9	6	66.7
長崎県	5	3	60.0
熊本県	15	4	26.7
大分県	3	3	100.0
宮崎県	5	4	80.0
鹿児島県	9	1	11.1
沖縄県	1	0	0.0
合計	269	158	58.7

4.7.2 回答市町村の情報

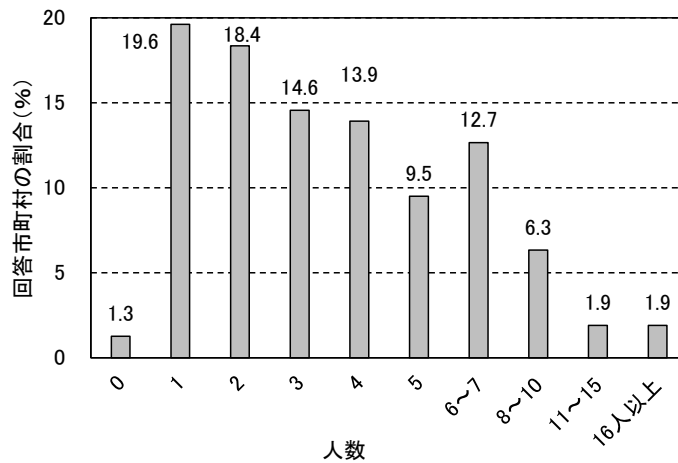
(1) 公共浄化槽等整備推進事業に携わる担当職員数

当該事業に携わる担当職員（課室長まで）について、全体（専任職員、兼任職員、パート・アルバイトの総人数）、専任職員、兼任職員、パート・アルバイトの人数の分布を図 4.7-1 に示す。

回答のあった 158 市町村のうち、全職員数の分布としては 1 人から 7 人にかけて幅広く分布し、1～3 人の合計で過半数を占め、平均は 4.3 人（令和 5 年度調査では 3.7 人）であった。専任職員は 0 人が 52.5% で最も多く、次いで 1 人が 22.8% であり、平均は 1.6 人（令和 5 年度調査では 1.1 人）であった。兼任職員は 0 人が 19.6%、1 人あるいは 2 人で計 43.0% であり、平均は 2.4 人（令和 5 年度調査と同数）であった。パート・アルバイトは 81.0% の市町村で雇用しておらず、平均は 0.3 人（令和 5 年度調査では 0.2 人）であった。

これらの結果から、令和 5 年度調査に比べて主に専任職員が増え、それに伴い全職員数も増えていることが示された。

【全体】



【専任職員】

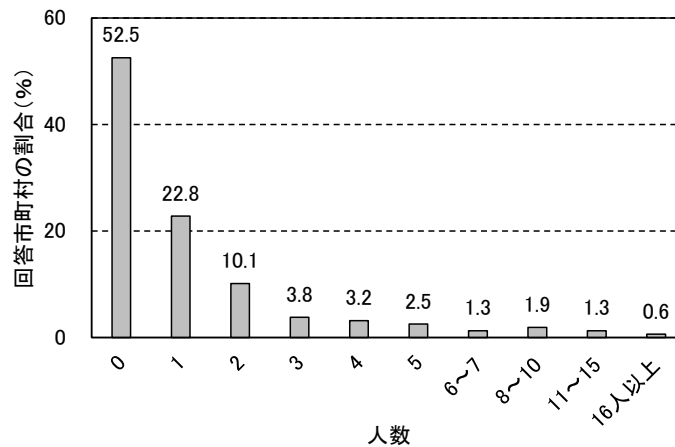
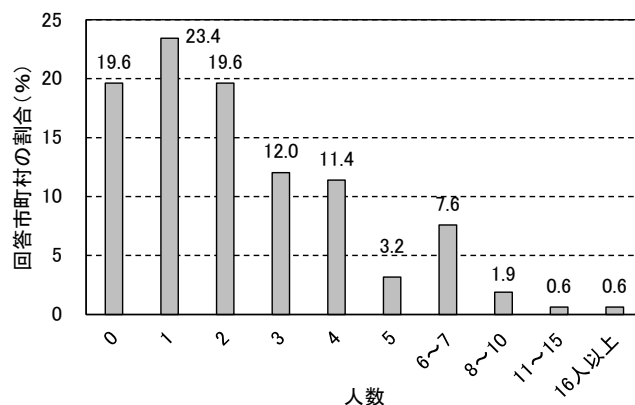


図 4.7-1 担当職員数の分布(1)

【兼任職員】



【パート・アルバイト】

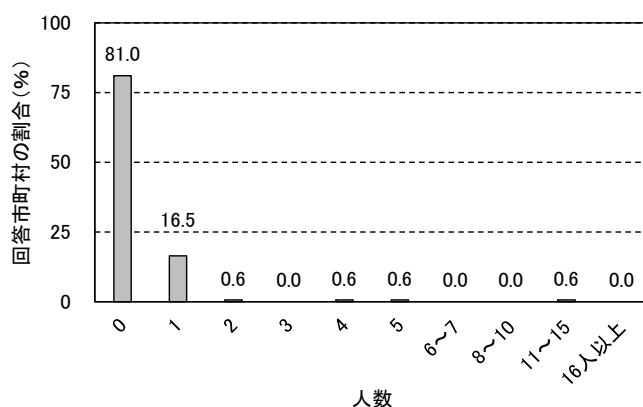


図 4.7-1 担当職員数の分布(2)

(2) 公共浄化槽等整備推進事業実施年数

当該事業の開始（浄化槽市町村整備推進事業を含む）から令和 6 年度末までの実施年数について集計した結果を 図 4.7-2 に示す。20~30 年の市町村の割合が 39.9%と最も多く、次いで 15~20 年が 32.2%と多かった。

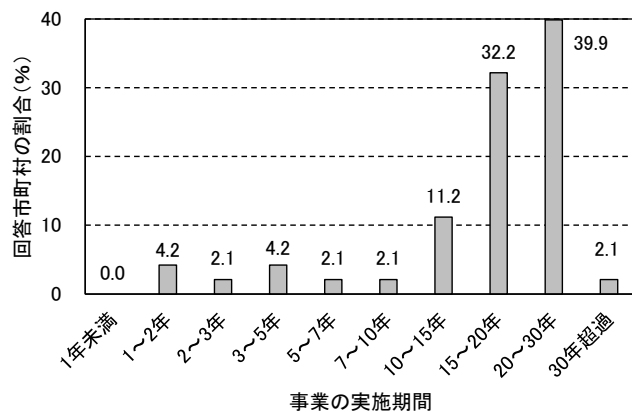


図 4.7-2 事業開始からの年数の分布状況

4.7.3 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

(1) 整備及び維持管理の対象とする浄化槽の基数

各戸設置型浄化槽と共同浄化槽について、現状基数、目標基数、休止・廃止基数、寄付基数を集計した結果をそれぞれ表 4.7-2、表 4.7-3 に示す。現状基数でみると、各戸設置型は 118,557 基、共同浄化槽は 314 基であり、回答のあった市町村ごとの平均基数は、各戸設置型は 760.0 基/回答市町村（118,557 基÷156 回答市町村=760.0）、共同浄化槽は 15.0 基/回答市町村（314 基÷21 回答市町村=15.0）となる。一方で、令和 5 年度調査では、回答のあった市町村ごとの平均基数は、各戸設置型は 616.4 基/回答市町村（48,042 基÷78 回答市町村=616.4）、共同浄化槽は 14.2 基/回答市町村（85 基÷6=14.2）であったことから、前回調査以降の 2 年間において、回答市町村では各戸設置型浄化槽は増えたが、共同浄化槽はほとんど増えていないと考えられた。

表 4.7-2 各戸設置型浄化槽における現状基数、目標基数、休止・廃止基数、寄付基数

	合計	平均	最小	最大	標準偏差	回答数
現状基数	118,557	760	3	4,347	852	156
目標基数	89,470	994	15	5,200	1,199	90
廃止・休止基数	5,369	40	1	428	57	135
寄付基数	19,831	254	1	2,919	438	78

表 4.7-3 共同浄化槽における現状基数、目標基数、休止・廃止基数、寄付基数

	合計	平均	最小	最大	標準偏差	回答数
現状基数	314	15	1	104	24	21
目標基数	94	12	1	41	13	8
廃止・休止基数	3	1	1	1	0	3
寄付基数	20	4	1	11	4	5

(2) 月額使用料及び市町村の負担範囲

1) 月額使用料の設定

①各戸設置型浄化槽

月額使用料の設定方法として、人槽規模毎・世帯人員毎・水道使用量の採用状況を整理した結果を図 4.7-3 に示す。当設問には複数の選択肢への回答があったことから、各選択肢における総回答市町村数（=158）に占める回答市町村の割合（%）で整理した。

人槽規模毎に設定している市町村が 39.9%と最も多く、次いで水道使用量に併せて設定している市町村が 38.6%であった。その他の主な回答は、一律の金額を設定であった。

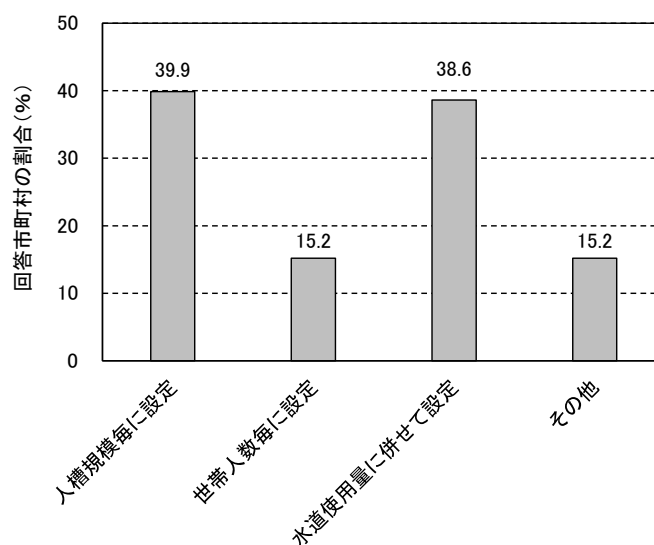


図 4.7-3 各戸設置型浄化槽における月額使用料の設定方法

各戸設置型浄化槽において人槽規模毎・世帯人員毎に設定した場合の月額使用料、水道使用量毎に設定した場合の月額基本料金、基本量、従量料金を表 4.7-4 に示す。

表 4.7-4 各戸設置型浄化槽における使用料等一覧

【人槽規模毎に設定】					
	使用料(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	3,790	1,760	14,520	1,546	63
7人槽	4,394	2,442	14,520	1,588	63
10人槽	5,238	2,618	14,520	1,751	63

【世帯人数毎に設定】					
	使用料(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
1人	2,511	1,425	4,950	1,083	24
2人	3,244	1,771	5,440	973	24
3人	4,025	2,794	5,940	834	24
4人	4,761	3,135	6,430	877	24
5人	5,502	3,487	7,227	1,029	24
6人	6,260	3,861	8,507	1,255	23
7人	7,006	4,235	10,078	1,495	23
8人	7,697	4,609	11,671	1,687	23
9人	8,395	4,983	13,263	1,938	23
10人	9,130	5,357	14,856	2,278	22
11人	10,337	7,700	14,457	3,021	5
12人	11,115	8,250	15,760	3,475	5
13人	11,893	8,800	17,064	3,943	5
14人	12,670	9,350	18,367	4,421	5

【水道使用量毎に設定】					
	基本料金、基本量及び従量料金			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
基本料金(円/月)	1,440	220	3,300	590	59
基本量(m ³)	10	1	20	4	44
従量料金(円/m ³)	228	55	937	138	55

②共同浄化槽

回答のあった25市町村のうち、月額使用料の設定方法として、人槽規模毎・世帯人員毎・水道使用量の採用状況を整理した結果を図4.7-4に示す。当設問には複数の選択肢への回答があったことから、各選択肢における総回答市町村数(=25)に占める回答市町村の割合(%)で整理した。

水道使用量に併せて設定している市町村が44.0%と最も多く、次いで「その他」が28.0%であり、その主な回答は、一律の金額を設定、下水道料金と統一であった。

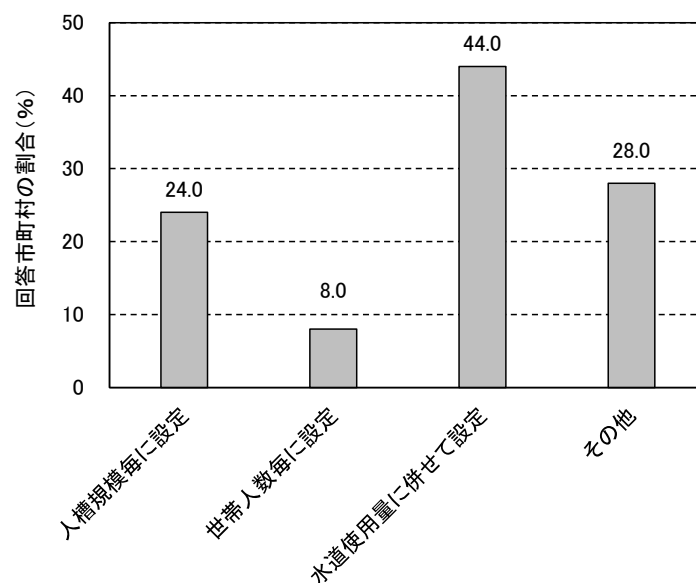


図 4.7-4 共同浄化槽における月額使用料の設定方法

共同浄化槽において人槽規模毎に設定した場合の月額使用料、水道使用量毎に設定した場合の月額基本料金、基本量、従量料金を表4.7-5に示す。

表 4.7-5 共同浄化槽における使用料等一覧

【人槽規模毎に設定】

	使用料(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人槽	4,480	3,660	5,230	734	4
10人槽	4,972	3,880	6,280	886	5
15人槽	8,801	6,790	12,560	2,406	5
20人槽	10,580	8,460	14,660	2,257	6
25人槽	12,834	10,660	17,800	2,561	6
30人槽	15,301	12,860	19,900	2,593	6
50人槽	22,008	19,490	26,400	3,325	6

【世帯人数毎に設定】

	使用料(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
1人	4,345	3,850	4,840	700	2
2人	4,565	3,850	5,280	1,011	2
3人	4,785	3,850	5,720	1,322	2
4人	5,005	3,850	6,160	1,633	2
5人	5,500	4,400	6,600	1,556	2
6人	5,720	4,400	7,040	1,867	2
7人	5,940	4,400	7,480	2,178	2
8人	6,160	4,400	7,920	2,489	2
9人	6,380	4,400	8,360	2,800	2
10人	6,600	4,400	8,800	3,111	2
11人	8,965	8,965	8,965	-	1
12人	9,130	9,130	9,130	-	1
13人	9,285	9,285	9,285	-	1
14人	9,460	9,460	9,460	-	1

【水道使用量毎に設定】

	基本料金、基本量及び従量料金			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
基本料金(円/月)	1,534	800	3,564	894	8
基本量(m ³)	10	8	10	1	4
従量料金(円/m ³)	351	136	660	247	5

2) 市町村の負担範囲

回答のあった 158 市町村が各戸設置型浄化槽に対して負担する維持管理費用の範囲を整理した結果を図 4.7-5 に示す。

回答市町村のうち 90%前後において、保守点検料金、ブロワ本体の交換費用、ブロワ部品の交換費用、清掃料金、法定検査料金、浄化槽本体修繕費用を市町村が負担する範囲としていた。「その他」の主な回答は、ポンプ設備の修繕・交換、消耗品費（殺虫プレート等）であった。

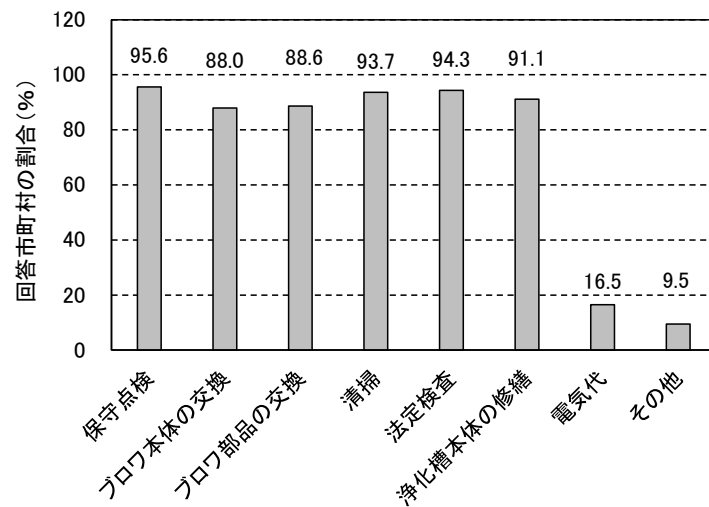


図 4.7-5 各戸設置型浄化槽における市町村の負担範囲

回答のあった 24 市町村が共同浄化槽に対して負担する維持管理費用の範囲を整理した結果を図 4.7-6 に示す。各戸設置型と同様に、90%以上の割合で保守点検料金、ブロワ本体の交換費用、ブロワ部品の交換費用、清掃料金、法定検査料金、浄化槽本体修繕費用を市町村が負担する範囲としていた。「その他」の主な回答は、ポンプ設備の修繕・交換、消耗品費（殺虫プレート等）であった。

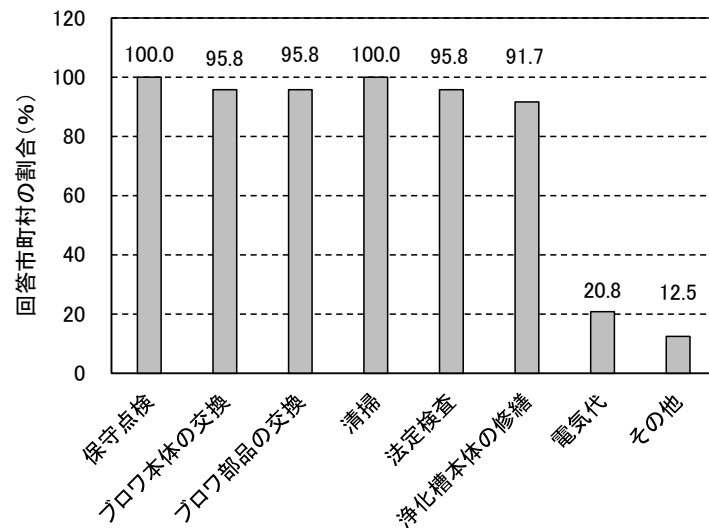


図 4.7-6 共同浄化槽における市町村の負担範囲

3) 使用料と維持管理費用の収支割合

使用料収入（市町村が管理している浄化槽の年間総額）、維持管理費用（市町村が管理している浄化槽の保守点検、清掃、法定検査、修繕等に要する維持管理費用の年間総額）、収支割合（＝使用料収入÷維持管理費用）について、回答結果を整理したものを表 4.7-6 に示す。収支割合の平均値は 68.7%であり、令和 5 年度調査（71.3%）と同程度であった。なお、回答数については収支割合のみを回答した市町村もあるため、使用料収入や維持管理費用とは回答数が一致していない。

収支割合別の回答市町村の割合（%）の分布を図 4.7-7 に示す。収支割合が 40%以上 100%未満で全体の約 70%を占めていた。また、収支割合が 100%以上であった回答市町村の割合は 15.2%であり、令和 5 年度調査（17.1%）に比べるとやや減少していた。

表 4.7-6 使用料収入と維持管理費用の収支割合

	平均	最小	最大	標準偏差	回答数
使用料収入(百万円)	37.9	0.64	235.2	44.6	144
維持管理費用(百万円)	60.3	0.73	423.1	73.0	145
収支割合(%)	68.7	15.5	158.1	28.6	151

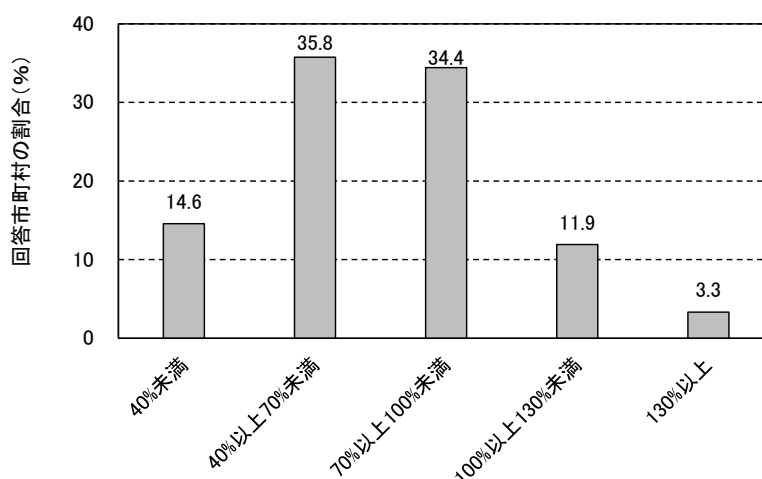


図 4.7-7 収支割合別の回答市町村の割合

4) 月額使用料の設定にあたり考慮した要素

回答のあった 158 市町村において、月額使用料の設定にあたり考慮した要素を集計した結果を図 4.7-8 に示す。複数回答可としているため、各選択肢を選んだ市町村の割合（%）で整理した。

月額使用料の設定にあたり考慮した要素としては、下水道料金が 49.4%と最も多く、次いで浄化槽の維持管理費用が 42.4%であった。同一の市町村内で生活排水処理に係る費用に格差が出ないように配慮していること、維持管理費用の受益者負担を求めていることが示

唆された。

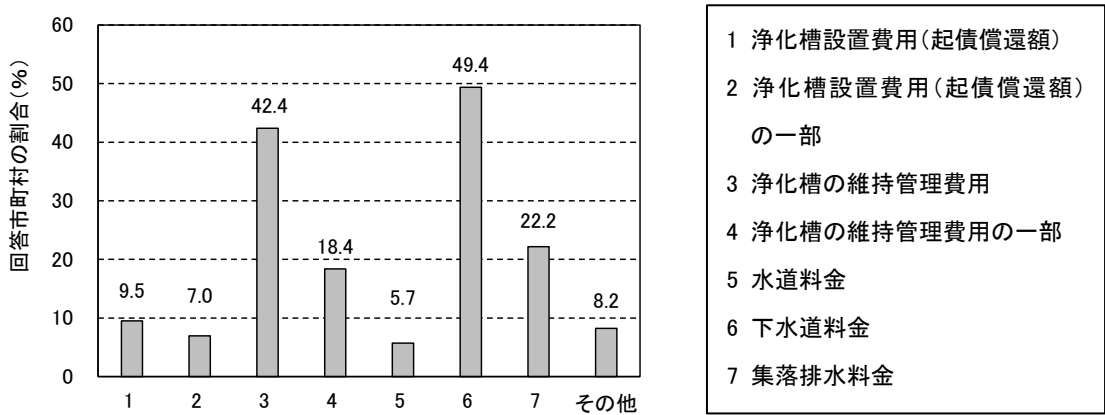


図 4.7-8 月額使用料の設定にあたり考慮した要素

また、使用料の設定にあたり一般会計からの繰り入れを行っているかどうかについて集計した結果を図 4.7-9 に示す。

回答のあった 148 市町村において、一般会計から繰り入れている市町村は 53.8% (79 市町村)、繰り入れていない市町村が 46.6% (69 市町村) と、同程度の割合であった。

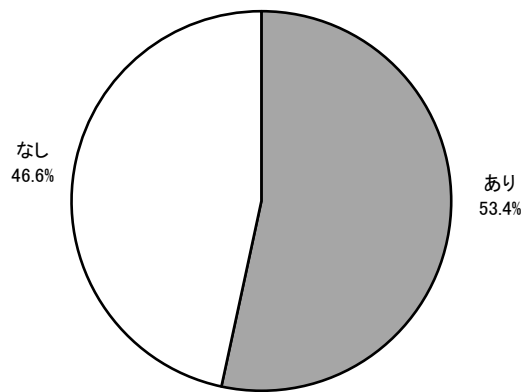


図 4.7-9 一般会計からの繰り入れの有無

5) 使用料の減免制度

回答のあった 152 市町村のうち、使用料の減免制度の導入状況について集計した結果を図 4.7-10 に示す。使用料の減免制度を導入している市町村は 50.7% (77 市町村)、導入していない市町村は 49.3% (75 市町村) であった。

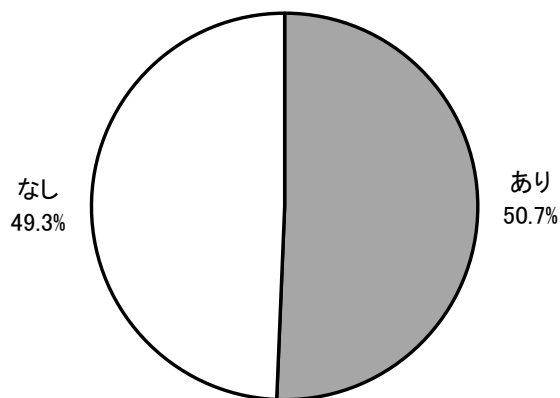


図 4.7-10 減免制度の導入状況

さらに、減免制度を導入している市町村のうち、回答のあった 71 市町村における減免制度の適用条件を集計した結果を図 4.7-11 に示す。

高齢者世帯や生活保護世帯を条件とする市町村は少ない一方、「その他」の回答が 85.9% と最も多く、その主な内容としては、「災害その他特別の事由」、「不可抗力による浄化槽の使用不能」、「上水道の漏水に起因する場合」等が多かった。

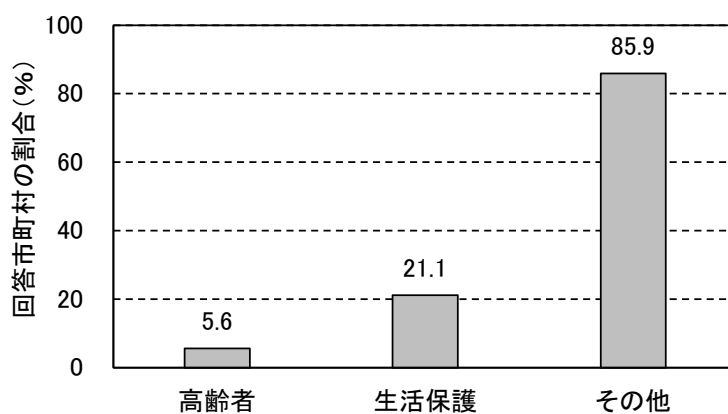


図 4.7-11 減免制度の適用条件

4.7.4 保守点検料金及び実施状況

(1) 保守点検業者の選定

回答のあった158市町村のうち、保守点検業者の選定方法について集計した結果を図4.7-12に示す。

随意契約としている市町村が62.0%（98市町村）と最も高い割合を占め、次いで指名競争入札が24.7%（39市町村）であった。その他の主な内容はPFI事業であった。これらの傾向は、令和5年度調査と同様であった。

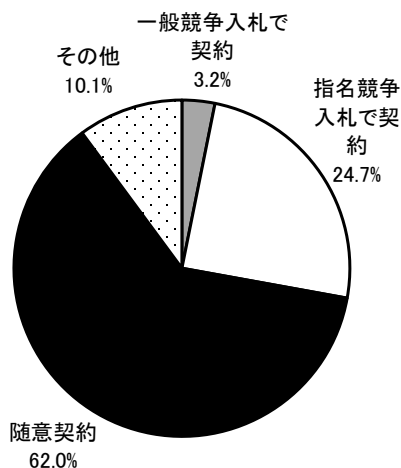


図 4.7-12 保守点検業者の選定方法

(2) 保守点検費用及び点検回数

1) 各戸設置型浄化槽

①保守点検料金の設定

回答のあった146市町村のうち、保守点検料金の設定についての調査結果を図4.7-13に示す。「使用料に含む」が98.6%（144市町村）と大部分を占めており、令和5年度調査と同様であった。

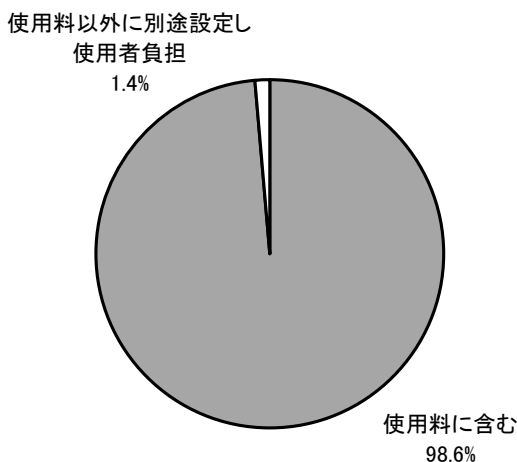


図 4.7-13 保守点検料金の設定

②年間保守点検料金

5人槽、7人槽及び10人槽の年間保守点検料金（円/年）について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表 4.7-7 に示す。さらに、これらの料金の分布状況を図 4.7-14 に示す。

年間保守点検料金の平均値は、5人槽で17,901円/年、7人槽で18,626円/年、10人槽で19,916円/年であり、人槽の増加に伴い平均値が上昇する傾向が認められた。

表 4.7-7 各戸設置型浄化槽における年間保守点検料金

	保守点検料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	17,901	2,000	62,700	10,422	140
7人槽	18,626	2,100	76,560	11,599	138
10人槽	19,916	2,200	98,120	13,589	138

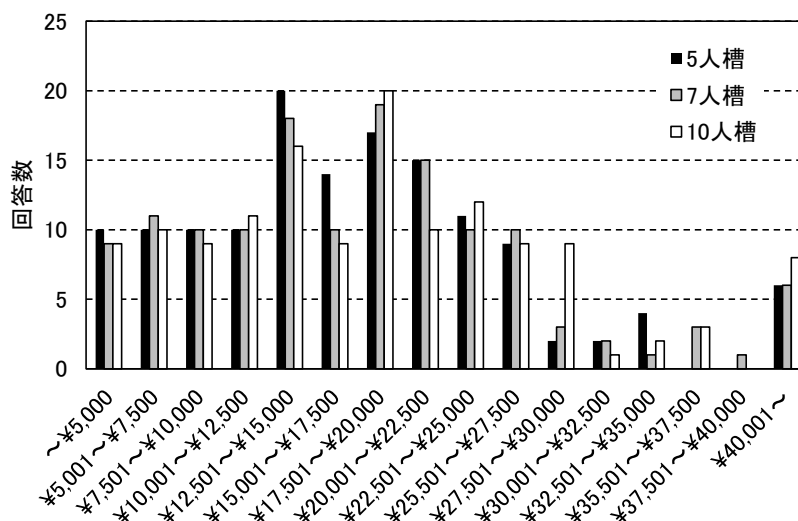


図 4.7-14 各戸設置型浄化槽における年間保守点検費用の分布

③年間保守点検回数

5人槽、7人槽及び10人槽の年間保守点検回数（回/年）について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表 4.7-8 に示す。年間保守点検回数の平均値は4.2回/年（7人槽）または4.3回/年（5、10人槽）であった。

5～10人槽の回答を全て統合した場合における年間保守点検回数の分布状況について図 4.7-15 に示す。総回答数は443市町村であり、総回答数に占める各点検回数の回答の割合（%）で整理した。年間保守点検回数は3回/年と4回/年が多い傾向にあった。また、6回/年と12回/年にも少数分布していた。

表 4.7-8 各戸設置型浄化槽における年間保守点検回数

	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4.3	3	12	2.3	150
7人槽	4.2	3	12	2.2	148
10人槽	4.3	3	12	2.3	148

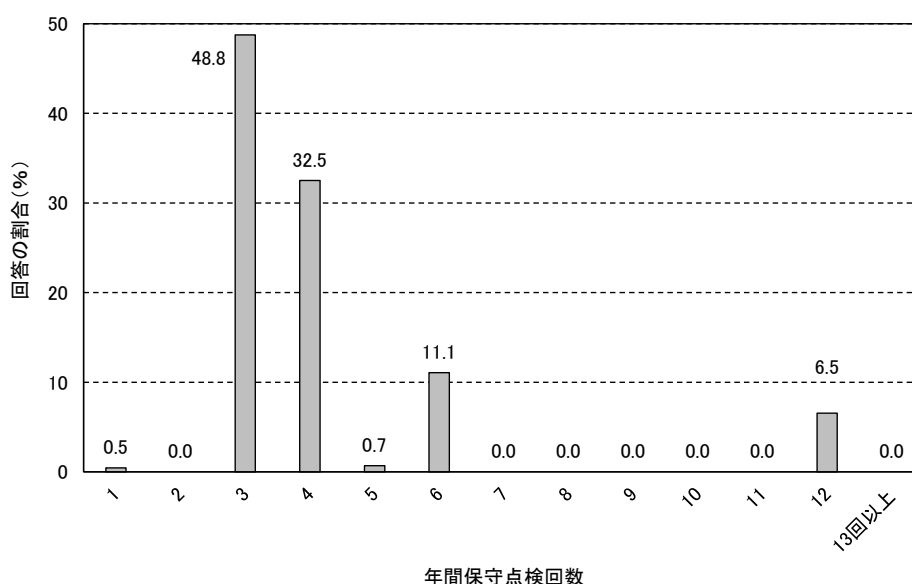


図 4.7-15 各戸設置型浄化槽における年間保守点検回数の分布

④1 回当たりの保守点検料金

5人槽、7人槽及び10人槽の1回当たりの保守点検料金(円/回)について、平均値、最小値、最大値、標準偏差を算出し、回答数を整理した。その結果を表4.7-9に示す。さらに、これらの料金の分布状況を図4.7-16に示す。

1回当たりの保守点検料金の平均値は、5人槽で4,486円/回、7人槽で4,686円/回、10人槽で4,943円/回であった。単独、合併いづれも人槽の増加に伴い平均値が上昇する傾向が認められた。

表 4.7-9 各戸設置型浄化槽における1回当たり保守点検料金

	保守点検料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4,486	333	11,875	2,295	140
7人槽	4,686	350	13,900	2,469	138
10人槽	4,943	467	17,650	2,832	138

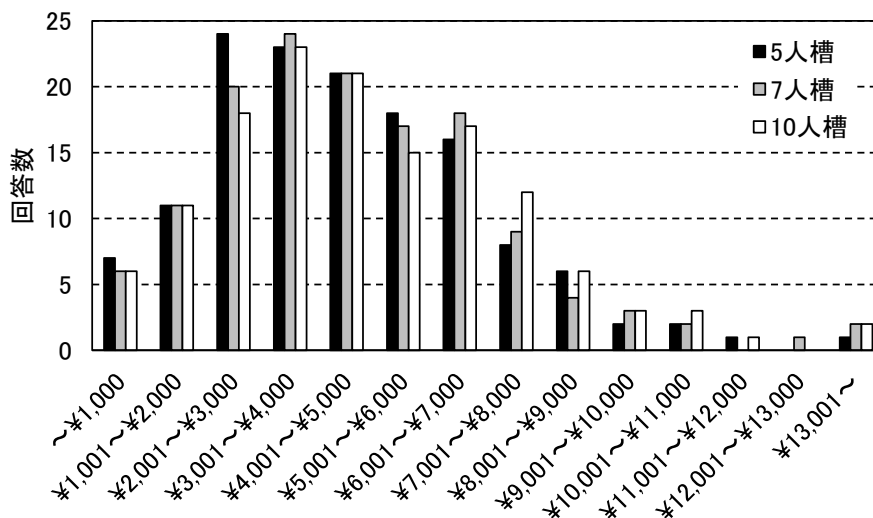


図 4.7-16 各戸設置型浄化槽における1回当たり保守点検料金の分布

⑤消毒剤の料金

表 4.7-7 で示した各戸設置型浄化槽の年間保守点検料金に消毒剤の料金が含まれるか否か、回答のあった 154 市町村の結果を図 4.7-17 に示す。含まれると回答したのは 89.6% (138 市町村) であり、保守点検料金には消毒剤料金を含むことが多いと示された。また、年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の平均年間消毒剤料金は、人槽により約 3,000~4,000 円/年であることが分かった (表 4.7-10)。

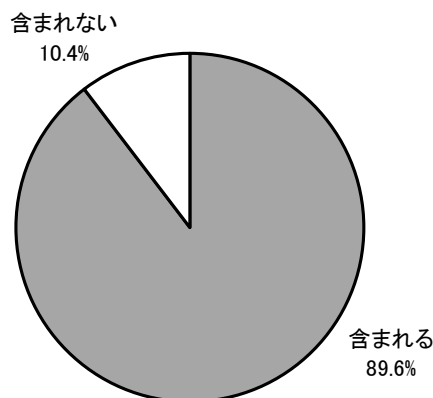


図 4.7-17 年間保守点検料金における消毒剤料金の反映の有無

表 4.7-10 年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の年間消毒剤料金

	年間消毒剤料金 (円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	3,230	450	6,600	2,051	12
7人槽	3,451	450	6,600	2,095	12
10人槽	3,908	450	7,920	2,412	11

⑥5人槽の保守点検料金に対する7人槽及び10人槽の年間保守点検料金の比

各市町村において人槽別にどの程度料金が増えているかを解析するため、回答があった138市町村について、5人槽の年間保守点検料金に対する7人槽及び10人槽の年間保守点検料金の比を算出した。その分布を図4.7-18に示す。

7人槽の保守点検料金が5人槽の保守点検料金と同額として回答した市町村は60.9%（84市町村）、10人槽の保守点検料金が5人槽の保守点検料金と同額と回答した市町村は51.4%（71市町村）であった。これより、過半数の市町村が5～10人槽において保守点検料金を変化させていないことが明らかとなった。

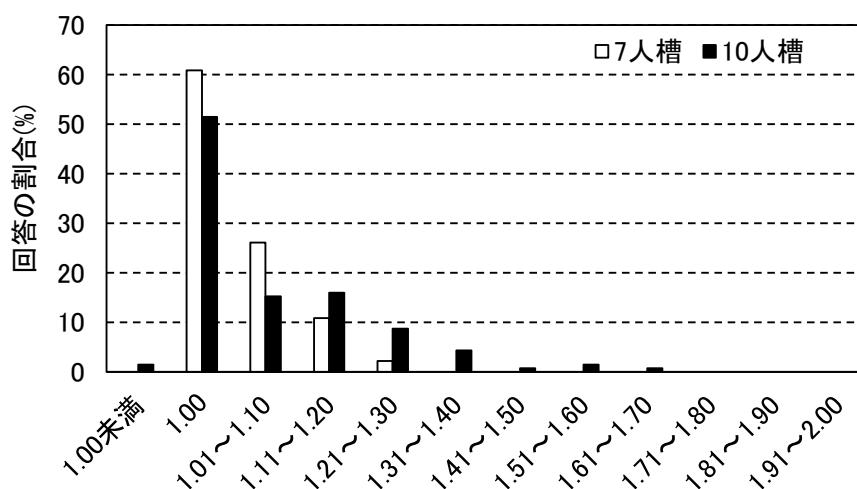


図 4.7-18 7人槽及び10人槽 年間保守点検料金の比 (対5人槽)

2) 共同浄化槽

①保守点検料金の設定

回答があった26市町村のうち、全ての市町村において「使用料に含む」との回答であり、「使用料以外に別途設定し使用者負担」の市町村はなかった。

②年間保守点検料金、年間保守点検回数、1回当たり保守点検料金

年間保守点検料金、年間保守点検回数、1回当たり保守点検料金について平均値、最小値、最大値、標準偏差、回答数を表4.7-11に示す。7～50人槽において、平均年間保守点検料金は人槽により約15,000～80,000円/年、平均年間保守点検回数は人槽により約4～7回/年、1回当たり平均保守点検料金は人槽により約4,000～10,000円/回であることが分かった。

表 4.7-11 共同浄化槽における年間保守点検料金、年間保守点検回数、1年当たり保守点検料金

■年間保守点検料金					
	保守点検費用(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人槽	15,233	6,050	26,500	6,498	12
10人槽	14,734	5,000	29,500	7,229	16
15人槽	19,103	5,500	45,000	11,571	13
20人槽	25,713	7,500	54,000	14,761	14
25人槽	39,540	7,250	118,800	33,408	16
30人槽	42,619	8,000	107,400	32,605	15
50人槽	78,364	10,000	400,000	94,860	16

■年間保守点検回数					
	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人槽	3.7	3	6	0.9	13
10人槽	3.6	3	6	0.8	16
15人槽	4.3	3	12	2.5	12
20人槽	4.2	3	12	2.4	13
25人槽	5.1	3	12	2.8	16
30人槽	5.9	4	12	3.4	14
50人槽	7.3	4	26	6.1	15

■1回当たり保守点検料金					
	保守点検費用(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人槽	4,226	1,513	8,100	1,991	12
10人槽	4,216	1,250	8,900	2,184	16
15人槽	4,643	1,375	11,250	2,578	12
20人槽	6,484	2,500	13,500	3,739	13
25人槽	8,332	1,813	34,433	8,060	15
30人槽	6,736	2,000	14,993	3,864	14
50人槽	9,748	2,500	33,333	8,140	15

③消毒剤の料金

表 4.7-11 で示した共同浄化槽の年間保守点検料金に消毒剤の料金が含まれるか否か、回答のあった 28 市町村の結果を図 4.7-19 に示す。含まれると回答したのは 85.7% (24 市町村) であり、保守点検料金には消毒剤料金を含むことが多いと示された。年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の平均年間消毒剤料金は、人槽により約 2,000～9,000 円/年であることが分かった (表 4.7-12)。

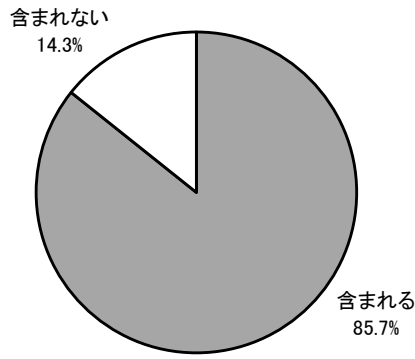


図 4.7-19 年間保守点検料金における消毒剤料金の反映の有無

表 4.7-12 年間保守点検料金に消毒剤料金を含まない場合の年間消毒剤料金

	年間消毒剤料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人槽	2,400	1,500	3,300	1,273	2
10人槽	2,133	1,500	3,300	1,012	3
15人槽	4,050	1,500	6,600	3,606	2
20人槽	4,050	1,500	6,600	3,606	2
25人槽	6,405	2,250	10,560	5,876	2
30人槽	6,405	2,250	10,560	5,876	2
50人槽	9,030	7,500	10,560	2,164	2

④保守点検料金の改定

保守点検料金について過去に改定を実施したか否か、回答のあった 116 市町村の結果を図 4.7-20 に示す。改定あり、なしともに 50.0% (58 市町村) であった。

改定した市町村のうち、回答のあった 56 市町村における直近の改定年度を図 4.7-21 に示す。令和 6 年度及び令和 7 年度での改定が多いことが分かった。その理由として、内閣官房及び公正取引委員会により、令和 5 年 11 月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことによる影響と推測された。

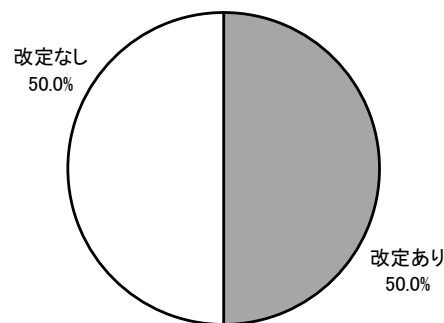


図 4.7-20 保守点検料金における改定の有無

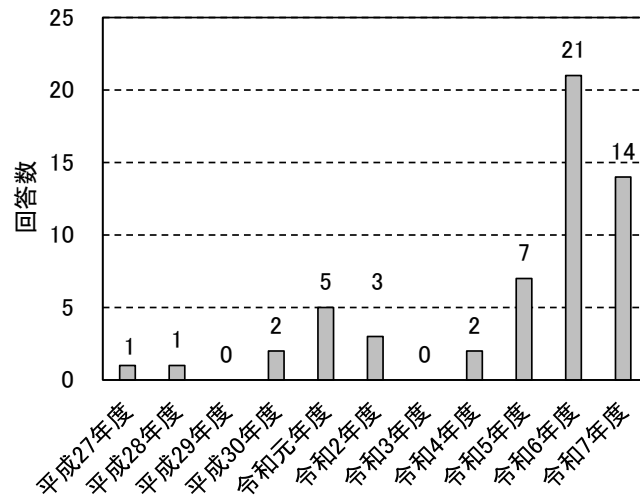


図 4.7-21 保守点検料金における直近の改定年度

4.7.5 清掃料金及び実施状況

(1) 清掃業者との契約方法

回答のあった 157 市町村における、清掃業者との契約方法について集計した結果を図 4.7-22 に示す。契約方法は、随意契約としている市町村が 66.9%（105 市町村）と最も多く、次いで指名競争入札の 16.6%（26 市町村）であった。その他の主な内容は、PFI 事業であった。

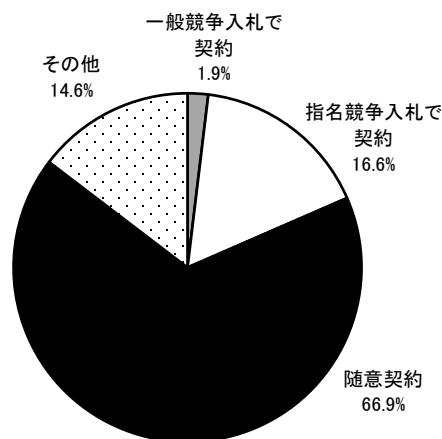


図 4.7-22 清掃業者との契約方法

(2) 年間清掃料金、年間清掃回数

年間清掃料金及び年間清掃回数について平均値、最小値、最大値、標準偏差、回答数を表 4.7-13 に示す。さらに、年間清掃料金の分布状況を図 4.7-23 に示す。5～50 人槽において、平均年間清掃料金は人槽により約 30,000～180,000 円/年、平均年間清掃回数は 1.0～1.1 回/年であることが分かった。

表 4.7-13 公共浄化槽における年間清掃料金及び年間清掃回数

■年間清掃料金

	清掃料金(円/年)			標準偏差	データ数
	平均	最小	最大		
5人槽	29,917	6,050	159,500	15,634	132
7人槽	36,108	6,050	69,652	12,674	129
10人槽	47,663	6,325	135,300	19,182	128
15人槽	68,155	11,000	155,595	31,898	57
20人槽	82,777	11,000	191,675	40,934	52
25人槽	102,840	11,000	214,225	46,578	59
30人槽	113,488	11,000	259,325	57,299	57
50人槽	182,820	11,000	405,900	91,456	50

■年間清掃回数

	清掃回数(回/年)			標準偏差	データ数
	平均	最小	最大		
5人槽	1.0	1	4	0.26	132
7人槽	1.0	1	4	0.26	139
10人槽	1.0	1	4	0.31	137
15人槽	1.0	1	2	0.13	64
20人槽	1.0	1	1	0.00	57
25人槽	1.0	1	4	0.38	63
30人槽	1.1	1	4	0.41	60
50人槽	1.0	1	2	0.19	52

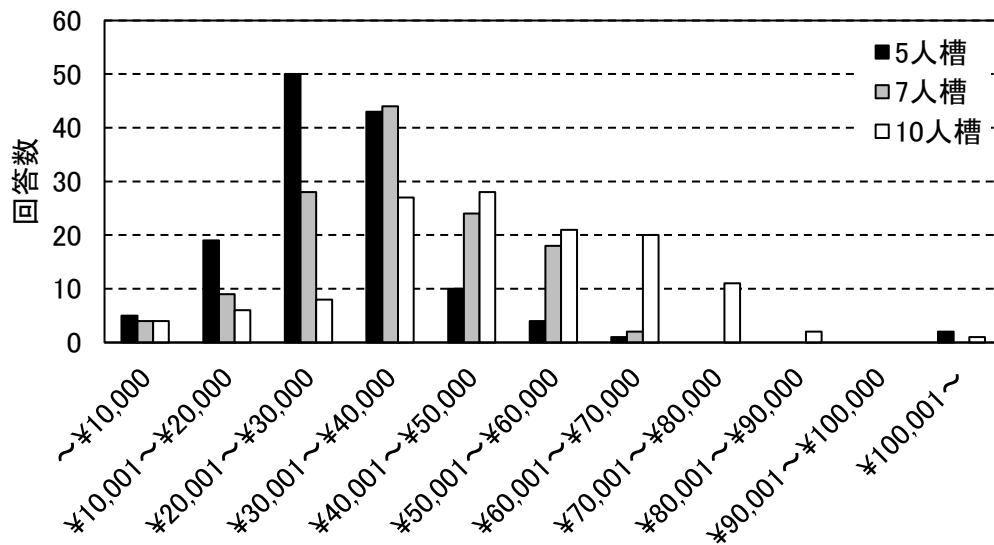


図 4.7-23 公共浄化槽における年間清掃料金の分布

(3) 5人槽の清掃料金に対する7人槽及び10人槽の年間清掃料金の比較

各市町村において人槽別にどの程度料金が増えているかを解析するため、回答のあった128市町村（7人槽）及び127市町村（10人槽）について、5人槽の年間清掃料金に対する7人槽及び10人槽の年間清掃料金の比を算出した。その分布を図4.7-24に示す。

5人槽と比べて7人槽では料金を変化させていない（1.00倍と回答）市町村が18%存在する一方、1.11～1.40倍と回答した市町村が54.7%を占めた。10人槽では5人槽よりも料金が低い（1.00未満と回答）市町村が0.8%、料金を変化させていない（1.00倍と回答）市町村が13.4%であり、32.3%を占めた1.71～2.00にピークがあると考えられた。

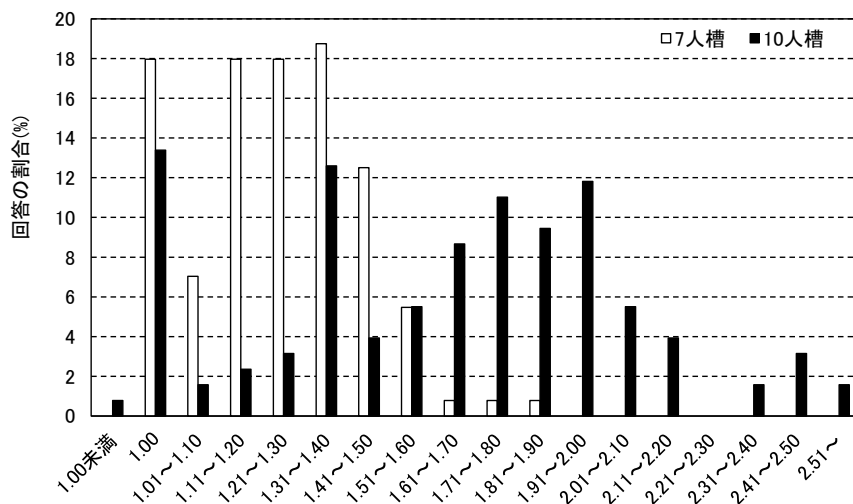


図 4.7-24 公共浄化槽 7人槽及び10人槽 年間清掃料金の比 (対5人槽)

(4) 清掃料金の改定

清掃料金について過去に改定を実施したか否か、回答のあった137市町村の結果を図4.7-25に示す。保守点検同様、改定あり、なしともに50%程度であった。

改定した市町村のうち、回答のあった68市町村における直近の改定年度を図4.7-26に示す。改定年度も保守点検同様、令和6年度及び令和7年度での改定が多いことが分かった。

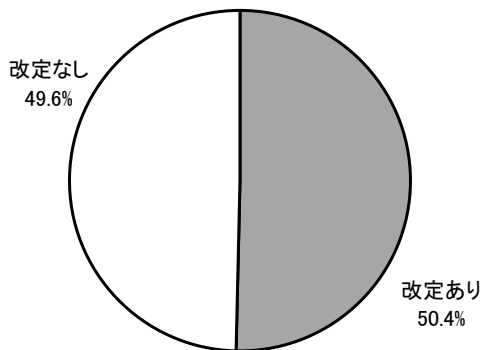


図 4.7-25 清掃料金における改定の有無

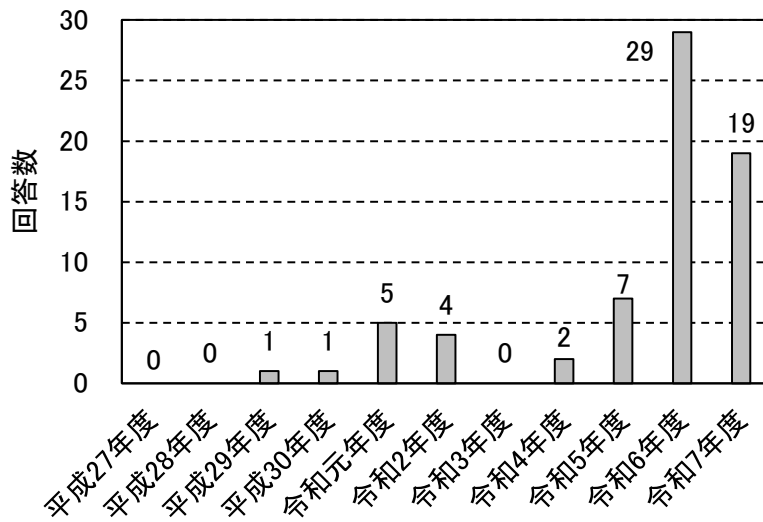


図 4.7-26 清掃料金における直近の改定年度

(5) 料金設定の手法

1) 各戸設置型浄化槽

回答のあった 145 市町村における清掃料金の設定についての集計結果を図 4.7-27 に示す。使用料に含む市町村は 95.9% (139 市町村) であり、使用料以外に別途設定し使用者負担としている市町村は 4.1% (6 市町村) であった。

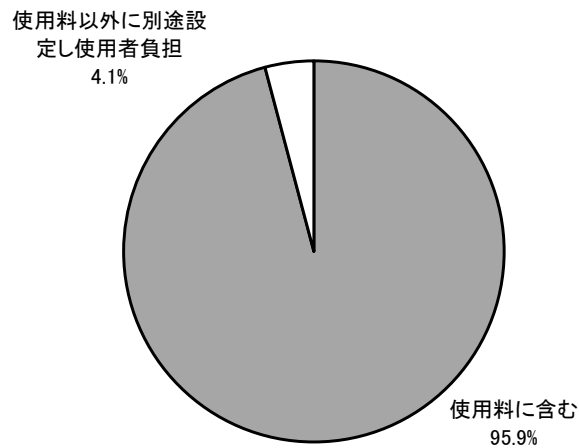


図 4.7-27 各戸設置型浄化槽における清掃料金の設定

回答のあった 140 市町村のうち、清掃料金の設定手法について集計した結果を図 4.7-28 に示す。「人槽、処理方式などで区別して料金設定」の市町村が 47.1% (66 市町村) と最も多かった。次いで「引き抜き汚泥の単位量当たりで料金設定」が 32.1% (45 市町村) と多かった。その他の主な回答は「人槽毎に汚泥引き抜き見込み量を設定のうえ算出」、「世帯人数毎に設定」、「下水道料金を参考」であった。

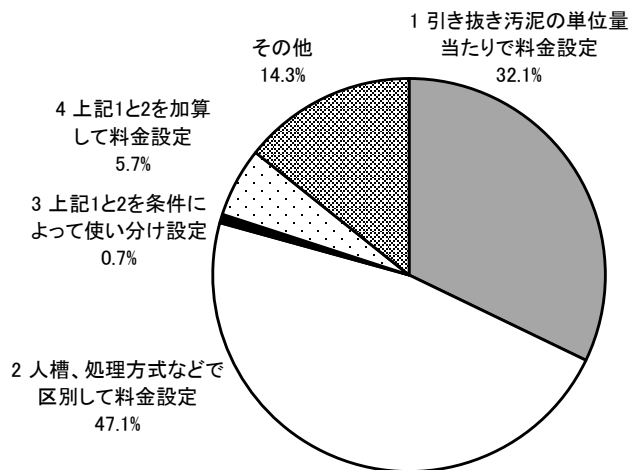


図 4.7-28 各戸設置型浄化槽における清掃料金の設定手法

2) 共同浄化槽

清掃料金の設定について、回答のあった 29 市町村すべて「徴収する使用料に含む」と回答が得られ、「使用料以外に別途設定して使用者負担としている」と回答した市町村はなかった。

清掃費用の設定手法について、回答のあった 23 市町村について集計した結果を図 4.7-29 に示す。「引き抜き汚泥の単位量当たりで料金設定」の市町村が 43.5% (10 市町村) と最も多く、次いで「人槽、処理方式などで区別して料金設定」が 26.1% (6 市町村) と多かった。その他の主な回答は「人槽毎に汚泥引き抜き見込み量を設定のうえ算出」、「公共下水道と同一料金」であった。

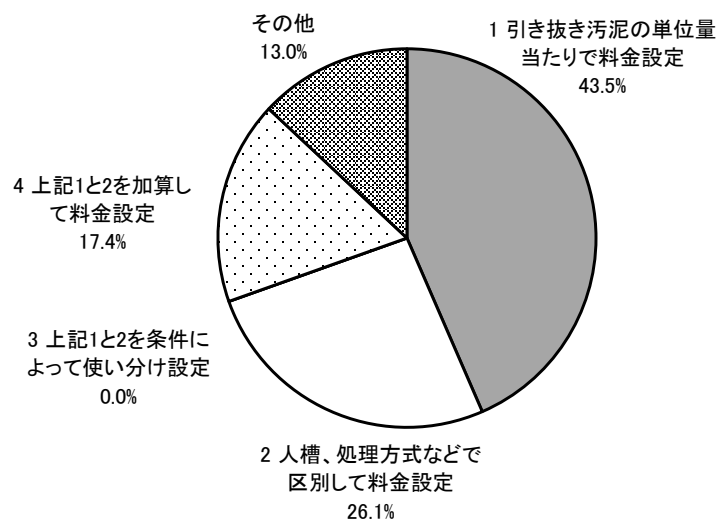


図 4.7-29 共同浄化槽における清掃料金の設定手法

4.7.6 維持管理業務の合理化・効率化

(1) 維持管理業務の合理化・効率化の取組

回答のあった 110 市町村について、維持管理業務の合理化・効率化の取組内容を集計した結果を図 4.7-30 に示す。本設問は複数回答可であるため、回答市町村数に占める回答の割合 (%) で示した。

取組で最も多く行われていたのは「維持管理業務の集約化」で 47.3% (52 市町村) であり、次いで「浄化槽台帳システムの整備・活用等による業務の電子化」が 33.6% (37 市町村) と高い傾向にあった。その他の主な内容は、「浄化槽の型式を統一して維持管理を効率化」や「PFI 手法の導入」であった。

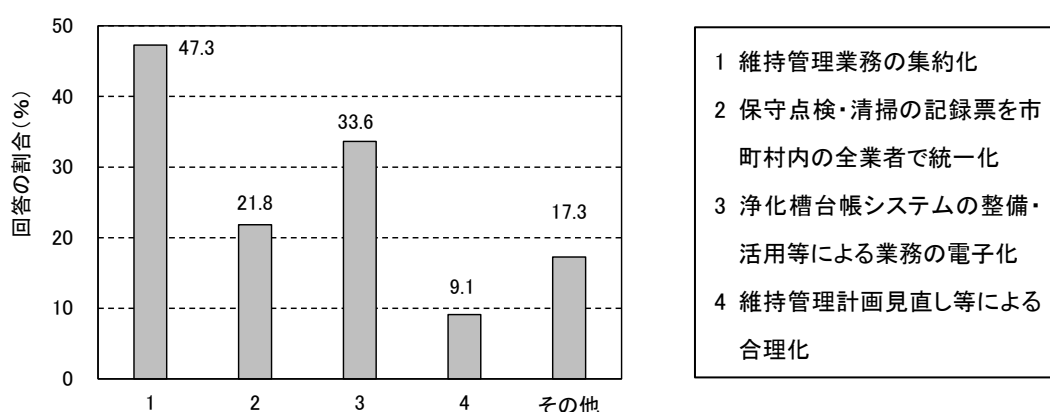


図 4.7-30 維持管理業務の合理化・効率化の取組

(2) 維持管理の更なる向上、合理化・効率化等に関する自由意見

浄化槽維持管理の更なる向上、合理化・効率化に向けて、自由記述で得られた主な意見、自治体の主な課題は以下のとおりである。なお、ここでは上記 (1) の設問に示した取組をすでに進めている市町村と、取組前の市町村の回答が含まれるため、図 4.7-30 の選択肢と一部重複する。

- ・県内で統一した台帳システムを整備・導入し、業務の電子化による情報の一元化が必要。
- ・公共浄化槽使用料の改定が課題。浄化槽の維持管理費用を使用料で賄えない状態が続いている。
- ・維持管理に係る自治体向けの積算基準 (歩掛) に関する情報提供があるとよい。

4.7.7 年間維持管理費用のまとめ

(1) 5、7、10 人槽における年間維持管理費用

5、7、10 人槽における年間保守点検料金、年間清掃料金、法定検査料金、電気料金を集計した結果を表 4.7-14 に示す。この表の年間保守点検料金は表 4.7-7、年間清掃料金は表 4.7-13、法定検査料金は表 4.6-1、電気料金は表 4.5-12 に記載したものを引用した。保守点

検、清掃、電気料金いずれも人槽の増加に伴い金額が上昇し、それに伴い維持管理費用も増加する傾向が認められた。

表 4.7-14 5、7、10 人槽における年間維持管理費用

単位:円/年

	保守点検 A	清掃 B	法定検査 C	電気 D	合計 A+B+C	合計 A+B+C+D
5人槽	17,901	29,917	5,147	15,041	52,965	68,005
7人槽	18,626	36,108	5,147	18,357	59,881	78,238
10人槽	19,916	47,663	5,147	24,373	72,726	97,098

本章において、「個人設置型浄化槽」とは「業者が年間保守点検・清掃料金を徴収する浄化槽」とする。個人設置型浄化槽及び公共浄化槽における平均年間保守点検・清掃料金を比較した結果を、表 4.7-15 に示す。表中には差分 (=公共浄化槽の平均年間保守点検・清掃料金－個人設置型の平均年間保守点検・清掃料金)、割合 (=公共浄化槽の平均年間保守点検・清掃料金÷個人設置型の平均年間保守点検・清掃料金) を併せて示した。なお、個人設置型は業者のデータ (平均年間保守点検料金は表 4.4-2、平均年間清掃料金は表 4.4-8)、公共浄化槽は市町村のデータ (平均年間保守点検料金は表 4.7-7、平均年間清掃料金は表 4.7-13) を用いた。

平均年間保守点検料金については、個人設置型と公共浄化槽はほぼ同額であった。平均年間清掃料金は公共浄化槽の方が人槽により 3,000～4,000 円程度高く、そのため平均年間保守点検・清掃料金の総額では個人設置型に比べて公共浄化槽の方が上回った。このような傾向は、令和 5 年度調査と同様であった。

表 4.7-15 個人設置型と公共浄化槽との年間保守点検料金、年間清掃料金の比較

	保守点検		清掃		保守点検+清掃			
	個人設置	公共浄化槽	個人設置	公共浄化槽	個人設置	公共浄化槽	差分	割合(%)
5人槽	18,247	17,901	26,074	29,917	44,321	47,818	3,497	107.9
7人槽	18,977	18,626	32,829	36,108	51,806	54,734	2,928	105.7
10人槽	20,225	19,916	43,698	47,663	63,923	67,579	3,656	105.7

(2) 11～50 人槽における年間維持管理費用

15、20、25、30、50 人槽における平均年間保守点検・清掃料金、法定検査料金を集計した結果を表 4.7-16 に示す。本表の年間保守点検料金は表 4.7-11、年間清掃料金は表 4.7-13、法定検査料金は表 4.6-1 に記載したものを引用した。保守点検、清掃、法定検査料金いずれも人槽の増加に伴い金額が上昇し、それに伴い総額が上昇する傾向が認められた。

表 4.7-16 15、20、25、30、50 人槽における年間維持管理費

単位:円/年

	保守点検	清掃	法定検査	合計
15人槽	19,103	68,155	6,087	93,346
20人槽	25,713	82,777	6,087	114,577
25人槽	39,540	102,840	8,487	150,866
30人槽	42,619	113,488	8,487	164,594
50人槽	78,364	182,820	8,487	269,671

4.8 過年度調査との比較分析

4.8.1 各年度の調査概要

(1) 業者に対する調査

業者に対する過年度調査（平成10年度、平成15年度、平成19年度、平成21年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、令和5年度）と今回（令和7年度）の調査方法及び調査項目を比較した一覧を表4.8-1に示す。

表4.8-1 業者に対する調査方法・調査項目の比較

調査年度	調査方法の概要	調査対象項目						事業者の特性		
		保守点検料金	清掃料金	機器交換費		法定検査料金	電気料金	業種区分	従業員数	顧客数
				プロワ本体	本体以外					
平成10年度	福島県、埼玉県、長野県、岐阜県、兵庫県、岡山県、愛媛県、福岡県および鹿児島県の計9県を対象に調査を実施 回答件数：記載なし	○	○	-	-	○	○	-	-	-
		対象入槽規模：5～10人槽								
平成15年度	47都道府県の維持管理業者（計2,296社）へのアンケート調査 回答件数：1,040社 回答率：45%	○	○	-	-	○	○	○	○	-
		対象入槽規模：5～10人槽								
平成19年度	47都道府県の維持管理業者（計1,891社）へのアンケート調査 回答件数：587社 回答率：31%	○	○	○	○	○	○	○	-	-
		対象入槽規模：5～200人槽								
平成21年度	47都道府県の維持管理業者（計1,880社）へのアンケート調査 回答件数：598社 回答率：32%	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		対象入槽規模：5～200人槽								
平成24年度	47都道府県の維持管理業者（計1,761社）へのアンケート調査 回答件数：359社 回答率：20%	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		対象入槽規模：5～200人槽								
平成26年度	47都道府県の維持管理業者（計1,793社）へのアンケート調査 回答件数：599社 回答率：33%	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		対象入槽規模：5～200人槽								
平成28年度	47都道府県の維持管理業者（計1,880社）へのアンケート調査 回答件数：624社 回答率：33%	○	○	○	○	○	○	○	-	-
		対象入槽規模：5～200人槽								
令和5年度	47都道府県の維持管理業者（計1,880社）へのアンケート調査 回答件数：446社 回答率：23.7%	○	○	○	○	○	○	○	-	-
		対象入槽規模：5～200人槽								
令和7年度	47都道府県の維持管理業者（計1,908社）へのアンケート調査 回答件数：689社 回答率：36.1%	○	○	-	-	○	○	○	-	-
		対象入槽規模：5～10人槽								

過年度調査と比較して、今年度調査では①対象入槽規模を5～10人槽とした、②処理方式別の保守点検・清掃料金は調査しなかった、等の相違がある。過年度との維持管理費用の比較・推移の評価については、過年度調査における「合併処理浄化槽（全体）」と、今年度の調査で得られた5～10人槽の年間保守点検・清掃料金、法定検査料金、電気料金を用いることとした。

(2) 市町村に対する調査

市町村に対する過年度調査（平成 28 年度、令和 5 年度）と今回（令和 7 年度）の調査方法及び調査項目を比較した一覧を表 4.8-2 に示す。公共浄化槽に対する維持管理費用調査を実施したのは令和 5 年度と今年度となるが、維持管理費用の比較・推移の評価において参考情報とするため、平成 28 年度のデータも加えることとした（ただし、平成 28 年度のデータは市町村設置型浄化槽である）。

表 4.8-2 市町村に対する調査方法・調査項目の比較

調査年度	調査方法の概要	調査対象項目						
		事業の状況	保守点検料金	清掃料金	機器交換費		報告と記録票	業務の合理化・効率化
					プロワ本体	本体以外		
平成28年度	13市町村へのアンケート調査 回答件数：10市町村 回答率：76.9%	○	○	○	○	○	○	—
		対象人槽規模：5～200人槽						
令和5年度	289市町村へのアンケート調査 回答件数：83市町村 回答率：28.7%	○	○	○	○	○	○	○
		対象人槽規模：5～200人槽						
令和7年度	271市町村へのアンケート調査 回答件数：158市町村 回答率：58.3%	○	○	○	—	—	○	○
		対象人槽規模：5～50人槽						

4.8.2 調査回答業者における業種の割合の推移

平成 15 年度以降におけるアンケートに回答した業者の業種割合を 図 4.8-1 に示す。

平成 15 年度から平成 24 年度までは、保守点検専門の業者が増加（平成 24 年度は 35.9%）する傾向が認められたが、以後減少し、令和 5 年度においては 26.5%、令和 7 年度では 28.6% であった。

最も多い業種は各調査年度とも保守点検・清掃兼業の業者であり、令和 7 年度では 66.8% であった。

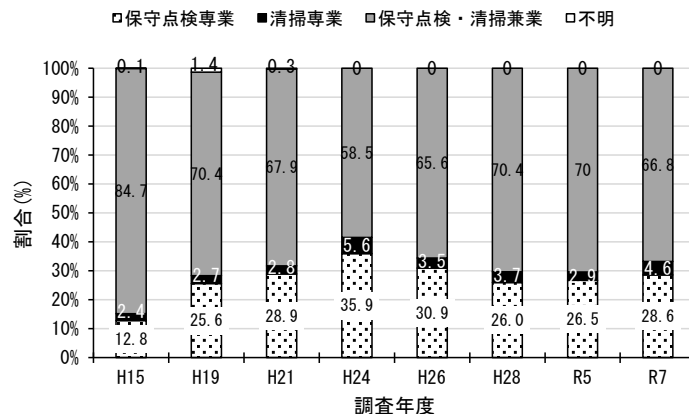


図 4.8-1 調査回答業者の業種割合の推移

4.8.3 個人設置型浄化槽における維持管理費用の推移

維持管理費用は、年間保守点検料金、年間清掃料金、法定検査料金、電気料金の平均を合計した値とし、人槽別に求めた。その結果を図 4.8-2 に示す。また、各人槽の料金別の推移を図 4.8-3、表 4.8-3 に示す。なお、表示年度は調査年度を示す。

過年度調査との比較から、平成 10 年度以降の調査において 5 人槽は約 6 万円/年、7 人槽は約 7 万円/年、10 人槽は約 9 万円/年であり、費用の増減がありつつも総じて横ばいの傾向にあると考えられた。ただし、平成 26 年度以降からいずれの人槽においても維持管理費用が増加傾向にあると考えられ、その要因として令和 5 年度調査以降の電気料金単価の値上がり（電気料金の算出における単価は、平成 28 年度：22.76 円/kWh、令和 5 年度：33.2 円/kWh、令和 7 年度：33.1 円/kWh、）や保守点検料金が増加傾向にあることが考えられた。

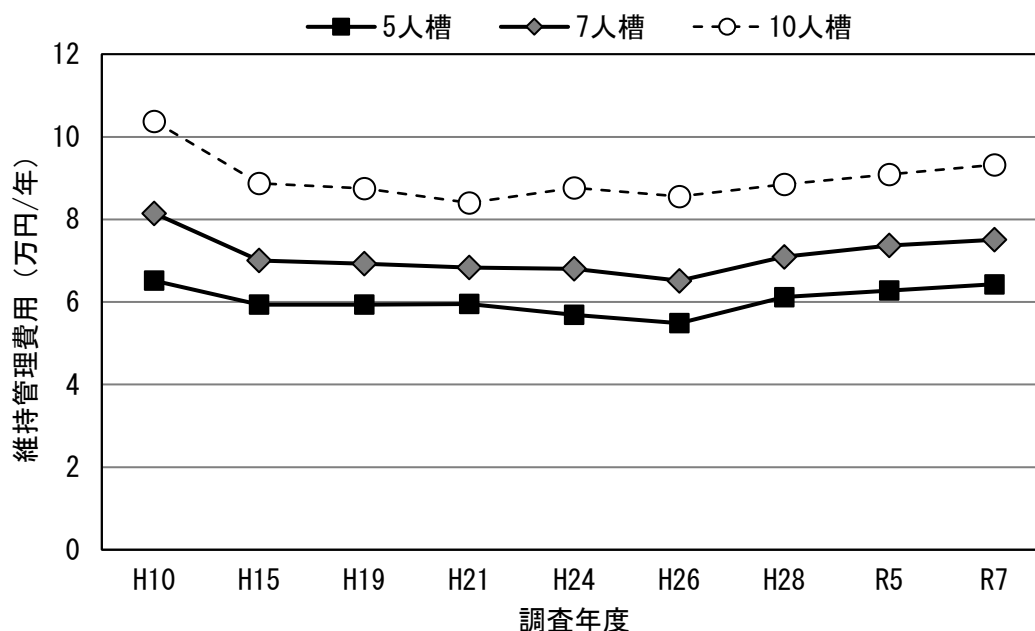
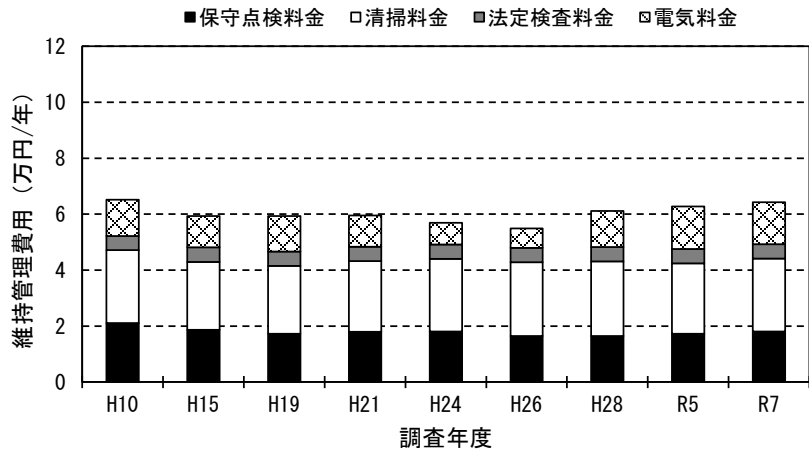
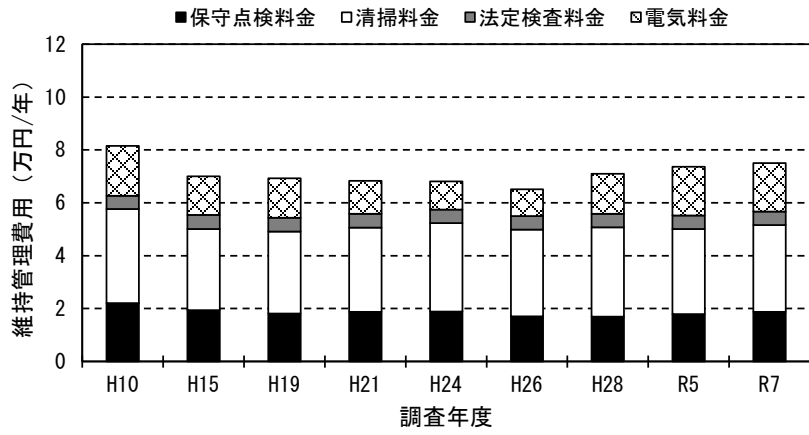


図 4.8-2 個人設置型浄化槽における維持管理費用の推移

5人槽



7人槽



10人槽

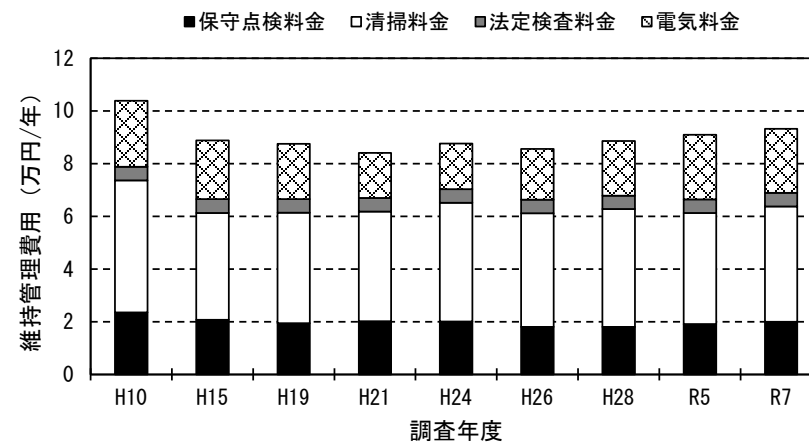


図 4.8-3 個人設置型浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用の推移

表 4.8-3 個人設置型浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用

■5人槽 (円/年)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28	R5	R7
保守点検料金	21,039	18,713	17,288	17,999	18,059	16,427	16,433	17,217	18,029
清掃料金	26,118	24,185	24,195	25,177	25,938	26,374	26,727	25,179	26,074
法定検査料金	5,056	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122	5,189	5,147
電気料金	12,956	11,170	12,704	11,151	7,744	6,951	12,903	15,180	15,041
合計	65,169	59,368	59,377	59,517	56,913	54,890	61,185	62,765	64,291

■7人槽 (円/年)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28	R5	R7
保守点検料金	22,115	19,427	18,139	18,816	18,839	17,056	17,007	17,881	18,757
清掃料金	35,535	30,654	31,050	31,798	33,496	32,828	33,719	32,168	32,829
法定検査料金	5,056	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122	5,189	5,147
電気料金	18,786	14,696	14,916	12,548	10,558	10,128	15,107	18,468	18,357
合計	81,492	70,077	69,295	68,352	68,065	65,150	70,955	73,706	75,090

■10人槽 (円/年)

	H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28	R5	R7
保守点検料金	23,525	20,765	19,425	20,168	20,100	18,041	18,077	19,111	20,003
清掃料金	50,149	40,496	41,948	41,643	45,033	43,117	44,667	42,104	43,698
法定検査料金	5,065	5,300	5,190	5,190	5,172	5,138	5,122	5,189	5,147
電気料金	25,048	22,206	20,947	17,000	17,329	19,263	20,655	24,504	24,373
合計	103,787	88,767	87,510	84,001	87,634	85,559	88,521	90,908	93,221

4.8.4 公共浄化槽における維持管理費用の推移

(1) 5～10人槽

維持管理費用は、年間保守点検料金、年間清掃料金、法定検査料金、電気料金の平均を合計した値とし、人槽別に求めた。平成28年度の年間保守点検・清掃料金については、各人槽、各処理方式で得られた全ての回答に対し、算術平均により金額を算出した。その結果を図4.8-4に示す。また、各人槽の料金別の推移を図4.8-5、表4.8-4に示す。各図表の表示年度は調査年度を示す。

過年度調査との比較から、平成28年度以降の調査において5人槽は約6万円/年、7人槽は約7万円/年、10人槽は約9～10万円/年であり、費用の増減がありつつも総じて横ばいの傾向にあると考えられた。

公共浄化槽の維持管理費用については令和5年度及び今回の調査事例しかなく、知見が少ないことから、今後も継続して情報収集し、実態の把握に努めていくことが重要であると考えられた。

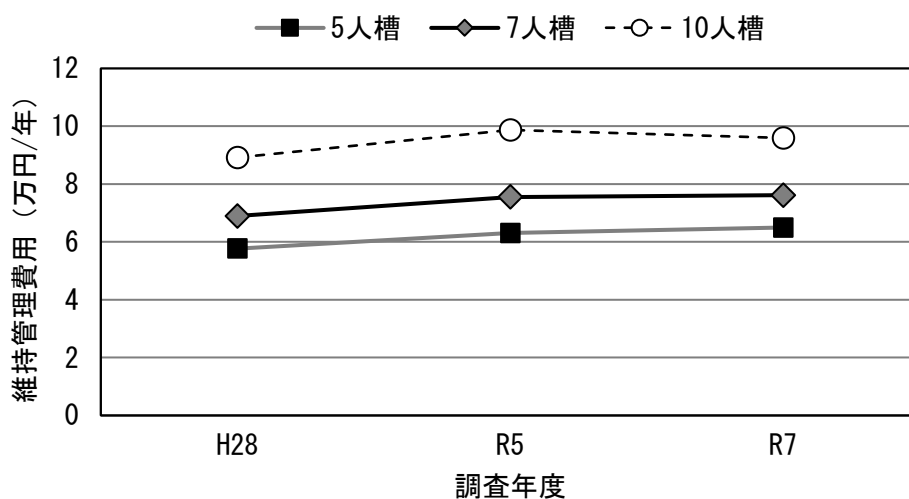
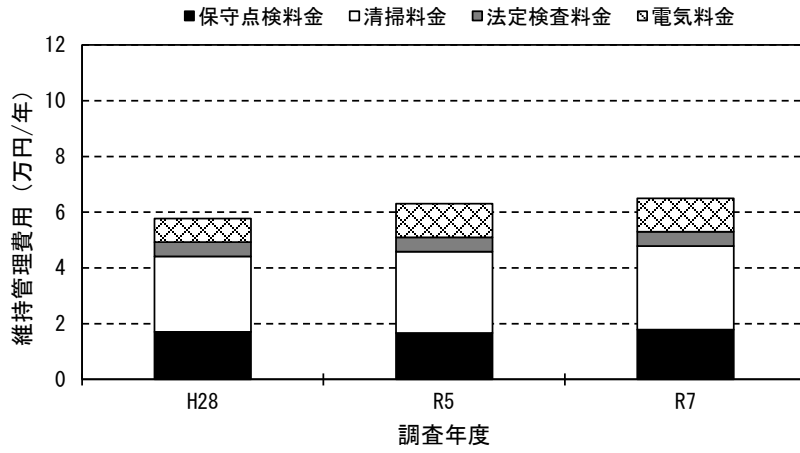
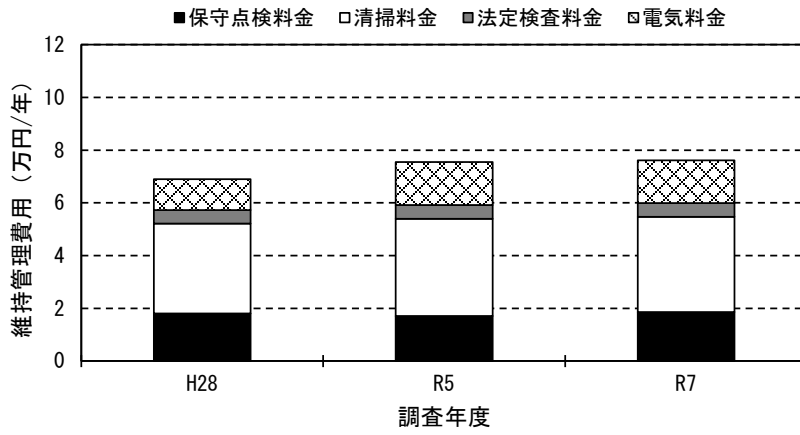


図4.8-4 5～10人槽の公共浄化槽における維持管理費用の推移（平成28年度のみ市町村設置型浄化槽）

5人槽



7人槽



10人槽

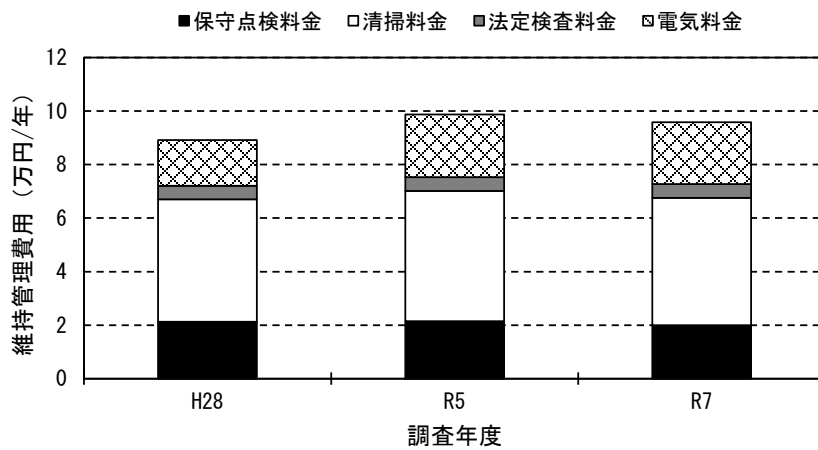


図 4.8-5 5～10人槽の公共浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用の推移

表 4.8-4 5～10 人槽の公共浄化槽における人槽別・料金区別の維持管理費用

■5人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	17,079	16,649	17,901
	回答数	11	150	140
清掃料金	平均(円/年)	27,080	29,174	29,917
	回答数	9	146	132
法定検査料金	(円/年)	5,122	5,189	5,147
電気料金	(円/年)	8,394	12,042	11,952
合計	(円/年)	57,675	63,054	64,917

■7人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	18,066	17,089	18,626
	回答数	11	152	138
清掃料金	平均(円/年)	34,027	36,886	36,108
	回答数	9	152	129
法定検査料金	(円/年)	5,122	5,189	5,147
電気料金	(円/年)	11,723	16,347	16,265
合計	(円/年)	68,938	75,511	76,146

■10人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	21,259	21,432	19,916
	回答数	11	132	138
清掃料金	平均(円/年)	45,738	48,742	47,663
	回答数	8	128	128
法定検査料金	(円/年)	5,122	5,189	5,147
電気料金	(円/年)	17,072	23,342	23,167
合計	(円/年)	89,191	98,705	95,893

(2) 11～50人槽

15、20、25、30、50人槽の維持管理費用は、年間保守点検料金、年間清掃料金、法定検査料金の平均を合計した値とし、人槽別に求めた。平成28年度の年間保守点検・清掃料金については、各人槽、各処理方式で得られた全ての回答に対し、算術平均により金額を算出した。その結果を図4.8-6に示す。また、各人槽の料金別の推移を図4.8-7、表4.8-5に示す。各図表の表示年度は調査委託年度を示す。

過年度調査との比較から、各調査において15～30人槽は人槽により約10～15万円/年で推移していた。50人槽では令和5年度では約18万円/年に対し、平成28年度及び令和7年度では約25万円/年と、調査年度によって費用の変動が大きかった。11～50人槽の回答に対しては、例えば50人槽では50人槽前後の処理対象人員を含めた回答を可としたため、50人槽の回答のうち、流量調整槽を有するデータをどの程度含むかによって保守点検頻度が増え、維持管理費用が大きく変動する可能性があることを反映していると推測された。

5～10人槽の場合と同様に、11～50人槽の公共浄化槽の維持管理費用については令和5年度及び今回の調査事例しかなく、知見が少ないことから、今後も継続して情報収集し、実態の把握に努めていくことが重要であると考えられた。

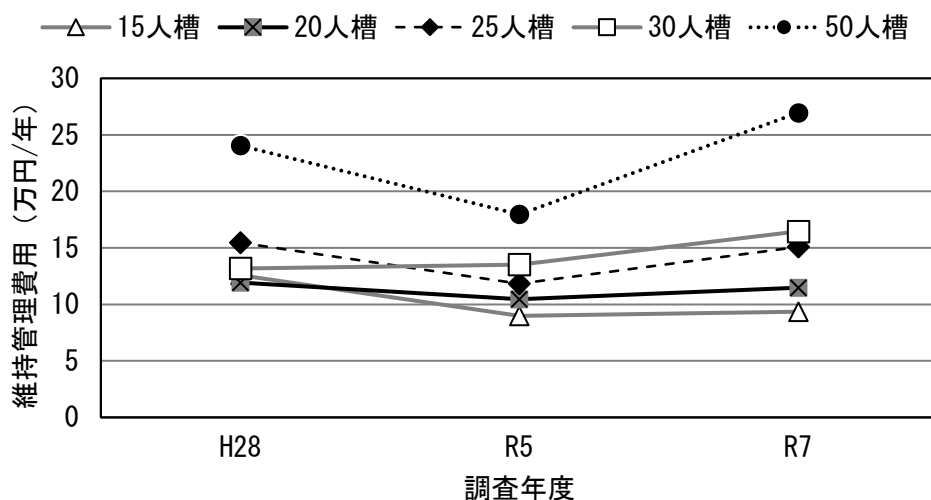
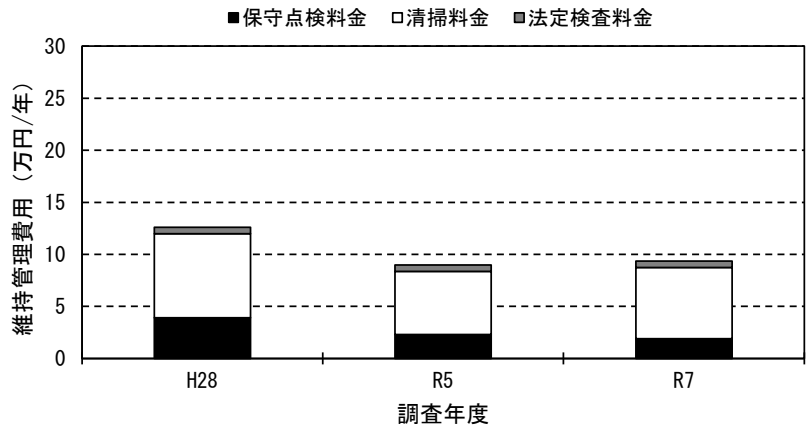
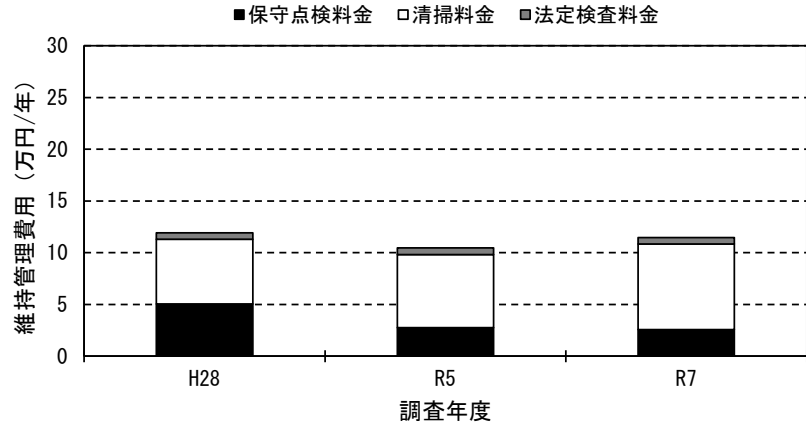


図 4.8-6 11～50人槽の公共浄化槽における維持管理費用の推移 (平成28年度のみ市町村設置型浄化槽)

15 人槽



20 人槽



25 人槽

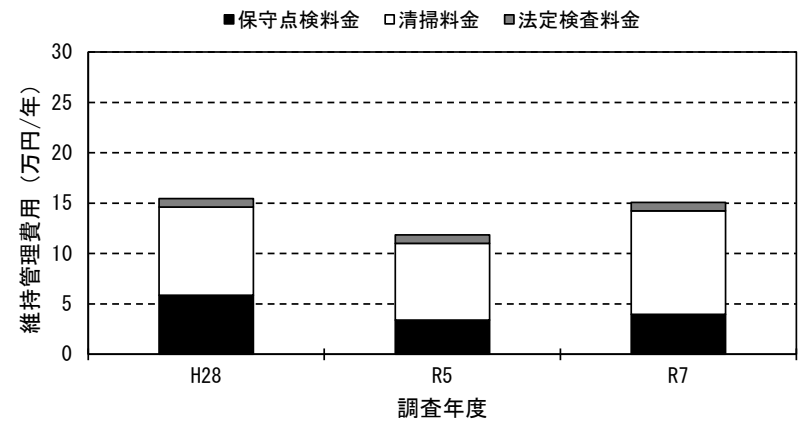
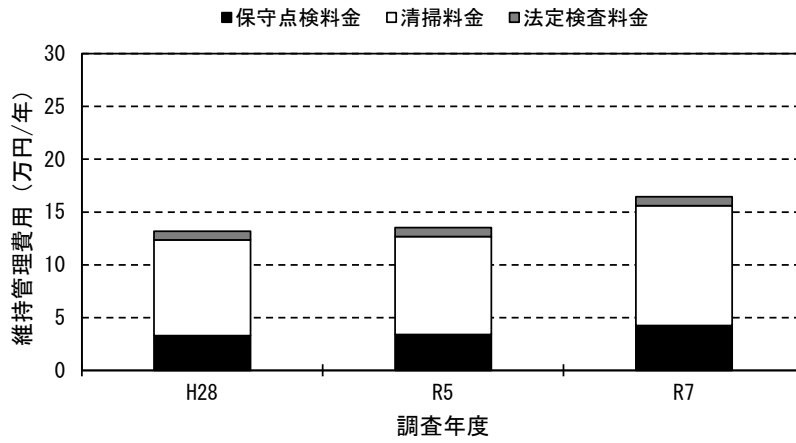


図 4.8-7 11~50 人槽の公共浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用の推移
(1)

30 人槽



50 人槽

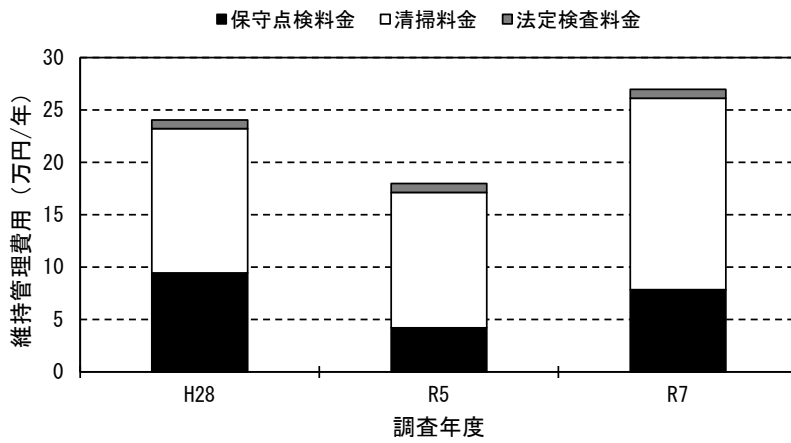


図 4.8-7 11~50 人槽の公共浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用の推移
(2)

表 4.8-5 11~50 人槽の公共浄化槽における人槽別・料金区分別の維持管理費用

■15人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	39,201	22,910	19,103
	回答数	6	68	13
清掃料金	平均(円/年)	80,514	60,735	68,155
	回答数	2	67	57
法定検査料金	(円/年)	6,226	6,226	6,226
合計	(円/年)	125,941	89,871	93,484

■20人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	50,395	27,644	25,713
	回答数	4	68	14
清掃料金	平均(円/年)	62,683	70,641	82,777
	回答数	1	61	52
法定検査料金	(円/年)	6,226	6,226	6,226
合計	(円/年)	119,304	104,511	114,716

■25人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	58,664	33,974	39,540
	回答数	5	63	16
清掃料金	平均(円/年)	87,354	75,951	102,840
	回答数	2	56	59
法定検査料金	(円/年)	8,426	8,426	8,426
合計	(円/年)	154,444	118,351	150,806

■30人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	32,866	34,011	42,619
	回答数	4	60	15
清掃料金	平均(円/年)	90,612	92,798	113,488
	回答数	1	56	57
法定検査料金	(円/年)	8,426	8,426	8,426
合計	(円/年)	131,904	135,235	164,533

■50人槽

		H28	R5	R7
保守点検料金	平均(円/年)	94,458	42,076	78,364
	回答数	4	52	16
清掃料金	平均(円/年)	137,592	129,221	182,820
	回答数	1	45	50
法定検査料金	(円/年)	8,426	8,426	8,426
合計	(円/年)	240,476	179,723	269,610

4.9 維持管理費用調査のまとめと今後の課題

5～50人槽の浄化槽について、全国の保守点検業者と清掃業者、保守点検・清掃兼業者ならびに、公共浄化槽等整備推進事業を実施している市町村を対象にアンケート調査を実施し、令和6年度における保守点検料金、清掃料金等を調査した。全浄協に登録されている5、7、10人槽の浄化槽について、ブロワ等の消費電力量を調査し、年間の電気料金を算出した。法定検査料金は「令和6年度浄化槽の指導普及に関する調査結果」より引用した。これらの結果を基に年間の維持管理費用を導出し、過年度調査との比較を行った。本調査における主な成果を以下に示す。

4.9.1 業者に対する調査

- ・調査対象1,908社に対し得られた回答数は689社であり、回収率は36.1%であった。
- ・単独処理浄化槽の年間保守点検料金は、13,957円/年（5人槽）、14,276円/年（7人槽）、14,965円/年（10人槽）であった（表4.4-2参照）。
- ・合併処理浄化槽の年間保守点検料金は、18,029円/年（5人槽）、18,757円/年（7人槽）、20,003円/年（10人槽）であった（表4.4-2参照）。
- ・5、7、10人槽の浄化槽について、年間保守点検回数は、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽いずれも3回/年と4回/年が多い傾向にあった（図4.4-10、図4.4-11参照）。
- ・単独処理浄化槽の年間清掃料金は、20,139円/年（5人槽）、22,973円/年（7人槽）、27,862円/年（10人槽）であった（表4.4-8参照）。
- ・合併処理浄化槽の年間清掃料金は、26,074円/年（5人槽）、32,829円/年（7人槽）、43,698円/年（10人槽）であった（表4.4-8参照）。
- ・5、7、10人槽の浄化槽について、年間清掃回数は、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽いずれも1.0回/年であった（表4.4-9参照）。
- ・47都道府県を6地域に分類（表4.4-10参照）し、各地域の年間保守点検料金及び清掃料金、及びその合計額を比較した（表4.4-11、図4.4-24～図4.4-29参照）。単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽について、いずれの人槽においても、とくに清掃料金の地域によるばらつきが認められた。清掃料金と保守点検料金はそれぞれ高い、または低い地域が異なっており、二つの料金の合計額は個々の料金より地域差が緩和される傾向がみられ、地域間で大幅な差はなかったと考えられた。

4.9.2 電気料金

- ・全浄協に登録されている浄化槽を処理方式別に分類し、調査対象型式を選定した（表4.5-1参照）。
- ・ブロワや付属機器の消費電力を基に、処理方式毎、合併処理浄化槽（全ての処理方式におけるデータを反映したもの）の年間電気料金を算出した（表4.5-12参照）。

4.9.3 公共浄化槽等整備推進事業実施市町村に対する調査

- ・令和6年度時点で公共浄化槽等整備推進事業を実施している269の全浄协会会员市町村に対しアンケート調査を行った。158市町村より回答が得られ、回収率は58.7%であった。
- ・公共浄化槽等整備推進事業に携わる全職員数は1人から7人にかけて幅広く分布し、1～3人で過半数を占め（図4.7-1参照）、平均は4.3人であった。
- ・公共浄化槽等整備推進事業の開始（浄化槽市町村整備推進事業を含む）から令和6年度末までの実施年数は、15～30年の市町村の割合が72.1%を占めた（図4.7-2参照）。
- ・月額使用料の設定方法は、各戸設置型浄化槽では人槽規模別に設定している市町村が39.9%と最も多く、次いで水道使用量に併せて設定している市町村は38.6%であった（図4.7-3参照）。共同浄化槽では水道使用量に併せて設定している市町村が44.0%と最も多かった（図4.7-4参照）。
- ・収支割合（＝使用料収入÷維持管理費用）は、平均で68.7%であり、令和5年度調査（71.3%）と同程度であった（表4.7-6、図4.7-7参照）。
- ・各戸設置型浄化槽の年間保守点検料金は、17,901円/年（5人槽）、18,626円/年（7人槽）、19,916円/年（10人槽）であった（表4.7-7参照）。
- ・5、7、10人槽の各戸設置型浄化槽について、年間保守点検回数は3回/年と4回/年が多い傾向にあった（図4.7-15参照）。
- ・保守点検料金の改定について、改定ありと回答したのは50.0%であり（図4.7-20参照）、とくに令和6年度及び令和7年度での改定が多いことが分かった（図4.7-21参照）。
- ・合併処理浄化槽の年間清掃料金は、29,917円/年（5人槽）、36,108円/年（7人槽）、47,663円/年（10人槽）であった（表4.7-13参照）。
- ・5～50人槽の浄化槽について、年間清掃回数は主に1.0回/年であった（表4.7-13参照）。
- ・清掃料金の改定について、改定ありと回答したのは50.4%であり（図4.7-25参照）、とくに令和6年度及び令和7年度での改定が多いことが分かった（図4.7-26参照）。

4.9.4 過年度調査との比較分析

- ・過年度調査（平成10年度、平成15年度、平成19年度、平成21年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、令和5年度）と今回（令和7年度）の調査について維持管理費用の推移を評価した。
- ・5、7、10人槽の個人設置型浄化槽（業者が保守点検・清掃料金を徴収する浄化槽）では、年間維持管理費用の推移として、5人槽は約6万円/年、7人槽は約7万円/年、10人槽は約9万円/年であり、費用の増減がありつつも総じて横ばいの傾向にあると考えられた（図4.8-2～図4.8-3、表4.8-3参照）。

- ・ 5、7、10人槽の公共浄化槽では、平成28年度、令和5年度と令和7年度の維持管理費用の推移として、5人槽は約6万円/年、7人槽は約7万円/年、10人槽は約9～10万円/年であり、費用の増減がありつつも総じて横ばいの傾向にあると考えられた（図4.8-4～図4.8-5、表4.8-4参照）。また、これらの金額は個人設置型浄化槽（図4.8-2～図4.8-3、表4.8-3参照）と同程度であった。
- ・ 15～30人槽の公共浄化槽の維持管理費用は約10～15万円/年で推移していた。50人槽では令和5年度の約18万円/年に対し、平成28年度及び令和7年度では約25万円/年と、調査年度によって費用の変動が大きかった（図4.8-6～図4.8-7、表4.8-5参照）。

4.9.5 維持管理費用調査に関する今後の課題

アンケートの回収率について、今回の調査は業者、市町村それぞれ36.1%、58.7%であり、令和5年度調査（それぞれ23.7%、28.7%）を上回る結果となった。令和5年度調査ではページ数や設問数を抑えたコンパクトな調査票を作成することが課題として挙げられたことにより、今回の調査で使用した調査票は、業者用は4ページ（令和5年度調査では15ページ）、市町村用は8ページ（令和5年度調査では17ページ）と設問を大幅に限定した。これにより業者・市町村職員の回答に対する負担が低減し、回答数、回収率の向上につながったと考えられる。今後の調査においても、過年度調査との比較に不可欠なデータ収集が可能となるよう配慮しながら設問の集約に努め、回収率の向上を図ることが重要である。

維持管理業務の合理化・効率化の取組（図4.4-30、図4.7-30）については、具体的な実態把握が十分に達成されるよう、設問における選択肢の見直しが有用と考えられた（例えば、図4.4-30の「4 業務の集約化・合理化」、図4.7-30の「4 維持管理計画見直し等による合理化」等）。

電気料金の算出について、本調査では過年度調査と同様、全浄協の登録浄化槽管理票の集計において処理方式別に累積設置基数の多い型式を選定した。登録期限を過ぎた浄化槽の設置基数は増えないことを踏まえ、調査時点で設置基数が増加している処理方式に限定して電気料金を計算するなど、調査方法の簡素化について検討することが重要と考えられた。

第5章 浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催

5.1 はじめに

関係者への情報提供、情報収集及び意見交換を行うため、全国の指定検査機関、都道府県保健所設置市担当者及び関係団体を対象とした全国会議を開催した。

5.2 全国会議の開催

5.2.1 開催状況

会議は以下の日程、会場及び出席状況で開催した。

開催日時： 令和8年2月25日（水）14:00～17:00

開催場所： 対面及びWeb開催（Zoom ウェビナー）

（事務局：公益財団法人 日本環境整備教育センター 4F 大会議室）

出席状況：出席者数…338名（行政担当者240名、指定検査機関96名、関係団体2名）

出席団体数…271団体

（自治体208団体、指定検査機関61機関、関係団体2団体）

なお、Webで参加した人数は、当日までに登録のあったメールアドレス1つにつき1名として集計した。

5.2.2 議事及び配布資料

会議における議事及び配布資料は以下のとおりである。

議事

（1）浄化槽行政の現状と災害対応

資料1 浄化槽行政の現状と災害対応

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

（2）環境省版浄化槽台帳の改修の検討案について

資料2 環境省版浄化槽台帳の改修の検討案について

公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループ

（3）浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果

資料3 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果

公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループ

（4）大台町における生活排水処理事業使用料の改定について

資料4 大台町における生活排水処理事業使用料の改定について

三重県大台町 建設上下水道課

以下に、全国会議で使用された資料を示す。

【資料1】浄化槽行政の現状と災害対応

資料1

浄化槽行政の現状と災害対応

令和8年2月25日

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室 中山 修一朗

環境省浄化槽サイト: <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

②人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(集合処理から個別処理への転換)

- 集合処理インフラの老朽化や急速な人口減少、社会情勢は昨今大きく変化。
- 維持管理コストの適正化、災害からの迅速な復旧といった社会的ニーズの観点から、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)の選択・整備が必要。
- 静岡県南伊豆町では、整備済みの農業集落排水施設から浄化槽への転換が完了したほか、石川県珠洲市では、被災した下水道の高架橋地区を浄化槽に転換した上で復旧する方針を市長が表明。

汚水処理インフラの老朽化を示す例(下水道:RS時点)

50年経過 約70% (RS100) → 老朽化 約70% (RS100) → 更新 約30% (RS100)

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

①都市規模別の汚水処理施設の普及状況(～令和6年度末)

汚水処理人口普及率は全体で約93.7% (うち浄化槽は約9.5%) に達する一方、なお約780万人が適切な汚水処理インフラを利用できず。
し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、未だに329万基存在 (※新設SH12浄化槽は改正で禁止)。

都市規模	人口	下水道	集落排水	浄化槽	し尿処理
人口100万人以上	1,894	1,894	0	0	0
100万人未満	1,799	1,799	0	0	0
50万人以上	1,390	1,390	0	0	0
10万人以上	1,191	1,191	0	0	0
5万人以上	1,144	1,144	0	0	0
5万人未満	1,105	1,105	0	0	0
合計	8,333	8,333	0	0	0

(令和6年度末)
 新設人口: 784 (6.3%)
 コモコソ: 15 (0.1%)
 農業集落: 285 (2.3%)
 浄化槽: 1,175 (9.5%)
 下水道: 10,140 (81.8%)
 普及人口: 11,633 (93.7%)

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

④人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化(既設の集落排水から公共浄化槽への転換例)

静岡県南伊豆町においては、農業集落排水施設の老朽化に伴って元行政からの施設廃止要請を受け、令和3年度までに農業集落排水施設の廃止と合併処理浄化槽8基の設置を実施。

事例内容

- 対象者: 集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費: 合併処理浄化槽導入費(50%)等する経費(排水施設設置、物件修繕を含む)
- 廃止に要した経費: 6年(平成28年度～令和3年度)
- 廃止に伴う代替事業: 集落排水施設廃止に伴う補助金(10/10割補助)
- ※維持管理費は個人負担

集落排水施設(入間地区)における浄化槽への転換箇所

※上記①②③は老朽化が原因で施設が劣化していたため、老朽化の上では下水道に接続が困難

※上記④は老朽化が原因で施設が劣化していたため、老朽化の上では下水道に接続が困難

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進(設置基数の推移)

改正により新設が禁止されて以降、単独処理浄化槽の基数は徐々に減少。
未だに残存する約329万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移

単独処理浄化槽の設置基数は、令和7年度末時点で約329万基に減少。合併処理浄化槽の設置基数は、令和7年度末時点で約1,175万基に増加。

2. 浄化槽行政を巡る課題

②単独処理浄化槽の転換の推進(特定既存単独処理浄化槽)

老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組みが設けられた。

特定既存単独処理浄化槽(特定浄化)とは、取組が促進される等安全安心な公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれがある等認められる単独処理浄化槽。取組の進捗は管理官が把握し、必要に応じて下水道・浄化槽・汚水等の整備を行う。

高齢化が進む中で、浄化槽転換のための工事負担率が高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ(介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住等)を促すことが重要。介護リフォームでは健康増進関連と、他部門との連携が有効。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

土留設備

老朽化による破損や漏水等の弊害が多く発生。
 単独処理浄化槽の漏水の発生頻度は合併処理浄化槽で約2倍。
 生活排水の処理コストのみならず、公害防止に支障を生じることが懸念。

合併処理浄化槽設置工事

単独浄化槽撤去工事
 合併処理浄化槽設置工事
 浄化槽工事

※浄化槽転換費は公費負担
 ●水通気は実現しにくい転換インセンティブが弱い
 ●転換時の設置費用の個人負担が大きい

◆ 国内配管工事への助成(令和元年～)
 ◆ 浄化槽法改正で戻付した「特定既存単独処理浄化槽」に公共浄化槽工費の活用

2. 浄化槽行政を巡る課題

③単独処理浄化槽の転換の推進(指針の改定・財政支援)

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定(令和7年3月31日)

<指針改定の主なポイント>

- 特定既存の特定基準の定量化・厳格化
 - 浄化槽法第11条に基づき特定除菌の検査項目と、特定既存の該当性の対応関係を整理し、濁水、破損、変形等、判定基準を定量化・明確化。
- 特定既存に対する措置の優先順位の見直し
 - 特定既存と判定された浄化槽に対する措置の優先順位を整理し、合併処理浄化槽への転換を原則とし、順位による対応が認められるケースを明記。
- 指定検査機関の役割の明確化
 - 特定既存への指導等に当たり、委託業務等による浄化槽管理者からの相談窓口等、指定検査機関が超過府県等をサポートすることが望ましい旨を明記。

◆ 財政支援の強化(令和7年度予算措置)

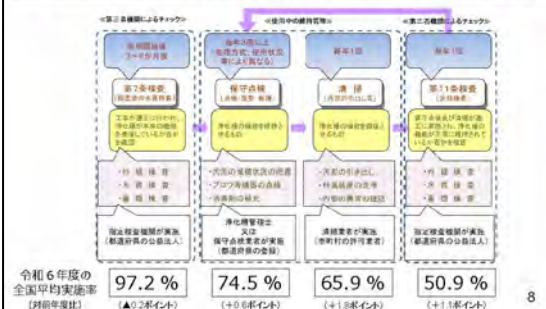
<特定既存単独処理浄化槽に関する補助制度>

- 単独処理浄化槽や取り壊しから合併処理浄化槽への転換
 - 特定既存単独処理浄化槽(法に基づき維持管理を実施している少数高齢世帯に限る)から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準率の増額(個人負担率を従来の60%から53%へ軽減) <R11までの時限措置>
- 特定既存単独処理浄化槽に関する調査等を補助対象

2. 浄化槽行政を巡る課題

④維持管理の確保(維持管理プロセス)

浄化槽が所期の処理機能を発揮するためには適切な維持管理(保守点検・清掃・定期検査)が必要



2. 浄化槽行政を巡る課題

⑤維持管理の確保(都道府県別実施率)

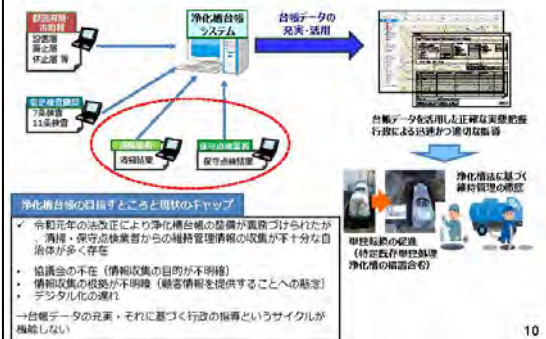
令和6年度における都道府県別 保守点検・清掃・11条検査 実施率

都道府県	保守点検	清掃	11条検査	保守点検	清掃	11条検査
北海道	81.2%	72.8%	77.8%	80.8%	82.0%	78.2%
青森県	81.2%	71.8%	49.0%	81.8%	58.0%	58.0%
岩手県	81.0%	80.4%	89.5%	80.0%	83.0%	83.0%
宮城県	80.1%	78.2%	84.0%	80.0%	78.0%	71.0%
秋田県	80.7%	66.7%	63.2%	84.4%	65.7%	81.0%
山形県	80.0%	81.6%	79.2%	88.0%	76.7%	88.2%
福島県	73.1%	61.6%	76.1%	81.1%	78.7%	88.8%
茨城県	55.2%	59.2%	51.1%	58.7%	58.4%	41.2%
栃木県	59.0%	40.7%	78.8%	78.0%	68.7%	59.2%
群馬県	68.7%	44.2%	65.7%	64.1%	50.0%	52.7%
埼玉県	58.5%	54.2%	24.8%	65.1%	74.2%	80.0%
千葉県	64.0%	62.5%	30.2%	68.4%	68.2%	37.7%
東京都	31.8%	65.4%	30.2%	38.0%	63.2%	22.0%
神奈川県	59.7%	55.4%	18.4%	65.1%	63.5%	48.0%
新潟県	72.2%	47.7%	50.4%	85.0%	58.4%	81.4%
富山県	88.7%	51.4%	42.1%	85.0%	78.7%	83.0%

(令和7年度浄化槽の指導普及に関する調査を基に作成)

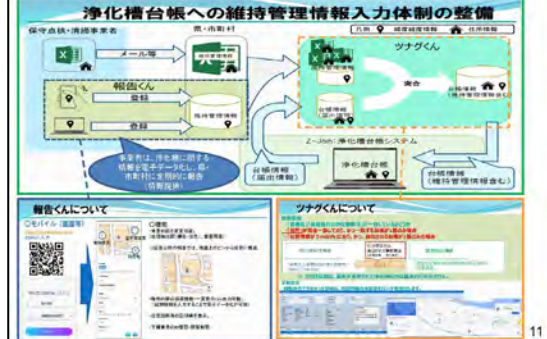
2. 浄化槽行政を巡る課題

⑥維持管理の確保(浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底)



2. 浄化槽行政を巡る課題

⑦維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・埼玉県)



2. 浄化槽行政を巡る課題

⑧維持管理の確保(地方自治体の浄化槽台帳整備事例・徳島県)

徳島県では浄化槽を設置している各家庭にQRコード付ステッカーを添付。清掃・保守点検時に作業員がQRコードを読み取り、作業結果を浄化槽台帳システムに送信する取組をR6年度から開始。



2. 浄化槽行政を巡る課題

⑨維持管理の確保

- 維持管理の実態は浄化槽管理者(主に住民)に課せられた業務であり、その実施率向上のためには行政がその実施を促すことが重要。
 - 行政が適切な指導等を働きかけるためには、浄化槽の維持管理状況を的確に把握することが不可欠であり、浄化槽台帳の整備・更新が必要。
 - 環境省では指導・助言マニュアル及びデジタル化事例集の作成、個人情報保護法に係る通知等を措置
- 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル(令和7年3月)
 - 浄化槽台帳の整備・精査及び活用方法を記載、維持管理業務に当たって必要な情報収集項目を示すとともに、台帳に対応する旨を周知。
 - 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式(保守点検・清掃)を提示。
 - 浄化槽管理者に対して通知する行政指導マニュアル(令和7年3月)作成(浄化槽の維持管理に関する業務の迅速、法定外委託業者からの届書、特定保存型記録浄化槽にかかわる場合など)
- 浄化槽の維持管理情報収集、活用に関するデジタル化事例集(令和7年3月)
 - 電子化された浄化槽台帳システムにおける維持管理情報の管理、活用する上での権利を整理。
 - 収集した事例を示すとともに浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者間の作業の一斉、留意事項等を記載。
 - 電子化に当たって自治体と事業者が活用することを念頭に、電子化の活用可能な補助金制度の環境を整える。
- 浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について(通知)(令和7年6月)
 - 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項)の利用、提供や、法律49条第2項に基づき自治体が民間事業者(個人情報取扱事業者)に求める情報提供について、個人情報保護法の適用の整理を明確化。

2. 浄化槽行政を巡る課題

⑩能登半島地震における浄化槽の被害状況・復旧状況

能登半島地震では浄化槽についても大規模な被害が発生。
 関係省においてコールセンターを設置したほか、関係の業者にも協力を要請し被害調査・復旧工事を実施。

令和6年能登半島地震に伴う浄化槽の被害状況等

- 公共浄化槽(市町村設置型)
 - 設置基数 約3,600基のうち、被災が確認された基数は約1,500基(設置基数全体の40%程度)
- 個人設置型
 - 設置基数 約16,000基のうち、被災状況調査の依頼があった基数は約 3,300基(設置基数全体の20%程度)

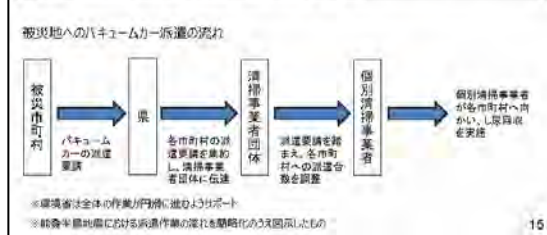
令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況(令和8年2月2日時点)

自治体	公共浄化槽		個人設置型	
	工場化比率	3年経過後完了	確認済割合	3年経過後完了
珠城市	394基	277基	194基	-
能登町	161基	157基	201基	137基
輪島市	273基	259基	259基	147基
石川町	-	0基	0基	245基
七尾市	146基	144基	319基	308基
志摩町	185基	142基	142基	85基
合計	1,160基	1,060基	1,114基	1,107基

2. 浄化槽行政を巡る課題

⑪能登半島地震における処理体制の構築

- 避難所向け仮設トイレの調達状況について最新情報を掴んでおくことが、パキウムカー支援の必要量(自治体、台数など)の把握と支援体制構築に重要
- 震災後、環境省本省において石川県の浄化槽業者団体や経済産業省との連絡体制を確保。仮設トイレについての情報共有フローを構築。





2. 浄化槽行政を巡る課題

① 地震半島地震の教訓・対応策

- 地震半島地震の課題も教訓として、浄化槽についても大規模な被災が認められることも想定し、平常からの体制整備を速めることが重要。

地震半島地震の教訓・対応策

① 災害協定の締結等の体制整備
 ・ 浄化槽の大規模被害を想定した平時からの備えが必要。協定締結を通じた関係者の役割分担の整理。
 ・ 郡道府県を越える広域的な支援体制が必要で専業も想定し、ブロック単位での協定も具体化が必要。
 [R7年度は四国ブロックの協定具体化に向け、環境省からも支援を実施。]

② 浄化槽台帳の整備・充実
 ・ 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初期に大きく影響し得る。災害時への備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。

17

中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- ▶ 未整備地域への汚水処理施設の新規整備のみならず、既整備地域における既存の集合処理施設から浄化槽への転換も重要課題に。国としてもこうした動きを後押しし、持続可能で最適な汚水処理施設整備へつなげていく。
- ▶ 浄化槽の信頼性向上の観点から、既設の浄化槽に加え、転換によって今後整備される浄化槽についても、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を着実に実施することが必須。その土台となるのは、「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。環境省作成の指導助言マニュアルやデジタル化事例集も活用いただきながら、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。
- ▶ 過去の災害事例を踏まえ、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも、浄化槽台帳システム等を活用した浄化槽の実態把握が重要。

18

ご清聴ありがとうございました。

環境省浄化槽サイト: <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

(参考) 浄化槽法施行状況点検検討会

目的

- ▶ 総務省・行政評価部において改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘を受けたことと踏まえ、各種制度の活用促進を図り、**単独型浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上**を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理と対応策の検討を行うことを目的として、令和6年2月、浄化槽法施行状況点検検討会を立ち上げ。
- ▶ 有識者検討会のメンバーとして、下記点を設定。
 - ① 特定既存単独型浄化槽に対する措置等について
 - ② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- ▶ 全5回検討会を行い、第5回の検討会後、検討結果を取りまとめ、11月に報告書を公表。
 ※検討会は公開とし、動画はYouTubeによる配信により公開。

検討スケジュール

第1回	令和6年2月15日	検討会の設置、検討の進め方・内容に関する検討
第2回	令和6年3月13日	自治体ヒアリング、論点整理
第3回	令和6年5月16日	関係団体ヒアリング、論点整理
第4回	令和6年5月27日	前回までの議論の確認、対応方針の検討
第5回	令和6年8月28日	検討結果の取りまとめ

20

(参考) 浄化槽法施行状況点検検討会報告書のポイント

特定既存単独型浄化槽に対する措置	維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化
<ul style="list-style-type: none"> ● 特定既存単独型浄化槽（特定既存）に対する措置を促進するため、令和6年度中に自治体で特定既存等の点検を修正する。 ● 11条検査結果を活用した特定既存の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合にも保守点検、清掃情報を活用した把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。 ● 地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携、協力体制を構築するとともに必要な教育訓練等を充実する。 ● 特定既存から合併処理浄化槽への転換を促すため、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援を実施する。 ● 上記取組を進めることで、令和7年度から5年以内の間に、11条検査未受検率向上や保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定のサイクルの確立を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 締約調整等が困難に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、電子情報による報告の義務化について検討する。 ● 法に基づく維持管理の徹底を通知するとともに、維持管理情報の電子化への財政支援を継続し、郡道府県等の活用を促す。 ● 自治体は、清掃情報を収集する際の個人情報取り扱いについて、改めて明確化、周知する。 ● 法定協議会やそれに類する機能を有する連携体制の構築やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。 ● 台帳の精度向上に向け、保守点検・清掃業者と連携した上で、無届浄化槽・休眠浄化槽の把握のための取組を促す。 ● 全国統一に収集すべき項目に関する報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。

21

(参考) 浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアルの概要

目的・目的

維持管理が未実施である状況を受け、令和元年改正法における郡道府県等浄化槽台帳の作成が義務づけられたことなど、維持管理に係る情報の収集・発信が円滑にすすむ。浄化槽管理者の義務である**維持管理に関する十分な浄化槽の把握・特定浄化槽管理者への指導**が十分行われていない。

こうした状況を踏まえ、郡道府県等浄化槽台帳の状況を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、**浄化槽台帳の整備・調査や訪問の方法、保守点検・清掃情報収集の重要な役割や留意事項等の内容を整理して示すとともに、適切な指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの対応・助言の手段や手法等を具体的に提示。**

浄化槽台帳の整備・調査及び活用

- ▶ 維持管理向上に資する取組の必要項目を把握し、的確な対応を図ることを
- ▶ 取組の進捗状況の把握・特定浄化槽管理者への指導
- ▶ 調査の方法や調査の時期、調査の留意事項
- ▶ 調査の方法や調査の時期、調査の留意事項
- ▶ 調査の方法や調査の時期、調査の留意事項

報告様式

- ▶ 維持管理向上の取組の進捗状況
- ▶ 維持管理向上の取組の進捗状況
- ▶ 維持管理向上の取組の進捗状況

指導・助言の手段・手法

- ▶ 法に規定されている浄化槽の維持管理に関する事項について、以下4つに分類し、それぞれに対する対応を記載。
- ▶ 生活排水処理が不安定な生活実態の確保、また公害防止の観点から
- ▶ 浄化槽台帳の整備・調査の重要性を踏まえ、保守点検等は関係者に対して十分な

22

(参考) 浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集の概要

目的・目的

令和元年の改正法では浄化槽台帳の作成が義務づけられたことなど、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、自治体はさまざまな**課題を抱えている**。収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦労している事例が、環境省の調査や関係者による浄化槽行政に関する調査により指摘された。

こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制の確立、**電子化された浄化槽台帳システムが活用され、維持管理情報の収集・活用が図られている自治体の事例を整理して、課題を克服するための取組について、デジタル化事例集を作成。**

収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と事業者の作業フロー例、留意事項等を示したが、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた作業フロー

- ▶ 自治体、意見交換、協議、検討、議決、実施の順に進められる。
- 以下の作業フロー例を参考に。

電子化に向けた補助金制度

- ① 申請科目別の交付金制度
 - ▶ 自治体単独型浄化槽台帳システム
 - ▶ 浄化槽台帳システム事業者との連携による維持管理情報の収集・整理
 - ▶ 浄化槽台帳システム事業者との連携による維持管理情報の収集・整理
- ② 事業者向けの補助金制度
 - ▶ 浄化槽台帳システム
 - ▶ 浄化槽台帳システム事業者との連携による維持管理情報の収集・整理
 - ▶ 浄化槽台帳システム事業者との連携による維持管理情報の収集・整理

23

5. 環境省版浄化槽台帳システムに搭載予定の機能

- ヒアリングで挙げた要望の例
 - 緯度経度情報の取得機能 (→①)
 - 特定既存単独処理浄化槽に関する機能 (→②③)
 - 自動バックアップ機能 (→⑤)
- 令和2年作成時に残された課題の例
 - 写真等の画像を保存・管理する機能 (→③)
 - 検索結果一覧のコピー機能 (→⑥)
- 搭載を検討している機能の例
 - ① アドレスマッチング機能
 - ② 特定既存単独処理浄化槽に関する機能
 - ③ 画像データの保管機能 ④ 指導文書の出力機能
 - ⑤ 自動バックアップ機能 ⑥ 検索結果一覧のコピー機能

6. 追加機能の例-① アドレスマッチング機能

- 浄化槽台帳に保管されている設置申請地名・地番及び設置場所住所から緯度経度を取得

浄化槽ごとの
・設置申請地名・地番
・設置場所住所

↓

任意で緯度経度を取得

⇒災害時における位置の把握等

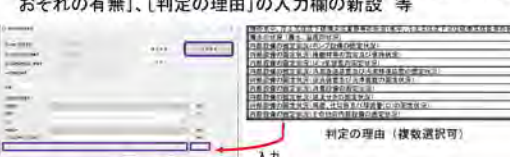
※既存の緯度経度情報がある場合はログにより更新を防止



6. 追加機能の例-② 特定既存単独処理浄化槽

【仕様案】

- 11条検査結果に含まれる[特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無]、[判定の理由]の入力欄の新設 等



画面のイメージ

追加機能の例-③ 画像データの保管機能

- 【仕様案】
- 浄化槽1基につき、上限10枚まで保存可能
 - ドラッグ&ドロップでのファイル保存

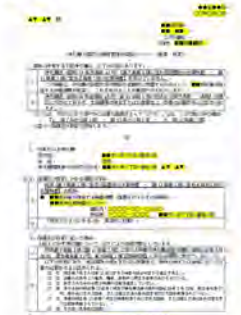
6. 追加機能の例-④ 指導文書の出力機能

【仕様案】

- 浄化槽台帳に指導文書の雛形が格納、対象浄化槽と指導文書を選択すると、浄化槽情報が指導文書に反映された状態で出力される

環境省が提示する指導文書(18種類)を格納
維持管理の実施、特定既存単独処理浄化槽等に対する指導・助言、勧告、命令に関する指導文書

管理者住所、行政担当者名等(黄マーカー一部)が反映された状態でWord形式で出力される



当調査にご協力いただきました、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

**ご清聴いただき
ありがとうございました**

本資料の内容は検討段階のものであり、今後変更の可能性があります。

【資料3】浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果

資料3

浄化槽の維持管理費用等の 実態調査・分析結果

公益財団法人日本環境整備教育センター

※本資料は、2月25日時点の分析内容を整理したものととなります

調査の目的と項目

目的

浄化槽の維持管理に関する費用等の実態を把握し、浄化槽の維持管理の適正化や効率化等の推進に資するための基礎資料を得る

項目

- ① 保守点検・清掃料金等
- ② 法定検査料金
- ③ 電力料金 (本発表では省略)

浄化槽メーカー技術資料等より、浄化槽に付属するブロワ等の機器の消費電力量を把握 ⇒ 電気料金を算出

調査の対象と方法

対象

- 保守点検業者、清掃業者、保守点検・清掃兼業者
計1,908社（当初予定：47[県]×40[社/県]=1,880社）
5～10人槽（単独、合併）
- 全国浄化槽推進市町村協議会会員市町村
計269市町村（令和6年度に公共浄化槽等整備推進事業を実施）

調査対象の公共浄化槽

- 各戸設置型浄化槽：5～10人槽
- 共同浄化槽：7～50人槽

調査の対象と方法

方法

- 調査期間
令和7年11月21日～12月25日（最終：令和8年1月9日）
- 回答方法
 - ・所定のアンケート調査票（Excel）に記入、提出
 - ・料金は、業者、市町村における代表的な金額を回答
- 解析
 - ・料金等の平均値、最小・最大値、標準偏差等を整理
 - ・外れ値の除外は実施せず

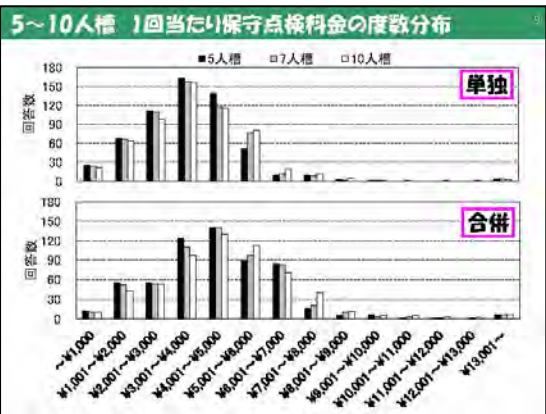
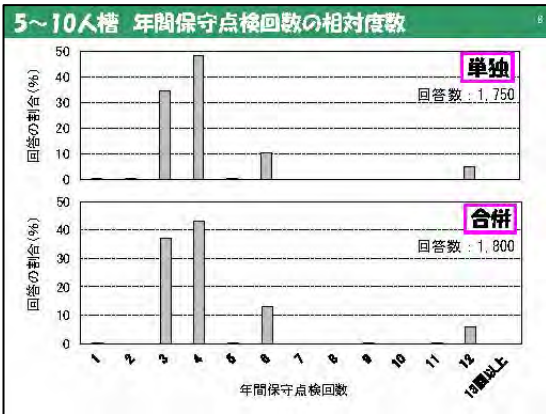
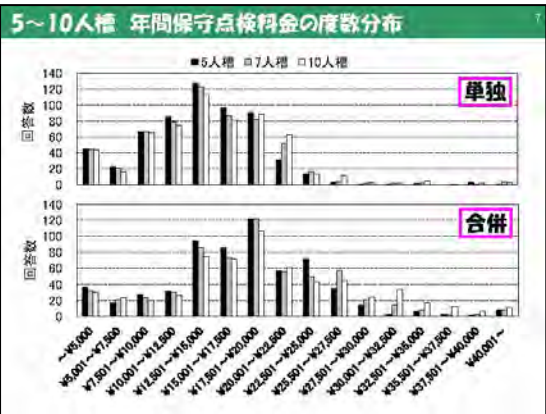
アンケート内容の概要と回答率

業者に対する質問項目	市町村に対する質問項目
(1) 貴社の情報	(1) 記入方法の説明(共通事項)
(2) 貴社の業務内容	(2) 貴市町村の情報
(3) 保守点検の実施状況及び料金	(3) 市の負担範囲及び月額の使用料
(4) 清掃の実施状況及び料金	(4) 保守点検料金及び実施状況
(5) 維持管理業務の合理化・効率化の取組	(5) 清掃の実施状況および料金
(6) 浄化槽の維持管理の効率向上等に向けた意見	(6) 維持管理業務の合理化・効率化の取組
	(7) 浄化槽の維持管理の更なる向上や適正化・効率化等に向けた意見等

回答率

- 業者：36.1%（回答689社/1,908社）
- 市町村：58.7%（回答158市町村/269市町村）

業者による回答の解析結果



5～10人槽 保守点検料金、回数の平均値等(単独)

■年間保守点検料金

	保守点検料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	13,957	1,100	48,000	5,710	591
7人槽	14,432	1,100	195,800	7,066	587
10人槽	14,965	1,100	52,000	6,591	587

■年間保守点検回数

	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4.3	1	12	2.0	586
7人槽	4.3	1	12	2.0	582
10人槽	4.3	1	12	2.0	582

■1回当たり保守点検料金

	保守点検料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	3,620	202	27,500	1,844	580
7人槽	3,735	202	30,800	2,278	578
10人槽	3,828	202	19,800	1,889	578

5～10人槽 保守点検料金、回数等の平均値等(合併)

■年間保守点検料金

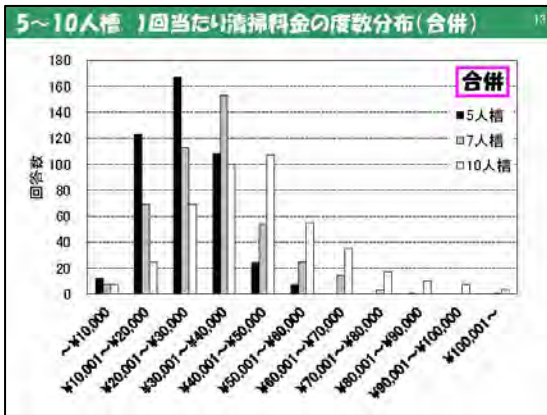
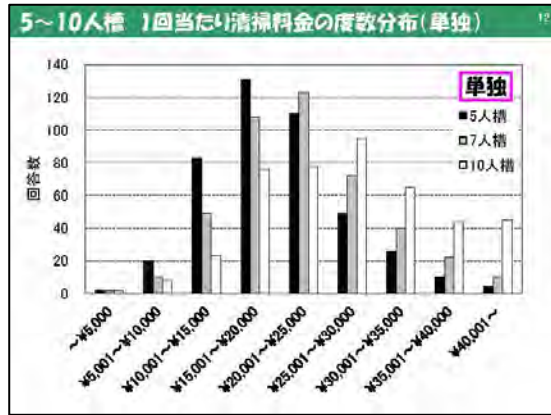
	保守点検料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	18,029	1,260	98,000	8,108	814
7人槽	18,757	1,780	98,000	8,667	808
10人槽	20,003	2,100	104,080	9,871	608

■年間保守点検回数

	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4.4	1	12	2.2	604
7人槽	4.4	1	12	2.1	599
10人槽	4.4	1	12	2.1	597

■1回当たり保守点検料金

	保守点検料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	4,547	208	28,400	2,325	597
7人槽	4,713	208	30,800	2,501	592
10人槽	4,850	208	29,700	2,592	589



5～10人槽 清掃料金、回数等の平均値等

■1回当たり清掃料金

	清掃料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	20,081	3,850	50,000	6,975	435
7人槽	22,918	3,850	60,000	7,990	436
10人槽	27,753	3,850	79,200	10,444	436

■年間清掃回数

	清掃回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	1.0	0.33	2.0	0.15	445
7人槽	1.0	0.33	2.0	0.14	447
10人槽	1.0	0.33	2.0	0.14	448

■1回当たり清掃料金(合併)

	清掃料金(円/回)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	26,122	3,850	83,160	10,058	442
7人槽	28,065	3,850	118,800	13,272	439
10人槽	42,928	3,850	162,320	18,186	436

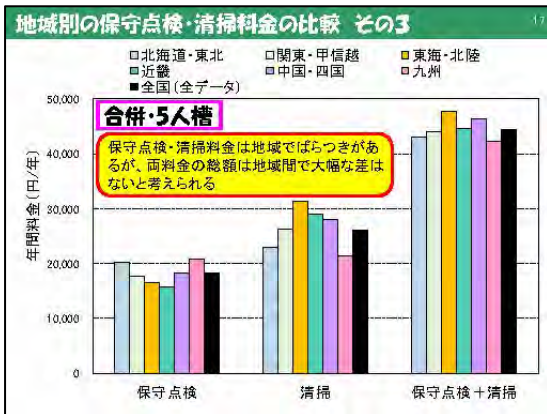
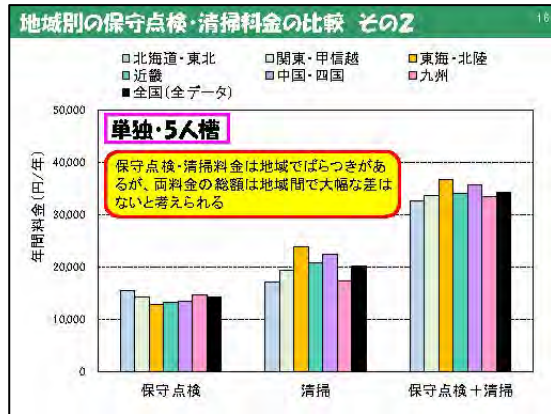
■年間清掃回数(合併)

	清掃回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人槽	1.0	0.28	2.0	0.10	456
7人槽	1.0	0.25	2.0	0.09	454
10人槽	1.0	0.30	2.0	0.09	452

地域別の保守点検・清掃料金の比較 その1

各都道府県の地域分類

北海道・東北	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
関東・甲信越	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
	新潟	山梨	長野				
東海・北陸	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
中国・四国	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
	愛媛	高知					
九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
	沖縄						

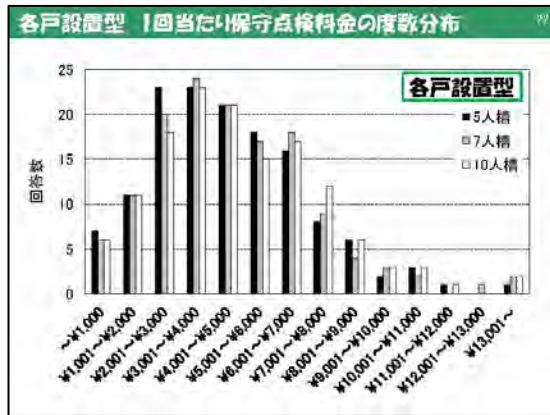
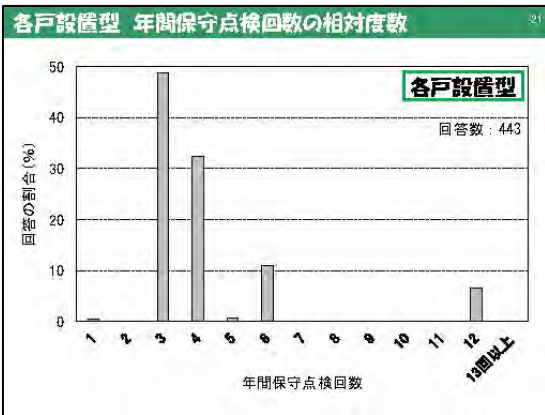
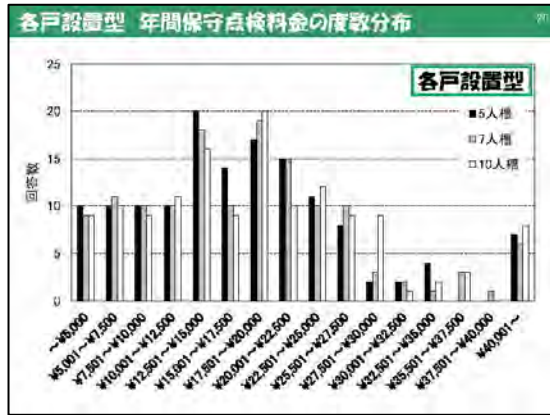


地域別の保守点検・清掃料金の比較 まとめ

地域	保守点検		清掃		保守点検+清掃	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差
北海道・東北	18,908	7,131	21,419	18,922	25,100	16,818
関東・甲信越	18,570	7,803	21,473	19,222	25,224	18,200
東海・北陸	21,738	13,651	28,207	12,894	34,353	13,264
近畿	19,208	8,141	22,493	12,483	28,448	14,254
中国・四国	13,888	23,841	28,331	13,893	29,458	18,352
九州	14,843	11,281	21,248	18,149	23,020	21,426
全国(全データ)	18,997	10,081	24,074	14,832	32,974	17,349

市町村による回答の解析結果

19



各戸設置型 保守点検料金、回数の平均値等

人数	保守点検費用(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人	18,655	2,000	132,000	14,184	140
7人	18,626	2,100	78,560	11,599	138
10人	19,916	2,200	98,120	13,589	138

人数	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人	4.3	3	12	2.3	150
7人	4.2	3	12	2.2	148
10人	4.3	3	12	2.3	148

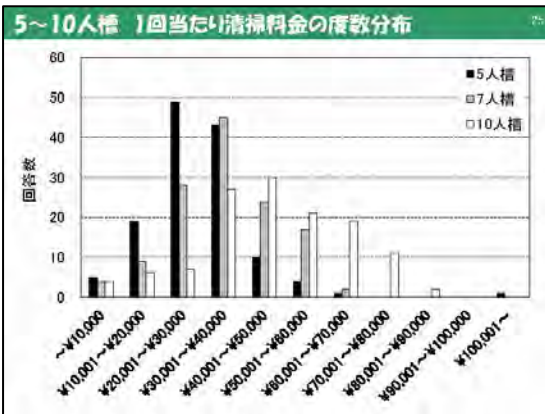
人数	1回当たり保守点検料金			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人	4,548	333	11,875	2,351	140
7人	4,686	350	13,900	2,489	138
10人	4,943	467	17,650	2,832	138

共同浄化槽 保守点検料金、回数の平均値等

人数	保守点検費用(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人	13,711	4,050	28,500	6,488	12
10人	14,724	5,800	28,500	7,229	18
15人	16,193	5,500	45,000	11,371	13
20人	23,713	7,500	56,000	14,781	14
25人	30,590	7,250	79,800	23,498	16
30人	42,811	8,000	107,400	32,805	15
35人	76,384	10,000	400,000	84,880	16

人数	保守点検回数(回/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人	2.5	1	7	1.1	13
10人	3.3	2	8	0.8	18
15人	4.3	3	12	2.5	12
20人	4.7	3	12	2.4	13
25人	5.1	3	12	2.8	18
30人	5.9	4	12	2.4	14
35人	7.3	4	26	6.1	15

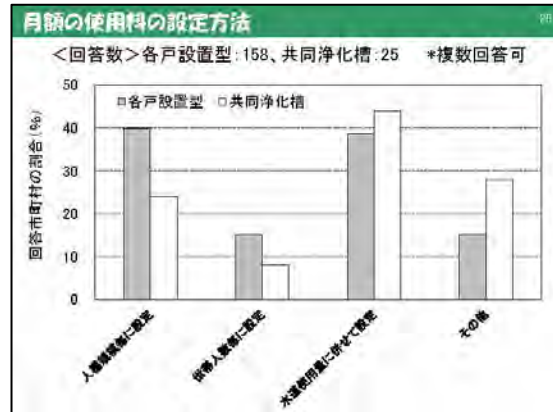
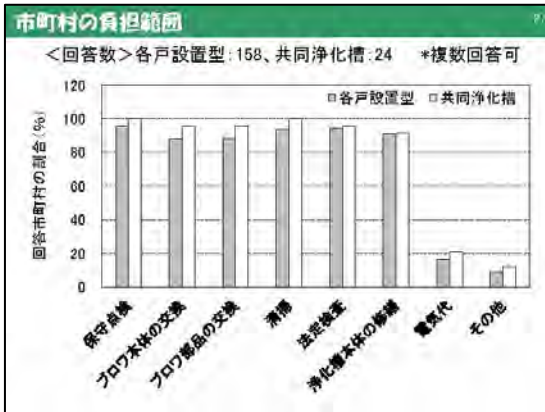
人数	1回当たり保守点検料金			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
7人	4,929	1,513	8,100	1,981	12
10人	4,973	1,250	8,600	2,184	18
15人	4,643	1,375	11,250	3,578	13
20人	4,844	1,500	13,200	3,728	14
25人	6,132	1,813	24,433	8,960	16
30人	6,718	2,000	14,800	3,884	14
35人	9,748	2,500	33,333	8,740	15



5~50人 清掃料金、回数の平均値等

人数	清掃料金(円/年)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人	28,817	6,050	159,500	15,634	132
7人	36,198	6,050	89,652	12,674	129
10人	47,663	6,325	135,300	19,182	128
15人	68,195	11,000	155,595	31,898	57
20人	82,727	11,000	191,675	40,824	52
25人	102,840	11,000	214,225	48,578	58
30人	113,453	11,000	259,325	57,295	57
50人	182,820	11,000	405,800	91,456	50

人数	年間清掃回数			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
5人	1.0	1	4	0.26	132
7人	1.0	1	4	0.26	129
10人	1.0	1	4	0.31	132
15人	1.0	1	2	0.12	64
20人	1.0	1	2	0.06	52
25人	1.0	1	4	0.35	63
30人	1.1	1	4	0.41	60
50人	1.0	1	2	0.18	52



各戸設置型 月額使用料等

■世帯人数割りに設定

世帯人数	使用料金(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
3人	3,170	1,750	14,530	1,530	81
4人	4,184	2,440	14,930	1,830	63
10人	9,234	2,810	14,830	1,751	81

■世帯人数以外に設定

世帯人数	使用料金(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
1人	7,911	1,420	4,950	1,033	24
2人	2,242	1,720	5,480	973	24
3人	4,015	2,730	5,850	834	24
4人	6,781	3,130	8,430	977	24
5人	8,902	4,450	7,970	1,079	24
6人	6,790	4,010	9,810	1,700	24
7人	7,029	4,210	10,070	1,496	24
8人	7,847	4,500	11,470	1,637	24
9人	5,435	3,360	12,820	1,932	24
10人	6,130	3,760	14,950	2,229	24
11人	10,417	7,700	14,480	3,071	1
12人	11,116	8,260	15,790	3,426	1
13人	11,333	8,300	17,084	3,943	1
14人	13,810	9,500	18,950	4,471	1

■水道利用量に依って設定

基本料金(円/月)	基本料金外(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
基本料金(円/月)	1,440	220	3,300	500	59
基本量(㎥)	10	7	20	2	44
定額料金(円/㎥)	272	22	927	130	55

共同浄化槽 月額使用料等

■人頭割割りに設定

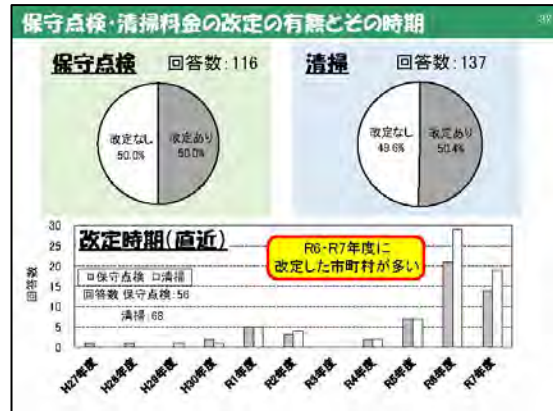
人頭割	使用料金(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
2人	2,120	1,010	5,700	124	4
3人	4,511	1,600	6,220	1,017	5
4人	7,811	2,280	12,420	2,400	4
5人	10,011	3,600	14,000	2,511	4
6人	12,414	10,650	11,600	7,500	4
7人	15,611	12,600	19,400	2,981	4
8人	17,611	12,400	20,400	3,321	4

■世帯人数以外に設定

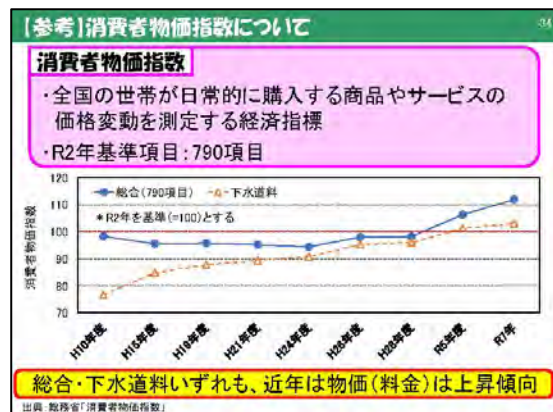
世帯人数	使用料金(円/月)			標準偏差	回答数
	平均	最小	最大		
4人	4,344	3,600	4,840	300	2
5人	4,844	3,600	5,200	1,011	2
6人	4,184	3,620	5,120	1,012	2
7人	5,030	3,600	6,100	1,000	2
8人	6,660	4,400	8,600	1,454	2
9人	7,220	4,400	10,400	1,011	2
10人	3,460	4,400	4,400	7,110	2
11人	4,180	4,400	4,400	2,489	2
12人	5,000	4,400	4,400	3,000	2
13人	4,900	4,400	4,600	3,111	2
14人	3,460	4,400	4,400	—	1
15人	3,460	4,400	4,400	—	1
16人	3,460	4,400	4,400	—	1
17人	3,460	4,400	4,400	—	1
18人	3,460	4,400	4,400	—	1

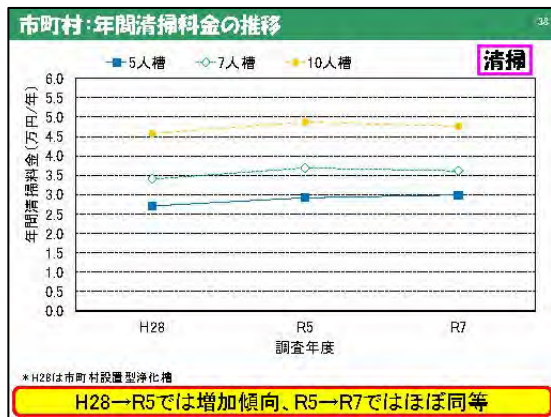
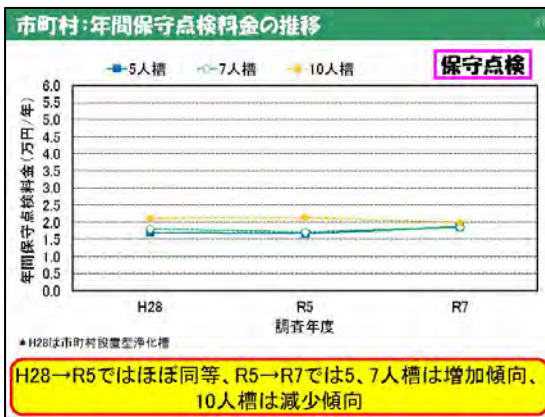
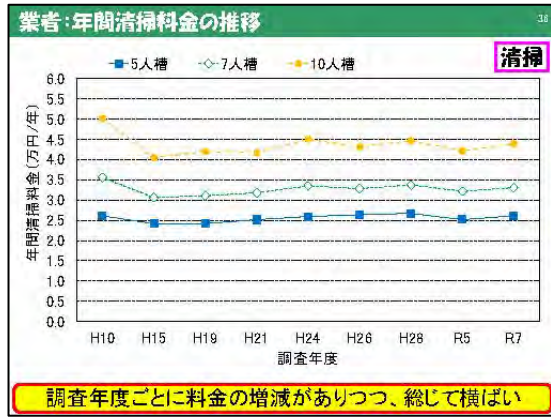
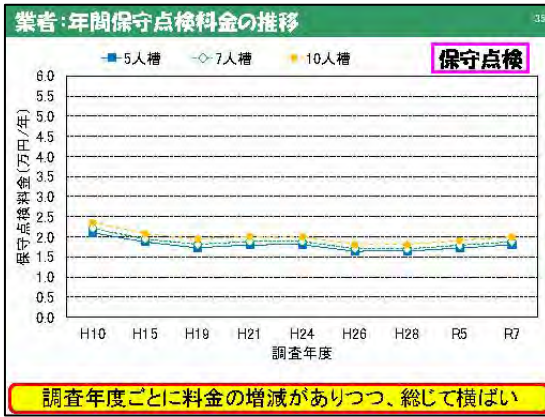
■水道利用量に依って設定

基本料金(円/月)	基本料金外(円/月)			標準偏差	戸数
	平均	最小	最大		
基本料金(円/月)	1,210	200	2,614	181	4
基本量(㎥)	10	6	10	1	4
定額料金(円/㎥)	211	130	922	241	4



既往調査との比較による維持管理費用の経年推移

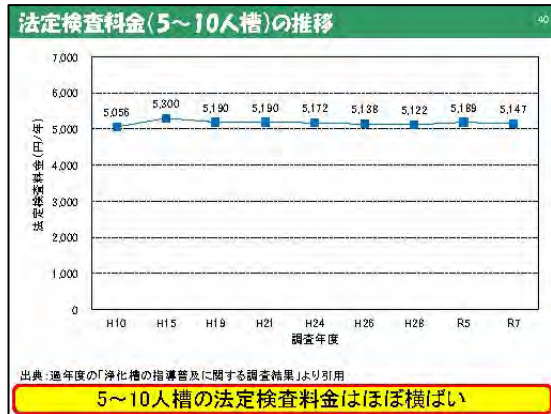




業者・市町村：保守点検・清掃料金のテータ一覧

業者		H10	H15	H19	H21	H24	H26	H28	R5	R7
5人槽	保守点検料金	21,039	18,713	17,288	17,994	18,059	18,427	16,433	17,217	18,028
	清掃料金	28,119	24,185	24,195	25,177	25,839	26,374	26,727	25,179	26,122
7人槽	保守点検料金	22,115	19,427	18,339	18,816	18,838	17,056	17,007	17,881	18,252
	清掃料金	25,535	30,654	31,050	31,798	33,468	32,828	33,718	32,168	33,085
10人槽	保守点検料金	23,525	20,785	18,826	20,189	20,100	18,041	18,072	18,111	20,003
	清掃料金	50,149	40,486	41,948	41,843	45,023	43,117	44,887	42,104	43,938

市町村		H28	R5	R7
5人槽	保守点検料金	17,079	16,849	16,855
	清掃料金	27,080	29,174	29,817
7人槽	保守点検料金	19,008	17,089	18,626
	清掃料金	34,927	36,886	38,106
10人槽	保守点検料金	21,259	21,432	18,918
	清掃料金	45,738	48,742	47,883



考察

近年、物価は上昇傾向にあるが、保守点検料金、清掃料金、法定検査料金は増減ありつつ、総じて横ばいの傾向

浄化槽の維持管理業務の安定維持に向け、料金の見直し検討が有用

公共浄化槽において保守点検・清掃料金の改定が進行しており、より多くの市町村に展開する可能性がある

業者における保守点検・清掃料金の改定へ波及することを期待

まとめ・1 調査対象と回答状況

本調査では、保守点検業者、清掃業者、保守点検・清掃兼業者、及び公共浄化槽等整備推進事業を実施した市町村に対し、令和6年度の維持管理費用等についてアンケートを行い、それらの情報を解析・整理した。回答状況は以下のとおりであった。

- 業者：回答率36.1% (回答689社/1,908社)
- 市町村：回答率58.7% (回答158市町村/269市町村)

まとめ2 業者が徴収する保守点検・清掃料金

平成10年度以降の既存調査結果との比較から、**保守点検・清掃料金は年度ごとに増減がありつつも総じて横ばい**であると考えられた

全国を「北海道・東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」、「九州」に分類して単独・合併処理浄化槽の保守点検・清掃料金を比較

単独・合併いずれも地域によって保守点検・清掃料金にばらつきはあるが、**両料金の総額は地域間で大幅な差はなかった**と考えられた

まとめ3 公共浄化槽に係る保守点検・清掃料金等

平成28年度、令和5年度の既存調査結果との比較から、以下の傾向があると考えられた

- 年間保守点検料金
H28→R5では**ほぼ同等**、
R5→R7では5、7人槽は**増加**、10人槽は**減少**
- 年間清掃料金
H28→R5では**増加**、R5→R7では**ほぼ同等**

収支割合(使用料収入/維持管理費用)は**68.7%**であり、**収支割合が100%未満の市町村は84.8%**(128市町村/151市町村)

回答市町村のうち**保守点検では50%**(58市町村/116市町村)、**清掃では50.4%**(69市町村/137市町村)で料金改定しており、改定時期は令和6、7年度が多かった

当調査にご協力いただきました次の皆様に心より御礼申し上げます。

- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会及び会員団体の皆様
- 全国浄化槽推進市町村協議会及び会員市町村の皆様
- 保守点検業者、清掃業者、保守点検・清掃兼業者の皆様

※本資料の内容は編集段階のものであり、今後修正・変更の可能性があります。

【資料4】大台町における生活排水処理事業使用料の改定について

資料4

大台町における生活排水処理事業使用料の改定について

三重県大台町 建設上下水道課

町の概要

- 大台町は、平成18年1月10日に大台町と青川村の合併により誕生しました。
- 三重県の中南勢地域に位置し、東西に細長く広がっています。
- 面積は362.86㎡
そのうち約93%が森林が占めます。
- 町の中央を一級河川「宮川」が東流し、その河川沿いに集落が点在しています。
- 町内全域が「大台ヶ原・大釜山・大杉谷ユネスコエコパーク」に登録されており、宮川の源流部は吉野熊野国立公園、上中流域が伊勢宮川統県立自然公園に指定された自然豊かな町です。

生活排水処理事業の概要

- 公共下水道事業(特定環境保全公共下水道)と公共浄化槽事業(特定地域生活排水処理施設)の2つの事業を生活排水処理事業として運営しています。
- 事業の経過

平成11年度	合併前の旧宮川村で事業を開始
平成16年度	下水道施設の整備完了に伴い公共下水道の供用を開始
平成22年度	合併前の旧大台町地域に公共浄化槽事業を拡張
令和5年度	地方公営企業法を一部適用し、特別会計から公営企業会計に移行

汚水処理施設の普及状況 (令和5年度)

整備手法	浄化槽人口	人口普及率
公共下水道(加入率約9%)	1,265人	15.2%
公共浄化槽(合併処理浄化槽)	1,025人	36.3%
個人が設置する合併処理浄化槽	1,525人	18.3%
合計	3,815人	69.8%
未整備(単独処理浄化槽、くみ取り槽等)	1,620人	30.2%
合計	5,435人	-

使用料(改定前)

区分	使用人数	月額使用料(税込)
基本使用料	5人まで	4,400円
超過使用料	5人を超える場合は1人増すごとに	550円

公共浄化槽使用にかかる電気料については、1年間分を一括して使用者に支払いを行っています。(月額1,000円以内)

使用料の改定の背景

- 事業開始当初から使用料収入の不足分を、一般会計からの繰り入れで補っていました。
- 使用料は、消費税の改定に伴うものを除き、事業開始以来一度も料金改定を行っていませんでした。
- 近年の物価高騰により、収支バランスが悪化する中、令和6年4月に町内の一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び浄化槽清掃業）による浄化槽清掃料及び浄化槽保守点検料の値上げが行われました。
- 事業経営の改善、公共浄化槽の使用者と個人が管理する合併処理浄化槽の維持管理費の町民負担の不均衡を解消するため、使用料改定を行うこととなりました。

年度	維持管理費内訳		維持管理費内訳			
	使用料	清掃費	保守点検費	法定点検費	プロダンプ代	施設設置費
平成11年度	48,480	56,815	31,795	15,503	5,000	3,487
平成14年度	50,400	67,835	31,795	15,500	3,000	3,940
平成22年度	51,840	71,867	31,760	15,492	3,000	4,040
令和6年度	52,800	85,802	46,070	17,895	3,100	4,140

財政予測（事業全体）



セグメント別財政予測（公共下水道事業）

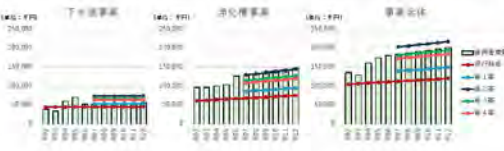


セグメント別財政予測（公共浄化槽事業）



使用料改定の検討

	第1案	第2案	第3案	第4案
新使用料総額	227,400円	227,400円	227,400円	227,400円
増減率	77.5%	79.3%	77.5%	52.5%
増減額（税込）	1,120円	4,140円	3,100円	2,760円
増減額の構成割合（税込）	3.43%	8.30%	7.50%	7.10%



改定案決定に至る庁内会議の主な議論事項

- 公共下水道事業と公共浄化槽事業の使用料を、引き続き同一料金としていく。
- 使用者の住んでいる地域により料金が異なること、公共サービスの公平性が損なわれるため、現行とおり同一料金とする。
- 第1案以外では、使用者の負担が大きく増加する改定額であるため、使用者にどこまで負担を求めるべきか。

使用者の負担は大きく増加するが、合併処理浄化槽を維持管理するために必要となる最低限の費用（清掃費・保守点検費・法定点検費・消耗品費）については、使用者が負担する必要がある。

検討の結果、現行の使用料算定方法である、5人権における合併処理浄化槽の年間維持管理費を使用者に負担していただく、第4案を改定案としました。

生活排水処理事業運営委員会及び議会への説明と改定案の修正

- 現在の事業状況と今後の見通しから、料金改定の必要性について説明を行いました。改定の必要性については一定の理解が得られたものの、使用者負担の大きな改定率については、厳しい意見が相次ぎました。
- 庁内会議で再検討を行った結果、改定率は修正せず、歳入確保のために5年間をかけて段階的に引き上げる修正案を、再び運営委員会・議会で説明し、理解を求めることとなりました。



パブリックコメントの実施と条例改正案の議決

- 修正案について、運営委員会及び議会で一定の理解が得られたため、パブリックコメントの実施後、条例案を議案に上移しました。
- 町では、生活排水処理事業使用料と水道料金の同時改定を計画していましたが、同時改定は使用者の負担が大きすぎるとの意見があり、生活排水処理事業使用料の改定を1年延期する修正案が議決されました。
- 条例改正の議決後、町の広報誌及びホームページにより住民周知を行いました。

年度	公共下水道使用料		公共浄化槽使用料	
	使用料	維持管理費	使用料	維持管理費
令和7年度	4,400円	—	2,400円	—
令和8年度	4,400円	50円	2,400円	450円
令和9年度	4,400円	100円	2,400円	500円
令和10年度	4,400円	150円	2,400円	550円
令和11年度	4,400円	200円	2,400円	600円
令和12年度	4,400円	250円	2,400円	650円
令和13年度	4,400円	300円	2,400円	700円

まとめ	
<ul style="list-style-type: none"> 公共浄化槽事業は、公共下水道事業に比べ、施設整備にかかるイニシャルコストは少額となるものの、浄化槽法に定められた維持管理にかかるランニングコストは、削減の余地はありません。 公共浄化槽事業では、事業費用の大部分を浄化槽の維持管理費が占める構成となっています。 高齢化が進む中で、高額な使用料の設定は、高齢者や低所得者の生活を脅かす可能性があります。 公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図るために、自治体が合併処理浄化槽の維持管理を行う公共浄化槽事業は非常に有効な手段ですが、高額な料金設定ができなければ、自治体の財政的負担が増加することになります。 事業を継続していくためにも、維持管理費に対する国や県の支援策の強化を望みます。 	(12)

5.2.3 質疑応答

発表に関する質問内容と回答を以下に示す。

No.	質問内容	回答
資料 1_浄化槽行政の現状と災害対応について		
1	能登半島地震に際し、石川県内の被災浄化槽については、環境省が被害調査を実施したと伺っている。能登半島地震での対応を踏まえ、今後、災害時の被災浄化槽の被害調査に対して新たに支援・措置を講じる予定があるか、ご教示いただきたい。【Q&A 投稿 都道府県】	令和8年度予算案では、新たな支援・措置はございませんが、被災自治体から被災時の課題や必要とされる支援の具体例などの声を聞きながら支援を検討していきたいと考えています。【環境省】
2	特定既存単独処理浄化槽にかかる上乗せ補助を導入した場合について、 (1) 現状の単独処理浄化槽の転換を放置すれば上乗せ補助がもらえると考える所有者がいるのではないかと懸念される。 (2) 環境衛生上整備を急ぐ観点から設けられる制度とは思いますが、近隣の所有者が世間話でこの補助金の話をした時、悪化した単独処理浄化槽にだけ手厚い支援をしていることについて不公平だという苦情を受けるのではないかと懸念される。【Q&A 投稿 匿名】	ご質問の懸念点については認識しております。一方で、当該上乗せ補助は、環境汚染の恐れがある特定既存単独処理浄化槽を対象に令和11年度までの期間に限り特別に措置したものであることをご理解いただけますようお願いいたします。 【環境省】

3	<p>浄化槽の役割は重要なものと考えているが、処理水の放流先がない場所について、その整備にかかる支援策はないですか。【Q&A 投稿 市町村】</p>	<p>浄化槽を設置可能な場所が無い場合や、処理水の放流先となる側溝や河川が無いといった課題に対する施設の整備や、広いスペースの確保など、整備に関わる支援策は現状ありませんが、今後検討すべき課題であると認識しています。【環境省】</p>
4	<p>以前は、全国に約 700 万基あるとされていた単独処理浄化槽が本資料では約 329 万基と表記されているが、この数値は下水道区域外を除く単独処理浄化槽の数値なのか。もしくは、各省が努力して「浄化槽台帳」の整備を推進した結果、削除できた数値なのか。【Q&A 投稿 指定検査機関】</p>	<p>各都道府県が取りまとめている単独処理浄化槽の合計設置基数が約 329 万基となっております。これは各自治体、維持管理業者の協力、取り組みにより合併処理浄化槽への転換が進んだ結果であり、引き続き、浄化槽台帳のデータを基に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を進めていくことができると考えております。【環境省】</p>
5	<p>下水道から浄化槽へ転換できるよう下水道法改正法案が特別国会に提出され、年内施行を見込む旨の記事が掲載されているが、環境省として、この改正法案に呼応する形で浄化槽整備に関して、下水道事業計画区域内外を問わず、浄化槽整備事業が導入できるなど事業採択基準の緩和や見直しなど検討されるのか。【Q&A 投稿 指定検査機関】</p>	<p>今回の下水道法改正法案に伴い、浄化槽整備がより円滑に進むよう環境省としても対応していきたいと思っております。なお、下水道事業計画区域内については、今までどおり浄化槽設置不可と理解しています。【環境省】</p>
6	<p>維持管理情報の電子データ化や情報収集の制度化に係る都道府県、市町村もしくは浄化槽関連業者に対する支援拡充の予定はあるか。【Q&A 投稿 都道府県】</p>	<p>維持管理情報等のデータの電子化については指導監督交付金（都道府県）、浄化槽整備効率化事業費（市町村および、市町村から委託を受けた事業者）において交付対象となっておりますので、まずは当該メニューのご活用を検討いただきますようお願いいたします。【環境省】</p>
7	<p>能登半島地震における被災浄化槽の割合について、単独、合併の別で集計したデータがあれば開示いただきたい。【Q&A 投稿 都道府県】</p>	<p>単独、合併の区別なく集計しているため、ご要望いただいたデータについては、ございません。【環境省】</p>
8	<p>保守点検・清掃業者等からの維持管</p>	<p>今回の全国会議資料 1 のスライド 13 に</p>

	<p>理情報の提供を想定すると、近隣自治体をまたいで営業する事業者も存在することから、維持管理情報を浄化槽台帳にインポートするための様式の統一が必要と考えられる。</p> <p>当県は環境省版浄化槽台帳を利用していないが、台帳の改修に際して、インポート用の様式の提供が望ましい。</p> <p>【Q&A 投稿 都道府県】 "</p>	<p>において、令和7年度に発出された「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル」に標準様式が例示された旨、記載されています。</p> <p>これを用いた維持管理情報の収集と、環境省版浄化槽台帳システムへのインポートについても、並行して検討中です。【教育センター】</p>
9	<p>今後、激甚災害が発生した際に、市町村ではなく、国または委託した業者などが窓口を設置すると考えてよいか。災害時には、災害廃棄物や公費解体等市町村で実施すべき業務が多くある中で、浄化槽に関する受付窓口を自治体ごとに設置することは業務負担が大きいため、ぜひ統合的な窓口を設置してほしい。【Q&A 投稿 市町村】</p>	<p>相談窓口(コールセンター)については、局地的な情報にも迅速に対応できるよう、基本的には住民に最も近い各自治体で災害協定等により体制を確立していただくことが望ましいですが、自治体が被災し機能不全に陥るケースも想定されることから、状況に応じた国や関係各所の連携したバックアップは必要と考えます。【環境省】</p>
10	<p>特定既存単独処理浄化槽の少人数高齢世帯に対して補助基準額のかさ上げができたが、この少人数高齢世帯の限定条件(所得制限・少人数・年齢の制限)を設定した理由はなぜか。5年の時限措置となっているので、高齢世帯等の限定の条件が外れればより多くの特定既存単独処理浄化槽の解消につながるのではないか。【Q&A 投稿 匿名】</p>	<p>とりわけ少人数高齢世帯の場合には割合として費用負担が大きくなり、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に一層支障を来すケースが生じるため、合併処理浄化槽への転換費用に対する交付金基準額の増額を行っているものです。それ以外の部分を含めた維持管理のあり方について引き続き検討してまいります。【環境省】</p>
資料 2_環境省版浄化槽台帳の改修の検討案について		
11	<p>現在、環境省版浄化槽台帳に対して保守点検記録、清掃記録、11条検査記録を1件ずつ手入力しており、CSVファイルのインポートを可能とする改修が望ましい。</p> <p>現状では CSV ファイルをインポートできる項目はあるが、保守点検記録、清掃記録、11条検査記録は対象外と理</p>	<p>現行の環境省版浄化槽台帳システムは、CSV ファイルのインポートが可能な仕様となっております。インポート可能な項目は以下のとおりであり、「浄化槽台帳システム運用マニュアル※」 p.29～31 にも記載がありますので、併せてご参照ください。</p> <p>○保守点検：以下の3項目</p>

	<p>解される。</p> <p>11条検査の結果は毎月、電子データで提出されており、検査基数の多い自治体では CSV ファイルのインポートを可能とすることにより、負担軽減が期待される。</p> <p>【Q&A 投稿 市町村】 【Q&A 投稿 指定検査機関】 "</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業者名 ・保守点検年月日 ・保守点検の記録票(1,000 文字の自由記述) <p>○清掃：以下の 4 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃業者名 ・清掃年月日 ・清掃の記録票(1,000 文字の自由記述) ・清掃汚泥量 <p>○11 条検査：以下の 4 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査日 ・BOD ・検査結果(=総合判定) ・不適正の場合はその原因 <p>※ https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/ledger/pdf/daichosys_unyo.pdf また、システムは各自治体において独自にカスタマイズしていただくことが可能です。【教育センター】</p>
12	<p>国による統計調査に対して、台帳データの出力のみで完了するよう、調査項目に合わせたエクスポート機能を搭載した台帳システムに改修するか、台帳データに合わせた調査項目とすることが望ましい。</p> <p>インポート・エクスポート機能の充実により、自治体職員の負担軽減だけでなく、浄化槽行政全般にかかる DX の推進や、計上方法の統一に伴う統計データの精度向上が期待される。</p> <p>【Q&A 投稿 市町村】</p>	<p>統計調査(浄化槽の指導普及に関する調査)について、現行の環境省版浄化槽台帳システムでは、次に示す項目を期間指定により出力できる機能を設けており、「浄化槽台帳システム操作マニュアル※」 p.16 にも記載がありますので、併せてご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新設基数 ○旧構造設置基数 ○新構造設置基数 ○建築用途別設置基数 ○廃止基数 ○7 条検査結果 ○7 条検査対象基数 ○11 条検査結果 ○11 条検査対象基数

		<p>なお、調査年度により調査項目が変わることから、現行では上記項目のエクスポートに留めておりますが、今後の改修における課題と認識いたします。</p> <p>また、当該システムの改修では、自治体職員の負担軽減に向けた機能改善を目途としていますが、今回の改修項目としては、事前調査等により需要が認められた緯度経度情報の取得や、自動バックアップ機能の登載を優先しました。</p> <p>※ https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/ledger/pdf/daichosys_eturan_print.pdf 【教育センター】</p>
13	<p>指定検査機関の法定検査データ（情報）と自治体が整備する台帳データの連携はどのようになっているか。 【Q&A 投稿 指定検査機関】</p>	<p>浄化槽台帳は現行法に基づき、都道府県及び権限移譲を受けた市町村による整備を想定しており、指定検査機関の検査データとの連携については法令に明記されていないことから、自治体ごとの対応となります。【教育センター】</p>
14	<p>環境省版浄化槽台帳システムの機能追加はいつ頃の予定か。【Q&A 投稿 市町村】</p>	<p>現在、要件定義を進めている段階であり、改修後の台帳システムの配布時期は未定です。【教育センター】</p>
15	<p>搭載が予定されているアドレスマッチング機能は、スタンドアロン運用においても利用可能か。【Q&A 投稿 都道府県】</p>	<p>マスタデータをダウンロードしていただくことにより、スタンドアロン運用においても利用できる仕様を想定しております。【教育センター】</p>
16	<p>環境省版浄化槽台帳のシステム改善を検討中とのことだが、提供者や位置づけが異なる 2 システムが主たる台帳システムとなることが考えられ、どこかのタイミングで浄化槽台帳のシステム一本化を実施予定であるか。 現状、環境省と全浄連とがそれぞれ台帳システムを開発しているような形</p>	<p>環境省浄化槽台帳システムについて、全浄連の浄化槽台帳システム (Z-join) 含め、他の台帳システムと一本化することは、各自治体の整備・利用状況等を鑑みると現状は困難ではないかと考えております。【環境省】</p>

	に見受けられ（アドレスマッチング機能など）、どこかのタイミングでシステムの一本化のうえ共同開発を行い、例えば災害時の広域連携時に同様のシステムによる操作や台帳上での被害状況整理ができることが望ましいと考えられるが、いかがか。【Q&A 投稿 都道府県】	
--	---	--

資料 3_浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果について

17	この調査結果を維持管理費用の透明化・標準化や行政指導などに活用する予定はあるか。【Q&A 投稿 指定検査機関】	本調査は、維持管理費用の代表的な数値を収集することによって実態を把握することが主な目的であり、本調査結果をもって直ちに国から、価格の標準化や行政指導などへの活用を求めることは考えておりません。【環境省】
18	本市においても保守点検・清掃業者から価格改定の相談を受けることがあるが、顧客離れ等の影響から、改定に踏み切れない業者が多数存在する。本調査結果について、全国の保守点検・清掃業者に情報共有する予定はあるか。 【Q&A 投稿 市町村】	本業務の報告書は、環境省の浄化槽サイトで掲載が予定されています。掲載後には、本調査にご回答いただきメールアドレスが把握できている業者、市町村等に対してその旨ご連絡し、解析結果をご確認いただけるようにする予定です。 なお、前回の令和 5 年度調査の解析結果は、以下の URL において閲覧可能です。 https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/report/hotei_seibi/pdf/r05_hotei_seibi.pdf 【教育センター】

資料 4_大台町における生活排水処理事業使用料の改定について

19	使用料推計の経済比較をしているグラフについて、浄化槽の支出が下水道事業と比較すると支出がとて多く、収支バランスも悪いように見える。 これは生活排水処理事業による整備済みの範囲も普及率も違う中で推定されていることから、同条件での比較ではなく、今回の整備区画範囲内の違っ	このグラフは同条件での比較ですが、現金収支のみの比較であり、減価償却費等は除いています。 本町は下水道を整備済みで公営企業へ移行しており、管路更新の計画予定がおおよそ 20 年後であることから今回の料金算定からは減価償却費等を除きました。 料金収入と経費を比較していただけれ
----	--	---

	<p>た条件での比較という見方で良いか。 【会場 教育センター】</p>	<p>ば、公共下水道事業では料金収入と経費の差は少ないですが、公共浄化槽事業では、料金収入に対し経費は 2 倍近くとなっていますので、収支バランスが悪く見えているのだと思います。【三重県大台町】</p>
その他		
20	<p>昨年度見送られた議員立法による浄化槽法改正に向けた動きについて現時点の情報をご教示いただきたい。 【Q&A 投稿 都道府県】</p>	<p>浄化槽法は議員立法であり、現在の検討状況は不明ですが、引き続き改正の動きを注視し、何か情報提供できるようなものがあれば、皆様にも共有いたします。【環境省】</p>
21	<p>過去に全浄連で保守点検と清掃料金の積算表のガイドブックを作成していたが、その当時は公共浄化槽の位置づけとはほぼ遠く、独占禁止法に抵触する可能性があるとして、廃版になっている。浄化槽の公共性が向上していることから、許可する市町村も料金に関与できるよう、ガイドブックの復活とともに、事業主体が関与できるように工夫が必要ではないか。【Q&A 投稿 指定検査機関】</p>	<p>ご質問にもありますとおり、保守点検及び清掃の価格設定の基準となるものを提示した場合、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、環境省として維持管理費用の基準表を作成、提示することは考えておりません。【環境省】</p>
22	<p>浄化槽の維持管理費（保守点検、清掃、法定検査）は下水道の維持管理と比較して割高になるのは仕方ないが、今後、少子高齢化が進むにつれ、公共浄化槽等を推進する際に浄化槽においてもユーザーからの使用料で賄えない部分が相当出ることも考えられる。その場合、一般財形からの繰り入れ等により市町村の財政を圧迫することが懸念される。将来、浄化槽で汚水処理を整備する場合にも国がそれに対応する予算を組むよう検討してほしい。 【Q&A 投稿 指定検査機関】</p>	<p>維持管理費については、対象が限定的かつ一定の要件がありますが、少人数高齢世帯への支援メニューを実施しております。それ以外の部分を含めた維持管理のあり方について引き続き検討してまいります。 【環境省】</p>
23	<p>循環型社会形成推進交付金の指導監</p>	<p>都道府県における協議会の運営（委託）</p>

	<p>督交付金について、浄化槽整備効率化に資する指導監督のうち、委託料(台帳作成費に要する費用※)が対象経費とされている。一方で、委託料(効果的な転換促進及び管理適正化推進費)は対象経費とされていない。</p> <p>効果的な転換促進及び維持管理適正化の推進については、都道府県及び市町村による浄化槽法第 54 条に規定される協議会において協議する課題のひとつであると認識しており、例えば都道府県における協議会の運営(委託)に必要な費用についても補助対象としていただきたい。これを補助対象としていない理由などあればご教示いただきたい。</p> <p>※効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用</p> <p>【Q&A 投稿 都道府県】</p>	<p>に必要な費用等については、指導監督交付金の主旨(指導監督事務の実施)に沿わないことから、交付対象とはしていないものです。【環境省】</p>
24	<p>浄化槽台帳の整備および維持管理情報の収集を経て、維持管理が実施されていない浄化槽管理者への指導等を想定した、法改正が検討されていると考えられる。当県においては、地理的条件から、浄化槽による汚水処理区域が比較的多いが、浄化槽台帳の整備について、現在も課題を抱えている。住民票が把握できる浄化槽であれば、市町村において、設置場所や氏名等の情報精査</p>	<p>浄化槽法は議員立法であり、検討状況は不明ですが、当該条文箇所含め、引き続き改正の動きを注視し、何か情報提供できるようなものがあれば、皆様にも共有いたします。【環境省】</p>

が可能かと思われるが、別荘や事業所等については困難である。また、別荘地（山間地等）では、公営の上水道事業もないことが多く、特に、別荘地における簡易水道等を利用している場合、自治体側が情報を把握できていないこともある。

浄化槽法改正の折には、現行法第 49 条第 2 項（情報提供の依頼を求められることができる）の規定について、都道府県知事からの依頼があった際に、情報を提供しなければならない、といった義務を課すことは検討しているか。例えば、別荘地を管理する不動産事業者や、その区域に出入りする保守点検業者等から、必ず、情報を得ることは可能になるのか。【Q&A 投稿 都道府県】



第6章 業務のまとめと今後の課題

6.1 本年度業務のまとめ

本業務は、「プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成」、「環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成」、「浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析」及び「浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催」からなる。各項目の成果の概要を以下に示す。

(1) プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成

全国の保守点検・清掃業者が地方公共団体に対し電子データでの維持管理情報を統一的に報告することができ、また地方公共団体が当該情報にアクセス可能な Web プラットフォームの構築を目的に、必要な条件整理を行った。加えて、維持管理情報を業者から電子データで収集している地方公共団体、あるいは地方公共団体に電子データで報告している業者、及び業者から維持管理情報を電子データで収集していない地方公共団体を対象に、維持管理情報の報告・収集業務における課題や要望を抽出するためのヒアリング調査を行った。これらの結果を踏まえて、維持管理情報を統一的に報告・収集するための Web プラットフォームの新規構築に必要な項目を整理し、要件定義書を作成した。

(2) 環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成

令和7年度における施行規則改正及び維持管理マニュアルに対し、既存の環境省版台帳システムの機能として搭載されていない項目、令和2年度の環境省版台帳システムの作成時において将来的な対応として整理された項目について調査した。また、環境省版台帳システムを使用している地方公共団体に対しヒアリング調査を実施し、改修が望まれる項目等について調査した。これらの結果を踏まえ、既存の環境省版台帳システム作成時からの変化に対する対応、及び機能向上を目的とした改修のために必要な項目を整理し、要件定義書を作成した。

(3) 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析

全国の浄化槽保守点検業者と清掃業者、保守点検・清掃兼業者及び公共浄化槽等整備推進事業を実施している市町村に対してアンケート調査を行い、個人設置型浄化槽及び公共浄化槽の維持管理費用に関する以下の事項の実態を把握し、浄化槽の維持管理の適正化や効率化等の推進に資するための基礎資料を整理した。

- 保守点検の料金と回数（1基あたり1年間、人槽毎）
- 清掃の料金と回数（1基あたり1年間、人槽毎）
- 電気料金（1基あたり1年間、人槽毎、処理方式毎）
- 法定検査料金（人槽毎）

- 維持管理費用に係る過年度調査との比較

(4) 浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催

全国の指定検査機関、都道府県、保健所設置市担当者及び関係団体を対象とした全国会議を開催し、「浄化槽行政の現状と災害対応」、「環境省版浄化槽台帳の改修の検討案について」、「浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果」及び「大台町における生活排水処理事業使用料の改定について」に関する情報提供を行うとともに意見交換が行われた。

6.2 今後の課題

(1) プラットフォーム構築及び環境省版浄化槽台帳システムの改修

要件定義書作成のための調査で挙げた意見・要望について、汎用性や費用対効果等に基づき、Webプラットフォームに搭載及び環境省版台帳システムの改修項目を決定した。一方、収集した意見・要望のうち、汎用性や費用対効果等を考慮して要件定義書に含めなかった項目は将来的な対応課題として整理される。Webプラットフォームの作成及び環境省版台帳システムの改修において、これらの内容について継続的に検討し、必要に応じて機能を追加しながら、プラットフォームの構築及び環境省版台帳システムを改修することが求められる。

(2) 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析

今回の調査におけるアンケートの回収率は、保守点検業者と清掃業者、保守点検・清掃兼業者が36.1%、市町村が58.7%であり、令和5年度調査（それぞれ23.7%、28.7%）を上回った。調査票のページ数や設問数を抑えたことにより業者・市町村職員の回答に対する負担が低減し、回収率の向上につながったと考えられる。今後の調査においても、過年度調査との比較に不可欠なデータ収集が可能となるよう配慮しながら設問の集約に努め、回収率の向上を図ることが重要である。

■参考資料 1

Web プラットフォーム構築、及び環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けたヒアリング調査議事要旨

(1) A 県に対するヒアリング調査

令和 7 年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 ヒアリング調査-A 県-議事録		
日時	2025 年 10 月 8 日(水) 10:00~11:00	
場所	オンライン(Zoom ミーティング)	
主な議題	保守点検・清掃情報の収集状況について	
ヒアリング 出席者 (敬称略)	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 加藤室長補佐、中山指導普及係長、杉浦環境専門調査員
	ヒアリング先	A 県浄化槽担当部署 (2 名)
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、武田、山下、宮城、石井

1. 全体

請負者より、今回のヒアリング調査の背景、及び概要について説明した。

2. 現在の保守点検・清掃情報の収集状況について

(1) 保守点検・清掃情報の収集はいつから何に基づき実施しているか。【教育センター】

- ⇒ 保守点検：平成 16 年から A 県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）により実施している。
- ⇒ 清掃：条例などでは定めていないが、「浄化槽の指導普及に関する調査」の調査項目に加わったことから令和 5 年度より収集を開始した。【A 県】

(2) 保守点検・清掃情報の収集はどのように実施しているか。【教育センター】

- ⇒ 保守点検：オンラインシステム、もしくは Excel 様式に記入した情報を業者から収集している。提出方法は条例などでは定めていない。
- ⇒ 清掃：各市町村で実施しており、県としては把握していない。【A 県】

(3) 使用しているオンラインシステムはどのようなものか。【教育センター】

- ⇒ 「電子申請・届出システム」を使用している。当該システムは県が運営しており、保守点検情報だけでなく県民から様々な届出書の提出などが可能な報告システムである。申請者の固有の ID 発行等は不要であり、保守点検情報はプラットフォーム

ム上で直接入力、もしくは Excel ファイルをアップロードし報告される。保守点検情報は、報告する浄化槽が設置されている市町村を管轄する県出先機関に一度集約され、その後、本庁に集約される。[A 県]

(4) 収集先の業者数、報告頻度、報告基数（件数）はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 保守点検：登録のある保守点検業者のうち、収集できている業者の割合は約 5 割であるが、複数の出先機関に報告をしている業者があるため、業者数は重複して計上されている。報告頻度は年 1 回、報告基数は把握できていない。令和 7 年度から、収集した情報の整理を指定検査機関に委託しており、正確な状況把握が可能になると期待している。

⇒ 清掃情報：令和 5 年度から情報収集を始めてまだ間もないため、報告している清掃業者数や報告基数は把握できていない。[以上、A 県]

(5) どのような項目を収集しているか。[教育センター]

⇒ 保守点検：設置場所、管理者氏名、処理方式、処理対象人員、保守点検回数、浄化槽管理士氏名である。[A 県]

(6) 進捗管理（報告期日の設定や業者へのリマインド）はどのように行われているか。[教育センター]

⇒ 保守点検：4 月から 3 月までのデータを 1 年分として報告するよう毎年度末に通知を送付し、次年度の 6 月末日までに提出を求めている。リマインドとして、7~8 月に開催している講習会にて、参加している業者全体に対し、期日を過ぎているが提出するよう周知しており、システム上の進捗管理は非対応である。[A 県]

(7) 行政で管理している浄化槽情報と業者の浄化槽情報の紐づけは、どのように行っているか。[教育センター]

⇒ 保守点検：行政で管理している浄化槽情報と業者の保守点検情報は、設置場所名称や設置場所住所、人槽等の浄化槽固有の情報を元に紐づけしている。指定検査機関に委託しているので断定はできないが、目視で浄化槽情報の紐づけをし、必要に応じて住所表記の修正を行っていると考えられる。

⇒ 清掃：清掃情報の紐づけは行っていない。[A 県]

(8) 業者が報告するためのフォーマットを定めているか。[教育センター]

⇒ 保守点検：条例施行規則に基づき既定の Excel 様式により提出を求めている。紙媒体での提出は電子化に対応できていない等のやむを得ない場合に認めている。Excel と紙媒体の報告基数の割合はおおむね 6 対 4 である。

⇒ 清掃：各市町村により異なると考えられる。[A 県]

(9) システム上、現在使用しているフォーマットを変更することは可能か。例として、環境省が示すフォーマット（【別添 1】参照）での報告は可能か。[教育センター]

⇒ 保守点検については、フォーマットの変更の可否に関する判断が難しいが、変更する場合には、条例施行規則の改正が必要となると考えられる。[A 県]

(10) 業者より報告された情報を浄化槽台帳に反映するまでどのような作業を実施しているか。[教育センター]

⇒ 保守点検業者が報告した保守点検情報は、浄化槽の設置市町村を管轄する県出先機関に送られ、本庁でまとめた後、浄化槽台帳の整備を委託している指定検査機関に送付している。委託先では維持管理情報を手作業で浄化槽台帳に反映していると考えられる。[A 県]

(11) 業者より報告された情報に不備があった場合（例：記入欄の誤り）は、どのように修正しているか。[教育センター]

⇒ 現時点で具体的な事例はないが、指定検査機関から県、業者に問い合わせの上、修正する等が想定される。システム上での不備連絡や改修は非対応である。[A 県]

(12) (10)の内容について作業時間、担当者数はどのくらいか。[教育センター]

⇒ 当該作業は指定検査機関に委託しており、委託先での作業時間は 84 日、担当者は 1 名である。[A 県]

(13) 現在の保守点検・清掃情報の収集方法について、どのような課題等があるか。[教育センター]

- 未提出の業者が存在するため、全実施基数の把握が困難である。
- 個人経営等の業者のデジタル移行が進まず、紙媒体のデータを電子データに変換するのが負担となる。
- データ数（浄化槽基数）が膨大であるため、データ入力が増え負担となっている。[以上、A 県]

(14) その他、上記の質問項目に加えて、以下の意見が出された。

- 浄化槽設置届の電子データでの受付は今年 10 月から始めたばかりであり、権限移譲しているため、各市町村で対応状況が異なる。[A 県]
- 紙媒体から Excel へ報告方法を変更した時、説明会などは設けたか。また、業者側から意見などは挙がったか。[教育センター]

⇒ 担当者が変わっており詳細は把握していないが、報告様式の移行は、例年開催している管理士研修会で説明を行ったと考えられる。移行に対し、業者からの意見の有無や内容についての詳細は不明である。[A 県]

3. 保守点検・清掃情報の報告収集 Web プラットフォームについて

(1) 現在、資料（【別添 2】、【別添 3】）のような Web プラットフォームを検討しているが、このようなシステムが実用化され、導入された場合、保守点検・清掃情報の収集に関して現在抱えている課題の解消に繋がると考えられるか。課題の解消に繋がる、あるいは繋がらない場合、それはどのような点か。[教育センター]

⇒ A 県では維持管理を実施している全基数の把握ができていないが、個人経営等の業者のデジタル移行が進まず電子データでの報告が困難であること、未提出の業者が存在することから、Web プラットフォームを実用化することで当該課題の解決に繋がるかどうかは不明である。[A 県]

(2) Web プラットフォームについて、どのような機能があると望ましいか。[教育センター]

⇒ 紙媒体のデータを電子データに自動変換する機能があると便利である。[A 県]

(3) 検討している Web プラットフォームは、各業者にアカウントを付与し活用いただく想定である。自治体に ID 発行権限を付与し、ID とパスワードを発行し、業者に配布する方式を考えている。アカウントの発行や管理等についてどのような懸念点があるか。[教育センター]

⇒ 年 1 回の利用が想定される為、ID やパスワードを紛失する可能性が高い。報告時期が重なるため、ID やパスワードの問い合わせ対応が集中し、県への負担が増えることが懸念される。[A 県]

⇒ 現時点では ID やパスワード紛失を想定した場合のリマインダ機能の搭載により、オンライン上での確認が可能なシステムを検討している。[教育センター]

(4) 都道府県（または市町村）が収集する保守点検・清掃情報について、該当する市町村（または都道府県）が閲覧する機会・需要はあるか。[教育センター]

⇒ 保守点検については、県への報告であることから、市町村の閲覧の機会や需要は少ないと考えられる。清掃については、報告を求めている市町村もあることから、閲覧の機会や需要はある可能性がある。また収集情報に基づいた行政指導等は現時点で実績はないが、今後活用することは可能と考えられる。[A 県]

<配布資料>

・ヒアリング質問リスト A

- ・【別添 1】 報告様式
- ・【別添 2】 システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・【別添 3】 プラットフォームのイメージ

(2) B社に対するヒアリング調査

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 ヒアリング調査-B社-議事録		
日時	2025年10月9日(木) 10:00~11:00	
場所	オンライン(Zoom ミーティング)	
主な議題	保守点検・清掃情報の報告状況について	
ヒアリング出席者 (敬称略)	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 加藤室長補佐、杉浦環境専門調査員
	ヒアリング先	B社 (2名)
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、武田、山下、濱中、石井

1. 全体

請負者より、今回のヒアリング調査の背景、及び概要について説明した。

2. 現在の保守点検・清掃情報の報告状況について

(1) 保守点検・清掃情報の報告はどのように実施しているか。[教育センター]

⇒ 保守点検・清掃情報は社内で使用している管理システムから報告項目のデータを抽出し、Excel や CSV など各市町村指定の様式に合わせ、メールに添付して報告している。[B社]

(2) 報告先の自治体数、報告頻度、報告基数(件数)はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 報告先の自治体数は県内の全市町村である。報告頻度はb町のみ半年に1回、それ以外の市町村は年1回、報告基数は1万5千基ほどである。[B社]

(3) どのような項目を報告しているか。[教育センター]

⇒ 浄化槽の処理方式、設置者名、住所、保守点検回数や実施日、清掃手配時の予定日、11条検査の実施日、処理方式や処理対象人員ごとの契約基数の総数などの情報を、各市町村の浄化槽維持管理状況報告書の内容に沿った一覧表にして提出している。市町村によっては型式名を報告することもある。保守点検回数が多いことで日付

がすべて含まれない場合は、最後の点検日から遡って所定の回数分を記入するように指定されている。[B社]

(4) 行政への報告に関して、どのような作業内容があるか。[教育センター]

⇒ 県内 3 営業所のデータを、一括で Excel に変換・抽出できる顧客管理システムを使用して管理している。ここから抽出したデータを、指定された報告様式に合うように書き換える、あるいは会社の様式のままメールに添付して送信している。主に年度明けの 4~7 月の間で報告している。

⇒ 入れ違いにより報告期日を過ぎたときは、市町村から連絡があり、期日を決めた後、改めて提出した例がある。また、報告内容についての確認等は受けておらず、報告後の流れは把握していない。[以上、B社]

(5) (4)の内容について、1 回の報告に要する作業時間、担当者数はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 市町村コードを振っており、提出先に応じた仕分けに時間を要しないため、データベースから 5 分程度で必要な情報を抽出できている。業務内の空き時間で作業しており、全市町村合わせても 8 時間未満程度である。担当者は 1 名である。市町村で報告期日が異なるため、個別に提出している。1 基の情報を一行にまとめる等、市町村ごとのフォーマットの統一化が進んでいるため、徐々に効率化が進んでいる。[B社]

(6) 行政からは報告のためのフォーマットは指定されているか。[教育センター]

⇒ 市町村ごとに報告のためのフォーマットが指定されている。[B社]

(7) 報告項目や使用しているフォーマットを変更することは可能か。例として、環境省が示すフォーマット（【別添 1】参照）での報告は可能か。（自治体が認めた場合）[教育センター]

⇒ 項目の追加がある場合、システム会社に依頼するため時間がかかるが、技術的には可能である。[B社]

(8) 現在の保守点検・清掃情報の報告方法について課題等はあるか。[教育センター]

⇒ 市町村の報告フォーマットを統一してほしい。[B社]

(9) その他、上記の質問項目に加えて、以下の意見が出された。

- 清掃の手配時、指定の依頼書が都度手書きやファックスなど、市町村ごとに報告様式が異なるため、統一してほしい。[B社]

- 住所入力 of 指定はどのようになっているか。[教育センター]
 - ⇒ ある市町村は地名と番地、ある市町村は町名を抜いた番地から入力するなど、市町村によって異なる。市町村が収集したいデータが統一されれば、維持管理業者側が報告しやすくなると思われる。[B社]
- 報告開始時期はいつ頃から開始したのか。[教育センター]
 - ⇒ 20年程前から、指定の書類に人槽ごとの基数を記入し、年に1回保健所を通して県に報告していた。5年程前から報告先が市町村単位に切り替わり始め、報告様式が電子ベースとなり、3年程前から全市町村が報告を希望するようになった。[B社]
- 管理番号や顧客番号の報告はしているか。[教育センター]
 - ⇒ 基本的に設置者名の報告を行っている。[B社]

3. 保守点検・清掃情報の報告収集プラットフォームについて

- (1) 現在、資料（【別添2】、【別添3】）のようなプラットフォームを検討しているが、このようなシステムが実用化され、導入された場合、保守点検・清掃情報の収集に関して現在抱えている課題の解消に繋がると考えられるか。課題の解消に繋がる、あるいは繋がらない場合、それはどのような点か。[教育センター]
 - ⇒ フォーマットが市町村で統一されれば、報告のための情報整理に係る作業時間は低減できると考えられるが、プラットフォーム上のフォーマットへの統一に時間がかかる可能性がある。フォーマットが市町村で統一されていない場合、特に負担は変わらないと考えられる。
 - ⇒ 報告内容には個人情報が含まれることから情報漏洩対策が必要と考えられる。現状ではパスワードを付した zip ファイル形式で送信しているため、ある程度の情報漏洩対策ができていると認識している。
 - ⇒ 一方、保守点検・清掃情報の収集が電子化されていない市町村にとって、国からのプラットフォームの提供は大きなプラスになると考えられる。[以上、B社]
- (2) Webプラットフォームについて、どのような機能があると望ましいか。[教育センター]
 - ⇒ 個人経営の事業者向けに、スマートフォン等を使用して現地で保守点検・清掃情報を入力することが可能となる機能があれば電子化に寄与すると考えられる。[B社]

<配布資料>

- ・ヒアリング質問リスト
- ・【別添1】 報告様式
- ・【別添2】 システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・【別添3】 プラットフォームのイメージ

(3) C社に対するヒアリング調査

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 ヒアリング調査-C社-議事録		
日時	2025年10月14日(火) 10:30~11:30	
場所	オンライン(Zoom ミーティング)	
主な議題	保守点検・清掃情報の報告状況について	
ヒアリング 出席者 (敬称略)	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 沼田室長、加藤室長補佐、中山指導普及係長、杉浦環境 専門調査員
	ヒアリング先	C社 (2名)
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、濱中、武田、山下、宮城、石井

1. 全体

請負者より、今回のヒアリング調査の背景、及び概要について説明した。

2. 現在の保守点検・清掃情報の報告状況について

(1) 保守点検・清掃情報の報告はどのように実施しているか。[教育センター]

⇒ 保守点検・清掃情報は社内で使用している管理システムから報告項目を抽出し、パスワードを設定した Excel をメールに添付して送信、もしくはファックスを使用して報告している。[C社]

(2) 報告先の自治体数、報告頻度、報告基数(件数)はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 保守点検契約実績一覧と清掃実績基数の報告を6市町に、各市町より依頼を受けている浄化槽台帳整備に係る報告を4市町に対し行っている。2024年度の報告基数は、保守点検は約4,050基、清掃は約4,020基であった。また、保守点検基数、及び11条検査結果を指定検査機関に報告している。[C社]

(3) どのような項目を報告しているか。[教育センター]

<保守点検情報>

⇒ 市町により異なるが、設置住所、設置場所名、管理者住所、管理者名、保守点検実施日、清掃実施日、保守点検及び清掃業者名、浄化槽の年度内休止・廃止情報を報告している。[C社]

<清掃情報>

⇒ c市にのみ住所、管理者氏名、引き抜き量を毎月報告している。c市以外の市町で

はし尿処理施設の搬入実績を基に清掃実績を収集していると推測される。[C社]

(4) 行政への報告に関してどのような作業内容があるか。[教育センター]

⇒ 社内のシステム担当に依頼して、社内管理システムから報告項目を抽出し、Excel、もしくはファックスで市町に報告している。報告後のデータは Excel もしくは指定帳票で管理している。報告内容の追加や修正に係る依頼等はこれまでない。報告期日は、保守点検・清掃実績基数の報告は年度末の締切りが多く、浄化槽台帳整備に関わる報告は4、5月を締切りとしている市町が多い。[C社]

(5) (4)の内容について、1回の報告に要する作業時間、担当者数はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 保守点検・清掃実績基数の報告は、6市町を対象に、業務の合間に1名で1週間程度の作業をしている。浄化槽台帳整備に関わる報告は4市町を対象に、基数のみの報告は保守点検・清掃実績基数のデータを元に、1市町につき1~2時間の作業を1名で行っている。基数に加えて保守点検情報における実績、契約者・管理者など詳細を報告する場合、1市町につき2名で1週間程度作業している。清掃情報は担当が異なるため、作業量等は把握していない。[C社]

(6) 行政からは報告のためのフォーマットは指定されているか。[教育センター]

⇒ 市町から指定された Excel 様式に入力し、報告をしている。指定されていない場合は、当社独自の様式で提出している。また、維持管理の業登録や許可はあるものの、業務実績のない自治体に対しては、電話やメールで業務実績を回答している場合もある。[C社]

(7) 報告項目や使用しているフォーマットを変更することは可能か。例として、環境省が示すフォーマット（【別添1】参照）での報告は可能か。（自治体が認めた場合）[教育センター]

⇒ 現在データとしてまとめている項目であれば、様式の変更は技術的には可能である。それ以外の項目として、例えば浄化槽番号について、自治体用の番号を新規に付す場合は各浄化槽情報の抽出、手作業での突合が必要になるが、可能である。各点検項目について、データは管理システムから直接取得していないため、すぐに対応するのは難しい。また、保守点検と清掃の情報を管理するシステムが異なるため、様式の変更に対応可能な項目と不可能な項目があり、これらのシステムは外部発注のため対応が難しい。[C社]

(8) 現在の保守点検・清掃情報の報告方法について、課題等はあるか。[教育センター]

- 個人名や住所、水質の情報など個人のデータを外部に提出することになるため、セキュリティ面が懸念される。
- 報告様式が市町間で統一されていないため、作業が煩雑となる。
- 行政から浄化槽台帳についてのヒアリングは報告開始時にのみ行われたが、それ以降は意見を伝える機会は設けられていない。[以上、C社]

3. 保守点検・清掃情報の報告収集プラットフォームについて

ヒアリング先より、下記の通り回答があった。

- (1) 現在、資料(【別添2】、【別添3】参照)のようなWebプラットフォームを検討しているが、このようなシステムが実用化され、導入された場合、保守点検・清掃情報の収集に関して現在抱えている課題の解消に繋がると考えられるか。課題の解消に繋がる、あるいは繋がらない場合、それはどのような点か。[教育センター]

<メリット>

⇒ 様式が統一されるのであれば、作業が簡略化し、報告書の作成が効率化できると考えられる。

<デメリット>

⇒ Webプラットフォーム用の報告様式とは別に、従来の市町ごとの報告様式での提出も必要となる場合、作業量が増加し負担となる。[C社]

- (2) Webプラットフォームについて、どのような機能があると望ましいか。[教育センター]

- 事業者が過去の実績を検索、閲覧できる機能。
- 事業者から自治体へ情報を提供する一方通行のシステムではなく、自治体から事業者以下のような情報提供が可能な、相互にメリットのあるシステムであってほしい。
 - ・ 各浄化槽のメーカー、型番、処理方式がマスタ化されダウンロードできる機能。
 - ・ 各浄化槽の保守点検方法、維持管理要領書の掲載機能。
 - ・ 自地域の浄化槽における新設・休廃止情報等を検索、閲覧できる機能。[以上、C社]

上記の質問項目に加えて、当日は以下の意見が出された。

- 当該プラットフォームはいつ頃の運用を想定しているか。[C社]
 - ⇒ 今回のヒアリングは現状の維持管理情報の収集方法、プラットフォームのニーズ、プラットフォーム構築が情報収集の効率化に繋がるか否かについて情報収集を行うものであり、運用開始時期を含めて現在検討中である。[環境省]

<配布資料>

- ・ ヒアリング質問リスト
- ・ 【別添1】 報告様式

- ・【別添 2】システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・【別添 3】プラットフォームのイメージ

(4) D 県に対するヒアリング調査

令和 7 年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 ヒアリング調査-D 県-議事録		
日時	2025 年 10 月 17 日(金)(10:00~11:00)	
場所	オンライン(Zoom ミーティング)	
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省版浄化槽台帳システムの改修について ・保守点検・清掃情報の収集状況について 	
ヒアリング 出席者 (敬称略)	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 加藤室長補佐、中山指導普及係長、杉浦環境専門調査員
	ヒアリング先	D 県浄化槽担当部署(1 名) 出先機関 1(1 名) 出先機関 2(1 名)
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、古市、武田、山下、宮城、濱中

1. 全体

請負者より、今回のヒアリング調査の背景、及び概要について説明した。

2. 現在の保守点検・清掃情報の収集状況について

ヒアリング先より、下記の通り回答があった。

- (1) 環境省版浄化槽台帳システムをカスタマイズして使用しているか。過去にカスタマイズをした場合、どのような内容か。[教育センター]
 - ⇒ 指定検査機関の協力で、建築物名称や DM 発送予定日の検索機能追加、検索結果に建築物名称の表示を追加、及び検索結果の項目名を選択して操作できるように、システムをカスタマイズした。現在 10 個ある任意項目の内、9 個を DM 専用項目として使用している。 [D 県]
- (2) 環境省版浄化槽台帳システムについて、特に改修を希望される項目はあるか。[教育センター]
 - ⇒ 改修を希望する項目について以下の要望が挙がった。
 - 各浄化槽の情報を一括で削除出来ると良い。

- 外字を含むデータの出力時に、エラーが発生しないよう修正。
- 浄化槽管理者住所（使用開始タブで入力）が検索項目に入っているとよい。
- 個人情報オンライン上に流出する恐れを考慮し、アドレスマッチングはオフラインで行なえるとよい。
- 14桁程度の浄化槽番号を自動で付す機能。

[以上、D県]

- 浄化槽台帳システムに登録する際の設置届出書タブに、設置届出書による届出なのか、建築確認を伴う届出なのかを区別できるような機能があると良い。
- 県がカスタマイズしたシステムを地域ごとにスタンドアロンで使用している。スタンドアロンでも改修内容が更新される仕組みであると良い。
- カスタマイズをシステム上で行える機能。
- 検索条件の保存、及び読み込む機能。
- ノートパソコンの場合、システム起動時に表示画面が見切れてしまう。全画面表示時に、スクロールする機能があると良い。

[以上、出先機関 1]

- 指導記録から検索結果を出力するときにエラーが発生したことがあった。カスタマイズが原因でない場合、修正を希望する。
- 住所の入力作業を効率化する為、記入欄に頭文字を入れると欄の下に予測候補が出て、選択すると大字や字を含む町域名が自動で入力される機能があると良い。
- D県の様式では、使用開始報告書に契約した保守点検業者の記入項目がある。現行システムでは、保守点検実施日が入力必須となっている維持管理情報登録でしか業者名を入力できないため、使用開始の報告の項目として保守点検業者名を保持できるとよい。

[以上、出先機関 2]

(3) 環境省版浄化槽台帳システムが最新版に改修された場合、その導入に当たりどのような課題が想定されるか。[教育センター]

- 独自にカスタマイズした機能が含まれない場合は、改修版のシステムは使用し難いと考えられる。

[以上、出先機関 1、出先機関 2]

- 何十万基というデータを扱う中で、現在使用している PC スペックで十分に操作できるか懸念される。[出先機関 1]
- 浄化槽台帳システムの導入環境として、最低限必要な機器のスペックではなく、推奨されるスペックを示してほしい。[出先機関 2]

(4) その他、以下の意見が挙がった。

- アドレスマッチングとはどのような機能を想定しているのか。[出先機関 2]

⇒ アドレスマッチングは、住所に緯度経度情報を追加するものを想定している。[教育センター]

- 区画整理事業による地番変更によって、旧地番から推定した浄化槽の位置と新地番より推定される浄化槽の位置が異なる場合、手作業で旧地番を新地番に調整している。地番から自動的に緯度経度を得ることによって、業務の効率化が進むと考えられるが技術上可能か。[出先機関 2]

⇒ 現時点で地番から緯度経度を得ることは難しい。[教育センター]

- 設置場所の表記ゆれとはどのようなイメージであるか。[出先機関 2]

⇒ 丁目、番地、号の表記や全角、半角が統一されていない状態を指している。[教育センター]

- 同一敷地内に、母屋と離れ各々に接続するなど、浄化槽が2つ存在する場合、アドレスマッチングを行うと1つの浄化槽として判断されるのか。[出先機関 2]

⇒ 同一住所で登録された場合、1つの浄化槽として判断されると考えられる為、浄化槽ごとの緯度経度情報が必要と考える。[教育センター]

- 区画整理事業による地番変更や、同一住所に2つの浄化槽が登録される可能性があること、届出上の住所と管理者側の住所認識とのズレ等の事例が想定されることから、浄化槽を住所単位で管理することに限界があると考ええる。浄化槽ごとの緯度経度情報で管理する、あるいは届出時点で浄化槽に番号を付し、管理者と共有するべきではないかと考える。 [出先機関 1]

- 行政が浄化槽番号、浄化槽 ID を付す場合、事務手続き上適切なタイミングはいつか。[環境省]

⇒ 現状、浄化槽番号は浄化槽台帳登録時に付している。また、県内約33万基の浄化槽番号、浄化槽 ID を管理者や維持管理業者に正確に伝達できるか懸念される。[ID 県]

- 以前の法改正時のヒアリングで浄化槽システム協会より、浄化槽台帳整備にあたっては、浄化槽を出荷時の段階で個別 ID を付すと良いのでは?という話があったが、引き続き自治体側が付与していく、という認識で良いか。[出先機関 2]

⇒ ご指摘の通り、自治体側が付与していくことが望ましいと考えられる。浄化槽システム協会側の話は把握していないが、徳島県では県の指示により法定検査の際に個別 ID を付した QR コードのシールを貼り、維持管理情報の収集に活用している事例がある。[教育センター]

3. 保守点検・清掃情報の報告収集 Web プラットフォームについて

ヒアリング先より、下記の通り回答があった。

- (1) 保守点検・清掃情報を収集し、浄化槽台帳に反映するまで、どのような作業内容か。[教育センター]

⇒ D 県では現在業者から直接保守点検・清掃情報を受け取っていないが、指定検査機関から検査を受けた浄化槽の保守点検・清掃実施情報を収集している。 [D 県]

(2) 浄化槽台帳に保守点検・清掃情報を反映するうえで、現在抱えている課題はあるか。[教育センター]

- 保守点検・清掃情報を紙媒体で記録・保管している業者への対応方法。
- 事業者番号と業者の紐づけや、浄化槽管理者が契約業者を変更した場合の紐づけ方法。
- 現行システムは CSV を介して出力等を行う為、報告に関わる事務負担がある。
- システム上の情報と事業者からの情報の相異により突合時に齟齬が生じることがある。

[以上、D 県]

(3) 現在、資料（【別添 1】～【別添 3】）のような Web プラットフォームを検討している。このようなシステムが実用化され、導入された場合、現在抱えている課題の解消に繋がるか。課題の解消に繋がる場合、あるいは繋がらない場合、それはどのような点か。[教育センター]

- 情報管理の電子化が進んでいない業者は Web プラットフォームを導入しても紙媒体を使用し続けると考えられる。
- Web プラットフォーム上の様式と独自の項目様式に違いがある場合、業者側に作業負担を求めると利用してもらえないし、行政側でとなると事務負担が増え対応しきれない。ここのバランスが上手くいかないと Web プラットフォームを導入しても活用されない可能性がある。

[以上、出先機関 2]

(4) Web プラットフォームについて、どのような機能があると望ましいか。[教育センター]

- CSV を介さず、自動で情報が反映される機能。
- 報告状況が適宜分かる機能。
- 報告のあった期間を限定しダウンロード、アップロード可能な機能。
- 直近 1 年間で清掃が行われていない浄化槽の検索機能。
- 浄化槽台帳に記載のない浄化槽の保守点検・清掃情報が報告された場合、浄化槽台帳に収集した情報を登録できないことが想定される。

[以上、D 県]

- 保守点検・清掃依頼代行者を業者が管理者と認識し、報告書に記載することがあり、この場合管理者が変更されたのか、代行者なのか判断が難しい。これを解決できる機能が何かあれば良いと考える。
- 業者が CSV ファイルを作成することなく Web プラットフォームに直接入力する機能。

[以上、出先機関 1]

- 行政と業者で把握している情報が一致しない報告の抽出機能。[出先機関 2]
- (5) 検討中の Web プラットフォームは、各業者にアカウントを付与し活用いただく想定である。自治体に ID 発行権限を付与し、ID とパスワードを発行し、業者に配布する方式を考えている。アカウントの発行や管理等について懸念点等はあるか。[教育センター]
- ⇒ 保守点検は都道府県の許可、清掃は市町村の許可であることから、管理主体が異なるため、統一的な運用が可能かどうか懸念される。[D 県]
- (6) 都道府県(または市町村)が収集する保守点検・清掃情報について、該当する市町村(または都道府県)が閲覧する機会・需要はあるか。[教育センター]
- 閲覧する場合、何を根拠にどの情報まで閲覧可能か分からないと、現時点での回答は難しい。
 - 個人情報をオンラインシステムで送信・管理することは個人情報保護の観点から憚られる。
- [以上、D 県]
- 閲覧権利の付与は、法の権限を担保した上で判断するべきと考える。[出先機関 1]
 - 市町村に入る悪臭の苦情は、生活排水由来の場合、単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かで対応が変わる為、需要はあると考える。一律で閲覧できて良いのか等、法整理は必要と考える。[出先機関 2]
 - 環境省より「浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について」が通知されているので、その内容を参照の上、ご検討いただきたい。[教育センター]

<配布資料>

- ・ヒアリング質問リスト
- ・【別添 1】 報告様式
- ・【別添 2】 システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・【別添 3】 プラットフォームのイメージ

(5) E町に対するヒアリング調査

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 ヒアリング調査-E町-議事録		
日時	2025年10月9日(木) 13:20~14:20	
場所	オンライン(電話)	
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省版浄化槽台帳システムの使用状況と課題について ・保守点検、清掃情報の収集に関するプラットフォームについて 	
ヒアリング出席者 (敬称略)	ヒアリング先	E町浄化槽担当部署 (1名)
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、武田、山下、濱中、石井

1. 全体

請負者より、今回のヒアリング調査の背景、及び概要について説明した。

2. 現在の保守点検・清掃情報の収集状況について

(1) 環境省版浄化槽台帳システムをカスタマイズして使用しているか。過去にカスタマイズをした場合、どのような内容か。[教育センター]

⇒ これまでカスタマイズの実績はない。[E町]

(2) 環境省版浄化槽台帳システムについて、特に改修を希望される項目はあるか。

[教育センター]

- 現在業務で使用しているノート PC では浄化槽台帳の全体表示ができず、別モニターでないと表示できない。(※PC のスペックによっては設定で解決できる)
- GIS マップの背景(建物図)の更新がされるとよい。
- 住所入力欄に、字名が一覧表示される機能があると作業の効率化につながる。
- 環境省による統計調査などに対し、浄化槽台帳のデータが反映されるようであれば、業務の効率化につながる。
- ある入力欄が他の入力欄と関係がある場合、選択肢の入力内容が他の欄と連動できるとよい(例: 欄Aで都道府県を選択すると、欄Bでは該当する市町村のみが表示される等)。
- 空き家情報の入力欄があれば、全国的に需要があるのではないか。
- 自動バックアップ機能、エラーチェック機能はあるとよい。
- 使い勝手(ボタンの大きさ等)については特に改善希望はない。[以上、E町]

(3) 環境省版浄化槽台帳システムが最新版に改修された場合、その導入に当たりどのような課題が想定されるか。[教育センター]

⇒ 改修版のシステムで最新の OS が必要な場合は導入できない可能性がある。予算を確保できるかどうかにより状況は変わる。[E 町]

3. 保守点検・清掃情報の報告収集プラットフォームについて

(1) 保守点検・清掃情報を収集し、浄化槽台帳に反映するまで、どのような作業内容か。[教育センター]

⇒ 指定検査機関より法定検査の結果を Excel で収集し、総合判定が不適正の浄化槽について、浄化槽台帳に所見を入力している。令和 7 年度から、所見に加え保守点検・清掃の業者名、年間契約回数、実施日も報告を受けており、不適正の場合のみ浄化槽台帳に入力し、指導に役立つ仕組みとしている。入力した所見は上書きせず、過年度の不適正判定の内容も閲覧可能としている。

⇒ 行政区域内の浄化槽（休止含む）の基数は約 2,000 基、検査対象基数は約 1,600 基/年、不適正基数は約 100 基/年未満である。

⇒ 維持管理業者からの網羅的な維持管理情報の収集は、これまで行っていない。[以上、E 町]

(2) (1)の内容について作業時間、担当者数はどれくらいか。[教育センター]

⇒ 作業時間はその都度対応で 1～2 日、担当者は 1 名（他業務も兼任）である。[E 町]

(3) 浄化槽台帳に保守点検・清掃情報を反映するうえで、現在抱えている課題はあるか。[教育センター]

⇒ 現在、浄化槽台帳に入力する項目は、不適正判定の浄化槽情報がメインであり、入力項目・入力基数が増えると、人手不足が懸念される。[E 町]

(4) 現在、資料（【別添 1】～【別添 3】）のような Web プラットフォームを検討しています。このようなシステムが実用化され、導入された場合、現在抱えている課題の解消に繋がるか。課題の解消に繋がる場合、あるいは繋がらない場合、それはどのような点か。[教育センター]

⇒ システムが導入されたとしても、人手不足が必ずしも改善されるとは思わないが、指導を行う際のデータとしては使えると思われる。一部の市町村において浄化槽台帳の電子化が遅れている。全市町村が足並みを揃えなければ、業者へ電子データで報告させることへの働きかけができない。[E 町]

(5) Web プラットフォームについて、どのような機能があると望ましいか。[教育センター]

⇒ 浄化槽台帳に一括登録した段階で誤った情報があった場合に、エラー表示があるとよい。[E 町]

- (6) 検討中の Web プラットフォームは、各業者にアカウントを付与し活用いただく想定である。自治体に ID 発行権限を付与し、ID とパスワードを発行し、業者に配布する方式を考えている。アカウントの発行や管理等について懸念点等はあるか。[教育センター]
- ⇒ 保守点検は都道府県の許可、清掃は市町村の許可であることから、管理主体が異なるため、統一的な運用が可能かどうか懸念される。[E 町]
- (7) 都道府県（または市町村）が収集する保守点検・清掃情報について、該当する市町村（または都道府県）が閲覧する機会・需要はあるか。[教育センター]
- ⇒ 浄化槽台帳の整備は都道府県から市町村へ権限移譲されており、現状、県が各市町村の浄化槽台帳を閲覧する状況は想定し難い。また、市町村の浄化槽台帳も統一的に電子化されなければ、県との相互活用も進まないのではないかと考えられる。[E 町]
- (8) その他、以下の意見が挙がった。
- 指導普及調査にて保守点検・清掃の実施率の集計が開始されたことから、令和 5 年から県と市町村で集計方法について協議し、保守点検・清掃情報の収集を開始した。[E 町]
 - 指定検査機関から検査実績として浄化槽情報を収集しているが、市町村所有の浄化槽台帳の情報と整合しないことがある（廃止届未提出であるが検査にて廃止状態の発覚など）。その場合、職権で浄化槽台帳を目視確認により個別で修正しているが、非効率かつ担当者の判断にゆだねられることから正確性に欠ける。業務の効率化のため、指定検査機関所有の浄化槽情報と連携できる機能が望まれる。[E 町]

<配布資料>

- ・ヒアリング質問リスト
- ・【別添 1】 報告様式
- ・【別添 2】 システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・【別添 3】 プラットフォームのイメージ

■参考資料 2

発注者及び受注者における打合せ議事録

(1) 第 1 回打合せ

令和 7 年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 第 1 回打合せ録		
日時	2025 年 8 月 22 日(金)(14:00~16:00)	
場所	環境省	
主な議題	浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務の方針	
出席者	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 沼田室長、永浦総括補佐、中山指導普及係長、杉浦環境専門調査員
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 櫛田、古市、武田、山下、宮城

(1) 全体計画とスケジュール

請負者より、業務の方針、計画について説明した。

(2) Web プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成について

Web プラットフォーム構築に向けた要件定義書の作成について、以下の意見が出された。

- 保守点検業者と清掃業者(重複、複数の地区にまたがっている業者を含む)およそ 2 万社が利用することを前提に、アクセスが集中してもサーバーが負荷に耐えられるように対応を検討している。[教育センター]
- ダウンロードは都道府県と全市町村を対象とすること。[環境省]
- 容易に入力が可能な UI について、デザインやイメージは現時点であるか。[環境省]
⇒ 現時点ではないが、ヒアリング調査前に概略図を作成する予定である。[教育センター]
- UI のイメージについて、類似のクラウドサービスなどのサンプルを現時点で持っているか。[環境省]
⇒ 類似例があるが、前年度のヒアリング調査結果を踏まえると、より簡便な UI が有用と考えている。[教育センター]
- 維持管理情報の電子化率が全国平均 20%とは、何に対する割合か。[環境省]
⇒ 台帳に記載された浄化槽の全基数の内、保守点検・清掃結果が電子化されている基数の割合を示している。このデータを念頭に、環境省版浄化槽台帳システムを利用している北海道や静岡県などをヒアリング対象とする想定である。当該データか

らは市町村名までは分からないため、指定検査機関や県から情報を頂くことを検討している。[教育センター]

- Web プラットフォーム利用者からの費用徴収はないとの認識でよいか。[教育センター]
⇒ 費用徴収は想定していない。[環境省]
- 問合せ対応等、Web プラットフォームの運用、維持管理の体制はどこか。[教育センター]
⇒ 確認する。[環境省]
- 仕様書の8. その他(3)の適用範囲はどのような想定か。[教育センター]
⇒ JIS X 8341-3:2016 について、後ほど省内で情報収集を行う。[環境省]
- 有事に備えたデータの保存期間として、どの程度を想定すべきか。[教育センター]
⇒ 省内で確認するが、セキュリティの観点から Web プラットフォーム上に長期間保存する必要はないと整理できる。一方で、環境省関係浄化槽法施行規則にならい、3年の保存を目安と考えることもできる。要する費用も判断の材料としたいため、保存期間に伴う費用の変化等を把握したい。[環境省]
⇒ 確認する。[教育センター]

(3) 環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成について

環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成について、以下の意見が出された。

- 画像データの収集・保存は仕様書上、環境省版台帳システムの改修に記載されているのみだが、Web プラットフォームにおいても必要か。[教育センター]
⇒ 当該画像データとは、どのような想定か。[環境省]
⇒ 特定既存単独処理浄化槽にかかる写真を想定している。[教育センター]
⇒ 画像データは Web プラットフォーム上には不要だが、特定既存単独処理浄化槽に関するチェック項目は必要である。[環境省]

(4) 浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析について

浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析について、以下の意見が出された。

- アンケートの形式について、全体像が分かるように目次を設けること。[環境省]
⇒ 承知した。[教育センター]
- アンケート回答の方法として、業者所有の料金表の添付は可能か。[環境省]
⇒ 可能と考えられるが、必要なデータが揃わない可能性がある。また、集計作業の効率化の観点から、調査票に記入・回答していただくことが望ましい。[教育センター]
- R5 年度の調査では、回答に対するリマインドを実施しなかったが、今年度調査では市町村に対しては全浄協を介してリマインドを実施するよう、全浄協に相談する。[教育

センター]

⇒ 環境省からも、調査目的が明確となるような依頼文書を作成する。[環境省]

- R5 年度調査の際に使用した依頼文書を環境省に提供すること。[環境省]
- 複数の地域で保守点検・清掃業を営む業者について、地域ごとに異なる料金設定を行っていて回答できない可能性が考えられる。本調査とは位置づけが異なるが、当該業者の料金設定の実態等について可能な限り独自にヒアリング調査を実施する。[教育センター]

また、アンケートの設問について、以下の方針で作成することを双方で確認した。

- アンケート回収率の向上のため、ページ数や設問数を抑え、コンパクト化を図ることとする。今年度調査では 5、7、10 人槽を調査対象とし、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の保守点検・清掃費用について、処理方式別ではなく各業者の代表的な金額を回答してもらうこととする。
- 回答した保守点検費用に消毒剤の費用を含むか否かの項目を設け、含まない場合には消毒剤の年間費用を別途回答する項目を設ける。
- 消耗品及び機器交換費用は、消毒剤を除き今回の調査の対象外とする。
- 公共浄化槽について、直近の費用改定時期の項目を追加する。

(5) 浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催について

浄化槽の維持管理向上等に関する全国会議の開催について、以下の意見が出された。

- 発表議題として、今年度実施する維持管理費用調査の集計結果の報告や、外部団体からの情報提供（電子化の促進に関する情報、空き家情報に基づく台帳突合の事例紹介等）が考えられるが、発注者と請負者で引き続き検討していく必要がある。[環境省]

< 打合せ配布資料 >

- ・ 0822 打合せ資料
- ・ 仕様書
- ・ 提案書（抜粋）
- ・ 【別添 1】 報告様式
- ・ 【別添 2】 維持管理情報電子化率
- ・ 【別添 3】 台帳整備・システム利用状況
- ・ 【別添 4】 R5 業者アンケート調査票
- ・ 【別添 5】 R5 市町村アンケート調査票
- ・ 【別添 6】 R5 維持管理費用調査（業者回答）の解析結果

(2) 第2回打合せ

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 第2回打合せ録		
日時	2025年9月12日(金)(10:00~12:00)	
場所	環境省	
主な議題	浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務の方針	
出席者	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 沼田室長、永浦室長補佐、杉浦環境専門調査員
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 榎田、古市、武田、山下、宮城
	再委任先	MR コンサルティング株式会社 箱島、安達

(1) 全体計画、方針

請負者、及び再委任先より、業務の方針、計画について説明した。

(2) Web プラットフォーム構築、及び環境省版浄化槽台帳システムの改修に向けた要件定義書の作成について

各要件定義書の作成について、以下の意見が出された。

- JIS X 8341-3:2016 の適用範囲はAA 準拠とするべきか。[MR コンサルティング]
⇒ 利用者は不特定多数ではなく、業者と自治体職員等を想定しているものなので、JIS X 8341-3:2016 に全て準拠する必要はないと考える。後ほど類似の利用者を対象としている既存のプラットフォームを確認する。[環境省]
- Web プラットフォームの運営について、他の部署との連携を行いながら、教育センターで請け負えるよう体制構築を図っている。引き続き相談させていただければと思う。[教育センター]

(3) ヒアリング調査対象について

ヒアリング調査対象について、以下の意見が出された。

- 利用者側の意見を収集することがより良いプラットフォームの構築に繋がると考えている。[環境省]
- ヒアリング対象業者について、清掃専門の業者に調査の可否を確認中である。[教育センター]
- 現時点では、具体的な日時は未定で、オンライン上で1時間程度行うことを想定しているが、環境省は参加するか。[教育センター]

⇒ 参加可能な日程であれば参加したい。[環境省]

(4) Web プラットフォーム及び浄化槽台帳システムの連携イメージについて

Web プラットフォーム及び浄化槽台帳システムの連携イメージについて、以下の意見が出された。

- デジタル庁のアドレス・ベース・レジストリと連携することで、アップロードされた住所の表記ゆれを修正、正規化することが可能である。存在しない住所や、打ち込みや変換ミスなどの修正不可能な住所がデータに記入されていた場合、エラーメッセージを出力することを考えている。このレジストリは頻繁に更新されると考えられるため、自動でダウンロードするシステムを組み込むことを考えている。[MR コンサルティング]
- 浄化槽情報と住所が一致したマスタデータや ID は存在するか。[MR コンサルティング]
 - ⇒ ID を発行している自治体は、電子化が進んでいる自治体の中でも少数である。現時点では、ID がない県は住所で突合するしかない。[環境省]
- 設置届提出時は浄化槽台帳に地番で登録される。一方、清掃・保守点検時は住所で管理するため、自治体と業者の突合が必要となる。行政の仕事は増えるが、運用しながら突合することを想定している。[環境省]
 - ⇒ 浄化槽は毎年約 10 万基新規設置されるので、既存のデータとの突合作業は毎年必要となる。[教育センター]
 - ⇒ 突合時に浄化槽台帳の地番を正規化された住所に変更してもらう。[環境省]
- 写真アップロードは Web プラットフォーム上では実施しないことを想定している。[教育センター]
- 業者側は規定のエクセルデータをアップロードし、自治体は CSV ファイルとしてダウンロードする。このとき規定から外れたデータがアップロードされたらエラーメッセージが出る、という認識で良いか。[環境省]
 - ⇒ そのとおりである。[MR コンサルティング]
- 電子化済みの自治体が使用している独自のシステムなど、エクセル以外の書式での提出にも対応することは可能か。[環境省]
 - ⇒ 可能だが、システムが複雑化するので統一化したほうが良いと考える。[MR コンサルティング]
 - ⇒ 国のマニュアルで示された標準方式に沿って、各自治体は情報を集めるよう促すためのプラットフォームと捉え、統一化する方針とする。[環境省]
- 台帳に保守点検・清掃の情報が掲載されている自治体においても、法定検査の情報からの抽出がほとんどとのことであった。また、電子化済みの自治体が使用している独自のプラットフォームからフォーマットを変更することは容易にできる、とのことだが、ヒアリングで確認する。[教育センター]

- ヒアリング対象の自治体は現状、フォーマットを定めて運営しているのか。[環境省]
⇒ 現時点では把握できていない。[教育センター]
- 業者が独自の様式で維持管理情報を集約している場合は、業者側に報告様式に則りデータ整理を行ってもらい必要がある。[教育センター]
- 電子化が進んでいない業者と自治体の本 Web プラットフォームのメインターゲットであるため、Web プラットフォームの構成はできるだけ簡潔にするべきである。[環境省、教育センター]
- 3年以上更新がない浄化槽データは、空き家や撤去の可能性が考えられるため、廃止または休止と整理できる。[環境省]
- QGIS に対する対応については後日改めて打合せの機会を設けたい。[環境省]

(5) Web プラットフォーム画面遷移図について

Web プラットフォーム画面遷移図について、以下の意見が出された。

- アカウント作成について、個人のメールアドレスを使用するのではなく、団体のアドレスを登録する方式か、もしくは自治体が ID とパスワードを業者に配布する方式が良いのではと考える。[MR コンサルティング]
⇒ 業者の新規登録や廃業のことも考えて、自治体がアカウントを発行、各業者に配布する方式が良いと考える。[環境省]
⇒ 自治体からのアカウント配布について、ヒアリングで確認する。[教育センター]
- 自治体側の機能にアカウントを発行する機能、ユーザー管理の機能は必要か。[MR コンサルティング]
⇒ 必要である。[環境省]
- 2段階認証のワンタイムパスワードは業者のみで、自治体は不要と思うが、異なる設定は可能か。[環境省]
⇒ アクセス元 IP アドレスが固定であるならば、ワンタイムパスワード認証を省略する等の対策は可能である。[MR コンサルティング]
- 複数の自治体、都道府県で営業している業者の場合、自治体別に報告データを分けてからアップロードする方法と、複数の自治体における報告データが混合している状態でアップロード後に自治体ごとに分ける方法が想定され、どちらも実装が可能か。[環境省]
⇒ 複雑になるがどちらも可能である。ただし、プラットフォームをシンプルにしたい場合は、報告データをあらかじめ自治体ごとに分けてもらう必要がある。[MR コンサルティング]
⇒ 営業所単位でアカウントを作成し、自治体ごとに分けてデータ入力を行うことを検討する。[環境省、教育センター]
- アカウントに大量のデータを保存することは負荷がかかるか。[教育センター]

- ⇒ 著しい負荷はかからない。ただし、一時保存の期間が延びることで、データ容量も増え、ランニングコストも増える。[MR コンサルティング]
- 様式との相違によるエラー表示等が必要である一方、突合していないことのエラー表示等は必須ではないと考えている。[環境省]

⇒ QGISに取り込んで突合できなかつたときなどに、自治体が業者に対して再提出を依頼できる機能を設けることとする。[MR コンサルティング]
 - 同じデータの上書きや更新は業者と自治体がそれぞれどこまで関与できるようにするか。何度も自由にアップロードできるようにしても問題はないか。[環境省]

⇒ アップロード時に、業者側の過去と今回のデータとの比較などを行ってエラー表示して再提出や修正を促す、または受理通知を表示することが検討される。自治体によるチェック時に既存データとの相違がみられた場合、自治体側で受理を撤回し、再提出を催促できるシステムにすることが良いと考えられる。[教育センター]
 - 維持管理情報をメールで集めている県に対し、再提出や修正依頼をどのように行っているか、ヒアリングを実施してほしい。[環境省]

⇒ 承知した。[教育センター]

⇒ 修正希望箇所を Web プラットフォーム上で選択、明示を行う場合、システムの動作が重くなる可能性がある。現在の運用についてのヒアリングをした上で仕様を検討したい。[MR コンサルティング]
 - 業者側によるアップロードのタイミングや、自治体側のダウンロードのタイミングや頻度は分かるか。[MR コンサルティング]

⇒ 業者からの報告頻度に対する統一した制度はないが、月 1 回等が多いと考えられる。[環境省]
 - 自治体がダウンロードしたデータが、次の機会のダウンロード時に重複する可能性は無いか。[環境省]

⇒ 報告を 1 ヶ月単位で締め切る場合、月を選択してダウンロードする方式が分かりやすいのではないか。[MR コンサルティング]

⇒ 日付とアカウントでの検索や、期間を限定したうえでダウンロードやアップロードする機能等を設ける方針とする。[環境省、教育センター、MR コンサルティング]

⇒ 利用者にとって、どのような機能や運用が望ましいか、ヒアリングで確認する。[教育センター]
 - ひと月分のデータの各業者のアップロードの状況が分かる一覧表をつくることは可能である。報告件数の%表示もできる。この場合、提出期限の設定が必要になる。[MR コンサルティング]

⇒ 一覧表があることによって、自治体が業者にアップロードの催促を行うことが容易になると考えられる。[環境省]

- 業者がデータをアップロードしたことや、ダウンロードができる状態になったことを自動的に自治体に知らせるメール配信機能の実装は可能か。[環境省]
 - ⇒ 可能である。[MR コンサルティング]
- 都道府県知事等の大元の台帳管理者が、一括で各自治体の清掃実施記録などを閲覧可能にすることはできるが、そのような機能は必要か。コストは大きく増加しない。[MR コンサルティング]
 - ⇒ 都道府県知事が完全に権限移譲した場合は見られないようにすべきだか、どの程度市町村に移譲しているかは都道府県によって異なる。[教育センター]
 - ⇒ ヒアリングで県に対し、アカウント閲覧権限等についての質問をすること。[環境省]
 - ⇒ 承知した。[教育センター]
- 環境省が収集データを閲覧することもあるか？[MR コンサルティング]
 - ⇒ 環境省も閲覧できるようにしてほしい。[環境省]
- 国や自治体側が閲覧可能な情報の範囲について、それぞれ設定は可能か。[環境省]
 - ⇒ 可能である。[MR コンサルティング]
- 業者は自身のアカウントの履歴のみを閲覧できるという認識でよいか。[環境省]
 - ⇒ そのとおりである。[MR コンサルティング]

<打合せ配布資料>

- ・【資料 1】浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務_打合せ資料_20250912
- ・【別添 1】浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務_業務イメージ_20250912
- ・システム連携イメージとプラットフォーム画面遷移図
- ・JIS 難易度調査

(3) 第3回打合せ

令和7年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 第3回打合せ議事録		
日時	2025年11月25日(火)(14:00~16:00)	
場所	教育センター4階会議室、オンライン(Zoom)	
主な議題	Webプラットフォーム構築及び環境省版浄化槽台帳の改修に係る検討	
出席者	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 中山指導普及係長、杉浦環境専門調査員
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 櫛田、武田、山下、宮城、濱中、石井
	再委任先	MR コンサルティング株式会社 箱島、安達

(1) Webプラットフォーム構築及び環境省版浄化槽台帳の改修に関するヒアリング結果
請負者より、ヒアリング調査の結果及び既存の電子申請システムの利用状況の調査結果について説明した。

(2) 都道府県等における既存電子申請システムを利用した維持管理情報収集状況について
請負者より、都道府県における既存電子申請システムを利用した維持管理情報の収集状況について説明し、以下の意見が出された。

- 【別添2】の既存電子申請システムのメリットとデメリットは、GビズIDやLoGoフォームに共通するものという認識で良いか。[環境省]
⇒ そのとおりである。[教育センター]
- 今年度業務としては要件定義書の作成となる。既存電子申請システムとのメリットデメリットの比較を踏まえつつ、自治体によって既に利用可能なプラットフォームがある程度整備されている点については、今後慎重に検討していくべきと考えられる。[環境省]

(3) 保守点検・清掃情報の報告収集 Webプラットフォームについて

保守点検・清掃情報の報告収集 Webプラットフォームについて、以下の意見が出された。

- WebプラットフォームはGビズIDをログインに活用する方針で検討するとの認識か。[MR コンサルティング]
⇒ ログイン方法については、現段階では決定していない。[教育センター]
- GビズID活用のメリットは、自治体によるアカウント管理を省略できることであるが、一方、自治体のID取得が可能か否かは現時点で不明である。[MR コンサルティング](※打合せ後、自治体もID取得は可能であることを確認した。)

- どれくらいの事業者が G ビズ ID 等を利用した電子申請を行っている情報はあるか。
[MR コンサルティング]
 - ⇒ 今回のヒアリング対象で、G ビズ ID を導入している都道府県では、事業者数ベースで 5 割、基数ベースで 6 割程度が電子申請とのことであった。[教育センター]
 - ⇒ 実際に取得手続きをしたが、G ビズ ID はアカウントを取得するまでのハードルが高いことから、現在紙媒体で報告している事業者は取得に抵抗を感じる可能性がある。アカウントは①エントリー、②プライム、③メンバーの 3 段階であり、エントリーは本人確認が要らず手続きは容易だが、二段階認証の運用を考えていることから本人確認必須のプライムでの取得が想定される。[MR コンサルティング]
- 環境省は既存のシステムを利用するべきと考えているか。[教育センター]
 - ⇒ 業務発注時は、G ビズ ID の利用の想定はなかった。[環境省]
- 各プラットフォームは汎用的な仕組みなのか。[環境省]
 - ⇒ 入居届などの住民向けの手続きから、要介護認定申請などの事業者向けの申請まで、様々な行政手続きの申請フォームとして使われている。[教育センター]
- G ビズ ID は既に比較的活用されていることから、活用する場合、アカウント発行の手続きが省略でき、都道府県等の作業負担は軽減できると考える。一方で、アカウントの取得難易度が高いことから、零細事業者が多いことも鑑みると、全事業者に取得を依頼することは難しいとも考えられる。行政としては、G ビズ ID の取得を推進しており、汎用性を持たせた方が望ましいと考える。これらを踏まえた上で要件定義を策定していくべきと考えるが、現時点で G ビズ ID を活用するか否かについて断定できない。G ビズ ID の使用の有無で比較をする必要があると考える。[環境省]
- 要件定義書では G ビズ ID を使うか否かを決めた上で作成に入るといふことか。[教育センター]
 - ⇒ プラットフォーム側で申請を受ける場合、数多くの既存のプラットフォームの中から一つを選び、改修して利用することは様々なハードルが想定されることから、既存プラットフォームの使用は選択し難い。選択肢としては ID とパスワードだけを共通とし、G ビズ ID を取得済みの事業者は同じ ID とパスワードでログインできる機能とするか、あるいは G ビズ ID とは関係のない専用 ID とパスワードを発行するかを 2 択と認識される。この点については早急に決定する必要がある。[MR コンサルティング]
 - ⇒ 直接 G ビズ ID を使用するというのではなく、既存の G ビズ ID と同様の ID とパスワードであれば使用できるシステムとしつつ、並行してプラットフォーム独自の ID とパスワードを発行するという認識でよいか。自治体向けに G ビズ ID とは異なるアカウントが必要となるため、ログイン方法を 2 つ設ける必要があるという認識でよいか。[[環境省]
 - ⇒ 現時点では、業者側は G ビズ ID によりログインする場合のみを想定していたが、

自治体向けに新規アカウントの発行機能を持たせる必要がある。ログイン方法を2種類設けると、プラットフォームの複雑化に繋がる。[MR コンサルティング]

- 自治体側のアカウントの発行はどういった流れを想定しているか。[教育センター]
⇒ これまでの打合せと同様、申請画面を作成するか、こちらから配布する形のいずれかを想定している。自治体の場合、総数は分かっているので配布しやすいと考えられる。[MR コンサルティング]
- 検討を行う場合、追加で調べることはあるか。または、この場で判断することは可能か。どのように検討すればよいか。[教育センター]
⇒ 現時点で判断することは出来ず、十分な情報に基づき決定したい。G ビズ ID の有無によるコストやハードルの比較について調べてまとめることは可能か。[環境省]
⇒ 可能である。[教育センター、MR コンサルティング]
- 将来的な対応として、エクセル様式なしでのスマホ入力が考えられるが、実用化には自治体における全浄化槽情報をマスタデータ化して管理する必要がある。マスタデータがあれば、スマホで入力できることが可能となると考える。[MR コンサルティング]
- JIS X 8341-3:2016 の AA 準拠について確定されたことはあるか。[MR コンサルティング]
⇒ 環境省内で同様に事業者から情報収集している部署に確認したところ、AA ランクで行っているとのことであったため、本件も同様に扱うこととする。[環境省]

(4) 環境省版浄化槽台帳システムの改修について

環境省版浄化槽台帳システムの改修について、ヒアリング先より要望のあった項目を検討したところ、以下の意見が出された。

- 資料中の対応期間は、できるか否かを調べる期間の目安であり「小」:5 人日以内、「中」:10 人日以内、「大」:それ以上の期間、のイメージである。[MR コンサルティング]
- 保守点検・清掃依頼について、浄化槽管理者と依頼代行者を区別できる機能とあるが、具体的にどのようなものか。[環境省]
⇒ 保守点検・清掃依頼代行者を業者が管理者と認識し、報告書に記載することがあり、この場合、管理者が変更されたのか、代行者なのか判断が難しく、これを解決できる機能があれば良い、という趣旨であった。[教育センター]
⇒ 保守点検・清掃記録に記載されている名前が必ずしも管理者本人とは限らず、代行者が記載されている場合があるため、代行者の入力をする段が必要、という認識で良いか。浄化槽台帳に登載すべき事項に該当すると考えるか。[環境省]
⇒ ヒアリング不便であると感じていると考えられる。代行者の入力欄どの項目に追加するか等は要検討と考える。[教育センター]
⇒ 法令上の必須事項ではないと考えるが、どういう形で実装するかを含めて検討したい。[環境省]

- 本システムに対し、一般廃棄物処理実態調査などに対応している機能の追加は必要と考えるか。[教育センター]
 - ⇒ 環境省版浄化槽台帳システムは浄化槽法に基づくシステムであり、廃棄物処理法関連などを想定しているものではないと考える。浄化槽指導普及調査には現行の出力システムで対応できていると考えている。利用者側で逼迫している状況であるか。[環境省]
 - ⇒ 逼迫はしておらず、あるとより良いという回答であった。仮に機能を追加とした場合、現行システムにおいて、不足項目等は何かあるか。[教育センター]
 - ⇒ 現時点で具体的に把握は出来ていない。他の要望より優先するかは要検討となる。今回の台帳システム改修の主旨から離れるため、将来的な課題として整理することとしたい。[環境省]
- アドレスマッチングについて、現行の環境省版浄化槽台帳システムはスタンドアロンであり、オフライン環境下では困難と認識しているが、災害対応を想定し、GISの地図上に浄化槽の位置情報を正確に表示する機能は重要である。ダウンロードした時点でのアドレス情報に照らし合わせてのマッチングという方法は難しいか。[環境省]
 - ⇒ 技術的には可能であるが、現実的な課題を把握した上で実施する必要がある。マスタデータの容量が大きいため、マスタデータのアップデート方法や利用者側のディスク容量の確保などの地方公共団体の運用面で解決していくことが求められる。[MR コンサルティング]
 - ⇒ 各市町村や都道府県単位で分割したファイルのダウンロードは可能か。[教育センター]
 - ⇒ 可能であることを確認した。約 10GB 未満であり、自治体の規模にもよる。[MR コンサルティング]
 - ⇒ ある程度限定した形でアドレスマッチングを行うことが可能となる仕様としたい。改修する上で重要な要素になると考えられるので、実装する方向で検討していきたいが、ダウンロードする仕組みは作り、ダウンロードするか否かは各自治体を選ぶ形で実装することは可能か。[環境省]
 - ⇒ 可能である。[MR コンサルティング]
- オフライン下で緯度経度情報を基に自動でスポッティングする機能は可能か。[環境省]
 - ⇒ 可能である。また、仮にプラットフォーム上で正規化した住所データに緯度経度情報を追加する場合、スポッティングする作業が必要無くなると考えている。[MR コンサルティング]
- Web プラットフォームの利用を前提とした場合、自治体担当者は浄化槽台帳システム側ではアドレスマッチングが不要となるといった理解でよいか。[環境省]
 - ⇒ 自治体が持っている情報を一度 Web プラットフォームにアップロードするという機能は持たせない予定であり、また、全ての浄化槽が直ちに報告されるとは限らな

い。そのため、浄化槽台帳システム上でもアドレスマッチング機能は必要であると考える。[教育センター、MR コンサルティング]

- 浄化槽番号の採番に共通ルール等はあるか。[MR コンサルティング]
⇒ 存在しない。異なる自治体で同じ番号を使用し、異なる浄化槽をコード化している可能性はある。[教育センター]
- 画面が見切れた場合のスクロール機能や横幅の調整機能については実際のプログラムを見てからの対応となる。[MR コンサルティング]
- 現行システムでは使用開始の報告内容で検索することはできない。設置者住所の場合、引っ越し前の住所である場合や大家の住所の可能性もある。地名地番だけでなく、使用開始の報告に記入項目がある設置場所の住所で検索が行えるようにしてほしい、という趣旨であった。[教育センター]
- 現状では、検索の対象となる項目が限られているが、自治体ごとに任意に選ぶことは可能か。[教育センター]
⇒ 理論上可能ではあるが、画面のレイアウト等、どこまで出来るようにするかによって対応期間は大きく変動する。[MR コンサルティング]
- 修正内容には、カスタマイズによる内容も含まれると考えられる。機能は一旦統一されるといふことなのか。カスタマイズ済みのものも改修の対象となるか。[MR コンサルティング]
⇒ 環境省版浄化槽台帳システムはすでに作成され、各自治体で運用されていることから別物として扱われる。カスタマイズ済みのものはエラー修正の対象とならない。一方、今現在、カスタマイズ前のものでエラーが発生する場合は修正の対象となる。[環境省、教育センター]
⇒ 承知した。[MR コンサルティング]

全体的な改修の進め方について、以下の意見が出された。

- どの自治体からも提言されている要望であるため優先して改修してほしい、などのより具体的な話を聞く機会が欲しい。その上で改修項目の優先度や取捨選択を行いたい。[MR コンサルティング]
⇒ 本年度は追加でヒアリングを行う予定はない。ヒアリングで出た要望には対応していく方針で進めたいが、優先度や取捨選択は行うべきと考える。[教育センター]
- 入力した項目をどこに表示するかなどは正確に把握したい。実際の画面を見ながらこの段にするか等の確認をおこなう機会を別途設けてほしい。[MR コンサルティング]
⇒ 承知した。[教育センター]
- 環境省として優先的に改修したいと考えている項目等はあるか。[教育センター]
⇒ 省令を改正した結果変更となった項目には必須で対応したいと考えている。現行システムでは備考欄として対応していた内容に関して、要望のあった項目につい

ては工数が少ないのであれば実装したい。[環境省]

- 要望のあった項目は、取捨選択後、解像度を高めた上で優先して改修する、という方針で良いか。[教育センター]
 - ⇒ 環境省の方で優先事項を追加で記載する。その資料を基に打合せを行ってほしいと考えている。要望のあった項目の内、保守点検・清掃依頼について、浄化槽管理者と依頼代行者を区別できる機能は除いて、対応期間が小と記載されているものは確定で改修したいと考えている。[環境省]
- カスタム機能について、実装は理論上可能だと思うが、コスト等はかなり大きいのではと考えるがその認識で良いか。[環境省]
 - ⇒ 自由に設定できる機能は、固定で使用する場合と比較して工数は大幅に増加する。自由に設定した画面が他の画面などに与える影響を調べる必要もある。[MR コンサルティング]
- 現状のヒアリング内容のみでは、自治体を使用することの多い検索条件等のデータがない為、検索画面についての改修方針はすぐに示せない。[環境省]
 - ⇒ 教育センターとしても具体的な情報は持っていない為、追加でヒアリング先に電話で確認することも必要になると考える。[教育センター]
 - ⇒ ヒアリング対象が少ない以上、検索項目の改修の優先度は下げるべきと考える。[環境省]
 - ⇒ ヒアリングで上がった検索項目は明確に言及されていることもあり、優先するべきと考える。[教育センター]
 - ⇒ 具体的に要望が挙がっている項目で、対応期間が小さいものは優先して改修したいと考えている。[環境省]
 - ⇒ 業務に支障のないものは優先度を下げる、という考え方で良いと考える。[MR コンサルティング]
- 現行システム上のエラー再現や、改修時にエラーが発生するかを調べる為、具体的な内容が書かれた 100 件分のサンプルデータの提供は可能か。[MR コンサルティング]
 - ⇒ 教育センターが 100 件分のサンプルデータを用意し、MR コンサルティングに提供する。[教育センター]

(5) 要件定義作成におけるコスト影響因子について

再委任先より、要件定義作成において、コストに大きな影響があるものとして、以下の項目が挙げられた。

- ① G ビズ ID を認証用アカウントとして利用するか否か。
- ② 市町村の情報を都道府県が閲覧可能にする場合、閲覧権限のカスタマイズなどグループ管理機能を実装するか。
 - ⇒ 工数はどれくらいの違いが生じるか。[教育センター]

⇒ 無条件閲覧か細かい権限制御の有無によって工数が変動する。[MR コンサルティング]

- ③ アカウントを事業所単位で発行するか。自治体をまたぐ事業者をアカウント 1 つで運用した場合、管理や画面構成が複雑化しコストの増加が想定される。なお、1 アカウントで複数報告先がある場合、ログイン後に報告対象選択画面を追加する想定である。

⇒ 複数の自治体にまたがって業務を行う事業者も多い。一方で大きい業者であれば、社内システムが整備されており、専門の社員が担当しているため、アカウント管理も容易になると考えられる。[教育センター]

- ④ 進捗管理について、事業者と基数、片方又は両方を母数とするのか。インプットは都度自治体で追加しなければいけないが、それが可能かどうか。

- ⑤ 書式の必須項目は統一するか。必須項目のうち、不明な情報は空欄や「不明」の選択肢とする。すでにバラバラに使用している書式を取り込むシステムは非効率と考えられる。

⇒ 条例等により報告様式をすでに定めている自治体は、様式を変更することが困難である。[教育センター]

⇒ 基本的にはマニュアルに示している報告様式をベースとしてよいと考えるが、既存のシステムからの乗り換えを想定した場合、統一的な様式が必要となる。[MR コンサルティング]

⇒ 本 Web プラットフォームは、現状業者に対しての情報収集の取り組みを行っていない自治体に使用してもらうことが主旨であり、基本的にはマニュアルに示した統一様式をベースにした情報収集の仕組みとして良いと考える。現状、独自様式で情報収集している自治体に対して、独自様式への適応を優先する必要はないと考えられる。一方で既存の情報収集が非効率のため、環境省が提供する WEB プラットフォームを活用したいという需要も想定される。[環境省]

⇒ マニュアルにて示されている報告様式をベースとする。[MR コンサルティング]

(6) 今後の方針について

今後の方針について、以下の意見が出された。

- 教育センターと MR コンサルティングは、G ビズ ID の有無によるコストやハードルの比較をまとめ、環境省に提出する。
- 環境省は、環境省版台帳システムの改修について、各項目の優先度の判断を行う。
- 環境省版浄化槽台帳システムの改修項目については要件定義の進捗に支障をきたさないよう、2 週間以内に中身を確定させる。12 月の初週に、上記の情報を基に、打合せを行うことができるよう日程調整を行う。
- 教育センターは、環境省版浄化槽台帳に入力用のサンプルデータ 100 基分を用意し、MR コンサルティングに提出する。

<打合せ配布資料>

- ・【資料 1-1】：Web プラットフォームについてヒアリングで挙げた意見のまとめ
- ・【資料 1-2】：環境省版浄化槽台帳システムについてヒアリングで挙げた意見のまとめ
- ・【別添 1-1】：各都道府県の電子申請システムの状況として、最も利用されていた G ビズ ID による申請内容の一覧
- ・【別添 1-2】：別添 1-1 の G ビズ ID 以外のシステム利用による申請内容の一覧
- ・【別添 2】：維持管理情報の収集システムについて

(4) 第 4 回打合せ

令和 7 年度 浄化槽の維持管理強化に係る調査検討業務 第 4 回打合せ録		
日時	2025 年 12 月 12 日(木)(10:00~12:00)	
場所	オンライン(Zoom)	
主な議題	(1) 環境省版浄化槽台帳の改修に関する対応方針について (2) 保守点検・清掃情報の報告収集 Web プラットフォームについて (3) R7 維持管理強化における全国会議の内容及びタイムスケジュール案について	
出席者	発注者	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 永浦室長補佐、中山指導普及係長、杉浦環境専門調査員
	請負者	公益財団法人日本環境整備教育センター 櫛田、山下、宮城、濱中、石井

(1) 環境省版浄化槽台帳の改修に関する対応方針について

環境省版浄化槽台帳の改修に関する対応方針について、再委任先と確認したことを説明し、以下の意見が出された。

- 空き家情報の入力、及び参照欄は、「その他」テーブルへの追加を想定している。入力情報はテキストかコード選択か、検討を要する。[教育センター]
- 保守点検・清掃情報について管理者と代行者を区別できる機能について、【浄化槽参照】の【浄化槽特定】のテーブルに、代行者住所、氏名を保持する項目の追加を想定している。[教育センター]
- 【登録】のチェックボックスに記載の【項目名】の変更は、他の項目等に影響を及ぼす可能性がある為、根拠法令と届出名の対応についてはマニュアルに記載し対応する形を想定している。[教育センター]
- ヒアリング先からの要望より、浄化槽台帳登録時、浄化槽設置者と浄化槽管理者などが

重複する場合に、住所情報などをコピー出来る機能を考えており、再委任先より実装可能との見解を得ている。[教育センター]

- 欄Aで都道府県を選択すると、欄Bでは該当する市町村のみが表示される機能は再委任先より実装可能との見解を得ている。[教育センター]
- 外字を含むデータ出力時のエラーについて、根本的な解決にはエラー内容の詳細を把握する必要があるが、JIS X 0208の第一基準といった基準に合わせる形であれば対応可能であるとの見解を得ている。[教育センター]
- 改修版台帳システムは、アップデート用のプログラムを配布する方法と、改修版をインストールしてデータを入れ直す方法のどちらが適当か確認したところ、現場画像の保存機能等によりテーブルの構造が変わる可能性が高いことから、後者が適当との回答であった。[教育センター]
- 検索結果の任意カスタマイズ機能は将来的な対応とするが、ヒアリング先から要望のあった検索対象項目については、取捨選択を教育センターで行った上で増やす方針で対応する予定である。[教育センター]
- 自動採番機能について、各自治体のルールに則って採番するためには、既存のルールを全て把握する必要があること、自治体によっては浄化槽番号に文字等を含むため、未使用の番号をシステムで探し、振るという機能搭載は難しいと考えているが、いかがか。
[教育センター]
 - ⇒ 本機能は浄化槽番号の採番が未実施の自治体を対象と想定し、番号のみを連番で付すだけの簡易な機能としたうえで、その使用は自治体に委ねる機能として検討してほしい。[環境省]
 - ⇒ 承知した。再委任先に自動採番の機能の有効／無効を切り替え可能か確認する。[教育センター]
 - ⇒ 自動採番機能を搭載する場合、浄化槽台帳登録画面における、浄化槽番号の入力欄の横にトリガーを追加する形を想定している。[教育センター]
- 自動バックアップ機能については、再委任先より対象項目と頻度を考慮する必要があるとの見解を得ている。また、バックアップ先は不具合発生の回避等を重視し、同一PC内が想定される。実用性を考慮した自動バックアップの条件として、例えば1日1回、写真データを除いたデータのバックアップが想定されるが、いかがか。[教育センター]
 - ⇒ 本機能は誤って上書きをした場合や削除した場合を想定したものである。そのため、バックアップ先は同一PC内で良いと考える。頻度は作業環境に負担を与えないよう考慮した設定が良いと考える。またバックアップ内容もテキストのみで良いと考える。[環境省]
 - ⇒ 承知した。再委任先に確認する。[教育センター]
- エラーチェック機能の実装については、令和2年度において、浄化槽番号を自治体と業者が共有した場合、浄化槽台帳に誤った基本情報が入力されることを懸念し、基本情

報に対するチェック機能があると良いと考えた。しかし前年度業務のヒアリングにおいて、浄化槽番号の共有が難しいという意見が出たことから、異なる内容を考えている。再委任先は項目を比較して異なる内容が入力されていないか確認する機能は搭載可能だが、チェックする項目の範囲が課題となるとの見解であった。【教育センター】

⇒ 当該機能について、出力できない文字を入力した場合にエラー表示する機能を想定している。【環境省】

⇒ この内容で再委任先に確認する。【教育センター】

- 浄化槽情報の一括削除について、検索結果から削除する浄化槽の行を選び、浄化槽 ID ごと全て削除することと、浄化槽台帳登録ページで入力項目を一括削除する 2 通りを考えている。前者は誤ったものを削除してしまうリスクがあり、後者は中身を確認しつつ削除可能であるため、後者が適当と考えている。【教育センター】
- 画面が見切れた場合のスクロール機能の実装、及び浄化槽台帳画面の全体表示についてについて、推奨スペックに達しているにも関わらず、支障が出ている可能性が考えられる。再委任先より、支障が出ている画面を特定することで対応が容易になるとの見解を得た。画面表示に関してどのような問い合わせがあるか、差支えない範囲で教えていただくことは可能か。【教育センター】
 - ⇒ 細かい設定を行わないと正しく表示されないケースがあった。問合せ対応の備忘録はあったと記憶しているが、共有できる状態ではないため、確認する。【環境省】
 - ⇒ 台帳システムの更新マニュアルなどに、全体表示可能なディスプレイの推奨スペックを示すことが必要と考えている。【教育センター】
- 使用開始報告届の浄化槽設置場所住所を、台帳検索の【簡易】あるいは【浄化槽】に検索欄を追加する形は可能であるということであったが、検索予測に関する要望とはどのようなものを想定しているか。【教育センター】
 - ⇒ 入力済みの内容を記憶して、頭文字を入力すると候補が出てくるものをイメージしている。検索項目として追加を要望しているものは設置場所住所なのか、管理者住所なのか、ヒアリング内容の改めでの確認を希望する。【環境省】
 - ⇒ 承知した。【教育センター】(※打合せ後、「使用開始の報告」で入力した設置場所(住居表示)の検索であることを確認した。)
- ヒアリング時に言及されたエラーの発生について、カスタマイズによるエラーであれば修正を行わない一方、カスタマイズ前のものでエラーが発生する場合は修正を行う予定である。【教育センター】
- 要件定義をまとめる上で、仕様書の記載内容は必須項目という認識で良い。【環境省】
- 特定既存単独処理浄化槽に関する項目の追加について、浄化槽参照時、【法定検査】に「特定既存単独処理浄化槽に該当する恐れの有無」を追加、【保守点検】及び【清掃】に「躯体の漏水の有無」、「躯体・内部設備の著しい破損の有無」、「槽周辺の環境（臭気の有無）」を追加、検査項目、及び参照時に備考欄を追加することを想定している。【教

育センター]

⇒ どのような理由から特定既存単独処理浄化槽に該当するか、機械的に判断するため、備考欄はプルダウン方式と自由記入方式の選択制とすることは可能か。[環境省]

⇒ 現行システムにおいて、維持管理情報登録の法定検査項目に、不適正判定の場合その原因を入力することができる項目があり、選択入力だったと記憶しているが、後ほど確認する。特定既存単独処理浄化槽と判断した要因をプルダウンで複数選択、もしくは記入できる項目を追加することは可能か、再委任先に確認を取る。[教育センター](※打合せ後、選択入力と直接記入どちらも選択できるシステムとなっていることを確認した。)

- 現場画像の追加方法として、当初はデータ入力時に現場画像を追加することを想定していたが、再委任先との打合せで、浄化槽 ID と紐づけられるよう専用の入力欄を設ける形がより良いとの意見が出た。これは、浄化槽参照時に、浄化槽画像のテーブルを追加し、ファイルを選択すると写真が表示されるシステムを想定している。現場画像は自治体が立入検査時などに撮影したものを浄化槽 1 件ごとに取り込む形式を想定している。また、取り込み方法は、ファイル選択やドラッグ&ドロップなどを想定している。取り込む写真の枚数とファイルサイズの上限については、特定既存単独処理浄化槽の判断に用いるため、1 枚当たり 1MB 程度、1 基当たり 10 枚程度、1 基当たり 10MB 程と想定している。[教育センター]

⇒ 提案のとおりで良いと考える。[環境省]

- アドレスマッチングを行った報告データを取り込むとき、自治体が補正した緯度経度情報が上書きされない方法として、任意でロックをかけるシステムを想定している。[教育センター]
- 浄化槽台帳で地番から緯度経度情報を取得することは可能であるとのことから、地番の入力欄の横などに変換するボタンを置き、変換が出来たら緯度経度情報が入力される機能を想定している。[教育センター]
- 指導文書の出力機能について、絞り込んだ一覧表の中でチェックをつけ、指導文書の選択画面に移行した後、様式を選択して Word データで出力される流れを想定している。また、行政機関名や県知事名など自治体独自の情報を予め設定し、様式内に自動で埋め込む機能を想定している。[教育センター]

⇒ 提案のとおりでよいと考える。[環境省]

(2) 保守点検・清掃情報の報告収集 Web プラットフォームについて

保守点検・清掃情報の報告収集 Web プラットフォームについて、以下の意見が出された。

- 再委任先より、事業者が過去の実績を検索、閲覧できる機能について、検索項目の内容や数によって作業工数変動し、保存期間によってストレージ容量やコストも変動す

るため、明確にする必要があるということであった。Web プラットフォーム上で収集する項目は前年度の議論にて絞り込んでおり、項目数も少ないため、全項目を検索・閲覧することを想定している。保存期間については、収集内容に基づき指導を行う場合、報告回数が年 1 回の自治体もあるため、単年度では履歴の参照が難しい一方、Web プラットフォームをシンプルに作るため、3 年程度が適当と考える。[教育センター]

⇒ 当該機能は行政機関の利用が多いと想定され、行政機関の利便性を確保しつつ、簡易で工数がかからない仕組みとしたい。よって、提案のとおりでよいと考える。[環境省]

- 再委任先により、自治体のみ二段階認証を不要とする機能は、G ビズ ID を利用するか否かにより作業工数が変化すると見解が示された。[教育センター]
- 再委任先より、G ビズ ID を利用する場合としない場合の両方を要件定義することは、時間とコストの観点から難しいため、要件定義前に G ビズ ID を利用するか否か決めていただきたいとのことであった。[教育センター]
- G ビズ ID を使用する場合、ログイン段階では G ビズ ID でログイン後、浄化槽関係の事業者や自治体か否かのふるい分けを行い、該当者のみプラットフォームにログイン可能となるなど、工数の増加が想定される。[教育センター]
- G ビズ ID の仕様が変更された場合、都度対応する必要があり、保守コストが高くなることに加え、利用不可能な期間を生じる恐れがある。[教育センター]
 - ⇒ 独自 ID 利用の場合も、何らかのアップデートは生じると考える。[環境省]
 - ⇒ その通りだが、独自 ID 利用の場合は利用不可能な期間が生じないよう、こちら側でアップデート対応期間を調整可能と考える。[教育センター]
 - ⇒ G ビズ ID を利用する場合と独自 ID を利用する場合では、コストがどのように変化するか。[環境省]
 - ⇒ G ビズ ID を使用する場合、開発コストは独自 ID を利用する場合の 3.5 倍程度との試算であった。これより、G ビズ ID の利用は必ずしもメリットが大きいとは言えないと考える。[教育センター]
- G ビズ ID の利用によるメリットとして、事業者のアカウント発行に関する行政機関の負担軽減や、セキュリティ確保の負担軽減があげられる。独自 ID の場合はセキュリティ確保を Web プラットフォーム側で担う必要があり、そうした設計とする予定である。[教育センター]
- アカウント取得の難易度、開発コスト、維持管理性等の観点から、独自 ID を利用するメリットは理解できる。一方で、政府が用意するシステムであることから、デジタル庁に意見を求める必要があり、G ビズ ID の利用を求められる可能性がある。年度内の業務完了に向け、G ビズ ID の利用を決める必要があることは理解したが、一度室内で協議し、遅くとも年明け 1 週間以内に回答する。[環境省]
- 都道府県と市町村で相互に報告データを閲覧可能とする機能について、都道府県が管

下の市区町村の維持管理情報を確認する機能は、原則は閲覧不可能とし、許可を得られた市区町村のデータのみを閲覧可能とする運用を想定している。[教育センター]

⇒ この機能は、閲覧許可を可能とする仕組みは作り、利用するか否かは任意とする機能であるという認識で良いか。[環境省]

⇒ そのとおりである。[教育センター]

(3) R7 維持管理強化における全国会議の内容及びタイムスケジュール案について

R7 維持管理強化における全国会議の内容及びタイムスケジュールについて、請負先より提案内容の説明を行い、以下の意見が出された。

- 本案について、室内で一度確認を行う。[環境省]
- 議事 1 について、浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈については必要と考えているが、環境省がそのとき周知すべきと考える内容で良いか。
⇒ 認識のとおりである。[教育センター]
- 議事 2 において、浄化槽の維持管理費用等の実態調査・分析結果を報告し、関連情報として、議事 3,4 の浄化槽使用料の改定事例を考えている。[教育センター]
- 議事 3,4 について、外部との調整を伴う都合上、年内、若しくは年明けの早い段階で連絡したいと考えている。 [教育センター]
⇒ 3 市町の選定理由は何か。[環境省]
⇒ 浄化槽使用料の改定事例について、月刊浄化槽にて報告頂いた市町から選定した。当日は月刊浄化槽の原稿を基に紹介していただくことを検討している。[教育センター]
⇒ 3 つの市町の内、都合が合う 2 つの市町が発表するという認識で良いか。[環境省]
⇒ そのとおりである。[教育センター]

<打合せ配布資料>

【資料 1-1】 WEB プラットフォームについて、コストイメージを大中小で追記したもの

【資料 2】 環境省版浄化槽台帳の改修イメージ

【資料 3】 G ビズ ID の使用についてメリットデメリットの比較

【資料 4】 確認事項の一覧表

浄化槽の維持管理費用に関するアンケート

■本アンケートは、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室の調査業務の一環として、令和6年度における浄化槽の維持管理業務の実情に関してお聞きするものです。

■本アンケート結果は、全国的な浄化槽の維持管理の実情を把握することのみに使用するものであり、ご回答いただいた個々の数値等について公表されることはありません。

■回答方法は、以下2点のいずれかとなります。

①青色または黄色のセルに入力(黄色セルはプルダウン方式) ②チェックボックス(□)にチェックを入力

これら以外の箇所にご回答の場合、回答が集計されませんのでご注意ください。

■行や列の挿入、セルの結合や結合の解除はしないでください。回答が集計されない場合があります。

■本アンケートでご回答いただいた内容について、後日、お問い合わせをさせていただく場合がございます。

記入方法の説明(共通事項)

ご回答は料金設定、実績等のある部分のみで結構です。お答えいただきたい質問項目は以下のとおりです。

質問項目	調査票頁数	A 保守点検業	B 清掃業	C 保守点検 清掃兼業
(1) 貴社の情報	p.1	○	○	○
(2) 貴社の業務内容	p.2	○	○	○
(3) 保守点検の実施状況及び料金	p.3	○	×	○
(4) 清掃の実施状況及び料金	p.4	×	○	○
(5) 維持管理業務の合理化・効率化の取組	p.4	○	○	○
(6) 浄化槽の維持管理の効率向上等に向けた意見	p.4	○	○	○

(1) 貴社の情報を以下に記入してください。

貴社名			
経営形態※		設立年数*	年
※個人あるいは法人のいずれかを選択ください。		*創業からの経過年数を回答ください。	
所在地	都道府県	市町村、番地等	
電話番号		E-mail	
記入者名			

(2) 貴社の業務内容についてお答えください。

1) 業種

該当する業種を直下の中から選び、□の中にチェック(☑)を入れてください。

<input type="checkbox"/>	A. 保守点検業	⇒ 下記2) a)を回答ください
<input type="checkbox"/>	B. 清掃業	⇒ 下記2) b)を回答ください
<input type="checkbox"/>	C. 保守点検・清掃兼業	⇒ 下記2) c)を回答ください

2) 浄化槽管理者(使用者)との維持管理契約の形態について

貴社と浄化槽管理者との契約形態について、実績のあるものを直下の中から選び、□の中にチェック(☑)を入れてください(複数回答可)。

a) 1)の回答がA.(保守点検業)の方

<input type="checkbox"/>	保守点検の業務のみの契約を行う
<input type="checkbox"/>	保守点検の業務に加えて、法定検査の申込みを代行する契約を行う
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

b) 1)の回答がB.(清掃業)の方

<input type="checkbox"/>	清掃の業務のみの契約を行う
<input type="checkbox"/>	清掃の業務に加えて、法定検査の申込みを代行する契約を行う
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

c) 1)の回答がC.(保守点検・清掃兼業)の方

<input type="checkbox"/>	保守点検の業務のみの契約を行う
<input type="checkbox"/>	清掃の業務のみの契約を行う
<input type="checkbox"/>	保守点検と清掃の一括契約を行う
<input type="checkbox"/>	保守点検と清掃の一括契約に加えて、法定検査の申込みを代行する契約を行う
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

3) 契約期間

貴社と浄化槽管理者との契約期間について、該当するものを直下の中から選び、□の中にチェック(☑)を入れてください。

<input type="checkbox"/>	単年度
<input type="checkbox"/>	単年度(自動更新)
<input type="checkbox"/>	複数年契約 具体的には 年(標準的な契約年数を記載ください)

■ p.3以降の設問に対する回答の留意事項

- (3) 保守点検の実施状況及び費用、
- (4) 清掃費用及び実施状況、
- (5) 維持管理業務の合理化・効率化の取組、
- (6) 浄化槽の維持管理の効率向上等に向けた意見 について、
 - ・保守点検業(専業)の方 ⇒ (3)、(5)、(6)を回答ください。
 - ・清掃業(専業)の方 ⇒ (4)、(5)、(6)を回答ください。
 - ・保守点検業・清掃兼業の方 ⇒ (3)、(4)、(5)、(6)を回答ください。

(3) 保守点検実施状況及び料金についてお答えください。【保守点検業(専業)、保守点検・清掃兼業の方】

1) 保守点検料金と回数

■表1に、浄化槽1基あたりの1年間の保守点検料金と回数を記入してください(保守点検1回あたりの料金ではありません)。なお、浄化槽法施行規則第1条「使用に関する準則」を遵守し、実使用人員が処理対象人員を超えないなどの標準的な使用状態の浄化槽を対象とし、下記について回答ください。

■料金設定と回数について、処理方式別に料金を設定している場合であっても、貴社の代表的な年間保守点検料金及びその年間保守点検回数をひとつ回答してください。

なお、以下の悪い例に該当する回答は無効となります。
 良い例: ●●●(円/年または回/年) ⇐ 料金または回数の回答がひとつである
 悪い例①: 約●●●(円/年または回/年) ⇐ 「約」では料金または回数が不明瞭
 悪い例②: ●●●~●●●(円/年または回/年) ⇐ 料金または回数に範囲があり、不明瞭

■料金は10%税込み価格とし、清掃料金、消耗品を含めないでください。

<表1 1基当たりの年間保守点検料金及び対応する回数>

		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5人槽	年間保守点検料金	円/年	円/年
	年間保守点検回数	回/年	回/年
7人槽	年間保守点検料金	円/年	円/年
	年間保守点検回数	回/年	回/年
10人槽	年間保守点検料金	円/年	円/年
	年間保守点検回数	回/年	回/年

保守点検料金の設定の考え方について、下記の中から最も当てはまる項目を一つ選び、□の中にチェック(☑)してください。

- 年間保守点検回数が多いほど、1回あたりの保守点検料金を低く設定している
- 年間保守点検回数によらず、1回あたりの保守点検料金は一定としている
- 年間保守点検料金は年間保守点検回数によらず一定としている
- その他 (回答を記載ください)

保守点検回数について、法令に基づく必要最低限の回数(5~10人槽の場合、単独:年間3回(全ばっ気)または4回(その他)、合併:年間3回)を超えて実施していますか。最も当てはまる項目を一つ選び、□の中にチェック(☑)してください。

- 法令に基づく必要最低限の保守点検回数としている(⇒①と②の回答は不要)
- 法令に基づく必要最低限の保守点検回数を越えて実施している
⇒ 下記①と②に回答ください

①その理由は何でしょうか。

(回答を記載ください)

②管理者に対し、法令に基づく必要最低限の保守点検回数を超えて保守点検を実施することの必要性、また保守点検の作業内容について説明していますか。

- 説明している
- 説明していない (説明していない理由について、回答を記載ください)

2) 消毒剤の料金

消毒剤の料金について、回答ください。

- 表1で回答した年間保守点検料金に、消毒剤の料金が含まれている(⇒表2に回答不要)
- 表1で回答した年間保守点検料金に、消毒剤の料金は含まれていない
⇒ 年間消毒剤料金について、下記表2に回答ください

<表2 1基当たりの年間消毒剤料金>

		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
5人槽		円/年	円/年
7人槽		円/年	円/年
10人槽		円/年	円/年

※代表的な年間消毒剤料金を記入ください

(4) 清掃の実施状況および料金についてお答えください。【清掃業(専業)、保守点検・清掃兼業の方】

1) 清掃料金の設定と清掃回数

■浄化槽1基あたりの1回の清掃料金と年間清掃回数を表3に記入してください。

■料金は清掃料金と処理施設への投入料金を合計した金額(浄化槽管理者に請求する費用すべて)を記入してください。なお、浄化槽法施行規則第1条「使用に関する準則」を遵守し、実使用人員が処理対象人員を超えないなどの標準的な使用状態の浄化槽を対象とし、下記について回答ください。

■料金設定と回数について、処理方式別に料金を設定している場合であっても、貴社の代表的な清掃料金及び年間清掃回数をひとつ回答してください。

なお、以下の悪い例に該当する回答は無効となります。
 良い例: ●●●(円/回または円/年) ⇐ 料金または回数の回答がひとつである
 悪い例①: 約●●●(円/回または円/年) ⇐ 「約」では料金または回数が不明瞭
 悪い例②: ●●●~●●●(円/回または円/年) ⇐ 料金または回数に範囲があり、不明瞭

■年間清掃回数は、貴社で一般的な回数を回答ください。

■料金は10%税込み価格としてください。また、保守点検の料金、ならびに消毒剤、その他の消耗品の交換費用等は含めないでください。

<表3 1基当たり1回の清掃料金と年間清掃回数>

		単独処理浄化槽*	合併処理浄化槽
5人槽	1回の清掃料金	円/回	円/回
	年間清掃回数	回/年	回/年
7人槽	1回の清掃料金	円/回	円/回
	年間清掃回数	回/年	回/年
10人槽	1回の清掃料金	円/回	円/回
	年間清掃回数	回/年	回/年

*本回答に全ばっ気型は含めないでください

(5) 維持管理業務の合理化・効率化の取組についてお答えください。

貴社における維持管理業務の合理化・効率化のために現在行われている取組について、下記の中から該当する□にチェックしてください(複数回答可)。

- 業務のデジタル化(記録票等(台帳含む)の電子化、オンライン活用)
- 業務のデジタル化(センサーやカメラ等の活用による遠隔監視、可視化など)
- 契約・料金事務等の電子化
- 業務の集約化・合理化
- その他 (回答を記載ください)

(6) 浄化槽の維持管理の更なる向上や適正化・効率化等に向けて、ご意見等あれば自由に記入してください。

(回答を記載ください)

浄化槽の維持管理の実態に関するアンケート

(1)記入方法の説明(共通事項)

■本アンケートは**公共浄化槽等整備推進事業で整備された浄化槽の令和6年度に行われた維持管理の実態に関するもの**です。使用料の徴収額および範囲、保守点検の費用および実施状況の実態、清掃の費用および実施状況の実態等に関して、**料金設定、実績等のある部分のみ**お答えください。

■本アンケート結果について、**ご回答いただいた個々の数値等について公表されることはありません。**

■**回答方法は、以下2点のいずれかとなります。**

①青色または黄色のセルに入力(黄色セルはプルダウン方式) ②チェックボックス(□)にチェックを入力

これら以外の箇所にご回答の場合、回答が集計されませんのでご注意ください。

■**行や列の挿入・削除、セルの結合・結合解除はしないでください。**回答が集計されない場合があります。

■本アンケートへのご回答内容について、後日、お問い合わせをさせていただく場合がございます。

<目次>

項目	頁数
(1)記入方法の説明(共通事項)	p.1
(2)貴市町村の情報	p.1~2
(3)市の負担範囲及び月額の使用料	p.2~4
(4)保守点検料金及び実施状況	p.5~6
(5)清掃の実施状況および料金	p.7~8
(6)維持管理業務の合理化・効率化の取組	p.8
(7)浄化槽の維持管理の更なる向上や適正化・効率化等に向けた意見等	p.8

(2)貴市町村の情報を以下に記入してください。

都道府県名		市町村名	
担当部署名		記入者名	
電話番号		E-mail	
市町村整備推進事業に携わる担当職員数(課室長まで)			
専任職員	人	兼任職員	人
		パート・アルバイト	人
公共浄化槽等整備推進事業を始めて(何年何か月)		年	か月 (R6年度末時点)

1)整備及び維持管理の対象とする浄化槽の基数

■**令和7年3月31日時点**での、貴市町村が管理している浄化槽について、各戸設置型浄化槽、共同浄化槽ごとに現状基数と事業全体の目標整備基数を記入してください。

■事業開始から既に休止や廃止となった施設がある場合は、その基数を記入してください(現状基数に含まず)。

■寄付採納(帰属)制度を設けている場合はその基数を記入してください(現状基数、目標基数に含まず)。

	各戸設置型浄化槽	共同浄化槽
現状基数	基	基
目標基数	基	基
休止・廃止	基	基
寄付基数	基	基

(3)市の負担範囲及び月額の使用料についてお答えください。

1)月額の使用料

a)各戸設置型浄化槽、b)共同浄化槽ごとに月額の使用料設定方法について該当する□にチェックを入れ、月額使用料の設定額を記入してください。なお、料金は**10%税込み価格**をご回答ください。

a)各戸設置型浄化槽

人槽規模毎に設定している場合

	人槽規模		
	5人槽	7人槽	10人槽
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月

世帯人数毎に設定している場合

	世帯人数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
	8人	9人	10人	人	人	人	人
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月

水道使用量に併せて設定している場合

	基本料金	水道使用量(従量制)(単位m ³)			
		m ³	~	~	~
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
		~	~	~	~
		0円/月	0円/月	0円/月	0円/月

前記方法以外で設定している場合 ※下記のボックスに設定方法を記入ください。

b)共同浄化槽

人槽規模毎に設定している場合 ⇒ 1基当たりの総額を記載ください

	人槽規模						
	7人槽	10人槽	15人槽	20人槽	25人槽	30人槽	50人槽
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月

世帯人数毎に設定している場合

	世帯人数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
	8人	9人	10人	人	人	人	人
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月

水道使用量に併せて設定している場合

	基本料金	水道使用量(従量制)(単位m ³)			
		~	~	~	~
月額使用料	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月	0円/月
		~	~	~	~
		0円/月	0円/月	0円/月	0円/月

前記方法以外で設定している場合 ※下記のボックスに設定方法を記入ください

2)市町村の負担範囲

市町村が行う浄化槽の維持管理に**含まれる**ものを、以下から該当する口すべてにチェックを入れてください。

項目	各戸設置型浄化槽	共同浄化槽
保守点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ブロワ本体の交換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ブロワ部品の交換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法定検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
浄化槽本体の修繕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気代	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「その他」を選択された場合には、その項目について以下に記載ください。

各戸設置型浄化槽	
共同浄化槽	

3)使用料と維持管理費用の収支割合

使用料収入(貴市町村が管理している浄化槽の年間総額)と維持管理費用(貴市町村が管理している浄化槽の保守点検、清掃、法定検査、修繕等に要する維持管理費用の年間総額)から、下記の式により収支割合(%)を算出し記入してください。

なお、収支割合のみを直接入力していただいても構いません。

使用料収入(貴市町村が管理している浄化槽の年間総額)	0円
維持管理費用(貴市町村が管理している浄化槽の保守点検、清掃、法定検査、修繕等に要する維持管理費用の年間総額)	1円
収支割合(%) = 使用料収入 ÷ 維持管理費用 × 100	0%

4)月額の使用料の設定にあたり考慮した要素

2)の月額使用料設定に考慮した要素について、該当する口にチェックを入れてください(複数選択可)。

<input type="checkbox"/>	浄化槽設置費用(起債償還額)
<input type="checkbox"/>	浄化槽設置費用(起債償還額)の一部
<input type="checkbox"/>	浄化槽の維持管理費用
<input type="checkbox"/>	浄化槽の維持管理費用の一部
<input type="checkbox"/>	水道料金
<input type="checkbox"/>	下水道料金
<input type="checkbox"/>	集落排水料金
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

使用料の設定に、一般会計からの繰り入れを行っていますか。

5)使用料の減免制度について

上記の月額の使用料について、使用者に対して減免制度を設けていますか。

「減免制度を設けている」の場合は、制度の適用条件及びその減免率を記入してください。

【制度の適用条件】		
<input type="checkbox"/>	高齢者	%減免
<input type="checkbox"/>	生活保護	%減免
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)	%減免

(4) 保守点検料金及び実施状況についてお答えください。

1) 保守点検業者との契約方法

貴市町村での保守点検業者との契約方法について、「一般競争入札で契約」、「指名競争入札で契約」、「随意契約」、「その他」のうち、最も当てはまるものをご回答ください。

(「その他」を選択した場合、その内容を本欄にご回答ください。)

2) 保守点検料金及び点検回数

■ a)各戸設置型浄化槽、b)共同浄化槽ごとに、保守点検料金の設定について「徴収する使用料金を含む」、「使用料金以外に別途設定し使用者負担」のいずれに該当するかご回答ください。

■ 表1及び表3(次頁に記載)に、浄化槽1基あたりの1年間の保守点検料金と回数を記入してください(保守点検1回あたりの料金ではありません)。

■ 料金設定と回数について、処理方式別に料金を設定している場合であっても、代表的な保守点検料金及び回数をひとつ回答してください。

なお、以下の悪い例に該当する回答は無効となります。

良い例: ●●●(円/年または回/年) ← 料金または回数の回答がひとつである

悪い例①: 約●●●(円/年または回/年) ← 「約」では料金または回数が不明瞭

悪い例②: ●●●~●●●(円/年または回/年) ← 料金または回数に範囲があり、不明瞭

■ 料金は10%税込み価格とし、清掃料金、消耗品を含めないでください。

a) 各戸設置型浄化槽

<保守点検料金の設定>

<保守点検料金及び対応する回数(各戸設置型浄化槽)>

表1 年間保守点検料金及び保守点検回数(各戸設置型浄化槽)

		合併処理浄化槽	
5人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
7人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
10人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年

消毒剤の料金について、表1で回答した年間保守点検料金に、消毒剤の料金は含まれていますか。

表2 年間消毒剤料金(各戸設置型浄化槽)

		合併処理浄化槽	
5人槽			円/年
7人槽			円/年
10人槽			円/年

※代表的な年間消毒剤料金を記入ください

※「含まれない」を選択した場合のみ、表2に年間消毒剤料金をご回答ください。

b) 共同浄化槽

<保守点検料金の設定>

<保守点検料金及び対応する回数(共同浄化槽)>

表3 年間保守点検料金及び保守点検回数(共同浄化槽)

		合併処理浄化槽	
7人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
10人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
15人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
20人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
25人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
30人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年
50人槽	年間保守点検料金		円/年
	年間保守点検回数		回/年

消毒剤の料金について、表3で回答した年間保守点検料金に、消毒剤の料金は含まれていますか。

※「含まれない」を選択した場合のみ、表4に年間消毒剤料金をご回答ください

表4 年間消毒剤料金(共同浄化槽)

		合併処理浄化槽	
7人槽			円/年
10人槽			円/年
15人槽			円/年
20人槽			円/年

		合併処理浄化槽	
25人槽			円/年
30人槽			円/年
50人槽			円/年

※代表的な年間消毒剤料金を記入ください

3) 保守点検料金の改定

保守点検料金について、過去に改定を行ったことがありますか。「改定あり」の場合のみ、直近の改定時期についてご回答ください。

「改定あり」の場合、直近の改定時期は 年 月
※西暦で記載ください

(5)清掃の実施状況および料金についてお答えください。

1)清掃業者との契約方法

貴市町村での清掃業者との契約方法について、「一般競争入札で契約」、「指名競争入札で契約」、「随意契約」、「その他」のうち、最も当てはまるものをご回答ください。

(「その他」を選択した場合、その内容を本欄にご回答ください。)

2)人槽毎に区別して設定した清掃料金

■表5に、浄化槽1基あたりの1年間の清掃料金及び清掃回数を人槽毎に記入してください。
 ■料金は清掃作業と処理施設への投入料金を合計した金額(※市町村が契約する清掃業者との契約料金を)を記入してください。

■料金設定と回数について、処理方式別に料金を設定している場合であっても、代表的な清掃料金及び回数をひとつ回答してください。

なお、以下の悪い例に該当する回答は無効となります。

良い例:●●●(円/年または回/年) ⇐ 料金または回数の回答がひとつである

悪い例①:約●●●(円/年または回/年) ⇐ 「約」では料金または回数不明瞭

悪い例②:●●●~●●●(円/年または回/年) ⇐ 料金または回数に範囲があり、不明瞭

■料金は10%税込み価格とし、保守点検の費用、ならびに消毒剤、その他の消耗品の交換費用等は含まないでください。

表5 年間清掃料金及び清掃回数

		合併処理浄化槽	
5人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
7人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
10人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
15人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
20人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
25人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
30人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年
50人槽	年間清掃料金		円/年
	年間清掃回数		回/年

3)清掃料金の改定

清掃料金について、過去に改定を行ったことがありますか。「改定あり」の場合のみ、直近の改定時期についてご回答ください。

「改定あり」の場合、直近の改定時期は 年 月
 ※西暦で記載ください

4)料金設定の手法について

各戸設置型浄化槽、共同浄化槽ごとに、清掃料金について「徴収する使用料金に含む」、「使用料金以外に別途設定し使用者負担」のいずれに該当するかご回答ください。次に、浄化槽1基当たりの清掃料金の設定手法について、最も当てはまる項目を一つ選び、□にチェックしてください。

<清掃料金の設定(各戸設置型浄化槽)> <清掃料金の設定(共同浄化槽)>

各戸設置型	共同浄化槽	清掃料金の設定手法
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 引き抜き汚泥の単位量当たりで料金設定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 人槽、処理方式などで区別して料金設定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 上記1と2を条件によって使い分け設定 ⇒ 直下の設問に回答ください
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 上記1と2を加算して料金設定
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他 (回答を記載ください)

直上の設問の回答が3の場合、どのような条件で使い分けしているか、最も当てはまる項目を一つ選び、□にチェックしてください。

各戸設置型	共同浄化槽	設定条件の判断基準
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	人槽規模が大きいかな否か ⇒ (判断基準の境界は <input type="checkbox"/> 人槽よりも大きいかな否か)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	引き抜き汚泥量が多いかな否か ⇒ (判断基準の境界は <input type="checkbox"/> よりも多いかな否か)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汚泥貯留槽(汚泥濃縮貯留槽)があるかな否か
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

(6)維持管理業務の合理化・効率化の取組についてお答えください。

貴市町村における維持管理業務の合理化・効率化のために現在行われている取組について、直下の中から該当する□にチェックしてください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	維持管理業務の集約化
<input type="checkbox"/>	保守点検・清掃の記録票を市町村内の全業者で統一化
<input type="checkbox"/>	浄化槽台帳システムの整備・活用等による業務の電子化
<input type="checkbox"/>	維持管理計画見直し等による合理化
<input type="checkbox"/>	その他 (回答を記載ください)

(7)浄化槽の維持管理の更なる向上や適正化・効率化等に向けて、ご意見等あれば自由に記入ください。

(回答を記載ください)